

大正バブル期における起業活動とリスク管理

- 高倉藤平・為三経営の日本積善銀行破綻の背景 -

小川 功

はじめに

高倉為三（以下為三と略）が実権を握る日本積善銀行（積銀）¹⁾は大正11年11月29日臨時休業に追い込まれたが、高倉常務は破綻の原因を糺す養母とよに対して「只相場で失敗して済みませんといふのみで何事も申しませぬ」（とよ談 T12.1.11大毎）²⁾と専ら相場の失敗を強調しており、一般的にも高倉為三が「相場で失敗」し、「白洲滝川その他の株式会社において蒙りたる定期株の損失」（T12.1.11大毎）が大きいと解釈されている。しかし日銀の見方は「本年春以来、大新鐘新二対スル株式思惑ニテ損失ヲ蒙リ、加フルニ同

人関係諸会社ノ成績思ハシカラス、同行ノ資金ヲ濫用」³⁾したとし、株式思惑とともに「関係諸会社」のために積銀の行金千数百万円を費消し尽したのが主な原因であるとす

る。
為三自身も大阪朝日の記者の追及には「大正八年の財界好況時に新会社をいくつもいくつも創設した崇りが一ぺんにやって来た...全く大正九年の財界反動による手傷のため」（為三談 T11.12.10大朝）であると、府警に提出した為三作成の「損失明細書」には「東洋毛糸、東華紡績その他先代並に彼が創立した会社をはじめ、港南電鉄、別府観海<寺>土地、花屋敷土地、木津川土地運河、勝浦索道その他十六の関係会社の創立又は値下り欠損」（T12.1.11大毎）が列記されている。為三は「私の関係会社の創設事業が完成に近づくに随て...経営が凡て苦しくなる。財界は

1) 日本積善銀行（積銀）は京都では最大手の商工貯金銀行に次ぐ貯蓄銀行から普通銀行に変更して間もない銀行で、大正11年上期では公称資本金 500万円、払込 185万円、諸積立金40万円、預金2,136万円、貸出1,181万円、預ケ金500余万円、所有有価証券 394万円、支店数24（京都10、大阪14）で「相当世人ノ信用ヲ受ケ...外觀頗ル派手ニ営業」（日銀京営特49号、『臨時重要事件報告（京都支店）』日銀金融研究所保管資料#7723）していたが、高倉為三の背任等のために大正11年11月末破綻、一般社会に及ぼす影響は極めて悲惨であった。実権者の高倉為三は高倉藤平（後に堂島米穀取引所理事長）の経営する信託部、北浜株式、堂島米穀仲買業の業務に従事し頭角を現わした。とよ未亡人は「十合呉服店の奉公人から私の店へ代って来ました時分...十円の月給で前垂掛けで帳場に座って帳付けをしてゐた時分の為三は...算盤が確で筆の達者な所から主人に見込まれ、それに目から鼻に抜ける様な賢しい質」（T12.1.11大毎）と回顧する。藤平に見込まれ養子となり、先代の没後に積銀、堂島米穀取引所をはじめ十数社の関係会社の創立や経営にかかわった。

2) 本稿では頻出する新聞記事、会社録等は以下の略号で示し、本文内に付記することとし、大正の年号は原則省略した。M...明治、T...大正、S...昭和、営...営業報告書、清...清算報告書、伝...『高倉藤平伝』、業史...『本邦生命保険業史』昭和8年、保険銀行時報社、(会社録)人...『人事興信録』、紳...『日本紳士録』、帝要...『帝国銀行会社要録』、要録...『銀行会社要録』、諸...『日本全国諸会社役員録』、通覧...『会社通覧』、株...『株式年鑑』野村商店・大阪屋、(新聞・雑誌)大毎...大阪毎日新聞、大朝...大阪朝日新聞、大阪日日...大阪日日新聞、東日...東京日日新聞、日出...京都日出新聞、京日...京都日日新聞、時事...時事新報、福日...福岡日日新聞、門司...門司新報、保銀...保険銀行時報、D...ダイヤモンド、R...鉄道時報

3) T11.11.29日銀大阪支店報告（日銀金融研究所保管資料#7723）

悪化する。他の持株も共に下落する。配当は減る。借金の利子だけでも年百万円から支払ふ。又払込が来る。先の払込の値は剥げてしまつて次の払込に食い込む、たうたうそれが積み積って一千万円以上にも達した...凡て新設会社の損失です」(為三談 T11.12.10大朝)と、全てを「新設会社の損失」に帰する。為三の主宰していた堂島米穀取引所の株価で代表させると、3年8月50円払込、11.5%配当で最高95.50円、最低85.50円であったものが、30%配当の5年12月には最高325.00円、最低205.00円、30%配当の6年8月の株価は最高303.00円、最低265.50円であった。⁴⁾しかし18%配当の9年9月の安値は104.00円、積銀の破綻した11年12月の安値は91.00円と、5年12月の最高325.00円の28%にまで暴落している。⁵⁾

積善「銀行の負債となって居る預り金中、一百万円以上の当座及通知預金約六十二万円は大部分高倉関係会社のもの」(T11.12.9大朝)、「預金...の内高倉関係の会社の分約二百万円」(T11.12.9大毎)「同行が高倉に対する貸付金はすべて高倉の名義では無く、店員やその他関係者のものとなってゐて、高倉名義の手形は一つもない...而もそれに対する担保は何れも高倉の手で作り上げた新設会社の株券であり、殆ど留<ループル>紙幣にも等しい無価値のもの」(T11.12.7大朝)と推定されるなど、積銀の預金貸付両面でも関係会社分が大きな比重を占めていた。このうち新聞記事で判明したのは東華紡績からの預金78万円、東羊毛糸紡績41万円、一族の高倉信二郎38万円⁶⁾、

木津川土地運河27万円、港南電車軌道(阪堺電鉄)20.1万円、松葉屋商会⁷⁾17万円、勝浦索道(金額は不明)など、小計224万円である。このうち東華紡績からの通知預金578,133円、公債証書額面2万円を積銀が担保として差入れていた東羊毛糸紡績からの通知預金41万円等については大正12年7月2日守屋らの管財人が公表した財産目録の中で預金としての成立そのものが否認され、また別に堂島乗取りなどの問題含みと推測される「島徳蔵、宮崎敬介に対する預金」も437,995円と巨額に達している。⁸⁾「高いコールに惚れて...積善銀行へ遊資を出し今更地駄んだを踏んでゐる紡績屋がある」(T11.12.6大毎)との見方もあるが、東華紡績、勝浦索道などの預金約48.3万円は「為三...は同銀行の行金を以て...株金払込を為す可きことを企て...株金払込金として受取りたる如く虚構し之を両会社の同銀行に対する預金に振替へたる形式を採り」⁹⁾という、いわくつきの粉飾であった。

本稿では積銀破綻の原因、為三らの経営者のハイ・リスク行動等の解明の一環として、為三の先代・高倉藤平(以下藤平と略)をも含む高倉一族の関係企業の概要と高倉父子の企業者活動の全容をまず明らかにすることとしたい。積銀の資料が散逸して銀行本体の精密な分析が非常に困難なことから、とりあえず積銀の外堀である関係企業群の資料により、順次銀行本体に迫っていかうというものである。なお本稿の一部は平成15年8月28日地方金融史研究会の夏季合宿で「日本積善銀

4) 5) 小沢福三郎『株界五十年史』昭和8年、春陽堂、p315,421

6) 和議申立棄却理由書(T12.4.7大毎所収)。高倉信二郎は明治32年3月高倉藤平の長男に生れ(伝年譜)、大正10年12月時点で日本積善銀行筆頭株主3,560株、高倉事件当時は慶応に在学中、後に日本汽船勤務(『財界物故傑物伝』昭和11年、下p2)

7) 松葉屋商会代表社員は遠藤監査役長男富三郎、京都貯蔵銀行の頭取であった遠藤九右衛門は「十一代連綿たる旧家」の呉服小売商・松葉屋で、「同府屈指の富豪として其名高し」(『大正人名辞典』p661)

8) T12.7.4日銀京都支店報告(日銀金融研究所保管資料#7723)注151参照

9) 18) 予審終結決定書(『大阪銀行通信録』T14.9,p381所収)

行破綻と高倉為三のハイリスク行動」として報告したものであり、関連する報告を金融学会、経営史学会等でも予定しており、いずれ別稿を予定している。¹⁰⁾ 植田欣次氏をはじめ学会等の報告の際に種々教示賜った各位や、歴史的公文書閲覧に当りお世話になった日銀金融研究所大宮均氏ほか多数の関係機関各位に厚くお礼申し上げたい。

高倉為三の関係企業

関係企業の概要

為三の関係企業について大阪毎日「若武者の為三氏は古い顔の相談役より若手の相棒が結構だというので、同じ堂島畑の上田弥兵衛¹¹⁾氏と組んで目覚ましい活躍振りを見せ、上田氏もまた...一躍新進の代議士となりすまし、両人手を携えて財界の分野に堂島系なる一根城を構え、木津川運河土地、東洋毛糸、東華紡、港南電鉄(創立中)等各種の新会社を起し、一方故松谷天一坊が案出した証券交換所を大阪に移植して、武内作平¹²⁾氏が旗頭となって北浜に肉薄する、次いで農工銀行の乗取り¹³⁾を画策するなど、四角八面に財界を薙ぎ回っていたが、不況期となって手を出していた各事業はいずれも蹉跌し欠損

続出の有様で、過般来減資や整理を行ったけれども弥縫策ぐらいでは追ッ付かず、この悲境を脱出すべく日本積善銀行から資金を引き出して、大新株と鐘新株の大買い占めを策したところ、これまた思う壺にはまらず損失が重むのみ」(T11.11.30大毎)と報じた。また大阪朝日も「大阪財界の一角に堂島系を形成して幾多の新設会社を興し、上海に東華紡績を筆頭とし、木津川土地運河、朝鮮勸業等を新設したるも悉く好績を収むるに至らず、南満競馬の利権買収は物にならず、更に東洋毛糸を首め関係事業は悉く財界反動の飛沫を受けて事業は益経営困難となり、株式市場は惨落して東洋毛糸は一時五十円払込みにて二十円見当に落下し、東華紡は五十円払込みにて十二三円処を呼び、木津運河は二十円払込みにて十一二円に暴落し、他の関係株にして担保力を失へるものも尠くない。之れが為、金融難となり幾多関係せし事業の打撃が今回蹉跌の最大原因となつてゐる」(T11.12.6大朝)と報じた。

司法当局に提出した為三作成の「損失明細書」でも「十六の関係会社の創立又は値下り欠損を主なるもの」¹⁴⁾として報道されるが、その明細は未詳であるので、為三の関係企業の株主名簿等から推定したものが[表-1]、[表-2]である。高倉一族に、ダミー等と目される雇人・親密仲買人、シンパの資本家を加えた広義の高倉持株では、総株数の7~8割を支配した日本貯蔵銀行、有隣生命、3割を押さえた堂島米穀取引所などが高倉直系企業に位置付けられる。これに次ぐのが総株数の約2割を保有する東洋製網、日本冷蔵舎

10) 平成15年10月26日金融学会秋季大会報告「大正末期日本積善銀行の破綻とリスク管理・ガバナンス不全」、平成15年11月8日経営史学会大会パネル報告「事業の失敗と経営者の資質」

11) 上田弥兵衛は明治33年大阪高商卒、大阪の大手の米穀商・先代上田弥兵衛の養子となり、大阪商船勤務を経て、大正6年大阪穀物商組合長の地盤と堂島を背景に大阪市より代議士当選、別府観海寺土地社長、日本貯蔵銀行、南洋護謨拓殖、網島土地各取締役、日鮮土地監査役

12) 武内作平は弁護士、衆議院議員、朝日窯業、大阪証券交換所各社長、大日本塩業、大阪土地建物、岡山電気軌道、東洋毛糸紡績各監査役(紳T11,p138)、昭和2年3月末の阪堺電鉄500株主(前掲『近畿電鉄号』,p314)

13) 大阪農工銀行の乗取りは為三が上田弥兵衛代議士、広沢耕作、堂島の仲買人と大正11年7月、同行経営方針を批判した「経営革新計画」を立案して、現重役陣更迭を主張し同行の実権を掌握しようとした買占め事件

14) 司法当局提出の為三作成「損失明細書」(T12.1.11大毎所収)

〔表 - 1〕高倉一族・一派の主要持株（大正8年）

	藤平	為三	信二郎	とよ	堀本伊助	丸野寅之助	川本虎次郎	瀧川新蔵	白洲長平	吉岡為次郎	納富陳平	吉田武衛
摂陽銀行		60 N75									150 N250	
大日本石油	980											
堂島米穀 取引所		1,490 N1,390	2,100 N50	N1,000	1,000 N1,080	12 N1,774	650 N1,520	1,850 N20	1,053	350 N600		1,300 N140
日本冷蔵舎密		N2,256	N600	N1,000		123		1,000 N1,500	1,075 N170			
大日本紡績			235 N135									
東洋毛糸紡績		500 N500	1,500 N1,500		N300	1,660 N320	700 N300				360 N30	500
日本絹布 関西信託 南洋護謨拓 和泉紡績 明治海運 大阪商船 大阪亜鉛鋳		900	220 100 3,060		80	N100	N200 1,000 N1,000	620	540			240 50 N100
日本郵船 日本舎密肥料 大阪電気軌道 大日本麦酒									N60 N50	50 N62		
小計	980	7,171	9,490	2,000	2,460	3,989	5,370	5,090	3,048			
総計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2,712	1,780	2,630

(資料)『全国株主要覧』大正8年。Nは新株。

(単位 株)

広沢耕作	上田弥兵衛	上田勘兵衛	武内作平	日本貯蔵	浜崎照道	藤野正年	宮崎敬介	祇園清次郎	天野利三郎	直川安次郎	今西林三郎
			100								196
	500						100				
	925 N1,082		500 N500	1,000 N500	200 N200	150 N75	191 N195	243 N141	1,700		
			100 N200			100 N1,020					
	1,495 N792	1,800 N3,310		1,000						100 N105	
2,818 N3,501			500 N500							271 N271	1,510 N1,510
	50									50	
	1,000		200		500			250		N100	
								45 N22		N110	150 N75
	100 N125	260 N400		200 N250		N50			320 N5,500		
				1,000 N1,000			N200		150 N700	200 N100	
				260							
				5,210							
7,370	10,100	9,330	3,500	"	3,150	3,462	5,438	9,416	19,612	3,533	30,915

密、東印度貿易、キャバレー・ツパノンなどである。これに対して為三が社長の木津川土地運河、東華紡績などは資本金が大きいため、広義の高倉持株は1割弱にとどまっている。比率の低いのは5%弱の阪堺電鉄（後述）であるが、これは為三失脚後の創立で、高倉系株主が大幅に後退を余儀なくされた結果であろう。

[表-2]の高倉系株主約11万株のうち、為三、信二郎が1,2位、祇園清次郎¹⁵⁾、上田弥兵衛（積銀取締役）、浜崎照道¹⁶⁾（藤平の子分）、武内作平（弁護士）ら有名な投資家（したがって、真性な株主である場合を含む。ただし上田弥兵衛の如く積銀等から当該資金を借り入れている可能性もあろう）がこれに次ぐが、それらと並んで雇人・親密仲買人など無名の、すなわち、彼らの資産程度から判断して、はたして真性な株主かどうか疑義がある株主多数が登場する。府警調査の罪状の報道の「他の名義を利用して実際は八万六千株を所持」（T12.1.11大毎）はこれら雇人・親密仲買人などを積銀株主で見たように為三のダミーとして利用した可能性が高い。高倉一族、ダミー等の高倉直系株主の払込資金は積銀または加島銀行等の為三の取引銀行から調達された可能性が高い。積銀の詳細な資料を欠くが、積銀の40万円の貸付先と判明した東華紡績（T15.4.5D）、「広沢<耕作>¹⁷⁾常務に対し地所家屋を担保に取って二十万円貸

してみた」（T11.12.2大朝）東洋毛糸や、「行金を以て...株金払込を爲す可きことを企て」（¹⁸⁾た東華紡績、勝浦索道など為三を経由してこうした関係企業や投機資金に流れたものと推測される。また上田弥兵衛も積銀から14万円を引き出ししていた。（金光整理委員談 T12.4.12大毎）

「同行が高倉に対する貸付金はすべて高倉の名義では無く、店員やその他関係者のものとなっており、高倉名義の手形は一つもない...而もそれに対する担保は何れも高倉の手で作り上げた新設会社の株券であり、殆ど留<ループル>紙幣にも等しい無価値のもの」（T11.12.7大朝）であったと報道された。たとえば同行が「百万円の貸出しをした怡土卓児¹⁹⁾が紙 勇蔵積銀専務 の甥であることが戸籍謄本によって明瞭」（T12.4.20大毎）となった。

関係株式の惨落

「同人ノ関係会社ハ比較的新規ノ設立ニ係ルモノ多クシテ経営困難ナルアリ」²⁰⁾とされたように、「株式市場は惨落して東洋毛糸は一時五十円払込みにて二十円見当に落下し、東華紡は五十円払込みにて十二三円処を呼び、木津運河は二十円払込みにて十一二円に暴落し、他の関係株にして担保力を失へるものも尠くない」（T11.12.6大朝）という状態であった。このため「南満、堂島、木津川運河、東洋毛糸其他確實の有価証券」（T

15) 祇園清次郎は加島銀行、大同生命各取締役のほか、別府大分電鉄監査役

16) 浜崎照道は浜崎永三郎の養子、「高倉氏の子分」（小林一三『逸翁自叙伝』昭和28年、p221）で堂島米穀取引所理事、東印度貿易、朝日窯業各社長、南洋護謨拓殖取締役、阪急、西宮土地各監査役

17) 広沢耕作（岸和田）は岸和田五十一銀行支配人を辞し浪人中、藤平に拾われて東洋毛糸常務取締役となり、東華紡績、東洋製網各取締役など「高倉の有力な幕僚」（T12.1.14大毎）として活躍

19) 怡土卓児への貸出は裁判所の和議申立棄却の理由書で「紙勇蔵が銀行に対し怡土卓児外二名の名義を以て負担せし債務額百四十七万二千六百九十円現存する」（T12.4.7大毎）と認定されたが、紙は「恰も私がしたやうになって居りませぬけれど、之は高倉為三の消費したもの」（紙談 T12.4.7大毎）と否定した。

20) 日本銀行調査局「本邦財界動揺史」『日本金融史資料 明治大正編』第22巻、日銀、p717

11.12.23大朝)など「為三が加島銀行から借入れた九十余万円の担保に入れた諸株が大正九年三月の恐慌で暴落した」(T11.12.12大朝)結果、紀伊熊野川方面の山林(後述)約六百町歩を「増担保として入れ」(T11.12.12大朝)ざるを得ない事態が発生した。このうち、たとえば木津川土地運河は「株界に於て一流土地株」²¹⁾とはやされ、為三自身の告白によれば「東華紡の如き一万株の申込に僅か五株を渡す盛況を以て成立しました。東洋毛糸もさうでした、<東洋>製綱もさうでした」(T11.12.10大朝)と、創立時には応募が殺到し、9年上期東洋毛糸紡績の株主数2,072名、9年の最高値160.0円に対して、最低値は41.0円と1/4に暴落(株T10,p232)、銀行破綻時には時価十七八円と往時の1/10程度になった。

高倉為三の関係役職の辞任

為三は大正11年11月30日夜の堂島米穀取引所重役会議に出席し「顔色蒼然意気消沈として理事長席に着き...今回事件の顛末を述べ、其の責軽からざるを以て理事長の職を辞する旨申出」(T11.12.2京日)、12月1日付で堂島米穀取引所の理事長を辞任(T12/5堂島#95営,p7)したのをはじめ、東洋毛糸紡績は12月3日為三社長、広沢耕作常務から出された辞表の諾否を12月3日の重役会で協議(T11.12.1大朝)、後任社長には河崎助太郎が内定した。(T11.12.5大朝)これ以降も為三は12月4日木津川土地運河社長の辞表を提出(T11.12.5大朝)、12月15日日本冷蔵舎密取締役辞任登記終了(T12/3日本冷蔵舎密#29営)、12月18日大阪農工銀行取締役辞任につき登記(T11/12大阪農工銀行#49営)、12月

18日別府観海寺土地取締役辞任につき抹消登記申請(T12/5別府観海寺土地#7営、滝川伊之助も12月8日取締役辞任)、12月25日東洋製綱社長を辞任(T12/3東洋製綱#10営)、12月28日東印度貿易取締役を辞任(T12/4#13営)、12月29日キャパレーツパノン常務清算人辞任の件承認(T11/12清算#1)、12年1月23日東華紡績社長の辞任登記終了(T12/3東華紡績#6営)した。ただし12月23日辞表を提出したはずの為三は木津川土地運河の「第七期事業報告書」に筆頭取締役として署名、第七期定時総会では再任されなかった。(T12/5木津川土地運河#8営)ほかに花屋敷土地、勝浦索道、内外商事、日本紡績工業、日本印刷製本各取締役、北浜寺土地監査役等の辞任年月日は未詳である。

高倉藤平の関係企業の設立・買収・経営

高倉藤平の名は35年時点の主要企業の大株主名簿²²⁾に該当なく、明治40年時点の紳士録にも「米穀商并株式仲買業」(紳M41,p112)との家業しか記載がないので、「華城財界への振出」(伝年譜)は伝記の通り40年頃と考えられる。以下関与順に藤平の関係企業(北浜銀行等を除く)からまず記述する。

伊勢電気鉄道<明治40年10月監査役就任>

明治28年5月岡橋治助、片岡直温、地元の太田小三郎(山田銀行取締役、参宮鉄道取締役)、秋田喜助ら发起人13名は水力発電、電気鉄道を目的とする宮川電気を創立した。社長には平川靖、取締役には山口善五郎(三十四銀行)、監査役には弘世助三郎、泉清助らが就任した。²³⁾太田小三郎らは30年3月宇治二見電車鉄道の名義で電気鉄道を出願した

21) 蛭間幸成編『土地会社総覧』大正9年、商事信託,p54

22) 明治36年1月6日『日報』第1301号

〔表 - 2〕高倉一族・ダミー・シンパ等の主要持株（大正11年前後）

株主 銘柄	高倉一族			ダミー等と目される雇人・親密仲買人等							シンパ	
	為三	信二郎	とよ	堀本伊助 *	丸野 寅之助	鈴木 庄三郎	川本 虎次郎	山根 金次郎	堀川 忠三郎	白洲 長平	吉岡 為次郎	納富 陳平
日本積善銀行	3,220	3,560	330	1,350	1,590					30		
T11/6	15,000	15,000	3,000	4,050	4,770					3,000		
堂島取引所	4,608	1,840	1,600	580	1,567	62	4,387	1,390	1,760	3,485	1,015	
T11/11												
有隣生命	45	100	100	20		51					339	
T5/3												
南洋護謨 拓殖 T5/9	900							700				120
日本冷蔵 舎密 T11/9	2,256	600	1,000		500		500					
東印度貿易 T13/10		3,200										
キャバレー ヅパノン T8/5	550										300	
木津川土地 運河 T8/11	3,000		200	820	1,500	100	1,500		500		90	860
阪堺電鉄 T12/9			40	120	300		200					
東華紡績 T11/9	2,022	1,500	102	1,500	1,500	750	1,530	411	165	300		300
東洋製網 T12/9	626						150					
別府観海寺 土地 T10/11	500											
計												

（資料）各社『営業報告書』株主名簿（日本積善銀行のみT11.12.3大毎）

* 積銀T11/6の堀本伊助は堀本平五郎に名義変更，上段は旧株，下段は新株。有隣生命の持株比率には藤平分を含む。

が却下され、さらに30年9月24日宮川電気として軌道の特許を得た。35年7月16日宮川電気の臨時総会で「昼間は電車業をなし夜間は電灯業」を営む電鉄兼業計画案を決議し、「一時重役に於て臨時借入金をなし工費に充て未払株払込を以て漸次償還」(M35.7.26R)することとし、宮川電気を伊勢電気鉄道と改称、36年8月1日開業した。(M36.8.15R)

伊勢電気鉄道は40年時点では社長太田小三郎、副社長秋田喜助、常務村井恒蔵、取締役村井忠三郎、五富利金吾、監査役田口程吉、竹内善寿、阿竹嘉六であった。(紳M41,巻末p87)40年下期に資本金70万円を倍額増資し、「新株は大部分を大阪方面にて募集せしが、梅原亀七氏之を引受けて、知人間に割当」(伝p145)てた結果、40年10月大阪側を代表して野村徳七が取締役に、藤平が監査役に就任した。(伝年譜)この直後に藤平と野村徳七は41年3月世界一周の視察に出掛け、藤平は「終始野村徳七氏と行動を同ふし...兩人互ひに相理解し」(伝p147)た。伝記は「君が伊勢電鉄監査役就任前後、尤も梅原氏と親しく、当時梅原氏等は、浪速火災保険会社の創立計画に...日本冷蔵会社を引受け、梅原氏等と最善の努力を尽したり」(伝p145)と記載する。大正5年時点で社長太田小三郎、取締役秋田喜助、浜崎健吉、梅原亀七、河村清兵衛、監査役阿竹嘉六、藤平、堀田元次郎、支配人山内覚成であった。(諸T5,下p174)なお当該路線はその後、三重合同電気、合同電気、東邦電力の軌道線と変遷した。昭和11年12月31日参急が伊勢電鉄自動車を系列化して参急山田自動車と改称、この会社を中心に、

23) 合同電気『運輸要覧』『鉄道史料』第6号、p2～3所収。太田小三郎の養子太田光熙は「平川靖、村井忠三郎、岡橋治助、弘世助三郎、御木本幸吉氏等に依って、宮川電気株式会社が発起されたが、父も当時有力なる発起人の一人であった」(太田光熙『電鉄生活三十年』昭和13年、p204)と回顧している。

前記の東邦電力の鉄道軌道線買収をはじめ貸切業者等を買収して市内交通の統合を果し14年5月29日神都交通と改称し、8月1日神都乗合自動車を合併、現在の三重交通の前身企業群の中核となった。

日本冷蔵 / 大日本冷蔵 / 日本冷蔵舎密
< 明治42年1月設立 >

大阪製氷(大阪市西区南堀江)や帝国製氷(東京市京橋区明石町)の製氷冷蔵専門会社に続き、日本冷蔵合資が明治39年1月「冷蔵法応用凍豆腐寒天製造並二製氷業」(諸M34,p312)を目的として資本金20万円で大阪市北区東野田町に設立され、中原孝太が無限責任社員であった。株式会社となった時点の日本冷蔵は取締役森本六兵衛、中原孝太、桑原羊治郎、森本銀治郎、蓬萊林太郎、監査役藤本清兵衛(紳M41,巻末p48)であったが、「火災に遭ひ一旦解散、藤本清兵衛氏は目下清算人会長なり。然るに株主中再興を計画するものあり、資本金二十五万円を以て新に大日本冷蔵会社を組織...藤本氏の懇請により高倉氏の名義を以て前記の金額を通知預金として預入」(M42.3.25大朝)れていた。ただし伝記ではやや記述を異にしており、日本冷蔵は「四十年二月資本金二百五十万円にて設立し、藤本清兵衛氏社長たりしが、翌<41>年二月第一次火災の爲め、殆んど全部焼失したる後を承けて君は之を買収し、自身は平取締役と為って、而かも実権を握り居たり。同時に大日本冷蔵株式会社と改称せしが、此会社の経営は、君が華城財界への振出と称せられた」(伝p145)とする。藤平は41年11月日本冷蔵取締役に選任された。(伝年譜p4)高倉は「焼け落ちたる日本冷蔵会社を引受けて結局之を興隆した」(伝p240)が、これは「新に事業を創立することをせず、既設の会社の傾覆危類に瀕せるものを買収して、之を整理する」(伝p240)

という「再建型資本家」藤平の主義・家法によるものとされ、当時「尤も梅原氏と親しく...日本冷蔵会社を引受け、梅原氏等と最善の努力を尽した」(伝 p145)事情もあった。42年1月「凍豆腐寒天氷製造販売」(諸 T5,上 p469)を目的に設立された大日本冷蔵は、「工場の再築工事中は会社の資本金全部を藤本ビルブローカー銀行に預金中なりしが、其際、藤本ビルブローカー破綻の事ありて、会社預託の資本金は流散し、為めに工事費に窮し、難渋を極めしかば、君は藤本氏にたいして破産申請を為すと共に、私財四万円を投出して会社の急を救ひたり」(伝 p147)とされる。大正5年時点で社長井上徳三郎、専務間部富太、取締役藤平、F.M.ジョネス、大矢大吉、監査役田中稲人、藤田茂、藤野正年、技師長田口知次郎であった。(諸 T5,上 p469)大正8年12月時点では日本冷蔵舎密に改称され、本社は北区東野田9丁目、資本金125万円、払込50万円、積立金2,000円、利益金30,878円、配当12%であった。(通覧 p223)大正11年3月期には西区天保町に築港工場を置き、資本金125万円、払込75万円、株数25,000、配当10%、社長井上徳三郎、専務倉田四郎三郎、取締役は為三に代り、他にF.M.ジョネス、田口知次郎、監査役武内作平、藤田茂、鳥井栄吉、支配人福原助七、築港工場主任中原茂雄(要録 T11, p21)で、配当支払銀行は古河銀行支店であった。(株 T10, p13)

大正8年8月25日漏電により工場を再度全焼し、「凍豆腐、製氷共...全然製造不能二陥り」(T8/9 #22営)、この第二次火災による復旧増設に際して三十四銀行から85万円を借入れ(T11.12.8大朝)、11年4月三十四銀行へ17万円を返却し、T11/9期の借入金は68万円(T11/9 #28営)、12年3月三十四銀行へ10万円を返却し、T12/3期の借入金は58万円(T12/3 #29営)、銀行預金は46,129円であったが、幸いにもなぜか積銀への預金

はなく「被った飛沫は案外軽微」(T11.12.8大朝)であった。付保先もかつて因縁の深かった浪速火災(後述)ではなく、神戸海上運送火災保険であった。高倉事件当時の資本金125万円、10%配当、株式総数2.5万株中取締役である為三持株6,311株には「滝川、白洲名義となったものを含む」(T11.12.8大朝)とされた。高倉系統株主の合計はT11/9期の9,071株²⁴⁾もあったが、翌T12/3期には119株に激減した。²⁵⁾「第二十九期営業報告書」は11年12月15日「高倉為三取締役辞任登記終了」(T12/3 #29営)を記載するほか、特段の積銀関連事項は見当たらない。

浪速火災保険<明治43年1月頃設立>

松島遊郭の天川三蔵らが発起人総代となって高率保険料の負担に苦しむ遊郭区域を本位とする火災保険会社の創立を企画し、同業者に呼び掛けたが、農商務省はなかなか認可しなかった。浅野陽吉²⁶⁾が大浦農商務大臣と親交があり、「創立認可申請中一方ならざる尽力をなした」(M42.8.20保銀)ため浅野を専務に据えることで明治42年春に認可を受けた。42年には大阪で大火があったこともあって設立が大幅に遅れ、社長候補者として天川

24) T11/9期の株主名簿では滝川新蔵2,900、為三2,256(100)、白洲長平1,225(19)の小計で6,381株、他に高倉系統の株主は、高倉信二郎600、石橋松三郎500、丸野寅之助500、川本虎次郎500、堀本平五郎490、藤野正年100、合計9,071株であった。()内はT12/3期の持株数

25) T12/3期に新たに登場したのは西村宗一(釜山)6,750株、林治作500株、阪本磯松261株、福西藤太郎170株、阪神商事の谷向喜一郎11株等であった。他に、ほぼ横這いの高倉とよ1,000(1,200)、池田梅蔵1,023(823)武内作平200(200)小川一重45(45)、大西伊之助20(20)があった。(T11/9 #28営。()内はT12/3期

26) 浅野陽吉は福岡出身、福陵新報主筆、大阪朝日新聞の実業欄主筆、代議士、有隣生命、浪速火災保険専務、帝国土地取締役

三蔵，浅野陽吉らの名もあがったが，株主募集が難航する中で，梅原亀七²⁷⁾とともに5,000株を引受けた藤平が浪速火災社長就任した。(伝年譜)これは「<藤平>君が…梅原氏と親しく，当時梅原氏等は，浪速火災保険会社の創立計画…梅原氏等と最善の努力を尽した」(伝p145)事情によるとされる。

明治43年1月23日ようやく資本金100万円(払込25万円)で浪速火災保険が設立された。社長藤平，専務浅野陽吉，取締役梅原亀七，小西儀助，岡本重威，藤野正年²⁸⁾，取締役支配人北田英太郎，監査役和田英太郎，宮崎敬介，川合庄助であった。²⁹⁾

明治45年1月16日大阪ミナミの難波新地で焼失家屋5,000戸という大火が発生したが，「此辺一帯…危険地と目する場所にして従来各保険会社とも危険の分散に努め」(M45.1.20保銀)でいたため，大火の割に損害は軽微であった。しかしここを最大の営業基盤としていた開業わずか2年目の浪速火災は正味支払保険金125,200円という大打撃を受け経営不振に陥った。³⁰⁾業界では浪速火災は「南区大火災に依て発表額以上の甚大なる打

撃を蒙り…今後の営業上活動不可能なるべし」(M45.1.20保銀)などと取り沙汰された。大正2年6月新任の早川平四郎支配人の改革で，「是迄の契約地域を変更し，専ら浅草下谷の如き危険地を避くるの方針を採り」(T5.5.6保銀)，「既契約中の不良物件を駆逐するに努力すると同時に新契約物件に対して嚴重なる選択を行ひ極力改善に意を注ぎ」(T5.8.13保銀)，巨額の損失を計上した。(伝p166)3年8月総会で藤平社長は累積赤字24万円の一部を償却する財源として私財5万円を提供した。翌4年8月30日藤平社長は引責辞任し腹心の宮崎敬介監査役を後任社長に推し(伝p166)，自分は監督に退いた(T5.5.6保銀)ものの，反対派の持株を引取り，藤平「君及び君の系統」(伝p167)で19,400株を占有した。市場では「火災焼残りの反古株…到底復活の見込なかるべし」(伝p167)との酷評まで出た。6年10月14日臨時総会を開催して200万円増資を発表する予定の所，オーナーたる藤平が急死した。藤平の死後，浪速火災の相次ぐ経営難を持て余していた高倉家は「浪速火災専務の浅野陽吉と同郷人であった関係」³¹⁾から，原錦吾(明治火災元常務)らを中心とする新会社設立の発起人の一人であった福岡の太田清蔵に売却され，原錦吾らの共同経営の下で7年10月日本共立火災保険と改称(伝p171)，その後大倉組に買収され，大倉火災海上，千代田火災へと変遷する。

大阪土地建物<明治44年7月設立>

藤本清兵衛と藤平は大阪土地建物，浪速土地，帝国土地の3社で共同行動をとった。まず大阪土地建物は藤平が土居通夫³²⁾，藤本清兵衛，磯野良吉³³⁾，宮崎敬介³⁴⁾，岡島千

27) 梅原亀七は北浜の株式仲買人で藤平の「親交者」，明治41年3月世界一週団に参加し，「帰朝してから帝国新聞社を起し」(『株式放資と売買術』文雅堂，昭和6年，p167)，44年4月8日『帝国新聞』として創刊したが，「素人道楽の無経験が祟」って「忽ち失敗…早く見切りを付けて投出し」(『株式放資と売買術』，p167)た。おそらく藤平も帝国新聞社の後身である大阪日日新聞の有力な金主の一人となったと考えられる。

28) 藤野正年は明治38年米国より帰国して「高倉氏の股肱堂島米穀取引所の重役」(『井上徳三郎君伝とくさん』p215)となり，「浪速火災の創立せらるるや，関東支部監督に任せられ」(T6.5.6保銀)，大正6年代議士当選，鬼怒電100株，富士製紙100株，浪速火災200株，有隣生命100株，東洋モス100株，堂島米穀280株，計890株(『全国株主要覧』T6，p324)，大正8年時点は鬼怒電900株，日本冷蔵1120株，その他とも計3462株(『全国株主要覧』T9，下p22)，関西土地信託取締役(諸T8)

29) 30) 31) 『千代田火災保険百年史』平成10年，p22~23

代造らと「天王寺公園ノ一部賃借シ劇場寄席及料理店、旅館等ヲ建設シ之ヲ他人ニ賃貸シ又八自ラ経営スル」(株M45, p50)ことを目的として資本金300万円で明治44年7月大阪市南区恵美須町一丁目の天王寺公園内に設立された。天王寺公園の一部を賃借し「大阪市トノ間二五ケ年ヲ一期トシテ契約ヲ締結」(株T14, p366)したが、「宮崎敬介一派が博覧会跡の敷地を市から借受けて大阪土地会社を起し、パリ風の娯楽場をつくるのだと、盛んにその土地株を買煽ってみたところへ、檜馬某がその貸下を不当なりとして訴訟を提起したため買方派が不測の災厄に遭った」³⁵⁾とされる。

32) 土居通夫は裁判官上りの「兼務重役、相談役、顧問などの肩書を沢山持」つ「有名なる人格者として有徳の紳士」(小林一三『逸翁自叙伝』昭和27年, p146)で、藤平も「預金吸集の必要上、特に人選に心を用いて土居通夫翁を拉し...頭取に据へ、翁の養嗣子剛吉郎氏を専務取締りに任じ、<高倉>君みづから平取締として而も経営の実権を握」(伝p242)った。養子の土居剛吉郎は阪東土地社長、大阪天王寺土地相談役。阪東土地は大正9年4月設立、資本金1,000万円、社長土居剛吉郎、野江の日本家畜土地に隣接した京阪森小路の土地10万坪、坪当り単価23.63円。大正9年7月頃、「目下森岡銀行に三十二万円の預金回収不能の為め暴落」(大正9年7月商事信託広告)したため、大正10年1月日本土地信託に資本金330万円で切り下げて合併した。(株T10, p745)

33) 磯野良吉は磯野小右衛門の長男で鉱山業、梅津製紙経営者、大阪窯業社長、八木系の浪速紡織の大正2年下期の200株主(『日本産業金融史研究 紡績金融篇』p91)、大阪土地建物発起人、有隣生命取締役、有馬鉄道200株主

34) 宮崎敬介は立教学校に入学、米国で神学を修め帰朝寸前心機一転し明治32年東株仲買人となり失敗、学友である加島銀行の星野行則に勧められ明治36年大阪島米穀取引所に雇われ、藤平の手代となり、取引所支配人、理事、神戸商品取引所理事、大阪株式取引所理事、大阪土地建物常務へと出世した「奇才縦横、口八丁手八丁の事業家で...目先の見えることや計画の才に秀で」(T15.3.25福日)た人物。

35) 佐藤善郎『株屋町五十年と算盤哲学』昭和4年、大阪屋号書店, p53

明治44年時点で資本金300万円、払込75万円、社長土居通夫、常務宮崎敬介、取締役藤平、岡島千代造、小林林之助、常任監査役武内作平、監査役藤本清兵衛、尼野源二郎であった。(株M45, p50) 飛田遊郭問題で「某氏のごときは...発表の前日十四日より大阪土地株の買い占めを行い、恐ろしく儲け込んだ」(T5.4.19大毎)とされた。その頃、大阪土地建物の社員は「大土地もモウ駄目だ。どうしても破産を免れぬ。天王寺噴泉から二十何万円の訴訟を起こされているし、市に納めねばならぬ金が三万円、橋本善右衛門氏によって借り入れた高利の金が三万九千円、とても整理の見込みがない、相場は今は売り時だ」(T5.4.22大毎)と株主に盛んに売りを吹聴したという。こうした社員の言動と軌を一にして、藤平の機関新聞といわれる大阪日日新聞も「紛擾又紛擾を極めたるシンヂケート愚ナパークの末路...内憂外患の新世界、土地会社の窮状」(T1.11.9大阪日日)と題する記事の中で「近来非常なる悲観状態に陥りたるを以て...三宅熊五郎、村井義三郎、石崎宗太郎の三名に一年五万円の契約にて貸与...噴水浴場株式会社より受取りたる五万円の保証金を初めシンヂケート保証金二万円は何れも使ひ果し会社は昨今金融全く逼迫して窮状眼も当てられざる状態となり...近来失敗相継ぎ、一時四十幾円迄も漕ぎ上げ居たる株券は近来十円余の価格に暴落した」(T1.11.9大阪日日)などと、当時盛んに大阪土地建物の攻撃する記事を書いて株価暴落を煽っている。しかし「北浜を調べて見ると、松井<伊助>³⁶⁾、靴の両仲買店あたりから買い煽ったのは、こと

36) 松井伊助は北浜で太閤と称された大物仲買人で、「私設北浜身上相談所長をもって任じ...知恵を与えるか、カネを投げ出すかして救済した」(『北浜盛衰記』p206)という仲買人組合、株栄会の代表格、北浜信託専務、日本信託銀行取締役、和歌山信託社長、大阪土地建物、和歌山紡織各取締役、信貴土地建物相談役

ごとく高倉一派と大土地連だったのです」(T5.4.22大毎)と称された。その後、大阪土地建物は「大部分の土地建物は既に売り尽して、此の上存続の必要な迄に達して居ったので、之れ迄屢々解説が伝えられ」³⁷⁾ていた。13年11月末には大阪土地建物は有価証券勘定118.1万円(阪南土地建物普通20,000株、優先株11,500株、阪堺電鉄5,000株ほか)を保有(株T14,p366)していたので「新規局面打開策として阪南土地合併を企て、其の大株主たる関係から遂に之を執行した」³⁸⁾が、この阪南土地建物は藤平の買占めた飛田遊郭用地(後述)の受皿となった会社であった。³⁹⁾

日本活動写真<大正元年9月設立>

大正元年9月10日鈴木商店をバックとする藤田謙一の尽力により、「郷誠之助男、故後藤猛太郎伯、横田永之助、河浦謙一、村上太三郎、梅屋庄吉、林謙吉郎氏等主唱となり」⁴⁰⁾、「本邦に於ける技術の改良と、営業の刷新とに努めて一大発展」⁴¹⁾すべく、「当時斯界の一大勢力たりし」⁴²⁾活動写真業者である横田商会(京都)、福宝堂、エム・パテー、吉沢商会(東京)の4個人業者の財産一切を

買収・統合して、資本金1,000万円(払込250万円)で東京に設立された。社長は伯爵後藤猛太郎、専務鈴木要三郎、常務河浦謙一、取締役後藤勝造、桂二郎、林謙吉郎、藤平、梅谷正吉、横田永之助⁴³⁾、田畑健三、監査役賀田金之助、重野謙二郎、金子圭介、内田直三、横田千之助、検査役斉藤二郎、赤尾藤吉郎、星一であった。(T1.9.11時事)。藤平は有隣生命を同社法律顧問(業史p141)であった弁護士「横田千之助...諸氏を介して買収」(伝p239)した経緯があり、横田千之助⁴⁴⁾を介して日活取締役に就任したと考えられる。

大正元年末には桂二郎(永同金鉱筆頭取締役)が社長となったが、創業期の映画産業は「当業者の無自覚な経営から、永らく水商売たる蔑視から脱する事が出来なかった」(S5.7.11D)ため浮沈が激しく、「創立後幾何もなく内部に面白からざる事情を生じ」⁴⁵⁾、買収「資産の代価不廉なりしのみならず、二度の諒闇に接し」⁴⁶⁾、火災も加わって、業績不

37) 38) 『近畿電鉄号第1輯』『株主協会会報』臨時増刊,S2.6,p310

39) 阪南土地建物は高値で藤平らから「遊郭移転地として決定した後に買収」(『土地会社総覧』T9,p50)し、大正5年8月「飛田遊郭、貸座敷用家屋及付近一般店舗ノ賃貸」(『土地会社要覧』T10)を目的に資本金300万円で設立された。常務の上田忠三郎(難波新地一番丁)は難波「遊郭側二百六十軒の総代」(T5.4.21大毎)、「難波新地の代表者」(T5.4.24大毎)、監査役の広瀬徳蔵は憲政会所属代議士

40) 42) 45) 49) 丹羽錠三郎『銀行会社と其幹部』大正7年,p92~93。丹羽は「何かと御世話になつて居った故高倉藤平氏に相談をした結果」(同書,p1)同書の構想を固め、題字も揮毫してもらうなど親交があった。

41) 47) 長坂金雄編『大日本銀行会社沿革史』大正8年,東都通信社,p332

43) 横田永之助は京都の勤王家の子息、札幌農学校卒、貿易業に従事し、25才で神戸に内外物産貿易会社を設立、明治28年「本邦へ始めて活動写真を輸入した人...我国斯業の元祖」(前掲『銀行会社と其幹部』,p93)横田商会主。日活の常務、副社長から昭和2年社長

44) 横田千之助は弁護士、中央移民合資会社に関与、明治33年8月時点で京浜銀行監査役50株主(諸M34,p18,36年3月頃まで在任、木村論文)、有隣生命法律顧問(業史p141)等を歴任した。38年10月25日九生は「真宗株事件二関シ三田勝俊、並共謀者高井幸三二対シ、岡崎正也、横田千之助、浅井栄三弁護士ヲ以テ京都地方裁判所ニ詐欺取財私書偽造ノ告訴」故星亨の門下生、恩師の政界に活躍しつつありし時は、専心弁護士の業に従事したりしが、師の遭難後、感ずる所ありて、片足を実業界に投じ、十数万の財産を造る」(T5.9.6保銀)など「細密にして算数に富み、貸殖の術に長ず」(同上)と評された。大正元年9月10日日本活動写真取締役に高倉藤平と横田千之助が仲良く就任(大正元年9月11日時事)、高倉藤平は有隣生命を「横田千之助...諸氏を介して買収」(伝p239)した。

振を続け、大正3年5月1/4減資して資本金を250万円に切捨てるなど内部の一大整理を余儀なくされた。⁴⁷⁾大正4年8月11日日活株は東株で売買開始⁴⁸⁾された。日活は当初は「素晴らしき人気を以て創立された」⁴⁹⁾いわばベンチャー・ビジネスそのものであったから、新奇を好む藤平らしい関係事業の一つではあるが、残念ながら具体的な関与については『高倉藤平伝』にも記載なく、未詳である。⁵⁰⁾

帝国土地 < 大正元年11月設立 >

大正元年10月13日頃「帝国土地会社は第一回払込順況に結了したるを以て目下創立準備中なるが、多分十一月十日頃、堂島米穀取引所に於て創立總會の都合に至るべし」(T 1.10.14大阪日日)と報じられ、当初から堂島筋による発起であった。元年11月「土地建物ノ売買、賃貸借、土地建物ヲ抵当トスル金銭貸借、右二關スル付帯事項目」(株T5, p527)を目的として設立され、「浪速土地株式会社所有地ノ東二位スル埋立済土地一万一千六百九十六坪、一坪当り十円余ヲ以テ買収」(株T5, p527)し、5年時点で大阪市北区壺屋町2丁目9(同系の関西土地と電話も同一)、資本金70万円、払込17.5万円、藤平が社長、専務大西勇蔵⁵¹⁾、取締役藤本清兵衛、島田万次郎(関西土地取締役)、浅野陽吉(浪速

火災専務、有隣生命取締役)、監査役大西定治郎(関西土地監査役)、北田英太郎(浪速火災取締役)、主任吉田貞次郎(関西土地支配人)であった。(帝要T5, 大阪, p99, 諸T5, 上p484)6年淀川土地、関西土地(本社位置、役員構成からみて帝国土地の姉妹会社)とともに同系の浪速土地に吸収合併された。6年淀川土地、関西土地とともに同系の浪速土地⁵²⁾に合併された。この後、浪速土地は8年11月淀川土地建物を合併、9年7月1日阪北土地を合併(無期延期)、12年8月14日京阪土地に吸収合併され、昭和3年3月1日京阪土地は京阪に吸収合併された。

難波新地遊郭の移転地買占め

藤平は「大大阪の改造と共に遊郭整理は着々行はれるべき」⁵³⁾を見越して、明治45年1月難波新地遊郭が焼失家屋5,000戸という大火で焼失した際、藤平が社長の浪速火災が正味支払保険金125,200円という大打撃を受ける一方、災いを転じて福となすべく「株屋その他のいわゆる事業家連が...飛田を移転地として着目し、猛烈なる暗中飛躍を行ひ...同所の地価が連日暴騰」(T5.4.17大毎)したが、飛田一帯の「二万二千坪の内、一万二千九百坪まで高倉藤平氏が所有し、他には住友男とか、絵所氏とか虎屋銀行」(T5.4.20大毎)が買収した。ここに「三十年の古き歴史を有する松島遊郭」⁵⁴⁾をはじめ市内遊郭を移転すべく、金融業者の見野文治郎(大阪府議・副議長)は「藤平氏や宮崎敬介氏等と飛田移転の計画をして遊郭側と協議」(T5.4.21大毎)した。「飛田の土地に最も関係深き某実業家及び某氏等は、難波新地の貸座敷業者と結託

46) 東洋経済新報社『株式会社年鑑 第一回』T 11, p29

48) 東株『五十年史』昭和3年, p252

50) 大正5年1月時点では藤平は日活退任済み(諸T5, 上p84)、日活に関しては『日活五十年史』昭和37年のほか、田中純一郎『日本映画発達史』, 昭和51年, 中央公論社『日本映画事業総覧』昭和5年版, 国際映画通信社, 『銀行会社事業興信録』昭和8年, p292等を参照

51) 大西勇蔵は大正6年9月同系の浪速土地に合併された関西土地社長, 東洋皮革取締役, 富士倉庫監査役

52) 浪速土地は『大和証券百年史』平成15年, p24 ~ 9 参照

53) 54) 前掲『土地会社総覧』, p50

し、同志会代議士の手を経て盛んに中央政府に運動する所あり、これに政友会治代議士、前代議士等も加わりて、とうとう同志会の幹部を動かし、ここに飛田遊郭の指定を見るに至る(T 5.4.19大毎) ったとされる。

しかし「風教上の見地より、反対運動を起し」(伝 p 277) た湯浅豊太郎弁護士は、かつて「明治三十九年...神田清右衛門⁵⁵⁾翁の代理弁護士として、君に対する貸金請求を為した」(伝 p 278) 因縁ある人物で、破綻した東讃電気鉄道重役でもあった。藤平は「東讃電気鉄道会社の破綻に際し、<藤平>君は数万金を<湯浅豊太郎>氏に貸与せんことを申出た」(伝 p 278) とされ、遊郭指定反対運動の懐柔と推測される。結局「飛田遊郭は認可せられ、<藤平>君の明鑑誤らず、地価暴騰したれば、其所有地を交売して、今の阪南

土地株式会社の資産となれり」(伝 p 278) とされる。「某氏のごときは...発表の前日十四日より大阪土地株の買い占めを行い、恐ろしく儲け込んだ」(T 5.4.19大毎) とされる張本人の「高倉藤平氏が本件に関し、連帯責任者である」(T 9.12.18大朝) ことは後年「飛田遊郭指定報酬事件」⁵⁶⁾の裁判で判明した。当該事件は、かような醜聞に顔を出すことの多い「虚業家」守山又三⁵⁷⁾への何らかの債権を有する田附政次郎・田附商店番頭小原有隣の立場からの「飛田遊郭指定運動報酬金十五万円請求」(T 9.12.18大朝) であろう。

有馬鉄道

大正3年2月藤平は親密な高利貸の天野利三郎⁵⁸⁾(500株引受)、磯野良吉(200株引受)らとともに、片岡直直を発起人総代とする有馬鉄道発起人となり、200株を引受けた。⁵⁹⁾天野利三郎は3年7月10日初代取締役役に就任

55) 神田清右衛門(和歌山県西牟婁郡串本町)は和歌山県農工銀行監査役、市岡土地、東洋捕鯨、串本銀行各取締役(帝要5版, T 5, p 97), 市岡土地取締役(株 T 10, p 717)。東讃電気軌道は明治43年5月資本金100万円で香川県東浜村に設立、地元の役員のほか神戸の伊藤俊介らが参加していた。(諸 T 5, 下 p 931)

56) 「飛田遊郭指定報酬事件 肥田氏を証人に 大阪市南区天王寺小宮町小原有隣氏対大電社長宮崎敬介氏, 故高倉藤平氏嗣子高倉信次郎氏に係る飛田遊郭指定運動報酬金十五万円請求事件続行弁論は十七日午後二時大阪地方裁判所高田裁判長の係りで原告側片岡弁護士被告側森内弁護士列席開廷され直に原告側から飛田遊郭指定請願運動に対する報酬契約の存在を立証すべき書面と契約書の写し, 故代議士岩崎安次郎氏が生前守山を中心とする飛田遊郭指定に関する運動計画の内容を手記した書類 高倉藤平氏が本件に関し、連帯責任者であると云ふ事実を肥田景之氏が東京原宿妾宅で認めて岩崎安次郎氏の曾根崎の妾牧野せい方に発送して来た手紙数通の証拠品の提出あり次で守山が被告等に運動を依頼された事実及びその間の消息を知れる大阪府中河内の柴野友次郎と東京肥田景之氏を証人に申請したが、結局肥田氏を採用、東京区裁判所に囑託尋問し尚大阪府庁に保存されある飛田遊郭の出願より指定に至るまでの関係書類を取調べる事となつて閉廷、次回は来年二月十六日午後一時からの筈」(T 9.12.18大朝)

57) 小原有隣は明治25年入社の子田附商店番頭で、45年4月守山又三から田附政次郎[滋賀県出身の木綿卸・田附商店主で、京電取締役、大阪三品取引所、博愛生命各監査役、電気信託300株主]らが買収した博愛生命の新株主にも登場する。博愛生命の経営者だった守山又三と小原有隣は博愛生命株式の引渡し交渉などをめぐって金銭交渉があったと思われる。守山又三の「虚業家」的の性向については拙稿「“虚業家”守山又三のハイ・リスク行動と京都財界」『京都学園大学経済学部論集』第12巻第2号、平成14年12月参照

58) 天野利三郎(大阪市西区西道頓堀)は金物材木商・家主で、「三谷氏が北浜仲買人開業の際、身元保証金として、天野氏所有の長崎市公債を借用して提供し、後その死亡するや、天野氏が他の債権者に先じて、同人の身元保証金として取引所に供託せる公債証書を受取りしかば、他の多数債権者は天野氏を不当利得なりとて告訴」(伝 p 300) するなど、主に仲買人相手の辣腕の高利貸で、大矢某とともに、藤平の堂島取引所株買占も後援した。天野らは「高倉が資金融通で持ち込んだ株を、又岩本に融通して堂々回りをさせ、高利貸の本性を現し以て二者を躡らせ、甘く利得」(『日本買占史』p 85) したとされる。

した。同社は大正4年4月16日三田～有馬間を蒸気で開業すると同時に国が借り上げ、4月日本生命から5万円の短期借入を実施していたが、大正9年3月31日国に買収された。

高倉藤平・為三の関係企業の 設立・買収・経営

有隣生命<明治44年12月藤平就任>

有隣生命は仏教系生保の一つで、「是迄に幾度となく内閣に更迭あり、旁々為めに種々なる風評も生じた」(M45.1.20保銀)問題会社の一つであった。由利公正⁶⁰⁾が明治26年10月仏法興隆会の一部として「利潤に富む生命保険事業を興して、之<仏法興隆>が経費を計ることは至極妙策」⁶¹⁾との「有隣生命保険会社設立之主旨」を発表し、各宗派管長等と懇談、中井弘京都府知事の賛同も得て京都南禅寺で発起人会を開き、明治27年3月資本金10万円で京都に設立(業史p140)、4月10日京都市新町通り三条南入るに開業し東京支店、福井、大阪に出張所を置いた。⁶²⁾社長由利公正、副社長加東徳三⁶³⁾(東京支店主任)、監査役八尾新助であった。有隣生命は

29年7月資本金を30万円に増資し、30年3月契約高500万円を突破、東京支店契約高が急激に拡張して「本店を凌駕し、此に於てか中心点を東京に移すの得策なるを認め」⁶⁴⁾、31年5月10日本社を日本橋区南茅場町44番地に移転(業史p140)、由利社長も東京へ移り、粟津清亮が取締役支配人に就任したが、加東徳三は34年4月有隣生命副社長を辞任し、粟津も35年7月16日辞任した。この時期の有隣生命の投融資先としては31年8月発行された房総鉄道⁶⁵⁾社債60万円のうち帝国商業銀行(5万円)、帝国生命(2万円)とともに、有隣が1.5万円保有したことが判明する。房総鉄道社長の加東が有隣副社長を兼ねた縁故と思われる。

由利社長は明治32年12月脳溢血で「卒倒以来、兎角健康勝れず」⁶⁶⁾、「既に七十八才で、職務に堪はず、徒らに社長の空名を擁」(業史p140)するのみ、粟津の後任として36年4月松崎松太郎⁶⁷⁾が就任し、取締役支配人兼大阪出張店長となった。(諸M35,p83)。身体不自由な「由利社長の化身となって実際の経営に当たってゐた取締役支配人松崎松太郎氏が地位と金力を悪用して、鉱山その他の事業に社金を流用」(業史p140)した結果、有隣生命の経営が揺すぶられることとなった。

59) 有馬鉄道出願書類、『鉄道省文書』有馬鉄道。なお同社の免許に際して阪急は「未成線の建設に就いても種々研究し宝塚有馬線の一部は有馬鉄道(有馬三田間鉄道)に其権利を譲って同鉄道の開通を促進せしめた」(『阪急二十五年史』p4)

60) 由利公正(東京市芝区芝町町)は旧福井藩の郡奉行、福井藩庁大参事等を歴任、明治4年7月東京府知事、旧福井藩知事補佐、東京府知事、子爵、23年貴族院議員当選、27年有隣生命初代社長、31～33年京北鉄道社長、福井県出身の資本家集団を引率して北陸電鉄、敦賀電鉄、愛知電車、京津(二次)、大津電車軌道など北陸・滋賀方面の鉄軌道を出願。38年大阪生命社長、42年4月28日死亡(『子爵由利公正伝』,p275 以下の年譜)

61) 66) 68) 由利正通編『子爵由利公正伝』昭和15年,p469,474,284

62) 64) 前掲『大日本銀行会社沿革史』p321

63) 加東徳三は、東京日本橋、東京株式取引所仲買人、26年6月百三十二銀行を設立し頭取、有隣生命副社長、品川銀行取締役、成川尚義に代って房総鉄道社長就任、金辺鉄道相談役、東京麦酒社長、札幌製糖社長、日本昆布監査役、同伸合資相談役、30年の北炭買占めでは今村清之助と売方に参加。35年時点で京北鉄道取締役筆頭株主

65) 房総鉄道は拙著『企業破綻と金融破綻 - 負の連鎖とリスク増幅のメカニズム -』平成14年、九州大学出版会,p32～40参照

67) 松崎松太郎は明治38年2月2日大阪生命監査役就任、広野炭礦代表社員(M41紳東京p515)。なお広野炭礦は大正8年12月公募株数5,000株、売出プレミアム5.00円、最低募入プレミアム...円で時価発行した。(前掲『株界五十年史』p286)

おそらく松崎松太郎が代表社員の広野炭礦あたりへの流用と考えられる。

39年由利公正は逝去する3年前にようやく有隣生命社長を辞任し⁶⁸⁾、37年「大阪火災の整理に辺って妙手を見せた」(業史p140)田中安七⁶⁹⁾が有隣生命取締役支配人となり、39年8月頃有隣生命の経営権を「愛知県人某氏を通じて小栗富治郎氏(名古屋生命社長)に交渉」(業史p140)するも失敗、亀崎銀行頭取の天竺伊左衛門が引受けて会社監督となり、専務には蟹江次郎(蟹江銀行頭取、大阪火災取締役)、支配人には田中安七らを据えた。(業史p140)

しかし会社監督天竺伊左衛門の経営する亀崎銀行は40年6月1日休業したため、天竺系の大阪火災株式は神戸の友常穀三郎、九州商業銀行らに譲渡された。⁷⁰⁾同様に有隣生命でも天竺伊左衛門は40年11月会社監督を辞任、42年には愛知県知多郡の名家である蟹江次郎が社長に、取締役井口半兵衛が専務に昇任し、「四十二年中会社は全然天野氏と関係を断」(M45.1.20保銀)った。しかし「予て会社の為めには私財を擲ち尽したる事情もあ

る」(M45.1.20保銀)天竺は有隣農場の所有権を主張して有隣側と訴訟になった。

蟹江次郎一族と田中が共同経営していた有隣生命の経営は消極主義、保守主義に過ぎ、加えて社長の蟹江次郎が病身、支配人の田中安七も欠勤勝ちとあって「社務の統監をも為す能はず、統一を欠き」(M45.1.20保銀)、43年9月井口半兵衛が専務を辞任、「業務振はず、成績挙げず...経営難に陥りて...存続の望なき窮境に瀕し」(伝p239)たため、「此際寧ろ堅実なる後継者を得て其方に一任するの可に如かず」(M44.12.20保銀)と判断した田中からは44年11月下旬法律顧問の横田千之助(前出)、長島鷲太郎を介して高倉側の藤野正年(伝p239)と有隣生命株の売却を交渉(業史p141)、藤平は12月7日浪速火災営業部長兼統計部長の小川一重を同伴して財産状態を精査した結果、「前重役の不謹慎より回収の見込絶望なる四十万円の欠損」(M44.12.20保銀)あるものの、「整理の見込充分に立ち居れる」(M44.12.20保銀)と判断して、「藤平氏始め浪速火災一派の買取」(M45.1.20保銀)となった。こうして「蟹江次郎氏其経営に衝れる」有隣生命は「四十四年高倉藤平氏同社を引受け」⁷¹⁾、資本金30万円(うち払込11万円)、藤平の買取金額は28万円とされ(T5.10.20保銀)、有隣生命の総株数6,000株中、5,223株(87.05%)を買収(M44.12.20保銀)、うち藤平名義は3,383株で、他に鈴木庄三郎(有隣生命会計課長、後に積銀支配人)、小島文二郎(高倉家番頭、後に大阪証券交換所総務理事)、横田千之助、小西敬一その他の名義に分散した。(M44.12.27保銀)

明治44年12月25日の臨時総会で藤平が有隣生命社長に、取締役には浅野陽吉(100株主、浪速火災専務)、磯野良吉、監査役には高橋守太郎⁷²⁾、藤野正年(100株主)が就任し、

69) 田中安七は M29東京高商卒、「大阪火災の整理に辺って妙手を見せた」(業史p140)、M37有隣生命取締役支配人、45年6月部下の大川右平とともに日本共立生命に入社し、一貫して共立生命の業務を取り仕切り、共立取締役、大正2年改組後に常務へと昇進(前掲『本邦生命保険業沿革史』p139.)した。田中安七は20年間にわたって当社の経営実務を掌握していたが、昭和7年11月29日病死(日本共立生命編・刊『共立生命沿革誌』p20)比較的不良な共立生命の使用人となった田中安七の格落ちの異例スカウト人事に関しては、当時の業界筋では「解すべからざる不思議の事柄」として、有隣生命を売却して同社の大株主であった「蟹江氏と共に有卦に入りたり」と噂され、「其重役たりし会社を売却して比較的不良なる会社の使用人となりたるには何等か旨き儲け口にてもありてのことなるべし」(M45.5.20保銀)とも評された。

70) 日本経営史研究所編『住友海上火災百年史』平成7年、p53~61(田付茉莉子執筆)

71) 前掲『銀行会社と其幹部』、p214

小川一重(100株主)が支配人となった。(M 44.12.27保銀)

藤平は浪速火災や有隣生命を経営したが、「定期仲買業の、身を立て志を成す道に非ざること...保険業と銀行業との経営に身を托して将来の地位を作らん」(伝p 239)との決意に基づく有隣買収であった。明治43年「欧州に遊学...保険業及び銀行業を研究」(伝p 196),「明治四十二年(為三)氏は英京倫敦に航し、遊学すること三年、英国の商才を究めて四十四年帰朝す」⁷³⁾「有隣生命の君の手に帰するや、君は倫敦遊学中の為三氏を召還して、之が経営の衝に当らしめたるが、累次の欠損を続けて私財を投ずること一再ならず」(伝p 240)とされた。

有隣生命の営業報告書には運用資産の明細を欠くが、大正5年3月時点の有隣生命の有価証券87.7万円(T 5/3 # 22営)のうち、銘柄が判明するのは、明治製糖旧400,新272,計672株、横浜電気旧220,新220,計440株、台湾銀行旧60,新60,計120株、興業銀行240株、東京電灯旧160,新166,計326株、5銘柄合計1,798株である。⁷⁴⁾この中には藤平の関与先は見当たらない。定期預金63.4万円、通知預金50.5万円、貸付金93.5万円(不動産抵当20.0,有価証券担保16.7,動産担保0.1,有価証券及び不動産抵当5.3,工場財団抵当2.5,保険証券担保26.4,公共団体0.9,「其他ノ無担保」21.4)(T 5/3 # 22営)の明細は不明ながら、預金や「其他ノ無担保」など藤平の関与先の可能性が高いと推測される。なお有隣生命の運用

資産中、不動産勘定は42.5万円と比較的多く、かつ「灌漑用水既得権」8,030円なる特異な勘定科目の存在も注目されるが、従来「果して如何なる規模...幾何の価値を有するかは未だ詳しくを知るもの尠なかるべき」(T 4.9.6保銀)とされた有隣農場⁷⁵⁾が関係する。明治45年7月信二郎、為三らと「旭川の東二里の比布にある有隣農場を視察...此の農場は夙に由利子社長時代に開墾に着手...一千町歩にわたれる大農場」(伝p 241)で既開墾面積640町歩、小作戸数77,人口593,飼育馬匹108の規模で、「現今専ら馬鈴薯の栽培及之れが澱粉の製造をなし...小作人の子弟の教育機関として有隣小学校の設置ある等多くの点に於て模範農場の評を受け」(T 4.9.6保銀)た有隣生命の所有農場であった。大正4年8月にも藤平は有隣生命営業課長平野次郎を伴い、再度視察し「農場の年々開発され行くの状況に満足しつつ欣々如として...帰京」(T 4.9.6保銀)した。5年1月時点の役員は社長藤平、

75) 有隣農場は北海道石狩国上川郡比布村に所在する有隣生命の所有農場で、官有林を明治34年12月有隣生命重役の渡辺勘三郎が「貸付を受けたる未開地...の内成功部分一百二十六町九段四畝二十五歩の貸付権利を本社に譲受け、残置四百五十町八段歩、同年同月社長子爵由利公正氏の個人名義を以て貸付を受け、場名を由利農場と称せり、明治四十二年十二月由利子爵退社に付き場名を有隣と改称」(T 4.9.6保銀)した沿革を有する。由利社長の辞任は明治39年、死亡は明治42年4月だから、明治42年12月という遅きに失する改称であり、従来「右農場が果して如何なる規模...幾何の価値を有するかは未だ詳しく知るもの尠なかるべき」(T 4.9.6保銀)とされた隠蔽性から判断して同農場の不良資産的性格がうかがえる。この間、取締役支配人だった松崎松太郎個人の名義から、明治39年5月「重役の更迭と共に...天竺伊左衛門の名義に...切換えを為した」(M 45.1.20保銀)が、天竺の「亀崎銀行等の失敗あり四十二年中会社は...右土地全部を会社のものに帰せしめ」(M 45.1.20日保銀)たものの、天竺から返還請求の訴訟が出されるなど、有隣の重役更迭とともに所有権の名義が転々と移転するといういわくつきの物件であった。

72) 高橋守太郎(大阪市西区江戸堀)は「当行は先代藤平さんの時代から取引があって、高倉家とは可成り親密」(T 12.1.12大毎)とする十八銀行取締役大阪支店長(帝録T 5, p 118), 有隣生命監査役100株主(# 22営), T 5/9 南洋護謨拓殖200株主

73) 『大日本重役大観』大正7年, p 365

74) 『全国株主要覧』大正6年, p 406

取締役浅野陽吉、藤野正年、小川一重（支配人兼務）、監査役高橋守太郎、吉岡為次郎、横田千之助、秘書役為三、会計課長鈴木庄三郎、営業課長平野次郎らであった。（諸T5、上p272）

5年藤平は有隣生命の経営権を「横田千之助氏の仲介にて」（T5.10.20保銀）神国生命社長の飯田延太郎^{76）}に100万円で譲渡した。（伝年譜）飯田は「政党の食物となりたるため、社運少しも振はざりし」（T5.12.20保銀）神国生命を短期間に「第二流会社中の白眉」（T5.12.20保銀）と評されるまでに更生させ「斯界の記録破り」（T5.12.20保銀）とされたやり手であった。明治41年7月に設立され、その直後の43年に失態を暴露した神国生命に対して「当局の整理命令」（業史p141）が出され、役員総退陣となった際に、明治44年「横浜の富豪平沼専蔵氏一派乗込み、飯田延太郎、宇井孝三氏等が現はれたのはこの時である」（業史p141）とされるので、「女房役」（業史p141）参謀の宇井孝三常務ともども飯田らは高利貸の「平沼専蔵氏一派」（業史p141）と見做され、現に飯田継承後の有隣生命は一流銀行のほかに、因縁浅からぬ平沼銀行に14万円、七十四銀行に97万円を預金（T10/12#28嘗）している。（もちろん高倉系統の銀行の名前は見当たらない。）

「藤平氏は同会社総株数六千株の内、同氏の持株約五千株を...飯田延太郎氏に百万円の価格にて売却」（T5.10.20保銀）し、飯田延太郎2,475株ほか、合計15名の名義で5,975株を譲受（T10/12#28嘗）したが、郵船買い占め等で資金繰りに逼迫していた藤平が為三

の活躍の場である「虎の子」的存在の有隣生命持株5,975株（46名に分散。新潟の笹川策次郎20株、広島の金光理一5株のみ移転なし）までも手放さざるを得なかった背景は理解出来る。当時根強かった藤平の自殺説^{77）}が正しいと仮定すれば、売却先が高利貸の「平沼専蔵氏一派」であり、藤平が平沼専蔵あたりからも高利資金を導入して、資金難の結果、担保に差し入れていた有隣株の代物弁済取得を迫られた可能性を示唆している。5年11月4日有隣生命の臨時総会で藤平以下7名の役員全員が辞任し、取締役に飯田延太郎、男爵平野長祥、杉本卯吉、加治嘉太郎、宇井孝三（支配人兼務）、監査役に男爵若王子文健、浜名寛祐の神国系役員が選任された。（T6/3#23嘗）当初「高倉氏は新に同会社の重役たること」（T5.10.20保銀）とも報じられたが実現せず、また5年まで有隣生命会計課長（帝要T5東京、p247）だった鈴木庄三郎も5年12月時点で日本貯蔵銀行副支配人（要録T5、p1）に戻った。飯田延太郎は「神国生命保険株式会社トノ合同経営ノ案ヲ立テ...着々其進捗ニ鋭意」（T6/3有隣生命#23嘗）取組み、7年9月21日神国生命の契約の有隣生命への全契約の包括移転（実質的には神国生命による有隣生命の吸収合併）という両社の合同が認可された。（業史p141）

77) 藤平が44歳の若さで急死した時、郵船株「買方の本尊と見られてゐた高倉氏の大患を自殺と宣傳する弱気筋の術策」（『井上徳三郎君伝とくさん』p215）ともいわれるが、「生前既に多額の借金を背負つてゐた」（T12.1.11大毎）とされる高倉が以前にも自殺を図った事情を知る奥村千太郎は「同氏が郵船株その他の買方であった丈、之はどうも変だ」（前掲『株式放資と売買術』p133）と自殺を疑つたという。とよ未亡人も「大正六年に先代が亡くなって葬ひの済んだ時に、為三に高倉家の財産の状態を聞きますと財産総額が百六十万円で負債総額は二百万円だということでした」（とよ談 T12.1.11大毎）と当時の高倉家の債務超過を証言している。

76) 飯田延太郎は福岡県嘉穂郡出身の弁護士から実業界へ転じて、夕張登川炭山を買収して経営、三井物産に売却して巨利を得た（T5.12.20保銀）後、鉱山業を廃して、明治44年神国生命を買収して「私財20万円を投じて内外に大整理を決行」（前掲『銀行会社と其幹部』、p214）した。

南洋護謨拓殖 < 大正 5 年 6 月設立 >

藤田平太郎が「藤田組が南洋に於て経営せる護謨栽培所の成績に照し...大規模の護謨会社を興さん」(伝 p 279)との計画に基づき、藤田組系統、大阪高商系統(喜多又蔵、上田弥兵衛、横尾孝之亮⁷⁸⁾ら)、「堂島取引所を中心とする高倉系統の三勢力を抱合せしめ、君乃ち之が創立兼大株主として設立...馬來半島ジョホール王国の丹戎蘭沙にある樹礼公司所有地面積二千四百町歩を買収して資産の主体となし、現に七朱の配当を為しつつあり」(伝 p 279)と伝記は記載する。中心人物の上田弥兵衛は「衆議院議員として其所屬政派を代表して南洋の行」⁷⁹⁾の成果を 237頁の著書『南洋』として纏めるほどの南洋通であった。東区今橋三丁目、大正 5 年 6 月設立、「南洋ニ於テ護謨及椰子ノ栽培及之ニ関スル付帯事業拓殖事業ヲ経営」(株 T 10, p 626)、配当支払銀行は藤田銀行(株 T 10, p 26)であった。8 年 12 月時点で資本金 200 万円、払込 70 万円、積立金 1 万円、利益金 83,217 円、配当 8.5% (通覧 p 282) 取締役は浜崎照道、上田弥兵衛らであった。

しかし当時のゴム企業熱の中でゴム園の選択を誤り、高値で買収した中国人経営のゴム園の地味が悪く、生産高が増加せず、創立は古い方なのに邦人経営のゴム園の中でも最小の部類を脱却できず長らく成績不振を続けた。(S 6.9.15 D)⁸⁰⁾

東洋毛糸紡績 < 大正 5 年 12 月藤平が発起 >

大正 5 年 12 月藤平は資本金 300 万円の東洋

78) 横尾孝之亮はタタサンス商会支配人、内外綿大株主。36 年 1 月 6 日『日報』第 1301 号, p 18 では内外綿 新 1,000 株主はタタ商会。大正 14 年 9 月時点で東華紡績 1,064 株主

79) 上田弥兵衛『南洋』序, 大正 10 年, p 1 ~ 2

毛糸紡績を発起、創設(伝年譜)した。片岡直輝は「<藤平>君が晩年の計画たる<東洋>毛糸紡績会社に於て見るも、亦優に斯界に雄たるべき」(伝序)と評した。藤平は「創立当時は欧州戦乱の最中とて、貿易途絶の状態に有りて機械購入其他に尠なからざる不便を感じしが...日本一の工場となさんことを標告し、工費の多寡を論せず」(伝 p 280)、技師長の松室雄之助に一任、錘数 2.8 万、職工 1,200、寄宿舎完備の今津工場(兵庫県武庫郡瓦木村)を建設した。創立後、9 年 5 月末、日本毛糸(資本金 400 万円)を合併するなど、2 回増資して資本金 1,000 万円、「専務は<藤平>君の信ずる広沢耕作氏」(伝 p 281)、「<藤平>君没後、今西林三郎氏社長に就任し、又た為三氏入りて取締役」(伝 p 281)となったが、破綻当時は為三が後任の社長となっていた。(T 11.12.1 大朝) 為三自身が「東華紡の如き一万株の申込に僅か五株を渡す盛況を以て成立しました。東洋毛糸もさうでした」(T 11.12.10 大朝)と告白するように 9 年上期株主数 2,072 名、配当支払銀行は百三十、第三、十五銀行西宮支店、摂陽、四十三、同岸和田支店であった。(株 T 10, p 16)「大正八年の暮に金融上一種の変態を感じたので東洋毛糸の持株一万を手放し一整理しかけてみると支配人がやって来て『...資本金の四倍も儲かるといふのになぜ持株を手放されるか』といふ。其の上九年の春になって財界の調子がよくなったので、成程と思って

80) 日東護謨専務で別府観海寺土地、内外商事各取締役として為三や上田弥兵衛らとも接点の多かった板井勘兵衛は護謨会社合同問題に関して、委員として種々調査を行ったが、大分に帰った時に「和田<豊治>氏の肝煎りで氏を相談役に戴く森村組の南亜公司が中心になって南洋、日東等の二、三大会社間」(板井勘兵衛談 T 11.12.7 大分新聞)での護謨各社合同の実現を目指していると語った。南洋と合同問題が生じた日東護謨は大分銀行の関係企業であった。

又株を抱きこんだ」(T11.12.10大朝)とする。田附政次郎は大正11年7月「農銀問題の起った時、既に<東洋毛糸紡績取締役>辞表を提出」(T11.12.3大毎)しており、為三への不信が表面化している。東洋毛糸の株は「五十円払込みにて二十円見当に落下」(T11.12.6大朝)したが、積銀破綻後の整理委員の金庫立入調査時には担保品は「麗々しく袋の上に書かれてゐるが、中はいずれも藻抜けの殻で、尚ほ驚くべきことは僅かに十七八円の時価しかない東洋毛糸の株まで殆ど全部が袋の中から引出されて行方不明になってゐた」(T11.12.8大朝)とされ、為三が自己の資金繰りのために金庫内の東洋毛糸株をも流用したことが判明する。東洋毛糸は「工場全部を三井銀行の借金の担保に入れてゐるが、積善には通知預金を四十一万円ばかりしてゐた。然るに以前高倉氏は同社の広沢常務に対し地所家屋を担保に取って二十万円貸し」(T11.12.2大朝)でいた。積銀破綻直後の11年11月30日の同社重役会で「同社が積銀に四十一万円の預金をしてゐる責任を負ふて高倉社長、常務広沢耕作の両氏は辞表を申出で」(T11.12.3京日)、「高倉氏は右の債権を広沢氏に譲渡し、結局会社は二十一万円の損失を蒙った」(T11.12.2大朝)ため、広沢常務が自己所有の不動産を提供することを決めた。⁸¹⁾

東洋毛糸の後任社長には河崎助太郎⁸²⁾が内定した。(T11.12.5大朝)花屋敷土地各社長、東華紡績各取締役など高倉と接点の多い河崎助太郎は「友情に厚く友人の急を救ふ」「一旦引受けたら徹底的に行ふ人」⁸³⁾とも評される典型的な「再建型資本家」であった。

81) 大阪毎日「四十一万円の運転資金を調達する方法として目下某銀行に担保になってゐる有価証券五万円を引出すため広沢常務が自己不動産を提供し、之を補填し差額十一万円に就ては同氏が現金を提供する事になった」(T11.12.4大毎)と解している。

「河崎新社長は同<東洋毛糸>社株式の買占に熱中してゐるのみならず...東洋毛糸は河崎氏の掌中に歸し、好個の合併条件を発見すべく努力するは勿論だが、採算に出合はぬ時はいつでも東洋毛糸に籠って事業を継続せん」(T11.12.12大朝)と観察された通り、河崎は東洋毛糸と、自分が取締役のモス綸紡織との合併工作を進め、11年12月20日には合併条件を発表した。(T11.12.21東日)12年4月モス綸紡織は東洋毛糸を合併し、資本金を1,500万円から2,000万円に増資し、引続き同社今津工場(ミュール精紡機24台、15,120錘、リング精紡機10台、4,000錘)としてモスリン毛糸袴地を生産した。⁸⁴⁾しかし東洋毛糸を継承したため「業績不振の因をなし、却て患ひとなった」(T15.4.5D)モス綸紡織は昭和2年8月同じく経営難の東京毛織と合併して合同毛織と改称(S5.2.27東日)するが、昭和4年3月破産した。

東印度貿易<大正6年2月設立>

「海外各国ニ対シ物品ヲ輸出販売」(定款)する目的で大正6年2月資本金50万円1万株で設立され、本社を北区堂島浜通1-55、出張所を瓜哇、スラバヤ、パタピヤ、スマランに置いた。(定款)8年9月2万株を増資して株数3万株とした。(定款)8年12月時点

82) 河崎助太郎は外国直輸入の洋反物ブローカー河崎商店を営む傍ら、日本毛糸紡績、共同毛織、朝日毛糸紡績、日本絹紬、モス綸紡織、日本毛糸モスリン、日本ラミー紡織、柏原紡織、東華紡績、東洋紡績など数多くの毛糸紡績事業の経営を行った。河崎は減資整理中のボロ会社株を捨値で買収し実権を握り、腹心を枢要ポストに送り込み整理を遂行して面目を一新させるなど、企業の整理再生術に長けた「再建型資本家」と見られる。(拙著『企業破綻と金融破綻』p542以下参照)

83) 『現代実業家大観』昭和3年、力p59

84) 東洋経済新報社『株式会社年鑑 第三回』T14,p18

で資本金150万円，払込75万円，積立金16,500円，利益金120,022円，配当22%（通覧p236），10年10月決算で資本金150万円，払込97.95万円，前期繰越損失352,348円，当期損失77,946円であった。10年時点では社長浜崎照道，取締役芦森武兵衛⁸⁵⁾，渡辺朝吉，為三，加島安治郎⁸⁶⁾，山本藤吉，木藤郁，監査役森平兵衛（葉種商，摂津土地取締役，大阪商業会議所常議員），巖又兵衛（足袋商，噴泉温泉，日本電気瑛瑯各取締役）であった。（要録T11,p33）（T11.12.8大朝）。積銀破綻時に為三が取締役で，信二郎名義を含む高倉系持株は3,060株（T11.12.8大朝）であったが，前期の繰越損失が47.9万円もあり，「同社が唯一の得意とせる瓜哇方面の購買力が依然不振を極め...営業成績が殆ど休止状態で推移したので...積善銀行に預入するだけの余裕もなかった」（T11.12.8大朝）という。

内外信託商事 / 内外商事 < 大正6年6月設立 >

内外商事は徳島の素封家・高木次郎⁸⁷⁾らの経営する辛亥組合を母体として大正6年6月1日徳島市西新町に資本金50万円の辛亥商事としてされた。⁸⁸⁾6年12月公募株数5,000株，売出プレミアム5.0円，最低募入プレミアム.....円で時価発行した。プレス釦，ゼラチン製造等の製造工業を営業するにあわせ内外商事と変更，7年8月内外物産（資本金

100万円）と合併して，資本金を300万円として信託業を兼業し，諸商品売買と信託を目的として内外信託商事と変更し，本店を大阪市東区高麗橋三丁目に移し，徳島を支店とした。8年1月大阪市東区今橋に本店を新築移転，8年4月20日内外証券（資本金200万円），阿波織物（資本金100万円）を合併し資本金600万円となり，企業部，信託部，物産部，貿易部，工業部，証券部の六部編成による多角経営の商社兼ノンバンクとなり，社長高木次郎，専務高木為吉，専務麻植鹿多郎（徳島，関西貯蓄銀行支店長），取締役今西林三郎，宮崎敬介，為三，監査役山本辰六郎，太田光熙，顧問永田仁助，祇園清次郎⁸⁹⁾8年末時点では，払込265万円，積立金170,218円，利益326,960円，配当25%（通覧p238）と表面上は絶好調であった。

しかし内外信託商事は「株式の引受募集，社債の引受募集及保証，担保付社債信託法に依る社債の募集取扱い及株式払込の取扱い証券資金の供給及資金の供給及仲介有価証券の売買及仲介」⁹⁰⁾を手広く行ってきた同社証券部の「証券資金の供給」業務の結果，元取締役だった石井定七一人に，払込資本金265万円の38%にも相当する100.1万円もの巨額の与信を与え（T12.1.16大毎），石井の破綻により大打撃を受けた。⁹¹⁾内外信託商事取締役の今西林三郎（積銀取締役）自身も「自分は晩年になってから石井や高倉などの小僧っ子に担がれて非常な迷惑を蒙った」（今西談 T11.12.2大毎）と憤慨するが，老練なはずの今西が

85) 芦森武兵衛は芦森製鋼所主，東印度貿易取締役500株<減資後250>（要録T11,p33），東洋製鋼監査役，T11/9東華紡績180株（#5営）

86) 加島安治郎は大株仲間人で，城東土地社長，花屋敷土地，泉尾土地，大神中央土地，大阪住宅経営各取締役，信責生駒電鉄相談役

87) 高木次郎（徳島市藍屋町）は関西貯蓄銀行頭取，徳島水力電気常務，阿波電気軌道，阿波製紙各取締役（諸T5，下p915~923）

88) 89) 90) 前掲『大日本銀行会社沿革史』p277

91) 同様な問題は左右田銀行が60%を保有するノンバンクの商工信託（大正7年1月設立）も石井への65万円の債権者（T12.1.16大毎）として登場し，土地会社の千日土地建物も「当時の大株主たる石井氏は窃に...自己の乾分を専任重役にし...銀行預金中百三十万円を自己系統の木村組に貸付けた。然るに其後間もなく石井氏の没落と共に木村組も倒産し，貸付金は遂に回収不能となった」（T15.4.5D）事件が起っている。

「石井定七事件に就ては問題の関西綿業会社の重役として世人の非難を受け」(T11.12.3大毎),「元来が会社屋を本業とし,石井だ高倉だと引かかり通しでは面目はない」(T11.12.2大毎)と,脇の甘さを指摘され,石井との関係の軽率さを非難される有様であった。9年4月末,石井事件の善後策の一環として,大株,大新,鐘紡新旧とともに,「其引受け困難なりし為め奨励金を交付」⁹²⁾した任意解合の決行上の問題銘柄の一つとなった。

9年6月内外商事と改称して従来の六部編成による放漫な経営を改め,問題を起したノンバンク業務を縮小して,「主力を物産貿易業二集注可致,横浜英一番ジャーデン,マゼソン商会ノ日本及日本殖民地ニ於ケル相互特約代理店ノ契約ヲ締結」⁹³⁾した。社長加島安治郎,専務高木為吉,取締役後藤田千一(徳島水力電気社長,関西貯蓄銀行取締役),今西林三郎(積銀取締役を兼務),為三,高木次郎,板井勲兵衛⁹⁴⁾(別府観海寺土地取締役),柳広蔵,西村来蔵,取締役兼営業部長日高明,監査役山本辰六郎,太田光熙,柳弥五郎であった。⁹⁵⁾

花屋敷土地<大正6年8月藤平が発起>

大正6年8月藤平は兵庫県川辺郡川西村寺畑の分譲地を経営する花屋敷土地を創立発起し「自ら委員長となりて,功程を進め,後河崎助太郎氏を推して社長と為せり。花屋敷土地会社は資本金百万円,四分ノ一払込にて,君の没後は為三氏取締役に上任」(伝p283)

92) 前掲『株界五十年史』p376

93) 95) 前掲『土地会社総覧』,p1 広告

94) 板井勲兵衛(大分)は大正5年1月16日大分銀行就任,大正11年下期大分銀行 1,616株主,大分貯金銀行取締役,大分セメント,豊州瓦斯各監査役,内外商事取締役,日東護謨2,350株主(要録T9,p4),別府観海寺土地取締役(大正12年3月30日辞任)

した。6年10月に「土地売買」を目的に設立され,本社東区今橋三丁目(北浜三丁目1へ移転),社長河崎助太郎,常務大島実太郎(大阪証券交換所常務),取締役加島安治郎,為三,清海復太郎(臨港土地,大阪北港各監査役),監査役武内作平,二川茂助⁹⁶⁾,久我金三郎⁹⁷⁾であった。(株T10,p726,諸T7)8年12月時点で資本金100万円,払込25万円,積立金2,000円,利益金28,208円,配当8.0%(通覧p272),9年4月桃園温泉土地を合併後,T10/3で借入金1.3万円,「元桃園温泉土地損失」1万円を計上した。(株T10,p726),11年3月期には資本金160万円,払込54万円,土地449,817円,社長河崎助太郎,常務大島実太郎,取締役加島安治郎,為三,清海復太郎,山口郁三,西野守蔵,監査役武内作平,二川茂助,久我金三郎,平安邦太郎⁹⁸⁾であった。(要録T11,兵庫p17)分譲を完了して14年頃解散,久我金三郎,二川茂助を清算人に選任した。(株T15,p505)

東洋製綱<大正7年4月設立>

大正7年4月「鋼索及鋼線製造」を目的に資本金50万円で泉南郡北中通村大字下瓦屋860に設立された。為三自身の告白によれば

96) 二川茂助は堂島米穀取引所仲買人,明治41年堂島米穀取引所監査役,大正2年仲買人組合委員長,藤平の葬儀で委員長として申辞を「嗚咽して読」(伝p202)んだ親友で,為三の理事長辞任時にも,理事職務執行監査役として取引所の整理に尽した。

97) 久我金三郎(兵庫県川辺郡花屋敷)は北浜「村の世話人」(『黄金の渦巻へ』大正13年,p191)たる永田達商店勤務の傍ら,大阪証券交換所常務,大神中央土地取締役,花屋敷土地監査役・清算人,能勢電気軌道取締役1000株主,浪速印刷社長

98) 平安邦太郎(東谷村下財屋敷)は山下精煉所主(能勢電鉄『風雪六十年』p55),大正7年能勢電気軌道専務,猪名川水力電気発起人,花屋敷土地,北摂銀行各監査役(要録T11役p211)

「東華紡の如き一万株の申込に僅か五株を渡す盛況を以て成立しました。東羊毛糸もさうでした、製綱もさうでした」(T 11.12.10大朝) とする。8年12月時点で資本金100万円、払込749,125円、積立金500円、損失金86,584円、配当なし(通覧 p 209)、株数2万、資本金100万円(払込済)、社長為三1,245株<減資後626>、取締役原文平⁹⁹⁾1,600株<減資後800>、里井楠太郎950株<減資後475>、広沢耕作1,950株<減資後725>、岡田伊平1,100株<減資後550>、監査役芦森武兵衛500株<減資後250>、直川安次郎(東華紡績監査役 要録 T 11,上海 p 2) 550株<減資後277>、支配人川崎久勝50株であった。<

>内は11年9月50万円に減資後積銀破綻時に為三が社長で(T 11.12.1大朝)、為三の持株は T 10/ 3 東洋製綱1,245株主(# 6 営)、減資後は1万株中の626株であった。(T 11.12.7大朝) 11年12月25日為三社長を辞任(T 12/ 3 # 10営)、12年3月31日為三の持株は626株、川本虎次郎200株、広沢耕作725株(T 12/ 3 # 10営)、12年9月30日為三の持株は626株、川本虎次郎150株、広沢耕作875株であった。(T 12/ 9 # 11営)

11年9月「東洋製綱は事業不振のため五十万円に減資したが...高倉より資金の融通を受けたことは想像されるが、逆まに御用を立てたことはない」(T 11.12.5大朝) ため、積銀事件後も「積善銀行に対する預金皆無(取引銀行は加島)のため稍超然としてゐる」(T 11.12.7大朝) と報じられた。しかし地元泉南郡熊取町の資産家・地主でもある取締役の原文平などは、恐らく為三に勤められて堂島株

をはじめ、木津川、東華紡績など高倉系の株式を多く抱えており相応の打撃を受けたと見られる。11年9月30日の銀行預金は16,841円(T 11/ 9 # 9営)、12年3月31日の銀行預金は34,029円(T 12/ 3 # 10営)、なお T 12/ 9 には T 11/ 9 の銀行預金額に近似の「回収不能債権償却金16,068円を計上したが、内容は未詳である。(T 12/ 9 # 11営) 東洋製綱はその後も川崎久勝¹⁰⁰⁾らにより経営され、昭和9年に東京の東京製綱が資本参加して、昭和39年9月東京製綱に合併されるまで存続した。¹⁰¹⁾

勝浦索道<大正7年7月設立>

資本金50万円、為三が取締役(T 11.12.1大朝)。藤平は串本の神田清右衛門(前出)の後援を得て、南紀一帯に現物商の店を出店、熊野浦一帯では「株券の高倉」(伝 p 77)との評価を得た縁起のよい場所であった。この頃、尾鷲の山林王・土井八郎兵衛¹⁰²⁾も藤平に「定期現場の注文を為す」(伝 p 78)など、当地の山林関係者とも交流を持っていた。また藤平は有隣生命社長として北海道に所在する一千町歩もの有隣生命の所有農場を何度も視察し、「農場の年々開発され行くの状況に満足しつつ欣々如として...帰京」(T 4.9.6 保

101) 『東京製綱七十年史』昭和32年、『主要企業の系譜図』 p 353

102) 土井八郎兵衛は百五銀行取締役、三重共同貯蓄銀行、尾鷲銀行各頭取のほか丸三索道組の共同出資者、尾鷲索道社長、北山索道取締役を兼ねており、また洞川電気索道は吉野・下市町の著名な林業家の永田藤兵衛、木村熊次郎ら、紀和索道は奈良県下北山村の有力林業家の西村伊作、山口藤七らが経営するなど、紀伊山系の山林経営には索道開設が不可避であった。土井が社長の尾鷲索道木材(本店三重県北牟婁郡尾鷲町南浦67、資本金6.1万円、土井本店からの借入金15.8万円)は昭和25年時点でも柳谷~出合間に20ミリ線の索道(簿価33,674円)として存続中であった。(『第七十六回営業報告書』鉄道省文書、尾鷲索道木材)

99) 原文平(泉南郡熊取町小谷)は貸地業、東洋製綱取締役、大阪堂島米穀取引所 T 11 3,090(うち旧500)株ほか高倉系各社の株主

100) 川崎久勝は東洋製綱発起人、支配人、T 10/ 3 東洋製綱 # 6 営、減資後は T 11/ 9 # 9 営(要録 T 11, p 36)

銀)するなど、広大な地所保有の願望が強かったと考えられる。大正6年5月藤平は因縁深い「紀州那智の滝の奥なる雲取山の山林千五百町歩を買収せり。此山は檜と杉の深山にして、実測概算無慮三百二十万本と算定せらるる富源なり。此富源の開発は太古の神境に斧を入るものにて、無尽蔵なる宝庫に入るの重あり。君は直ちに勝浦索道株式会社を計画し、其後事業を開始したるが、第二期工事は雲取山より清川村に索道を架設して木材の運出に資せんとするなり。林業技師の踏査報告に依れば、立木丈にて、市価百八十万円の価値ありと」(伝p283)された。しかし実測面積は12年の大阪府産業部調査では373町3反4畝13歩と「台帳面より減少」(T12.4.8大毎)する大幅な縮減が見られる。

「高倉の設けた索道」(T11.12.12大朝)である勝浦索道の本社は索道の起点口である和歌山県東牟婁郡色川村(現那智勝浦町色川)に置かれ、藤平が那智山の西北に当る太田川上流の大雲取山(和歌山県東牟婁郡色川村および小口村所在)の通称「高倉山」の山林公簿692町8反4畝8歩を買収した6年に、林業地の色川村口色川と、木材の積出港である勝浦町天満高岸の間10.5km、毎時5トンの輸送能力を有する玉村式単線索道を架設した。索道ルートは標高749.5mの妙法山を西に避け、南平野に屈曲停留場を設置した。¹⁰³⁾索道設置の6年より後の7年7月に勝浦索道株式会社が「貨物運搬其他」(通覧p1087)を目的に設立され、事務員4名、職工8名であった。8年12月時点では本社は和歌山県東牟婁郡那智村に移転、資本金50万円、払込20万円、積立金なし、損失金15,879円、無配、社債なし(通覧p1087)、11年時点で払込20万円、社長為三、専務東宗次(新宮町、昭和9年時点在任)、

取締役鈴木庄三郎(積銀大阪支店支配人)、倉田四郎三郎(日本冷蔵専務)、久保種松(山林所在地の和歌山県色川村、色川銀行監査役、昭和9年時点在任)、監査役中野穰蔵(索道終点の勝浦町)、大前陽三(新宮町、昭和9年時点在任)、広沢耕作(昭和9年時点在任)要録T11,p6,諸S10,下p68)であった。

為三らは大正7年6月6日より大正11年10月1日までの間、積銀「行金を以て...自己及他人名義にて所有する勝浦索道...株金払込を為す可きことを企て...株金払込金として受取りたる如く虚構し之を両会社の同銀行に対する預金に振替へたる形式を採り」¹⁰⁴⁾積銀の現金48.4万円を勝浦索道ほかに交付したと予審で認定された。

高倉信二郎は「為三の為め和歌山県東牟婁郡色川村及小口村の山林六百九十二町八反四畝八歩を立木其他現状のまま提供」¹⁰⁵⁾したが、大阪府産業部産業課大阪大林区署の技師が「種々苦心の結果、漸く五日を以て調査を了へた」(T12.4.7大毎)調査結果によれば、大雲取山は最高地点海拔三千尺の「地味は豊穰、絶好の林業地」(T12.4.8大毎)とされ、「水運不便なるも麓色川村より勝浦港迄索道の便あり、長大材の外搬出便...林地は索道による運材の関係上林齢三十五年を伐期として主に電柱用材を産出するを可とし、今後数年にして伐期に達す」(T12.4.8大毎)と判断された。このため積銀整理の当初見込では「為三が加島銀行から借入れた九十余万円の担保に入れた諸株が大正九年三月の恐慌で暴落した増担保として入れた紀伊熊野川方面の山林約六百町歩...は高倉の設けた索道があり、木材産出も無限だからこれでチビチビ年賦償還しようといふ魂胆」(T11.12.12大朝)と期待さ

103) 斎藤達男『日本近代の架空索道』コロナ社、昭和60年、p166、『那智勝浦町史』下巻、昭和55年、p290

104) 予審終結決定書(T14.9『大阪銀行通信録』p381所収)

105) 和議棄却決定書(T12.4.7日出所収)

れた。しかし買取当時は「立木丈にてても、市価百八十万円の価値あり」(伝p283)と藤平が見込んだ山林の現在の価格は大阪府産業部調査では「割合に若木が多く」(T12.4.7大毎)、土地代約6万円を含め97万余円と約半分の評価になった。しかしその後の守屋、池田、野田の3弁護士による調査で「重役ノ私財提供モ其名八美ナレト実ハ換価容易ナラサル山林ノ所有権」¹⁰⁶⁾に過ぎないとの厳しい判断に基づき、裁判所の和議申立棄却の理由では「時価五十万円に過ぎず」(T12.4.7大毎)と、更に半減した。昭和8年5月26日時点で同じ守屋、池田両弁護士が就任した積銀「管財人は...和歌山県所在の不動産を処分し財団の終局計算をはたさんとするも財界の不況に累せられて未だ其の運びに至らざるも...何れ最終配当を実施して破産手続を終結可致候へ共、其の配当率は極めて僅少なるを免れざるもの」¹⁰⁷⁾と、当該山林の処分は甚だ困難で50万円と踏んだ価格もさらに大幅低落が予測された。昭和9年勝浦索道(和歌山県東牟婁郡那智村大字天満、資本金50万円、払込20万円)は支柱改修の見込が立たず解散した。

㈱キャバレーツパノン<大正8年3月設立>

㈱キャバレーツパノンは「料理業」を目的として大正8年3月27日大阪市南区西櫓町46に設立され、「老舗買収費」2万円を計上して「大塚覚次郎氏ノ個人経営タリシ旗ノ酒場ヲ買収継承シ会社ノ直営」(T8/6#1営)とし、店舗新築までの間、道頓堀中座の前に仮営業所を置いたほか、国技館出張店などの支店を有した。創立時は社長宮崎敬介、取締役岸本萬糺、太田貞雄、本田友衛、為三、大

塚覚次郎、棚次辰吉、監査役武内作平、森本仁平、中村猪三郎であった。¹⁰⁸⁾株主には著名な資本家は少く、女性名義(同業者や名義仮用)の株主が目立つ一方、田中胡四郎¹⁰⁹⁾200株(#1営)、酒井猪太郎¹¹⁰⁾など、当該業種に相応の資本家も散見される。芦森武兵衛も11年5月時点で50株持った。(# 7 営)

8年12月時点で資本金35万円、払込35万円、積立金3,747円、損失金566円、配当なし(通覧p274)、本社南区西櫓町46、8年3月設立、株数17,500、資本金35万円(払込済)、社長武内作平、専務田染顕孝、取締役本田友衛、太田貞雄、岸本萬糺、為三、棚次辰吉、監査役中村猪三郎、森本仁平であった。(要録T11,p21)

旧オーナーの大塚覚次郎(南区西櫓町)は土地建物、営業権等の売却に加え、支配人としての退任慰労金2,335円を受け、8年5月時点で920株の筆頭株主であったのが、解散を決議する11年5月時点では10株にまで減少するなど、有利な条件で当社から完全に手を引いた。また8年5月時点で700株の第二位株主であった初代社長宮崎敬介も取締役を退

108) 岸本萬糺(大阪)は岸本同族取締役、岸本汽船監査役、大阪実業銀行常務(要T11,役下p146)、T11/5阪南土地建物200株(#12営)/太田貞雄(堺)は浪速紡績取締役700株主(『日本産業金融史研究 紡績金融篇』p91)、豊国火災取締役/本田友衛は日本弘栄社取締役、ライト商会監査役(要録T11,役上p103)/中村猪三郎は新花屋敷温泉土地、大阪製鋼所、大阪ゴム、東亜拓殖澱粉各取締役、日本綿紡監査役(要録T11,役中p99)

109) 田中胡四郎は同様に千日前に立地する大阪千日前土地建物監査役(株T14,p386)のほか、城崎温泉土地建物監査役(株T14,p388)、城崎の金光温泉監査役(要録S8役上p197)、京畿鉄道取締役など沢ありの企業に関与した。

110) 酒井猪太郎は「ザコバ大尽」(『財界人物読本』昭和27年,p193)の異名を持つ市会議員、日本動産火災保険副社長(T5.5.6保銀)、大阪乗合社長、大阪証券交換所監査役(要録T11,p53)、別府温泉土地社長(株T14,p392)、大阪乗合社長時代に社金費消問題を惹起

106) 前掲『本邦財界動揺史』,p719

107) 昭和八年五月二十六日破産管財人守屋孝蔵・池田繁太郎より阪堺電鉄宛回答、『鉄道省文書』阪堺電鉄

任し、11年5月時点では200株にまで持株を減らした。旧オーナー、初代社長が撤退するのに対して、8年5月時点で550株の第六位株主であった為三は末期の11年6月社長に選任され、持株も450株と100株の減にとどまっている。

同社の『営業報告書』から、営業状況を抽出すると、「東京ヨリ優良ナル調理人ヲ招致」(T8/11#2)、「創業準備ニ鈔カラザル費用ヲ要シ」(T8/5#1)、「目下家屋ノ明渡シ交渉中」(T8/5#1)、「已ムナク土地明渡請求訴訟ヲ...提起」(T8/11#2)、「仮営業所前ナル劇場中座ガ改築工事ノタメ...閉場セシヲ以テ...営業上ニ大打撃」(T8/11#2)、「財界不振...ノ為メ...営業成績日ヲ追フテ倍々不良ニ陥リ」(T11/5#7)、結局、「到底会社事業トシテ将来進展ノ見込ナキヲ慮リ、寧ろ足元ノ明ルキ内解散ノ上割戻ノ配当ヲ希望スル者多数」(T11/11#清1)となったため、同社は11年8月3日の臨時総会で任意解散を決議、取締役一同が清算人となり高倉社長と本田友衛が常務清算人に、取締役の武内作平、田染顕孝が清算人に就任した。(T11/11#清1)

売却をはかった資産も「何分財界不振ノ折柄到底予定価額ニ接近シタル売買成立ノ見込ナキ」(T11/11#清1)同社は11年11月時点では仕入先の明治屋大阪支店ほか53名の債権者があり、十五銀行南支店から17,062円の当座借越を受け、摂陽銀行戎橋支店に1,748円の当座預金(T11/11#清1)をしており、8万円の借入金が存在したが、積銀との取引の有無は未詳である。

北浜寺土地<大正8年6月設立>

北浜寺土地は「土地ノ経営売買賃貸ヲ営ム」目的で大正8年6月大阪府泉北郡浜寺町下石津に資本金100万円、2万株で設立された。

T9/11期の役員は社長大槻龍治、専務角樋栄造、取締役金森又一郎、佐々木計次郎、大高庄右衛門、島田治兵衛、青木恒三郎、監査役為三、中西平兵衛¹¹¹⁾、松田長三郎であった。(株T10,p729,諸T9)。T9/11期の借入金は2.3万円、現預金は1千円に過ぎず、所有土地は南海鉄道本線石津川駅と石津川に囲まれた海岸の地目畑、畦畔の合計24,620坪、245,329円、坪当り9円97余銭、「未ダ準備中ノ如シ」¹¹²⁾であった。10年時点で払込25万円、欠損6,566円、社長大槻龍治、専務角樋栄造、取締役大高庄右衛門、金森又一郎、青木恒三郎 6,080株、佐々木計次郎、島田治兵衛、監査役為三、中西平兵衛、松田長三郎、非役員株主川合喜太郎 1,600株、福田台三 1,000株(要録T11,p106)、10年11月期の資本金100万円、払込25万円、土地205,223円、当期利益30,956円、配当10%であった。(要録T11,p106)積銀破綻時にも為三は監査役(T11.12.1大朝)であった。

木津川土地運河<大正8年9月設立>

大和川上流からの土砂により浅瀬となっていた「すみのえ」は浅瀬が埋め立てられ新田として開発された。港口以東の埋立地は大正時代には東成郡敷津村、西成郡津守村と呼ばれ、小さな集落がいくつかあった以外は田畑が空き地であった。為三らはこの地域一帯が商工都市として急速に発展してきた大阪市の工業地帯となることを期待し、大阪港土地の所有地と隣接する当該土地に目をつけ、「運河を開削して、土地の埋立整理を行ひ、倉庫

111) 中西平兵衛は北浜寺土地監査役(株T10,p731)、市岡土地監査役(株T10,p717)、石切土地建物社長(株T14,p389)、後に阪堺電鉄監査役1,200株

112) 松村薫明編『土地会社要覧』大正10年、大五商店(頁付なし)

及工場地となすべく」(T 15.4.5 D), 木津川土地運河と港南電車軌道(後述)敷設をセットにした開発計画を企画した。まず木津川土地運河は大正 8 年 9 月 9 日「土地建物売買賃貸運河経営」を目的として資本金 1,000 万円(うち払込 400 万円), 20 万株で大阪市北区堂島大工町 28 番地に設立された。20 万株中, 18 万株を發起人と賛成人で引受け, 残り 2 万株をプレミアム付で公募し, 13.4 万円の公募益を得た。(T 15.4.5 D) 8 年 12 月時点で資本金 1,000 万円, 払込 400 万円, 積立金 -, 損失金 34,234 円, 配当 - % であった。(通覧 p 271)

創立当初の役員は社長為三, 常務吉川吉郎兵衛¹¹³⁾, 常務奥谷宇之助(大神中央土地取締役 株 T 10, p 717), 取締役白山善五郎¹¹⁴⁾, 早瀬太郎三郎, 西田正俊¹¹⁵⁾, 武内作平(大阪土地建物監査役), 監査役宮崎敬介(大阪土地建物社長), 井上虎治¹¹⁶⁾, 納富陳平¹¹⁷⁾, 相談役山岡順太郎, 祇園清次郎であった。¹¹⁸⁾ 相談役の山岡は積銀破綻の際に銀行側が「財界の主なる人々に対し救済方を泣き付いた」(T 11.12.2 京日) 時, 真っ先に相談を受けた一人であったから, 祇園と同様に, 為三と親

113) 吉川吉郎兵衛は明治 3 年 4 月津守村に生れ, 津守村長, 大阪府六区選出, 憲政会代議士(『衆議院要覧』 T 13, p 76), 大阪土地建物監査役

114) 白山善五郎は「代々資産家を以て知られ」(『大阪現代人名辞書』 p 953) 大正 10 年の所得税 7527 円(紳 T 11, p 299), 日東蓄音機代表, 大阪酸素素, 日印通商各監査役, 港南電気軌道発起人, 阪堺電鉄相談役

115) 西田正俊は金庫衛器業, 大阪土地建物, 大阪港土地, 木津川土地運河, 大阪製鉄, 別府土地信託各取締役

116) 井上虎治は大阪商船を経て富島組, 桜島土地, 関門商船組各取締役, 極東硝子工業各監査役, 桜島土地社長, 網島土地, 木津川土地運河各監査役, 東成郡天王寺梨子垣 2019, 商業会議員, 大阪曳船, 浪速セルロイド工業各取締役, 東洋フェルト各監査役(紳 T 11, p 2), 港南電車軌道発起人, 大正 13 年時点で大阪天王寺土地取締役(株 T 14, p 384), 昭和 2 年 3 月末の阪堺電鉄 750 株主(前掲『近畿電鉄号』 p 314), 阪堺電鉄社長

密な関係にあったと考えられる。

計画地は大阪高野鉄道の天下茶屋の西方に位置する木津川南岸の西成郡津守村地内の低湿地で, 木津川セメント敷地を包摂しており, 「将来工場地, 倉庫地として之が経営に当るには木津川に連絡せる運河の開通をなすと共に約六尺程の埋立地上げを必要」¹¹⁹⁾ とした。『土地会社要覧』の地図では敷地の真中を二十間幅の運河と港南電鉄予定線が通過している。「同社系統の人々に依って発起出願にある港南電鉄は該大道路に沿いて市電芦原橋停留所より堺市に通ずる事となるべく, 然らば同社経営地は水陸運輸の便に於て最も優勝の地位を占むるに至るべし。尚芦原町より堺市に至る間の土地所有者は僅に八名に過ぎず, 而も皆右港南電鉄の発起人なれば電鉄経営上に於ても多大の便宜あり」¹²⁰⁾ と宣伝し, T 9 / 11 株主数 1618 名(株 T 10, p 724) を集めて「株界に於て一流土地株」¹²¹⁾ を目指した。10 年時点で払込 400 万円, 積立金 10,731 円, 繰越 13,725 円, 所有土地 175,145 坪, 3,147,607 円, 坪当り 17 円 90 余銭¹²²⁾ で, 「目下運河道路工事中」¹²³⁾ であったが, その後積銀の破綻で預金の損失を蒙り「二十円払込みにて十一二円に暴落」(T 11.12.6 大朝) した。11 年 12 月 4 日高倉は同社社長の辞表を提出(T 11.12.5 大朝) したが, 「関係重役中高倉事件の渦中に巻込まれてあるものがあり... 最近の同社は銀行預金の生む利子が唯一の収入状態となつてゐる際, 約二十七万円を積善銀行に固定したことは甚だしい打撃」(T 11.12.5 大朝) となった。その後の雑誌記事に

117) 納富陳平は北浜銀行取締役支配人を経て, 稗島土地社長, 浪速信託土地取締役, 木津川土地運河監査役, 摂陽銀行 400 株, 東洋毛糸紡績 390 株, 播鉄 1000 株, 計 1780 株所有(『全国株主要覧』 T 8, 中 p 390)

118) 119) 120) 121) 前掲『土地会社総覧』 p 53 ~ 4

122) 123) 前掲『土地会社要覧』

よれば「当社の銀行預金中には、前経営者であった高倉某の失脚に依り、日本積善銀行の破産債権二十万三千余円が含まれて居り、此破産債権は当該銀行の清算事務が終了した上でなければ果して其幾割を回収し得るか不明で...銀行預金其他に於て尠からぬ損害を蒙ったので、現経営者更迭後は第二期工事を一時中止し、会社内部の整理に従事」(T15.4.5D)した。預金問題について積銀「整理委員側は他の一般預金の返済より後回しにせんとする意向であるが、之に対し<木津川土地運河>会社側は本年一月以前、即ち貯蓄銀行時代に預金したもので優先払戻を受ける権利があり」(T11.12.9大毎)と解して、木津川土地運河専務西田正俊は預金者代表の立場で積銀役員と会見し、同社をはじめ「港南電軌その他高倉関係会社の窮状について諒解を求め」(T12.4.12大毎)た。その後整理が一段落し、区域も大阪市に編入されることになって13年5月より約3万坪の埋立を行う第二期工事に着手した。

14年11月末時点の株主は1,358名、大株主は 広岡恵三8,000株、 八代恒子6,000株、 八代藤三郎2,800株、 武内作平(取締役)2,300株、 吉田武衛¹²⁴⁾1,600株、上位5株主計20,700株(10.35%)であった。(T15.4.5D)加島銀行は大阪府発表により「南満、堂島、木津川運河、東羊毛糸其他確實の有価証券を担保に有し」(T11.12.23大朝)ていたことが判明するので、筆頭株主の広岡恵三名義8,000株は担保の木津川運河株を自己名義に切り換えたものと考えられる。

124) 吉田武衛は高倉の子分、大阪商業会議所議員、堂島米穀取引所常務理事、東華紡績取締役、所得税37円(紳T11,p112)

大阪証券交換所<大正8年12月設立>

取引所類似の脱法業者である「証券交換所などを考へ出して、株式取引所を厭がらせ、遂に買収せしめたなども、松谷が案出した考へ」¹²⁵⁾とされ、「証券交換所の一団...は東京に先づ起り、次いで大阪に現はれ、共に市中の小現物屋を糾合して一所に集まり、商法の交互計算に基き売買並に決済を行ひ、宛然既設取引所に対する一敵国の觀を呈した」¹²⁶⁾と評されている。まず有名な怪物相場師で「金持ちから資本を引き出すことにかけては蓋し天下一品」¹²⁷⁾と評のもある松谷元三郎¹²⁸⁾の異名である松谷天一坊が東京証券交換所を大正8年9月資本金1,000万円(払込250万円)で新設して、専務となり、社長に磯部四郎(貴族院議員)、取締役に板倉正憲、武藤金吉、斉藤珪次、島田俊雄(大阪証券交換所取締役)、鈴木宗言(大審院元主席検事)、顧問に江木衷、鈴木富士弥¹²⁹⁾、磯部尚など「政界、法曹界の利けものを前後左右にならべ」¹³⁰⁾、東京株式取引所に対抗した。佐藤善郎は鈴木、磯部らを「金儲けのためなら何時でも平然として政党政派を超越し得る...面々」¹³¹⁾と評している。大正8年9月1日「会員五十余名で堂々と蓋をあげ...郵船、同新その他の人気株を、同所の建物内で相互計算といふ方法の下に公々然売買をやり出し」¹³²⁾、8年11月1日東京証券交換所(代表磯

125) 『事業会社の今昔物語』大阪毎日新聞,p127

126) 141) 145) 奥村千太郎 『株式放資と売買術』p35~36

127) 南波礼吉 『株界生活六十年』昭和28年,p118

128) 松谷元三郎は北浜の加賀市太郎仲買店に奉公し独立した大株仲買人(明治32年10月2日廃業『大株五十年史』昭和3年,付p19)、堂島取引所、豊川鉄道、参宮鉄道等の買占め、八溝金山事件、日本倉庫事件等で暗躍した怪物相場師(『財界物故傑物伝』下巻p414~9参照)

129) 鈴木富士弥は弁護士・弁理士。発明家として著名な鈴木藤三郎の長女みつ子の婿

部四郎)が組合員300名で、公然と差金決済の場外取引を行った¹³³⁾が、保証金が少なく、手数料が安いと人気を呼び、慌てた東株は「明々白地に取引所法違反行為なりとして同年十一月、遂に裁判所へ告発」¹³⁴⁾した。

一方、大阪でも為三が堂島理事長になると「故藤平翁の参謀長であった宮崎氏が、高倉系の堂島筋を離れて北浜の島徳蔵氏に鞍替え」(T11.11.30大毎)した。為三は「例の松谷天一坊が東京証券交換所を新設して、東京株式取引所に対抗したのを見るや、彼は故武内作平と共に大阪証券交換所を新設して、大阪株式取引所の向うを張った」¹³⁵⁾といわれ、上記の「松谷天一坊が案出した証券交換所を大阪に移植して、武内作平氏が旗頭となって北浜に肉薄」(T11.11.30大毎)、「今橋に大阪証券交換所を創立し、島系の大阪株式取引所を脅かした」(T11.12.6大朝)とされた。8年12月20日株式会社大阪証券交換所が「内外国有証券の間屋品貸借及仲介保証手形売買及其引受」を目的として資本金1,000万円、代表取締役武内作平(憲政会代議士、堂島取引所理事)で大阪に設立された。¹³⁶⁾わざわざ「問屋」を謳うのは、先発の東京証券交換所が「智恵をしぼって...取引所法に抵触せぬ合法的な問屋業に直し」¹³⁷⁾たノウハウを見習ったものである。配当支払銀行は藤本ビルブローカー銀行、藤田銀行、摂陽銀行であった。(株T10, p20)

9年3月大阪証券交換所が開業、10年11期の資本金1,000万円、払込250万円、当期利益94,389円、配当6.4%、前期12%、社長武内作平、常務大島実太郎¹³⁸⁾、常務久我金三郎、

取締役為三、河崎助太郎、名和長憲、島田俊雄(東京証券交換所取締役)、監査役小畑大太郎、八代麻三郎¹³⁹⁾、酒井猪太郎(前出)であった。(要録T11, p53)

「然るに、政府は松谷の東京証券交換所と共に、彼の大阪証券交換所に対しても差金売買を禁止したので、是等証券交換所は忽ち窮地に陥った」¹⁴⁰⁾ので、政府は「暗に証券交換所を既設取引所へ合併せしむる方針を執ったので、遂に東京も大阪も...東株と大株に...収容」¹⁴¹⁾することとなった。11年3月8日東株は東京証券交換所、兜町ビルディングを合併、11年5月12日大株は大阪証券交換所、大阪現株取引(代表和泉栄)¹⁴²⁾、株友会(代表黒川福三郎)¹⁴³⁾の3社を合併した。¹⁴⁴⁾

138) 大島実太郎は花屋敷土地常務(要録T11, 兵庫 p17)

139) 八代麻三郎は八代商店主、瓢山土地建物、大神中央土地各取締役、大阪証券交換所監査役(紳 T11, p189)、大正8年能勢電気軌道取締役(能勢電『風雪六十年』p53)

142) 大阪現株取引社長の和泉栄は朝日新聞社、中外商業新報を経て藤本ビルブローカー支配役、37年独立しビルブローカー業を開き、讃岐電気軌道専務、大正9年ラヂウム土地社長、大正8年1月大阪現株取引は額面超過金15.0円均一で10,000株公募(前掲『株界五十年史』p272~298)し、9年3月開業

143) 株友会は現株売買を行う取引所保信・仲裁機関として当初は会員組織で発足し、大正10年11月有力現物商により株式会社に改組(『大商証券史』昭和54年, p24)、資本金150万円(払込済)、株数3万株、取締役黒川福三郎(黒川商店社長)、竹原莊治郎(M44.6開業の株式仲買)、大津喜次郎(株式仲買、株友会理事)、監査役橋本喜作(野村商店常務)であった。現物団の別働隊的存在であったが、11年5月12日大株に合併された。奥村千太郎は「島氏が理事長時代に、大株の増資新株を以て、利益交換的に取引所へ抱擁した株友会は、名は存在しなくなったが、実は右の抱擁からつるりと抜け出で、株会となる現物売買の団となって別天地を開拓...一派を牛耳って居るのは現物団と並に大阪商事会社」(前掲『株式放資と売買術』p234)と見抜いている。(大阪商事は昭和34年大商証券と改称)

144) 前掲『大株五十年史』p84

130) 131) 132) 134) 137) 佐藤善郎『株屋町五十年と算盤哲学』p63~64

133) 日本証券経済研究所編『証券年表』平成元年, p81

135) 140) 斯波武『金融亡国論』昭和7年, p350

136) T9.2.7『藤本ビルブローカー銀行週報』

島徳蔵の配下として天津取引所元常務の奥村千太郎（大阪朝日記者出身）は「吾れ吾れの今日に至るも尚ほ疑念の去らないのは、取引所関係者中に予め此の成行に帰着することを見込む者があって、証券交換所を造らしめ、之を取引所へ売付けさせたのではないかと、少なくとも気脈を通じたのではないかと云ふ一点である」¹⁴⁵⁾として、大株（島ら）と為三らの気脈を疑っている。しかし為三自身の告白によれば「大阪証券交換所の如きも大株側が商友として扱ってくれたら、却って交換所も今の北浜も互に繁昌してゐたと思ふが、徒らに脅威を感じ、叩きつぶしにかかって主務省を動かし、到頭北浜に併呑してしまった。証券五株に対し大株一株の合併条件、よしこれで大株が当時の値を持ってゐた所で、多数の株を擁してゐた私の損失は軽微でない」（T11.12.10大朝）と語っている。大阪証券交換所、大阪現株取引を合併した大正11年5月期の大株主には高倉系持株と見られる 中島達雄（京都）6,790株¹⁴⁶⁾など、紙専務が「同銀行所有の現金二拾参万二千八百七拾六円を同銀行より高橋平吉、中島達雄兩名に貸付けたる如く装」¹⁴⁷⁾った積銀貸付先名義人が登場する。また大阪現株取引の代表であった和泉栄（大阪）も 5,413株主として登場する。¹⁴⁸⁾

堂島米穀取引所の高倉系統持株は「積善銀行の失態一件から処分され、島徳蔵氏の有に帰した」¹⁴⁹⁾が、「高倉所有<米>株が島徳蔵氏の手に入って宮崎君が理事長となり」¹⁵⁰⁾、これに応じてT12/5期に新たに登場する堂島の大株主は大正12年5月島徳蔵系統の

持株会社として設立された三同株4,860株である。「島徳蔵氏を<堂島理事長に>起たしめんと慫慂せるものもあり」（T11.12.9大毎）と色気を見せた島側も為三側に堂島株式等を担保に預金の形で44万円を融資していた可能性もあろう。奥村千太郎は「島氏は株、米、三品の三市場を打って一団とし、神戸、博多を首め、関西諸取引所の連衡を夢みるが如き野心が燃えて居た頃とて、其の手始めに同株の肩代りに応じたのではあるまいか」¹⁵¹⁾と見ている。

別府観海寺土地<大正9年2月設立>

観海寺温泉は「別府駅の西方三十町、別府市の一眸の下に収むる形勝の地に在る、観海寺土地株式会社の経営で、別荘向き住宅地を設け、桜楓樹数千株を植栽し、一層の風致を添へ」¹⁵²⁾る温泉として著名である。別府観海寺土地は大正9年2月設立され、本社を大阪市南区鰻谷西之町12（先発の別府土地信託と同一、12年別府土地と改称）、支店を別府町に置いた。同社経営地の観海寺、堀田、飛地獄、別府莊園等は「別府町ヨリ十数町ノ山手観海寺温泉一帯、速見郡石垣村」に所在し、T9/11期には108,874坪6@3円29銭8厘（株T10,p744）、T12/11期には125,248坪58（T12/11#8営）、大正末期には125,400坪58（株S2p527）であった。10/11期では資本金250万円、うち払込62.5万円、不動産454,753円、前期繰越損失5,462円、当期損失702円、社長上田弥兵衛、専務多田次平¹⁵³⁾、

146) 148) 東洋経済新報社『株式会社年鑑 第一回』T11,p1

147) 予審最終決定書（『大阪銀行通信録』T14.9,p381所収）

149) 151) 奥村千太郎『株式放資と売買術』文雅堂、昭和6年,p937。社名も三品と堂島を想起させる。

150) 『事業会社の今昔物語』大阪毎日新聞,p139

152) 『九州交通大観』九州時論社、昭和4年9月、大分p62

153) 多田次平（朝鮮から大分）は別府土地信託代表取締役、別府土地常務（株T14,p394）

154) 滝川伊之助（大阪市東区北久宝寺2-6）は会社役員（『帝国信用録』T14年,p129）大正11年12月8日別府観海寺土地取締役辞任

取締役滝川伊之助¹⁵⁴), 為三, 板井勘兵衛 (別府観海寺土地, 内外商事各取締役として為三と接点あり, 日東護謨専務), 大葉久吉 (東京, 別府土地信託取締役), 国武金太郎¹⁵⁵), 原駿一郎¹⁵⁶), 山田耕平¹⁵⁷), 監査役武内作平, 安田源蔵¹⁵⁸), 山村豊次郎 (愛媛, 別府土地信託監査役 株 T 10, p 744), 友永平次郎¹⁵⁹) であった。(株 T 10, p 744, 要録 T 11, 大阪 p 32)

別府観海寺土地には地元の多田次平 2,289株, 友永平次郎200株などに加え, 大分銀行頭取小野駿一1,000株, 板井勘兵衛1,000株, 山田耕平 (大分銀行) 400株, 武石義夫 (武石橋次長男, 大分銀行, 日東護謨各取締役) 200株, 原逸500株, 渡辺由利多 (大分銀行支配人, 日東護謨監査役) 50株など多数の大分銀行関係者のほか, 神戸信託1,000株, 藤尾幸一 (神戸信託専務) 400株, 木村宇一郎 (神戸信託常務) 300株ら神戸信託関係者, 前川太兵衛500株, 安田源蔵500株ら旧東京銀行関係者など, 投機的傾向が強いと見られる県外資本が大株主の一角を占めている。

別府観海寺土地は11年11月末時点で土地買収・造成資金としての借入金30万円があり, 恐らく229,893円の預金先の「藤田銀行外五行」(T 11/11 # 6 営) のいずれか (同社役員

の関係する積銀, 加島, 大分銀行等を含む) からの調達と考えられる。

12年5月期に別府観海寺土地は大分銀行休業など「大分県下財界ノ悪影響ニヨリ当社諸般ノ経営ハ総テ消極の方針ノ下ニ人員ヲ淘汰シ本支店ノ諸経費ヲ半減シ, 常任者ヲ除キタル役員及相談役ノ報酬ヲ辞退」(T 12/5 # 7 営), 翌12年11月期にも「常任役員報酬ノ減額並ニ再度ノ社員淘汰ヲ行」(T 12/11 # 8 営)

158) 安田源蔵(東京・日本橋)は呉服木綿問屋・中屋, 東京銀行発起人・取締役, 東洋モスリン監査役, 日本共立生命代理店主。なお仲間の前川太兵衛も別府土地信託監査役であり, 石井寛治氏は旧東京銀行頭取前川太兵衛が地道な融資よりも, むしろ虚業家とも解される竹内綱など「危険の多い新規事業に乗り出した企業家の派手な融資に傾斜」(石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』平成13年, 東京大学出版会, p 420)する性癖を指摘した。また大分銀行破綻後『大分新聞』には以下のような「財界恐慌の原因は銀行の政党化」と題する「東京電話」記事を掲げている。「一県下に在る銀行同志が政党関係から互に中傷し, 流言を放って相手を陥れんとしてあることで, その最も顕著な現れは大分県下に於ける大分銀行と二十三銀行である」(T 12.1.29大分新聞) 時偶々欧州戦乱ノ勃発スルアリ, 其後数年本邦財界ハ空前ノ好景気ニ遭遇シ, 都鄙ヲ通ジテ企業熱勃興スルヤ, 同行モ其勢ニ促力サレテ之等事業株ヲ担保スル貸出額頗ル多ク, 殊ニ同行力県憲政会ノ機関銀行トモ目スヘキ状態アリシヨリ, 該系統ニ属スル事業ニ対シ其放資額少ナカラサリシノミナラス, 小野頭取以下二三重役ノ如キハ傍ラ諸種ノ事業ニ関係セルヨリ, 自然之等事業又ハ重役個人ニ対スル融通多ク...約五百万円ヲ超工...同行総貸出高ノ約一割七分ヲ示セル程」(日本銀行門司支店「大分銀行開店始末」『日本金融史資料昭和統編』付録第4巻, 日銀, p 541所収)であった。門司新報は大分銀行休業に関して「資金関係が主たる原因に相違なきも其裏面には政党的感情問題も蟠まって居るやの噂もありて, 大分県の憲政会は...金権の勢力を奪はれたも同様」(T 11.12.26門司)と評している。同行の臨時総会でも「株主側ノ質問続出シ, 殊ニ同行幹部ノ経営振ニ付從來嫌焉タルモノアリシ株主ノ如キハ, 其仕振ノ放漫ニ過キタルヲ詰ル」結果「小野頭取モ為ニ其説明ヲ円滑ニ進メ得サリシ程」(前掲「大分銀行開店始末」 p 543)であった。

159) 友永平次郎 (大分) は別府土地監査役 (株 T 14, p 394), 別府の港平旅館主, 別府旅館組合長, 泉都自動車を設立し社長

155) 国武金太郎 (久留米市日吉町) は「久留米餅の大王」国武喜次郎の長男で国武合名の傍ら, 別府観海寺土地の取締役 (要録 T 11 役中 p 162) から社長となり, 「観海寺の土地は大南国武 (のち泉都土地KK) のもの」(『泉都旅館盛衰記』¹⁰) 昭和37年2月8日西日本新聞) と称された。

156) 原駿一郎 (大分県豊岡町) は原大三郎の長男, 大分県農工銀行, 大分貯金銀行, 大分銀行, 大湯鉄道各取締役 (『大分県人名辞書』大正6年, p 46), 日東護謨取締役

157) 山田耕平 (大分県) は大分銀行に合併した豊後銀行取締役, 大分銀行に合併した別府銀行取締役464株, 豊州瓦斯, 大分証券信託, 別府土地建物, 豊後土地, 別府観海寺土地各取締役。大分銀行破綻時に整理復活のため後援会を組織し, 大分銀行大株主として整理委員に就任 (『大分合同銀行五十年史』昭和18年, p 40)

うなどリストラを実施するも、両期とも石垣村、朝日村等に所在する当社所有地別府荘園ほかの分譲実績はゼロであり、連続して当期損失を計上、12年11月末の繰越欠損は8,615円に達した。12年5月末時点の預金は「藤田銀行外五行」180,268円（T12/5 # 7 営）、12年11月末時点の預金は「加島銀行外二行」180,035円（T12/11 # 8 営）であったが、恐らく大分銀行を除いたものと思われる。

12年4月28日別府～観海寺間に直営の乗合バスを開業し、「乗合自動車開始後八各旅館何レモ客数ヲ激増」（T12/5 # 7 営）し、松葉、観海寺に所有する24棟1,304坪の「所有貸家二対シ相当貸家賃ノ増徴ヲナスベク...交渉中」（T12/5 # 7 営）であった。ただし乗合業は「消極方針ノ下ニ之レヲ伊藤自動車商会ニ営業権ヲ無償ニテ貸付ケテ之レガ委託経営トナシ、交通機関ノ完備ヲ図」った（T12/5 # 7 営）ため、T12/11期の損益計算書には乗合業は収支とも開示されていない。この観海寺線を運行した伊藤自動車商会（伊藤バス）は昭和14年12月亀の井遊覧バス¹⁶⁰）に買収された。

13年時点の『株式年鑑』には別府観海寺土地は「目下整理中」とあり、13年5月期のP/Lには大分銀行破綻に関連した整理損金の処理と思われる「重役提供金」36千円、「土地評価益」36千円、「大分銀行整理損金」（株T14, p394）73千円を計上した。大分銀行取締役の板井勳兵衛が12年3月30日辞任したのも大分銀行破綻関連であろう。整理後の役員は社長国武金太郎、専務多田次平、取締役大葉久吉、上田弥兵衛、山田耕平、吉村吉造（12年12月選任）、監査役友永平次郎、滝川伊之助であった。（株S2, p527）

160) 亀の井バスに関しては拙稿「湯布院・別府の観光開発の先駆者・小野駿一と油屋熊八」（『滋賀大学産業共同研究センター報』第2号、平成15年6月）参照

東華紡績<大正9年3月設立>

大正9年3月資本金3,000万円で創立、10年7月15日中華毛織を合併1,000万円を増資（株T10, p176）、減資により資本金900万円（払込済）、為三が社長となり（T11.12.1大朝）、宮崎敬介も監査役に就任した。初めは約10万錘を上海に設備する計画であったが、建設着手前で財界変動により計画を大幅に縮小して、漸く4.5万錘を設備した。（T15.4.5D）「五十円払込みにて十二三円処を呼び」（T11.12.6大朝）、予審段階では為三らは積銀の「行金を以て...自己及び他人名義にて所有する...東華紡績株式会社株式の株金払込をなすことを共謀」¹⁶¹）し、株金払込金として流用したと認定されたが、為三自身の告白によれば「東華紡の如き一万株の申込に僅か五株を渡す盛況を以て成立」（T11.12.10大朝）し、T9/9の株主数は4809人にもなったが、「東華紡でも現に大阪での持株を他人から呉れる呉れるとせがまれて四万株公募の内二万株を上海に持って行ってゐた。その内五千を態々手を回して取り寄せたりした。それが皆損失になって肩にかかりました」（T11.12.10大朝）とする。東華紡績でも「河崎氏を始め堂島系以外の重役は高倉氏が農銀乗取運動を行って以来、同氏の態度に少なからず不満を抱き、河崎氏の如きは十月中に既に<高倉>社長の手許に辞表を提出」（T11.12.2大毎）していたといわれる。積銀破綻時に上海工場の運転錘数約3万（計画は4.5万）、阪神沿線の今津工場（毛織設備）は「一月の運転開始予定が余程遅れる」（T11.12.7大朝）と見られた。積銀への預金78万円に対しては為三が有価証券を提供することとなった。ダイヤモンド誌の「ポロ会社の研究」号は東華紡績を取り上

161) 予審終結決定書（『大阪銀行通信録』T14.9, p381所収）

げ、「当社は積善銀行に七十八万円預金して居た。十二三万円しか返らなかった。残余の内猶ほ若干回収の見込みはあるそうだが、確實債権とは見られず、損と見て置かねばならぬ方である。以上の如く、当社は、本来の事業以外に、数々の損をした...銀行から二十万円の借金があるのである。この借金は積善銀行に対する預金約二十万円を差引いたもので、正味の負債は四十万円あるのである。積善銀行の預金も駄目だから、これも不良資産と見れば借金がそれだけ増す」(T 15.4.5 D) と見られ、「従来成績は甚だ不良で...整理をしなければ配当の見込みなし」(T 15.4.5 D) のボロ会社と決め付けた。14年9月時点の株主数3,084名、筆頭株主帝国棉花¹⁶²⁾ 16,666株、八代麻三郎1,710、広沢耕作1,634、芝長五郎1,566、斉藤悦蔵1,486、石田秀二1,400、高橋幸三1,334、天野三郎1,200、斉藤直吉1,100、横尾孝之亮1,064、塚口定晴 / 松井作太郎各1,000株であった。(T 15.4.5 D)

港南電車軌道 (創立中)

港南電車軌道 (後の阪堺電鉄) は大阪市難波芦原町市電停留所から西成郡津守村、東成郡敷津村、墨江村、泉北郡三宝村を経て堺市に達する軌道である。為三が創立委員長となり、「地価昇騰を第一の目的として、大都市計画完成後の工場地帯たるべき同地域の開発を為す目的」¹⁶³⁾として以下の29名が発起人となり、8年8月20日電車軌道布設特許願を内閣総理大臣及び内務大臣に出願した。山岡順太郎 (後に阪堺電鉄相談役2,060株)、宮崎敬介 (大阪土地建物社長として阪堺電鉄の31,500株の筆頭株主。個人として阪堺電鉄500株)、木村清 (後に阪堺電鉄500株)、深尾隆太郎、下

村耕次郎 (下村高橋合資会社として阪堺電鉄の3,740株)、多羅尾深三郎、井上虎治 (後に阪堺電鉄社長 750株) や、沿線大地主の芝川又四郎 (芝川又右衛門の次男、後に阪堺電鉄1,000株)、白山善五郎 (後に阪堺電鉄相談役6,283株)、河原改栄門¹⁶⁴⁾、加納由兵衛¹⁶⁵⁾、浜田甚兵衛 (後に阪堺電鉄2,000株)、大塚三郎兵衛 (後に阪堺電鉄800株)、中西平兵衛 (後に阪堺電鉄監査役1,200株)、生島貞次郎 (後に阪堺電鉄取締役) らであった。発起人でもある「沿線地主は何れも大地主又は土地会社であって」、「木津川土地運河、白山殖産、千島土地、其他の土地会社があつて、同社電鉄の創設にたいしては敷地の寄付、土工費の寄付等多大の犠牲を払って居る」¹⁶⁶⁾とされた。11年7月7日芦原橋 - 堺市戎島間を特許され、為三が中心となって、自己の堂島米穀取引所内に創立事務所を置き、資本金500万円で創立準備にとりかかり (T 11.7.11大朝)、7月22日港南電車軌道の発起人会を開催し、資本金500万円 (10万株) のうち発起人は各 500株以上を引受け、木津川土地運河株式会社株主に対し、持株10株に対し港南電車軌道株 2 株を割当てることを決議した。同社は「創立委員二十四名の内八名迄は電車沿道大地主で電車用地は殆どこれ等大地主の提供にかかり、土地買収の要もなく」(T 11.12.8東日) という点を売り物にしていた。

芦原町から堺市に達する港南電車軌道は

163) 166) 168) 170) 171) 172) 173) 『株主協会会報』臨時増刊『近畿電鉄号』、昭和2年、p 306 - 307

164) 河原改栄門は千島土地役員、木津川土地建物監査役 (株 T 10, p 715)、後に阪堺電鉄専務1,300株。T 11/9 東華紡績150株 (# 5 営)

165) 加納由兵衛 (大阪市南区鱧屋西町) は猪名川水力電気発起人、千早川水力電気取締役 (『電気大観』 p 111)、関西水力電気常務、大神中央土地社長、関西電気取締役 (要録 T 11, 役 p 190)、阪堺電鉄監査役 (『大阪郊外電鉄業観』 p 168)、阪堺電鉄500株

162) 帝国棉花は大正8年12月18日設立、島定治郎らが取締役

「本社経営地内ヲ縦貫スル」(木津川土地運河広告 T11.7.25大朝)ため、木津川土地運河の株主等の縁故者に株式引き受けを勧誘¹⁶⁷⁾し、「十一年八月五日現在ノ本社株主ニ対シ十株ニ二株(港南電車株)ノ割合ヲ以テ優先申込ニ応ゼシムベキ」(木津川土地運河広告)こととした。為三はこの方法で株式の半分までを引き受けるつもりでいたが、「予期に反し木津川土地運河関係者の申込は僅かに五六千株に過ぎず、且つ高倉氏縁故者の応募も存外少なく」¹⁶⁸⁾、11年9月5日には51,000株の払込にとどまり、このままでは会社設立ができないことになった。そこで高倉を信頼して任せきっていた他の発起人は創立事務所を東区伏見町の芝川商店(漆器商)に移し、自己の縁故者を勧誘して大体の引受けを終えた。

積銀破綻が表面化した時、払込金20.1万円を預金していた港南電車軌道は立往生した。¹⁶⁹⁾11年11月30日「同氏が創立委員長の港南電鉄の創立総会が...開催される手筈になってゐたのに、高倉氏の行方不明で関係者はスツカリ待呆けを食った」(T11.12.3京日)が、同日発起人総会を堂島取引所で開催し善後策を協議、発起人中より中西平兵衛、井上虎治、白山善五郎、河原改栄門、加納由兵衛の5名を銓衡委員に挙げ、後任の創立委員長等の人事を協議した。三十四、摂陽、近江、加島、野村、藤田の各行と並んで「払込指定七銀行中に偶積善銀行が含まれてゐる」(T11.12.5大朝)ので、第一回払込金125万円の中で「一説には二十万円見当と伝へられる」(T11.12.5大朝)積銀への預金債権は「発起人間に於て責任を以て擁護する考へ」(T11.12.1大朝)と技師・矢野義夫は語った。

「同社の財産中積善銀行預金凡そ二十万円のみ払戻不能となったが、一回払込金凡そ百万円は山口、十五、藤田等の各銀行に保管さ

れ、高倉の手に触れない事が分明となった」(T11.12.8東日)が、「某氏(発起人中の一流筋)が残株の引受について決心つき兼ねると見え未だ乗出して来ない」(T11.12.12大朝)など、その後も混乱と様々な争いが生じたが、結局「井上虎治氏が高倉氏に代って創立事務に当る事となった」¹⁷⁰⁾ので、ようやく12年5月15日「残余四万九千株は発起人、有志及び之が縁故者を以て全部の引受を畢り、払込を完了」¹⁷¹⁾した。「積善銀行預金の損害に就ても発起人及び株主間に諒解が出来」¹⁷²⁾、積銀取扱の株式払込金201,000円を積善銀行預金として資産に計上した。12年6月2日創立総会を開催し、港南電車軌道を阪堺電鉄と改名し、資本金500万円、1/4払込で設立、社長井上虎治(750株、木津川土地運河監査役750株)、専務河原改栄門(1,300株、千島土地、木津川土地建物監査役)、取締役西田正俊(500株、木津川土地運河取締役として6,000株)、池内源吉(500株、白山殖産として2,000株)、生島貞次郎(発起人で沿線大地主)、矢野藤太(支配人兼務。大阪土地建物取締役支配人)、監査役武内作平(500株、木津川土地運河取締役)、加納由兵衛(500株)、中西平兵衛(1,200株)、相談役白山善五郎(6,283株、木津川土地運河取締役)、山岡順太郎(2,060株、木津川土地運河相談役)を選任した。¹⁷³⁾

「阪堺電鉄(元港南電鉄)も既に第二回払込を終り、余程工事進捗し、近く開通を見る」(T15.4.5D)までにこぎつけ、昭和2年10月1日ようやく新規開業した。

その後鉄道省監督局は「日本積善銀行破産後十年二垂々トスルニ清算未了ナルハ如何、最近ノ具体的事情説明ノコト」¹⁷⁴⁾と調査を要求した結果、昭和8年5月26日時点で「管財人は...和歌山県所在の不動産を処分し財団の終局計算をはさんとすも財界の不況に累せられて未だ其の運びに至らざるも...何れ最

167) 169) 河南荘人『関西五私鉄昔話』第93回

終配当を実施して破産手続を終結可致候へ共、其の配当率は極めて僅少なるを免れざるもの」¹⁷⁵⁾との管財人の回答を得た。しかし最終配当はなかなか実施されず、昭和11年3月31日時点でも阪堺電鉄の積銀預金残高は143,432円10銭のままで、なお「破産財団ノ清算未了ニ付其儘存置シアルモノナリ」¹⁷⁶⁾という状態が長期間継続中であった。昭和19年4月1日阪堺電鉄は大阪市に買収され、解散した。

その他

藤平・為三の本業である堂島取引所、積銀、北浜銀行や乗取りに失敗した東京米穀商品取引所、大阪農工銀行等の金融関係は稿を改めたい。その他内容未詳のものとして下記の数社がある。

和泉紡績

明治45年5月設立、藤平が取締役580株保有

長崎紡織

大正元年12月設立、藤平が取締役

朝鮮勸業信託

大正11年5月資本金1,000万円(払込250万円)で朝鮮に設立され、北浜一丁目に大阪出張所を置いた。為三が今西林三郎、島徳蔵、神田鑑蔵らとともに相談役に就任し、堂島常務理事の吉田武衛や北浜の松井伊助が監査役となった。(要録, T11, 朝鮮 p 8) 大阪朝日は「朝鮮勸業等を新設したるも悉く好績を収むるに至らず」(T11.12.6大朝)と報じた。

174) 『鉄道省文書』阪堺電鉄

175) 昭和八年五月二十六日破産管財人守屋孝蔵・池田繁太郎より阪堺電鉄宛回答、『鉄道省文書』阪堺電鉄

広東競馬、南満競馬

積銀の所有ないし担保有価証券の中には「所有株券の中に広東競馬会社株が一万四千余株あった...現在では殆ど無価値のもの」(金光整理委員長談 大正12年4月19日大毎)であり、「昨年夏高倉為三氏が政友会の某々幹部代議士と結託して行金百万円を支出した穴埋に差入れたもので...責任者は高倉一人になってゐるが事実は政党員の食物にされたものと思ふ」(金光整理委員長談 大正12年4月19日大毎)とされた。同様に「物にならず」(T11.12.6大朝)と報じられた関係事業に「南満競馬の利権買収」(T11.12.6大朝)などがある。

太平火災保険

資本金500万円、為三が取締役(T11.12.1大朝)

奈良製茶

資本金50万円、為三が取締役(T11.12.1大朝)、大正8年2月22日創立、金森又一郎が初代監査役就任、15年4月24日解散、金森又一郎が監査役を退任した。¹⁷⁷⁾

本稿は、平成15年度科学研究費補助金「近世・近代商家活動に関する総合的研究」(基盤研究B2, 課題番号15320083, 研究代表者宇佐美英機氏)による研究成果の一部である。

176) 昭和11年3月31日時点鉄道省宛阪堺電鉄回答、『鉄道省文書』阪堺電鉄。積銀に20.1万円を預金していた阪堺電鉄の第四回配当金受領後の昭和6年9月30日時点の残高は143,432円10銭であり、当初預金高との差異約28%が第一回～第四回配当金累計額に相当する。

177) 『金森又一郎翁伝』昭和14年、年譜 p 3~4

明治前期中山間地帯の経済構造

静岡県駿東郡御殿場・小山地域の事例

筒井正夫

はじめに

日本の農業地域の約6割を占めると言われるいわゆる中山間地帯の農村は、水田単作の平坦部の農村と異なり、畑作と山野を農業生産に不可欠なものとして組み込み、山野の維持といった自然環境の保全にも長年貢献してきた地域であった。しかし現在日本農業は、いくつもの明るい曙光が現われているとはいえ、農業人口の激減が続き、多くの農産物は海外からの輸入作物に取って代われ、地域的な農産物自給体制は崩壊して、農業そのものが危殆に瀕しているといっても過言ではない。特に山間部に接続する中山間部の農村は、過疎と高齢化が著しく進展し、村落そのものの維持さえ困難なところも少なくない。

このような現状を前にして、歴史的に日本農業を振り返った時、日本資本主義論争以来の経済史学が特に戦前期の日本農業に対して下してきた評価は、「半農奴制的零細耕作」¹⁾という表現に集約されるように、日本の農業経営の著しい零細耕作性や低生産性²⁾、また特に地主制下の小作農家が負わされた激しい搾取の重圧に焦点が当てられて性格付けられ、それを打ち破る農民的商品生産の前進³⁾やその結果として地主制を突き崩す役割を担った小作争議に進歩的評価が加えられてきた。

しかし「半封建的」あるいは「半農奴制的零細耕作」というレッテルを貼られ、「遅れた」「貧しい」イメージが植付けられた日本の耕作農民の実際の農業生産そのものは、克

服すべき対象としてのみ存在したのであるうか。そこにはむしろ、農民達が様々に自然を観察しつつ長年培ってきた作物栽培の知恵や自然を保全しつつ利用する技能が凝縮されており、それは現在の環境保全型農業を考える上でも有益な示唆を与えるものも少なくなかったのではなかろうか。

また、「米と繭の農業構造」という言葉に象徴されるように、戦前の日本農業の分析が米と繭に集中され、水田と並んで重要な役割を担った畑作の存在や、国土の約7割を占め農村と密接な関係を有した山村とのかかわりが十分解明されないまま、前述のような「遅れた」「貧しさ」が全面に押し出されてきた

- 1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年。
- 2) 国際的に日本農業の「零細経営」や「低生産性」等を問題にする場合は、各国の農業が置かれた風土的環境や主要な栽培作物の違いを考慮しなければならないのは当然である。近世・近代において、麦と米とでは、単位当り播種量に対する収穫量でも反当収量でも米のほうが高く、また同じ麦でも反当収量は西欧より日本の方がはるかに高いので、1人を養うに足る食糧を得るためには、麦を主穀とする西欧では日本より数倍広い耕地面積を必要とすることは言うまでもない(山根一郎『日本の自然と農業』農文協、1974年、57頁～58頁)。こうした点が十分吟味されないまま、西欧に比しての耕地面積の少なさから日本農業の「零細性」が「低生産性」と結び付けられて論難されてきたように思われる。
- 3) 農村および農家経済における商品経済の進展を一義的に進歩的要因と捕らえることについても批判的見解を有しているが、今回は、その点については展開していない。農民的商品経済がいっそうの発展を見せる明治中後期以降の分析に際して改めて論じたいと思う。

のではなからうか⁴⁾。

本稿は、こうした問題関心に立って、「半封建的」「遅れた」「貧しい」とされた日本農村の実態を、特に明治初期におけるいわゆる中山間地帯に焦点を当てて、その経済構造を具体的に解明することを課題とする。

上記の視点から本稿が特に留意した点は以下の諸点である。

第一に、農民達が長年月にわたって蓄積してきた農業技術や自然を保全しつつ活用する知恵をできうる限り具体的に探り出すことであり、水田と畑作と山野を一体のものとした農業構造の実態と三者が取り結ぶ相互関係を解明することである。

第二に、その際、中山間地帯がどのような風土的性格に規定されつつ、その地域を構成する水田優勢地帯(田場所)や畑作優勢地帯

(野方)、ならびに山村地帯、さらに宿場町や街道といった多様な地域的特性を形成していったのか、その地域経済の複雑なモザイク模様を明かにすることである。

第三に、経済構造の生産面にばかり着目するのではなく、農産物では米や麦以外の雑穀と称された作物とともに育まれた食文化や山野の豊富な利用形態からもたらされる多様な農村生活の内実を明らかにしたい。

第四に、農工が未分離な状態を社会的分業が未発達で生産力段階の低い遅れた発展段階とのみ解するのではなく、明治初期の農業や農村がまだ内包していた多様な農産加工の技術の具体相を明かにし、農民が持つ多様な能力の発露を検証したい。

本稿が対象とした地域は、静岡県駿東郡北部地域(現御殿場市並びに小山町、以後北駿地域と称する)で、富士山及び箱根山の山麓に広がる中山間地帯に属し、水田と畑作と山野利用が組み合わせられた農業生産を展開した地域であり、本稿の課題に恰好の素材を提供するものと思われる⁵⁾。

北駿地方の風土的性格

北駿地方は、西部を富士裾野の広大な山林原野(入会共有林野)に、東部を箱根・足柄の外輪山に囲まれ、富士山麓に源を発する鮎沢川と黄瀬川の2川が御殿場高原へ流れ込んで袂を分ち、前者は北東へ向かって相模湾に

4) 近年における近代日本農業史の最も水準の高い通史の一つであると思われる『日本農業100年の歩み』(暉峻衆三編著、有斐閣ブックス、1996年)において明治期の農業を扱った「第2章 日本資本主義の確立」においても、水田耕作への説明は大変詳しいが、畑作や山野に関してはほとんど触れられていない。また第1次大戦期以降の農民的小商品生産の発展とのかかわりで都市向けの野菜や果実栽培が注目されることはあっても、麦をはじめ稗・粟・黍・蕎麦など「五穀」あるいは雑穀に着目して、そのいわば忘れられた農耕や食文化の意義を解明しようとするものは少ない。そうした中で、農学の分野では畑作に関しては、奈良盆地に見られた田と畑を組合わせた多様な輪作(「作りまわし」「作りならし」)の農法を実証的に解明した徳永光俊『日本農法史研究』(農文協、1997年)の研究、また民俗学の分野では、宮本常一『大阪府農業技術経営小史』を始めとし、坪井洋文『イモと日本人』(1976年、未来社)、木村茂光『ハタケと日本人』(中公新書、1996年)、さらに増田昭子『粟と稗の食文化』(三弥井書店、1990年)などが、畑作の生産と食文化さらにそれまつわる儀礼等までも捕らえた優れた成果を生み出している。山村の生活と経済については多々あるが、田口洋『越後三面山人記』(農文協、1992年)が、獵と畑作を一体とした山村の生活と生計をいきいきと分析している。

5) 筆者はすでに、本稿と同様の観点から、北駿地域の田・畑・山野を一体のものとした農業生産と生活のあり方を、用沢村の在村耕作地主遠藤伍郎の日記を手がかりに、村落共同体の規範や自然環境との関連、さらにそこにおける「個」や「自由」の問題も取上げて、明らかにしたことがある(拙稿「明治前期農業・農村論」、中村政則編『近現代日本の新視点』吉川弘文館、2000年)。本稿との姉妹編をなすので参照いただければ幸いである。

達し、後者は南に向かって駿河湾へと注いでいる。この両川にはさらに富士山麓側から砂沢川・久保川・馬伏川等幾本もの川が注ぎ、東山斜面側からはこれに比べると少なくわずかに押出川等が合流していた。

したがって北駿の町村域は富士山麓と箱根外輪山麓の7,824haに達する広大な山野を含み、耕地と集落はその中央に流れる河川の河岸段丘上に、海拔440メートルから700メートルのいわゆる中山間地帯に形成されていた。このため気候は夏季は冷涼であるが冬は平均気温4～5度にまで下がり、降雨量・雲量とも多いため湿度高く、富士の伏流水を運ぶ河川の水量も豊富であったが、快晴日数は年間60日前後と少なかった。

また土壌は、宝暦期の富士山の大噴火による溶岩の砂礫や火山灰が長年風化堆積してできあがったものであった。この火山灰質の土壌は排水がよく石灰分を多く含むという利点もあったが、肥料の吸収保持力が少ないという難点があり、また良好な排水を保つには、長年のうちに表土の鉄分が火山灰の底土に沈殿して排水を妨げるため、底土(当地ではこれを「まさ」という)を数町歩ほど耕起して除去する「まさ打ち」と称する作業を定期的に行わなければならなかった⁶⁾。

このように北駿地方の風土的特色が、当地の産業のあり方をも規定した。まず米作については、山間部と冷涼な気候に阻まれて平坦部のような高収益のあがる広大な水田地帯とはなり得なかったが、豊富な水を利用した水田が低地の平場や河川の周辺に広がり、畑作物も、冬季裏作の麦が灌水されて成育された

ほか高冷地・火山灰地という当地の地質に適した豆類・根菜類・蕎麦・桑・玉蜀黍等がほとんどの村落で広く栽培された。

さらに広大な山間部からは、肥料となる下草を始め春のわらび・たけのこや秋の茸類、萱・木材・竹といったさまざまな山の恵みもたらされ、紙・油・薪炭・果樹・養蚕・竹細工といった農産加工品の原材料をも提供された。また焼畑農業としても利用されたほか、冬には野ウサギや鶉などの狩場となり、多くの河川ではさまざまな魚が村民に捕獲された。北駿地方では、こうして田と畑と山林を一体に組み込みつつ多様な多毛作体系の農業が形成されていったのである。

さらに当地が古来より交通の要衝として栄えてきたことも風土的特長として逸することができない。西南の沼津から御殿場を通過して北上し籠坂峠から甲州郡内地方へ抜ける甲州街道、御殿場から小山町方面を通過して相州(神奈川県)へ抜ける相州街道、さらに御殿場から箱根千石原を通過して小田原方面へ通ずる箱根街道等が開けた。これら街道筋には宿場町が形成され、特にいくつもの街道が交差する御殿場の地は江戸中期には近江商人山中兵右衛門家なども進出して物資・人員の集散地、商業地として栄え、御殿場を始めとする宿場町は、運搬業の駄賃稼ぎに携わって生計を立てる者も少なくなかったのである。その中心である御殿場の宿には、商人6家・薬種屋2家・旅籠屋4家・料理屋2家・湯屋3家等が連なり、芝居小屋や寄席もあり、警察は明治14年、病院も同13年に開業し、近隣の人・物の往来を集めていた⁷⁾。

商人の筆頭である山中兵右衛門家は滋賀県日野町出身の近江商人で、享保3年(1718)6月に御殿場に出店し、寛政12年(1800)に

6) 御殿場実業学校の調査報告書『組合町村誌後編 産業編』第一編「農産物の調査」第一章当地に於ける耕作地の土地調査」による。これは、御殿場実業学校が御殿場・小山地帯の農業の変遷と実態を大正3年に調査した報告書で、刊行されたものではないが大変貴重な資料的価値を有するものである。

7) 「御殿場の状況」、『函右日報』明治14年6月18日、『御殿場市史』第5巻, 741頁。

表1 北駿地方11か村の物産表(明治7~12年)

村名 ¹⁾	富士岡地区			御厨地区	
	神山	二子	竈	新橋	御殿場
1. 田: 畑反別(反) ²⁾	田480: 畑984	田187: 畑174	田476: 畑886	田635: 畑508	田178: 畑104
2. 米収種高(反別: 稈+糠) ³⁾	456.92 (454.2+55)	190 (188.7+13.3)	250.2 (395+49)	744.98 (675+29)	352.1 (215+13)
3. 畑地総作付反別 ⁴⁾	1267	346	796	981	222
4. 畑収種高(反別)大麦: 石	218.72 (350)	39.5 (115)	40.5 (150)	68.97 (190)	23.6 (55)
小麦: 石	78.49 (185)	19.6 (48.8)	20.1 (125)	46.06 (220)	12.3 (53)
大豆: 石	2 (45)	3.5	12.05 (21)	68.06 (150)	19.5 (450)
小豆: 石	9	6	4.5	13.27	2.6
隠元豆: 石	5	0.2	0	0	0
えんどう豆: 石	10.26	0	0	0	0
粟: 石	2 (17)	2 (21.3)	16.2 (65)	8 (M10)	0
稗: 石	20 (250)	26 (45.2)	50.4 (139)	138.37 (258)	12
黍: 石	2 (5)	0.5	3 (19)	0	0
蕎麦: 石	20.3 (25)	3 (18)	16 (40)	20.03 (23.5)	21
蜀黍(もろこし): 石	0 (0)	1	64.2 (19)	5.85 (10)	0
玉蜀黍: 石	301.71 (300)	29M10 (52.5)	77 (153)	6 (8)	3 (8)
大根: 貫	9000	21000	5760	3852	5120
人参: 貫	400	30	40	112貫	0
里芋: 貫	900	50	6480	3424	1056.6
甘藷: 斤	15938 (50)	9000	20718 (65)	2500 (8.4)	0
茄子: 貫	9000	0	0	141.2	580
きゅうり: 貫	1500	0	0	1575	240
牛蒡: 貫	200	30	60	40	192
漬菜: 貫	400	39.5	432		
桑: 貫	6000	20	4320	6120	0
菜種: 斤	60	0	250	90	0
葉煙草: 斤	240貫	65貫	120	0	0
三椏: 斤		1400	4680	93	0
楮中晒: 貫	9500	1500	720	36	0
茶生葉: 貫	600	100	166		
5. 果実等					
胡麻: 石	1.2	0	0	0.345	0
生柿: 貫	70	3	396	36	45
梅子: 石	3	5.6	0.8	0.58	0
6. 醸造物					
味噌: 斤	9375	2180	160	3281	2000貫
醤油: 石	0	0	6.08	0	53
清酒: 石	12.5	0	50	0	484.03
酢: 石		0		0	100
7. その他					
繭: 石	15	0.54貫	3.045貫	2.32貫	13.6貫
生糸: 貫	0	0.23 (M10)		0	65.3貫
製茶: 貫	130	32		17	72
鶏卵: 粒	36500	5860	3600	2238	820
蓑筵: 枚	0	50	0	鞋3200足	126
蓑: 枚	30	70		866	0
半紙: シメ	75	0.312斤 (M10)	72		
薪: 貫	240000	86350		0	
犬栢: 石	7	2	10.25	11.92	
楮実: 石	0.08	0	0	1.225	0
椎茸: 斤	8	5	0	10斤	0
その他	鎌25枚, 鍬82枚	戸25本			戸60本
	竹(大竹・篠竹) 3310貫	障子13本			障子150本
	戸75本, 障子28本,	手桶5			箱膳10
	箱膳20, 箆筒2,	風呂桶2			箆筒10
	手桶50, 風呂桶5	家鴨20羽			手桶100
	酒樽14, 兎50疋	同上卵1500個			鬻付油5千本
	家鴨4・卵150	雉20羽			
	雉120, 鹿12				

出所) 各村「物産書き上げ」(明治7年または8年)、『御殿場市史』第5巻, 巻末付表より作成。但し, 黍・甘藷・菜種・三椏・椎茸は明治10年の数値。一色村は明治9年, 藤曲村は明治12年, 小山村は明治10年の数値で, いずれも各村有文書より。これ以外の年から数値をとったものは(M12)に明治12年等と表中に示した。

注1) 村名は, 左から右へ, 南西部から北東部に位置する村を配列した。「富士岡地区」などの地区名は, 明治22年町村制が施行された時成立した行政村の名を示す。

2) 田: 畑反別の数値は明治18~21年時のもの。従って2. 米収種高(反別)の数値とは一致しない。

3) 米収種高の()内の反別は, 明治10年の数値で, 稈と糠の値をそれぞれ示した。藤曲村の糶及び小山村の反別は判明しない。

4) 畑地総作付反別は, 明治10年の値で, 4の畑反別の合計値に裸表の反別(小さい)を加えたもの。

原 里 地 区		印 野 地 区	北 郷 地 区	六 合 (小 山 町) 地 区	
川 島 田	神 場	印 野	一 色	藤 曲	小 山
田277 : 畑236	田172 : 畑516	田192 : 畑516	田420 : 畑472	田299 : 畑105	田285 : 畑231
331 (381.5 + 64)	52.3 (9 + 2.5)	2.5 (19.2 + 0)	406.9 (348 + 72.2)	365.9 (265.1)	267.7
599	866	2242	800	158	不明
35.9 (126)	10.5 (40)	37.5 (170)	53.2 (262.5)	28.8 (72)	71.38
23.8 (81)	10.4	18.8	60.3 (207.5)	4.17 (20.8)	17.45
51.6 (99)	6 (30)	26.4 (110)	68.1 (185)	7.14 (17)	14.2
8.17	0.92	10	53.2		4.15
10.31	11.2 (220)	85 (630)	20 (15)	1.7.8 (4.5)	9.1
86.97 (192)	22.5 (250)	125 (615)	86 (112)	23.5 (23.5)	24.3
		125 (153)			
9.42 (31)	23 (M10) (90)	125 (125)	1.4 (15)	6.06 (20.2)	12.1
1 (3)	0				1.92
9 (22)	42 (140)	44.8 (188)	250斤 (M12) (2.5)	0	0.95
1470	1160	3600	1500		350
20	10	200	50		20
2624	2160	23976	3500		5400
0	850 (3)	2500 (8)		0	35
76.2	0	360	40		160
99	10	7500	31		70貫
3	16	300			43貫
240	72	0			110貫 (青菜)
2700	720	3600	2600		15
160	2900	13050			2.3石
60	40	0		84	120
0	1187	11250		220	
64	360	0			
0	112	0			
			0.03		0.32
			35		140
			48		3.7石
57	44貫	0	75貫		225貫
0	38樽	0	11		
0	0	15			
0	0	0			
2.75	8.4	10.2	19貫	120斤	5.2貫
0	3				
		57斤 (M10)		6斤	
1290	1200	6480	3900		850
252	0	0	1305		2940
	0	0			33
0	72	0			
8712		0			2800
6.16		4	8.4		5.1
		0			
2	50	25斤		16斤	
家鴨6羽	大竹360貫	兎100疋	竹50本		野猪3頭
同上卵150		雉450羽			鹿2頭
		鹿15			鮎1700尾
					鰻2貫900目
					漆3貫
					草糞35枚
					火竹27束

はさらに酒株を譲り受けて酒店を開業した。取扱商品は、尾州名古屋・大阪・甲州・遠州浜松・下総真岡・上州・信州等から仕入れた呉服・太物・足袋・帯、信州椀、尾州瀬戸物、紀州蠟燭、傘（駿府）、鉄類、紙類、小間物、海産物など広範におよび、近隣の農村やさらに甲州その他へも売りさばっていた。また天保6年（1835）から明治5年頃（1872）まで甲州・奥州の生糸を京都へ売り込むための仲買業も営んでいた⁸。御殿場周辺の村々に残された農民の日記には、御殿場に行き日野屋に米や大豆を売り、日用品を買い求めたり、芝居見物に出かけたりする様子が記されており、この地が商業取引の中心地であったことがわかる。

また籠坂峠から甲州郡内地方へ抜ける交通の要衝であり、富士浅間神社を有する須走の宿には、江戸中期頃より信仰の山富士山頂を目指して関東一円から集まる富士講の人々を世話する御師が数多く居住し、登山客を泊める宿屋が多数存在し、甲州方面に搬出する米穀や塩などを扱う商人が集い、物資・人員を運ぶ陸運会社や駄賃稼ぎの日雇い等が多数生業を営んでいた。そのほか、甲州街道沿いの神山や竈の宿、足柄山を抜けて神奈川方面へ向かう東部の竹の下宿などにも、宿屋や運送業・駄賃業、商人たちが街道沿いに集まって賑わいを保っていた。

こうして当地は御殿場の商人や須走などの街道・宿場町を通して、近畿や江戸・甲州方面とも交易を結んでいたのであるが、こうした町場との連携も含みこんだ形で田・畑・山野の複合的な環境が当地の風土的特色をなしていたのである。

8) 山中喬樹『山中兵右衛門商店二百五十年史巻上』、1976年、73頁～79頁。

北駿地方の生産物構成

それではこうした北駿地方の風土的特質のもとで、どのような経済が展開されたのか、各生産物に分け入って検討しよう。

米作

当地で水田の中心地帯は「田場所」と称され、鮎沢川沿いの御殿場高原に位置する御厨町・高根村・北郷村等に属する平場に展開し、水田面積もそれぞれ416町・249町・332町と多く広がっている。さらに南部富士岡村の黄瀬川沿いや鮎沢川沿いの河岸段丘に位置する原里村南部や玉穂・菅沼・六合・足柄の諸村も豊富な水量を利用して、かなりの水田の広がりを維持している。

しかしこれらの地域は水田単作地帯として展開しているのではなく、田には及ばないが時に匹敵する畑を有しており、田が優勢な田畑混交地帯として存在していた。そうした村落の事例として表1では、明治8年～10年の「物産書上」を表出して、御殿場高原の平場の中心地に位置し町村制施行時に御厨町を構成する新橋村（田63町5反・畑50町8反）と東田中村（田64町1反・畑61町6反）、同じく富士岡村を構成する二子村（田18町7反・畑17町4反）、原里村南部に編入される川島田村（田27町7反・畑23町6反）、六合村を形成する藤曲村（田29町9反・畑10町5反）・小山村（田28町5反・畑23町1反）の生産物構成を掲げた。

こうした当地における米作の特徴をいくつかの点にわたって見てみよう。以下の記述は、断らない限り、大正3年頃御殿場実業学校が当地の農業の変遷や特徴を詳細に調査した報告書『組合町村誌後編 産業編』（以後『組合町村誌』と略記する）によるものである。

1. 昨季と品種

春になっても冬の寒さが遠ざかるのが遅く、夏過ぎると秋冷が早く訪れる当地では、早稲や晩生の品種は適さず、中稲種が多く用いられた。但し、明治初頭頃信州からもたらされた早稲のシブサライは、初米として多少高値を呼ぶことと、とくに茎が長く繊維丈夫なため藁作りに適しており、藁細工の盛んな村々をはじめとして当地で徐々に広く用いられるようになっていったという。

中稲品種としては、古来より「大丈」と称する草丈高き有芒種がもっぱら用いられてきたが、江戸後期より丈短く多収穫の「昔小丈」が多用されるようになり、明治12年頃より菅沼村の精農湯山宇平治らが選出した「改良小丈」も以後普及せられていった。畑田混交の用沢村(明治22年北郷村に編成、田29町2反、畑49町)の自作地主遠藤伍郎が残した農事記録『明治15年第四月 農務備忘』(以後『備忘』と略記する)によれば、明治15年の自作粳米41俵3斗4升は「小丈合米29俵2斗9升」「小丈米16俵5升」とあり、小丈米が多く栽培されていたことがわかる。また糯米には、江戸後期、1810年代頃より加賀の国より移入した加賀糯が多く用いられていた。この品種は品質は佳良であったが性強健ならず収量も多くはなかったため、丈短く強健で収量のあるチックリ糯(ミドリ糯・富士モチとも言う)が、明治18、9年頃に富士郡から保土沢村に入り、ようやく普及の緒に就こうとしていた。

『組合町村誌』は維新以後の農民達の農事改良に対する意識傾向として、封建制度が改まって四民平等となり、農民には農業上の観察を広くして自由に試行を重ねる者が増えたが、その関心の第一は収量の増大にあり、そのためには栽培法の研究というよりも多収の品種を移入することに腐心する傾向が強くなっていったと指摘している。

たしかにこうした傾向の背後には、地租改

正による金納地租の強制や地方税の増税が増収志向を促したという社会的背景があったと考えられる。だが、この時期にはなお首位の座にあった小丈類は、「性強健ニシテ収量カナリ多ク米質愛国ニ優ル良品種」と評されており、糯米で主に用いられた加賀糯も前述のように収量は芳しくなかったが品質は佳良と評価されていたのであった。したがって収量本位という傾向がより顕著に現れてくるのはより高収量をもたらす愛国種が小丈種を凌駕して当地に普及してくる明治中後期の時代と解すべきなのであろう。

2. 選種ならびに苗代・本田の耕作

明治初期には、多くははまだ唐箕を用いて優良な籾を選び出し、なかに水に浸して選定する方法が採られていたという。その後選定した種子は俵や吠に詰めて川や池に浸し、発芽を促してから苗代に播かれた。

当地における苗代作りのあり方を、用沢村の遠藤伍郎の『備忘』によってみると、まず鋤カキをなして耕した後ニフトコなどの草をとり、その後へ干草を散らし土に踏み込んで苗代を完成する。籾種を播いた後は11、2日してから晴天の日を選んで水抜きをし、また15、6日を経てから、灰3俵へ尿をまぜ1日乾かしたものを苗代田へ蒔き、さらに適当な日を見て糞尿を施すのである。

このように苗代田づくりひとつをとっても、従来の農作業の経験から打ち出された知恵や技能が息づいていたことがわかる。しかしながら、苗代の整地にはいまだ馬は用いられず田一面に多量(反当1斗位)に蒔く播種法がとられたため、後に明治30年代になって当地に普及した短冊、薄播きの方法に比べ「苗ノ繊弱ニ成育シ且ツ又管理不十分ナル点ヨリ収量現今ニ比シ少ナカリキ」という難点を有していたことも否めなかった。

苗代への播種後1週間もすると本田づくり

が始まる。畦塗りによって田を造成し、鋤によつて起耕し(アラクレカキ)、肥料となる下草(刈敷)を足で田に踏み込んで入れ(フンゴミ)、地ならしをして田が整地される。明治17~18年頃本田起耕における馬耕率は北郷村地域で10%くらいであった⁹⁾というが、用沢村での上層農遠藤家の場合は、6日間行った田鋤き・アラクレカキのうち、2日間は、近所の者や実家から馬と人手を借り馬2頭~4頭にて農作業を行っていたことが確認できる。しかし馬耕とセットになって深耕を可能にする「持立鍬」の導入は明治後期になってからであり、馬耕の効果もその分を割り引いておく必要がある。

こうして本田が整地され田植えに移るが、その時期は当地では播種後「49日は苗見」という「迷信」があって、50日以上を経過してから行うことが慣例ようになっていた。維新後は徐々にその迷信を破って時期が早まり、大正初期には40日くらいにまで短縮していったというが、遠藤伍郎が残した明治18年の日記¹⁰⁾によれば、1月24日に苗代を作り、44日目の6月7日に田植えを行っているので、すでに「49日の苗見」という迷信には拘泥せず、若干期日が早まっていることが確認できる。

田植えは近隣の者と協同して1週間くらいの間に行ったという。明治18年の遠藤家の田植えでは、苗取りに6名、田植えに合計9名の早乙女の協力を得ている。

田植えに際しては、水の導入とその後の管理が何よりも大事であった。遠藤伍郎はその間の事情を次のように記している。

・田植工、田水ノ記

9) 静岡県経済部農産課「静岡県に於ける農業経営調査」, 1958年, 22頁。

10) 遠藤伍郎の明治18年の日記は松元宏「続遠藤伍郎日記」『小山町の歴史』第7号, 1993年に全文掲載されている。

植ル前日夕方、田ノ水口ヲ先ズ留置クベシ、格別大キハ水ヲ出シ置ク事ルベシ

・同、水見ノ記

植田ノ近日ハ水少シハ多キモヨロシ、十日モ過クレバ成丈ケ水ヲ少シニスベシ、植日ヨリ十三四日立テアカキレノニム迄干シ、又二十日位立テ先ニ番干ヲナシ、一ヶ月モ相立頃ニ少シ水ヲ干シ、今朝拂、明ル晩ノ頃迄モ干ベシ、但、田草ヲ取ラザレバ堅ク成ルニ付多ク干ヘカラズ

・同、水見ノ記

田草モ取りテ後チ又能ク前記位ヨリ一日モ余分ニ干ベシ、但シ水切ハ田植ヨリ日数四十八日ガ法ナレトモ此辺ニテハ先五十日位ヲ度トス、拙家ハ右五十日掛ケルナリ、而シテ水ハ多ク干サザルナリ

但シ、刈敷少ナキ田ハ干スニ悪シトス、且ツ照リ年ナレハ水ヲ日数多クカケテモ宜シ、降年ニハ前記通りニ致スベシ、少ナクカケベシ

このように田植前後の用排水には、その時期と量、天候や肥料との関係に実に細やかな配慮が払われていることがわかる。それは、これら一つでも判断を過せば即不作へとつながりかねない危険性を孕んでいたからであり、それだけに引継がれた経験から推し量られた的確な判断力が要求されたからである。

その後、引続き用排水の管理、除草などが夏場にかけて行われ、秋の稲刈り・稲扱き・俵装と続き、稲作は終了する。

3. 肥料

肥料については「苗代、本田共ニ多量ノ青草ヲ主トシ、之レニ少量ノ厩肥ヲ施スノミナリ」(『組合町村誌』)という。遠藤家においても、明治18年95駄・19年144駄と大量の刈敷(山野から採取した青草をそのまま敷きこむ肥料)を用いていた。この刈敷のほか『備忘』には、田および畑のさまざまな作物の肥

料として人糞尿や馬糞ならびに灰が使用されており、そのほか苗代に干草を用いていたことは前述のとうりである。だが、北駿地方全体では、夏季に刈った草を貯蔵して干草となし春多く用いるようになるのは明治中後期のことであり、大豆粕・過燐酸石灰といった金肥が導入されるのも明治30年代以降のことであった。

4. 収量と消費

ここで当地の米の反当り収穫高を確認しておこう。表1の数値は、収穫高が明治7・8年、反別が10年のものなのであくまで当時の概数を示したものであるが、これによると、御殿場村は1.97石と顕著に高い数値を示している。これは米穀や酒を扱う商店に米が多量に周辺農村から集められた分が含まれた結果と考えられる。これを除いて見てみると高反収の地域は田場所を多く抱える新橋村1.17石、藤曲村1.38石、二子村1.01等であり、この時期の全国平均1.13～1.17石とほぼ同水準にあることがわかる。

これに続くのは畑優勢の畑田混交地帯の神山村0.95石、川島田村0.74石、竈村0.52石で、さらに野方の神場村は0.59石、印野村は0.13石と一段と低い水準を示している。このように、全国水準の田場所を筆頭に畑田混交地帯―野方と続き、全体としては全国平均を下回り、近畿地方などのような高反収はどのエリアも達していなかったのである。

それは、以上みたように、江戸期と比べるとさまざまな改良もされつつあったが、品種においても後の愛国等のような高収量をもたらす種が登場していなかったこと、馬耕の普及率がなお低かったこと、高収量に直接つながる金肥の導入が行われていなかったこと、などの理由によるものである。しかしながら、米の品質の面では、むしろ後の時代より良質な側面を保持しており、稲作栽培の各段階で

は当地の風土にあった農民の豊かな技能知が生かされていたのであった。

米の用途は、自家の飯米としてはもちろん、須走や御殿場の宿に販売されて、旅籠に供されたり酒米としても利用された。遠藤家では、米の販売先としては須走が最も多く、明治18年には52俵ほどを須走の柏屋や富士屋へ売却している(同家「明治十八年 季内家財萬會計張」)。

酒については、明治4年の太政官布告により、従来の酒株制度を廃止して免許制度となって免許料・醸造税等を課されることになり、その税額も増額されていったが、いわゆるドロクを隠れて製造している家も絶えなかった。

また御殿場の日野屋(山中兵右衛門家)酒店では、明治18年の新酒仕入高は636石余、その白米石数は474石に及び(「明治十八年山店勘定細見帳」)、当地きっての地主である当家の小作米が供されたものと推測される。

そのほか稲刈りの後の藁を用いて様々なものが製造された。明治18年の遠藤伍郎日記には、12月から3月にかけて、「モッコ壱ツ作」(1月8日)、「藁ウチ八把・馬ノ白網等作」(1月9日)、「馬ノショイ縄作」(1月18日)、「草鞋作り」(3月10日・27日・30日)、「藁ウチ、・・蓑作ヒ」(4月4日)、「依網」(10月10日)、「ゲス依網」(10月14日、12月6日)、「藁ウチ、縄ナヒ」(10月24日)等の記述が現われるように、藁はモッコ・「馬の白網」・「馬ノショイ縄」・草鞋・蓑・依・縄などに加工されて再利用されたのである。この他にも養蚕用の蚕具にも用いられ、さらに藁灰は、肥料や燃料其の他にも利用された。

畑作物並びに農産加工品

1. 地域的特徴

次に畑は、火山灰地質に適した作物が盛ん

に栽培され、また水田の裏作としても供されたためどの集落にも満遍なく広がっており、畑が優勢な畑田混交地帯の村が多数形成された。具体的事例としては、南から富士岡村に編入される神山村（田48町・畑78町4反）と竈村（田47町6反・畑88町6反）、北郷村を構成する一色村（田42町・畑47町2反）等の村落があげられよう。

そして畑は、水田の造成に適しないより山麓部の高冷地には広く展開し、御殿場町ならびに原里村・北郷村の北部や印野村・須走村等に典型的に見られる畑作地帯を、当地では「野方」と称した。「野方」に属する原里村の神場では、田は17町5反に対し畑は51町6反、印野村では田はわずかに2町7反であったが畑耕作地は499町、須走村も田は4反に対し畑は18町と、ほとんどが畑で占められていた。

ここで、表1によって村々の畑地の耕作面積を見てみると、畑田混交地帯の村々では、畑の耕作面積が耕地面積よりかなり広く計上されている場合が多々見出される。そのわけは、耕作面積には麦や漬菜など裏作で冬季に栽培されていたものや、稗・粟・蕎麦など山麓において焼畑にて栽培されていた耕作面積が含まれていると考えられ、当地における畑地のもつ意義は、実際の耕地面積で推し量る以上に大きなものであったことがわかる。畑では、食用に供されるものとしては、麦類（大麦・小麦）、豆類（大豆・小豆）、穀類（稗・粟・黍・蕎麦）、玉蜀黍、蔬菜・根菜類（大根・人参・茄子・胡瓜・イモ類・牛蒡等）といった多彩な種類が栽培されていた。

地帯別に畑作の特徴を見ると、畑田混交地帯では、どの村も麦類が一番多いことには変わりはないが、麦の種類やそのほかの作付けの多寡には地域によって差が見られる。南部の神山・二子・竈の3村は、麦では大麦が多く、穀類では稗が主体で粟と蕎麦が加わり、蔬菜・根菜類もほぼ全作物が豊富に栽培

されている。また玉蜀黍が南部の神山で301石・300反、竈で77石・153反とあるように、他の地域と比べて抜きん出て多く栽培されていることが注目される。

これに対し、中央部の新橋や東田中、川島田、一色、東部の藤曲や小山等の村落では、蔬菜・根菜類はほぼ同程度の栽培を示しているが、玉蜀黍の生産はいまだ広く普及しておらず、その分稗や粟の栽培がより大きな比重を占めていた。麦については中央部に位置する諸村では小麦の生産が盛んで、一色のように大麦を上回る場合も見られた。

これらに対し、田が少なく畑作が広く展開している野方に属する神場や印野の村では、上記の畑作物のいずれもが豊富に栽培されているが、麦類の作付けの割合は少なく、その分穀物、特に他の地域では少ない粟の栽培が多く、神場では11石・22町、印野では85石・63町に上っている。玉蜀黍も南部の神山ほどではないが、中部の諸村を大きくしのぐ40石台、14～18町歩を記録している。そのほか印野村では里芋や胡瓜・牛蒡なども多く栽培されていた。

さらに当地の畑地では、こうした食用農産物と並んで、菜種・犬栢・葉煙草・三椏・楮・茶葉・桑など製油・製糸・製茶・養蚕という農産加工業の原材料の栽培も行われた。これらの作付けは概して南西部の神山・二子・竈の地域がもっとも進んでおり、特に楮中晒・三椏、生茶葉、桑は産出が多い。次に北部の野方、中部と続くが、両エリアとも桑では南部とほぼ匹敵する規模を示し、野方では菜種や三椏が顕著な産額を示している。これに比べ東部村落はこれらの作付けは見られないものの、いまだ小額にとどまっていたといえよう。

こうした原材料をもとに加工業も行われていた。半紙製造などは楮・三椏を多く産する西南部諸村と北部野方に多くみられ、製茶も

生茶葉の産地である南部諸村や商業地御殿場村に多くみられた。これに対し、繭については桑の産出地と必ずしも比例するわけではなく、ほぼ全域に確認でき、南部神山村、北部野方の神場・印野両村、中間部の一色村などがその中で高い収繭高を示していた。だが高いといってもその絶対額は一村で10貫台程度に過ぎず、いまだ小規模の水準にとどまっていたことに留意したい。そしてこれを加工する生糸生産は、各村落ではほとんど大きく展開しておらず唯一商業地御殿場村が65貫の産額を示しているのみである。

醸造業では、味噌の産額が一番多く、表1の11村中9村で広く行われ、醤油・清酒も4村でみられたが、ここでもその中心地は御殿場村で、酢も含めて周辺農村から米・大豆を集めて産出していた。また御殿場村と新橋村を含む旧御厨南筋組合十一ヶヶ村(萩原・二枚橋・北久原・仁杉・新橋・東田中・御殿場・東山新田・深沢・小倉野新田・水土野新田の各村)からなる四ノ小区の「物産書き上げ」¹¹⁾には、農産物加工の製粉品として麵粉88石2斗、蕎麦粉29石5斗、玉蜀黍粉317石、米粉3石5斗が記載されている。

そのほかの物産としては、胡麻・生柿・梅子・李といった果実類、鶏卵、筵や縄・蓑などの藁細工、山野から採取したものとして椎茸・薪・竹類・漆・山菜類(蕨・薇・蓀等)、狩の産物として兎・雉・猪等、川漁の産物として鮎・鰻などがみられる。なおここには現れていないが前掲「四ノ小区物産書き上げ」には薪17万5084貫に対し、炭2万5200貫・鍛冶炭4800貫が記されており、炭も薪と並んで重要な燃料として産出されていた。

最後に街道沿いに栄えた宿場まちの物産を

11)「明治八年四ノ小区物産書き上げ総計」として、その各産物ごとの収量・価額が、『御殿場市史』第5巻273頁～280頁に掲載されている。

確認すると、日野屋など有力商人を擁する御殿場村が、製糸、製茶、味噌・醤油・酒等の醸造業で突出した産額を誇っていたことはすでに見たが、そのほかにも職人が作る戸・障子・箱膳・箆笥・手桶・鬢付油といった家具や日用品の供給地であったことがわかる。こうした品々は、御殿場ほどの規模ではないにしても甲州街道沿いに宿場を形成した二子や神山の集落にも確認できる。

2. 畑作物ごとの特徴

ここで以下、各畑作物ごとに検討を加えよう。

麦

大麦と小麦を合わせた麦の作付面積は各村で10町～53町歩に達し、稗や玉蜀黍、時に粟や蕎麦と並んで畑の中心的作物の1つを占め、一色や藤曲等の村では58.7%と、畑作のなかで最大の広さを維持している。

大麦と小麦の割合をみると、新橋・御殿場といった町場に近い平坦地や神場・印野の野方ではほぼ1対1か、小麦が若干上回って栽培されていた。これらの地域では町場に供したり米の不足を補う食用として、うどんやそうめん、またほうとうやちぎりだんご、煮汁用に小麦が加工されて用いられたのである¹²⁾。

その他の地域では、大麦が小麦の1.5倍～4倍を占めていた。大麦は主として麦飯として食されたほか味噌・醤油の原料としても使われ、また一部は農耕用の馬の飼料としても供された。『組合町村誌』には従来飯は粟飯を常食としていたが、夏作として玉蜀黍が普及して粟の作付が減少し、そのために麦が米の捕食としてまた冬季栽培可能な貴重な作物

12) 以下畑作物の食文化に関する記述は、いちいち引用はしないが『組合町村誌』のほか『御殿場市史』別巻、考古・民俗編、「第四章衣食住」第二節「食事」、あるいは御殿場・小山の食文化を聞き書で調査した「富士山麓の食」『日本の食生活全集22 聞き書静岡の食事』農文協、1986年、による。

として増産されていったと記されている。このような事態は玉蜀黍の普及が著しく進む明治中後期に顕著になっていったと思われるが、明治初期のこの時期においても、神山村のようにすでに玉蜀黍の普及が進み粟作の少なくなっていた地域では進行しつつあったように思われる。しかし、玉蜀黍の普及を見ない他の多くの村落ではなお粟が相当栽培されており、また麦（大麦）もそれと並んで多く栽培されているところも少なくない。したがって麦飯食は明治中後期にいっそう拡大したとはいえ、それ以前の近世より麦は粟と並んで貴重な食糧であったといわなければならない。

後述のように米の裏作としての麦はいまだ栽培されず、畑では春から夏にかけて大麦や小麦が栽培され、さらに大豆または玉蜀黍・稗などの後作として冬季に大麦ならびに小麦が栽培され、大豆や稗の後作はかなりの部分が灌水された「水畑」であった。品種は、大麦では従来から長穂と称する長芒四条麦に属する種が多く栽培されていた。この種は食用としては美味だが、収量が少ないという難点があったため、収量増を求める農民に徐々に敬遠されるようになっていったという。

明治18年には、農商務省から奨励すべき品種としてゴールデンメロンとケーフの2種が1村に2、3名あて配布されたが、ケーフ種は、品質良好であったが収量が少なくまた強健でなかったため、その後2、3年にして栽培者が絶えてしまった。またゴールデンメロンは収量が多かったため、栽培者は増加していったが、その味が「長芒二比シ著シク不味ナルヨリ再び其ノ奨励ヲ断タレタルニ至ル」という。このように、明治10年代にはいまだ旧来からの長芒が多く用いられていたと判断できよう。小麦についても「性強健ニシテ収量モ相当アルチックリ小麦」なる品種が導入普及されたのは明治23年以降であり、この時

期にはいまだ在来の種が用いられていたという。

栽培法については、初種の選種法は食用のものを少し丁寧に唐蓑選にて行うにとどまり、播種量も反当8升～1斗という厚播きが一般的で、肥料も人糞尿や灰・野草が旧来とおり用いられていた。初種の塩水選や薄蒔き、「条播・二條播」なる改良播種法、さらに大豆粕・過燐酸石灰等の金肥の導入も、明治30年代以降を待たねばならなかった。この時に田の裏作として麦を栽培するいわゆる「田麦」の栽培が導入されたという。

このように収量はいまだ停滞的であり、新たな農事技術の導入も端緒的であったが、先述のように味覚ではむしろゴールデンメロンなどの新種より「美味」であり、栽培法等についてもそれはけっして未熟な段階にとどまっていたことを意味するものではなかった。たとえば前掲用沢村遠藤伍郎の『備忘』には麦種を人糞に合わせる際などにも、「大麦一升二付キ糞（ゲス）一俵位ナレバ可シ、夫レエ灰ヲ漬ルヲヨシトス、下糞ヲ少シ種エカケテ合セレバ可ナリ・・・、但右ノ如合セレバ久シク俵ニシテ置クハ悪、大麦八或八二日位ハヨシト云フ」と記され、ゲスや灰の配合具合についても適切な量と方法について細心の注意が払われていることがわかる。

麦苗を植え付けるため畝を土寄せをして仕立て（これを当地では麦柵を切るという）、その後2回・3回と土寄せを繰り返して麦の育成をはかっていくが、そのときの要領についても、次のように記されている。

- 一 麦柵八先ツ登リ向ニテキリ日向ノ善キヨウニ為スベシ
- 一 式番柵八下リ向ニテキリ十日以上ヲ経過スレバ先ツキリテモヨロシ
- 一 三播柵八即チ（キリトーシ）ト云フテ平柵ナリ、是ハ農家春田ゴナシヲ仕舞テスルモノニシテ、稗ヲ植ル畑ハ三番

柵ヲスルに及バス、但シウナヒ畑等外
蒔キハ三番柵ヲキリ蒔也

- 一 先冬水畑ハ彗度キレバ宜シ、大概其年
ヲ以テ稗畑ニウナウナリ、注意シテウ
ナヒ都合ノヨキ様ニスベシ
秋冬春水掛リハ水ヲ払(イ)、直チニ
キレ、柔シテヨロシナリ

このように、日当たりの具合を考慮した「麦柵切」のあり方、あるいは二番柵は10日以上の間隔を空け、また三番柵は春田ゴナシの後に行うべしというような柵切の時期、後作に稗を植えるか否かによる三番柵の必要性等について、的確な判断と細心の注意が払われている。

ここで注目されるのは、最後の項で「先冬水畑ハ・・」と記されている個所である。伍郎は明治18年の日記でも「菊三、一色ヒヤクヒノ冬水の堰作ニ朝ヨリ行」(12月5日)、「一色畑南へ水引込ニ行」(12月8日・9日)等の記述が見られ、冬期の畑への水の引き込みが確認できる。こうした冬場に灌水して麦畑を栽培する方法は、山梨県南都留郡、京都府紀伊葛野両郡、長野県東筑摩郡、鳥根県三瓶山付近、鳥取県鷲峰山周辺のほかで見られ、近年では富士北麓に広がる富士吉田市の事例を増田昭子氏が詳細に報告している¹³⁾。

そして上の記述では、冬季水畑の麦畑は、稗をうなう場合には、一度の柵切でよいとしている。このことは、増田氏がこの水畑栽培の特徴の一つとしてあげている水畑麦の多収穫性と関係があるようにも考えられる。

ともあれ、当地では水田の裏作に水を張つ

13) 増田昭子氏は、富士吉田市の富士北麓の農村で行われていた冬季畑作灌溉による麦栽培を克明に分析し、灌水による施肥の省略と労力の節約、良質・安定・多収穫の麦をもたらす、食品、味の点でも重要な役割を果たしたと評価している(同氏、「水かけ麦の民俗」前掲『稗と粟の食文化』所収)。

14) 『小山町史』第9巻民俗編、152頁。

て菜を栽培するいわゆる「水菜」栽培が導入されるのは明治19年とされるから¹⁴⁾、それ以前にすでに「水畑」による麦の栽培がなされていたことが確認できたのである。こうした冬季麦の水畑栽培が、いつから始まりどの程度の広がりを見たのかについては、今後の課題である。

稗・粟・黍・蕎麦

「粟八米麦ニ次グ重要ノ作物ニシテ永ク貯フルモ虫害ヲ受クルコトナク品質ヲ損スルコトナク用途広」(『組合町村誌』)く用いられ、食糧としては前述のように粟飯を始めとし、餅・飴・団子・粟オコシ等として食された。また「性気候ニ応化スル力大ナレバ何レノ地ニモ栽培セラル」というようにどの村でも数町歩は栽培されたが、特に米の不足する野方である神場・印野ではそれぞれ22町・63町と麦の2倍も栽培されていた。

黍は、団子や餅として食されたが粟ほどの需要はなく、栽培面積は平場では数反歩にとどまっているが、ひとり山間部の印野村のみ15町3反と広く栽培されていた。

蕎麦もまた中山間地の当地では重要な食糧で、山芋とあわせたり、大根と煮立てたり、また黄瀬川でとれる「ずがに」と呼ばれる川がにをすりつぶしてそば汁に仕立てたりして食された。蕎麦は「ヨク貯蔵ニ堪ヘ寒暖何レノ地ニモ適ス」ことから、平場の村ではどのむらでも1町~2町台の栽培面積を有し、神場や印野といった山間部に近い野方では、それぞれ9町、12.5町と広く栽培されていた。

稗も「成熟早キト美味ナル」ため団子などとして食されたが、特に当地では馬の飼料とされてきた。その面積も平場でも10数町におよび神場・印野の野方では25町~61町歩に及んでいた。

これらの栽培方法についても、その一端は『備忘』には次のように記されている。

「稗苗立テノ記」としては

- 一 稗苗八壺斗蒔畑二付二合位ノ者也 但、四柵後ニテ
- 一 稗種八七合内外程ヲ下ス也
- 一 立方八先ツ該地ヲ平メナガラ(ヤッコメ)善ク踏ミ亦平メソレエ糞ヲ引ソレエ蒔キ土ヲ掛ケ上ヲ鍬ニテ平ニ(タタク)也
- 一 糞八桶半蒔工四柄杓位也、下糞ニテヨロシ
- 一 蒔時八苗立位ノ跡工三粒位ニテ宜シ

とあり、稗苗の畑に対する分量、苗種の量、苗床の整地法と肥料の施肥法、苗立の要領等が的確に記されている。

またこれら稗・粟・黍・蕎麦などは、山間の原野を利用した焼畑栽培としても行われた。原野の草を刈り払い、乾燥させた乾草に火を放った後、たとえば蕎麦の種子を播いて土中に混ぜ入れ、その後は密生してくるので雑草を刈り取るなどの手入れも要しないで収穫を迎えるのである。収穫後は、ふたたび原野に戻す場合もあるが、耕して畑にする場合もあった。

大豆・小豆

大豆は、「性寒和ノ氣候ニ適シ耕地ハ排水良好ナル石灰分ヲ含ム地ニ適スルヨリ当地方ニ適シ・・殊ニ品質良好ナルヲ以テ用途広ク御厨大豆ノ名声高く、古来ヨリ栽培」(『組合町村誌』後編)されてきたが、特に盛んになったのは、宝永年間の富士山噴火により多量の火山灰が降り、大豆栽培により適する石灰分を多く含む土壌になってからだという。

用途は、味噌・醤油・豆腐の原料に用いられるほかそのまま副食に供された。これらは各農家で自家用に作られる¹⁵⁾ほか、小作人は畑小作料として大豆を地主に納め、地主は

さらに御殿場など町場の醸造業者に売却した。用沢の遠藤伍郎家でも畑小作として集めた大豆を御殿場の醸造業日野屋に売却していたことが確認できる。

小豆もまた大豆と同等の風土を好み、大豆ほど多くはないが、主として自家用の赤飯・餡などに供するためにどの村でも栽培された。

作付反別は、大豆と小豆を合わせて2, 3町~20町弱に及ぶ村もあり、水田の多い新橋や御殿場、また畑場に位置する川島田・神場・印野・一色などでは、麦に次ぐ作付反別を維持している。

大豆の作付は、冬作の麦の後作としてなされたが、ここでも冬季麦の「水畑」との関連が『組合町村誌』には次のように記されている。

麦ノ栽培ハ主トシテ追肥ヲ行ハザリシガ其ノカワリ冬季間灌水ヲナシタルモノナリ、此ノ灌水ニヨリ栽培セラレタル麦ノ後作ニ大豆ヲ播種スルヲ例トセリ、然ルトキハ其ノ成育良好ニシテ収量ノ甚ダ多カリキ、当時ハ(明治前期頃までは引用者)一反部当リニ俵半ノ収量アリ

ここでは、冬期灌水した麦の水畑では追肥を行わないことが記されており、これも増田氏が富士吉田の事例で確認した水田栽培の特徴と共通している。さらに興味深いのは、そのことが後作で植えられる大豆の成育を助けて好収量をもたらしているという指摘である。当地の優良品種「御厨大豆」を産み出した理由の一端がこうした要素に由来していたことが示されているといえよう。

しかしながら、明治中後期になると、「価高騰セル米ノ栽培利多キ為メ、水便ヨキ畑地ハ多ク水田トナシタリ、故ニ自然大豆ノ栽培ハ灌水セザル畑地ニ作ルヨリ収量大ニ減ゼリ」とあるように、米価上昇した米の栽培地=水田に転換されていくのである。

15) 明治18年の自家用醤油製成見込者は、六日市場村(明治22年高根村に編成)では17人に(『御殿場市史』第5巻, 590頁~592頁), 下古城村(同北郷村に編成)では11人に(『小山町史』第四巻824頁)上っている。

玉蜀黍

玉蜀黍は、「栽培比較的容易ニシテ収量多く且ツ滋養其ノ他利用効能著大ニシテ人畜ノ需要多キニアリ」(『町村組合誌』)といい、焼いて食べるか粉に挽いておかきやお焼きにして食し、馬の飼料にも供された。また商品作物としての性格も強く、食糧や飼料として町場に販売されたり、米の取れない野方では、田場所の村から米を得る交換手段としても利用されていたという(印野村の場合、玉蜀黍2に対し米1の割合であった)。

玉蜀黍は当地には江戸後期19世紀の始め頃、南部の須山村から神山村に伝わり漸次北部に伝播していく一方、最も山野部の印野村には須山村から直接栽培法が伝播したという。

表1を見ると、最南部の神山村では玉蜀黍の作付け反別は30町に達して稗の25町を凌駕し、収穫高も301石と、いずれも最大の値を示している。またそのすこし北に位置する二子村や竈村でも、5町2反・29石、15町3反・77石と、いずれも稗を上回っており、玉蜀黍が北上して普及しつつあることがわかる。

また山野部の印野村では玉蜀黍は、18町8反・45石弱、野方の神場村でも14町・42石と、稗・粟の栽培面積には及ばないが、すでに大麦と同レベルか若干上回るほどに達していることが確認できる。しかし、これ以外の水田優勢地帯や畑作地帯では、いまだに小面積・小収穫に止まっているのである。

このように、この時期には玉蜀黍は、南部地域と山野部の印野村からの普及期にあり、その他の地域はいまだ麦や稗や粟等の畑作物を凌駕するまでには至っていなかったといえよう。

根菜・蔬菜類

まず根菜の中で、「里芋八古来ヨリ栽培シ農家ニテ八何レモ多少ニ関ラズ植栽セラル、

古八畑地ノ面積広カリシ為メ多量ノ里芋ヲ栽培シタ」という。品種は島芋という優等とは言いがたいものであったというが、表1を見ても里芋は、二子・藤曲の2村を除いて、ほぼ数千貫のレベルで栽培されており、芋類の中ではもっとも古くから広く普及したものであった。

これに対し甘藷は、1800年代頃までは、栽培されず南部の沼津・佐野方面より購入していたが、その後栽培法が神山村に伝わったという。当初は、佐野方面より長蔓を購入し、適宜に切断して挿植していたが、後に苗床を作り蔓を作るようになっていったというが、用沢村遠藤伍郎の『備忘』ではすでにサツマの苗床である「薩摩蔵」の作り方が記されている。「薩摩蔵八馬糞ヲ積ミ、其上工糠ヲ敷キ薩ヲ並へ又糠ヲシキ薩ヲ包ミ、其上工土ヲ薄ク引クナリ 但土ノ厚サ二寸バカリ」とあるように、サツマイモの苗床製造による栽培は明治10年代後半には当地で見られたといえよう。

表1を見ると、甘藷は神山村から北上して二子・竈村を経て新橋村あたりまで普及し、また野方の印野村でも多く栽培されていることがわかる。

馬鈴薯は、表出されていないが、明治初年頃農繁期に馬を借りていた甲州郡内地方より「セイダイモ」と称する年1回収穫の種がもたらされ、徐々に普及していったという。

大根もまた野菜の中では重要なもので、いずれの村落においてもほぼ数千貫レベルで自給用に栽培されているが、「塩漬ケ用トナセシハ鼠大根ト称スル品質不良ノモノナリ」と記されているほか詳細は判明しない。『町村組合誌』によれば「宮重」「聖護院」「練馬」といった塩漬けや沢庵漬けに適した優良品種が当地に普及し、町場や工場・軍隊などへ広く販売されるようになるのは、明治30年代以降のことであったというが、遠藤伍郎の『備

忘』には、「ネリマ大根」の植付け法についての記載が見られるので、明治10年代には練馬大根の普及が始まっていたことが確認できる。

茄子も「当地ニ欠クベカラザル蔬菜ニシテ多少ニ関ラズ各農家ノ栽培」する作物であった。品種は「香貫茄子」と称する早稲種で、「小形ノ品質不良ノモノナリシ」といい、時には立枯病・青枯病のために枯死することもあり、栽培が困難な場合もあったという。『備忘』では「(茄子の・・・引用者) 柵の間八先三尺内外ヲ以テ(限力)度トス、箇所八麦畑ヲ(ナジリ)返シ廻リエ二度ナリ(大豆の種類 引用者)ヲ蒔キ、初メ植ル茄子ノ根工干葉ヲ付ケ置キ土の付カヌ様注意 スベシ、・・・糞八何レモタ方ヲヨシトス」とある。植え付ける根に干葉をつけるのは、火山灰地の乾燥しやすい土質から根を守るためである。

表1では神山が9000貫と最も多く、その他は数百貫に止まっている。茄子も、東京より新品種が導入され、栽培法や病害予防法が改良され、過磷酸石灰などの金肥も投入されて収量が增大するのは、明治後期になってからであった。

胡瓜は古来より「節成種」「大青瓜」などの品種で主に自家用に栽培していたが、「ベト病」という病害の発生が多く、これに対し有効な予防策もとられなかったという。当地では山野部の印野で7500貫、神山・新橋などで1500貫を産するほかは数百あるいは数十貫程度の産額であった。これもまた、御殿場農業学校において化学剤による病害予防が普及して効果を挙げるには明治末を待たねばならなかった。

牛蒡は、原里村の板妻のものが優良で、「板妻牛蒡」という在来種を産し、東京地方が不作の折など種子を移出した折もあったという。ほぼ数10貫～数百貫のレベルで各村で

栽培されている。その栽培法については「牛蒡八旧三月前二蒔ク者ナリ然レトモ四月二ナリテモヨロシ、右牛蒡畑工土用中二入ル可カラズ、若シ入レバ葉赤クナリ出来ワルシ事疑ナシ。肥料ハショウベンナレバ頭ヨリ懸ケテヨロシ、下肥八柵ノ中ヲ柵リ間ヘ引置、枯レル迄置、亦柵キルベシ、但シ何レモタ方ヲ善シ」(『備忘』)とされた。

人参も、牛蒡とほぼ同レベルの産額で、「肉質白色ヲ呈スル」在来種の栽培が各村でなされて「ニンジン八土懸けノ極少ナキヲヨシトス、先胡麻杯ト一所二蒔ニハ、胡麻工土ヲ懸ケ其上工蒔キ口上ヲ引位ニテヨロシ」(『備忘』)とされ、胡麻と共生させながら栽培された。これもまた、北海道や東京の新種が普及するのは明治末期であった。

菜類は、甲州郡内地方からもたらされた群内菜・鶯菜、古くから栽培されていたという薑菜がある。「鶯菜者春糞出シ過キ大ニ暖クナリテ蒔クモノナリ」とされ「夏菜八胡瓜ノ後杯ヘ蒔ナリ、糞八(ツクテ)カ灰ヲ蒔キ尿ヲ引置ヲヨシトス」(『備忘』)とされた。薑菜については、明治19年に水田裏作として水栽培する方法が伝えられ、以後「水菜」として当地の特産物の一つに成長していく。表1では菜全般を「漬菜」として表示されており、数10貫～数百貫の範囲で栽培が確認できる。

このように、この時期の根菜・蔬菜類は、たしかに明治中後期に新たな品種や栽培法が普及し販売用として生産高が増大する前段階として位置付けられるが、『備忘』の記述に見られるように、種子を播く時期、土懸けの具合、下肥等の施肥法など、伝統的な栽培法においても農民の経験知から割り出された様々な知恵の集積が確認できるのである。

3. 農産加工物

次に、畑作物のなかで、加工品の原材料として栽培されていたものを、紹介しよう。

楮・三桠 半紙

楮・三桠は17世紀後半頃に栽培が始まったとされるが、村々は小田原藩による楮の植付けを受け負わされ、藩ではそれを買上げて、相州の御用紙漉商人に扱わせて売却していた¹⁶⁾。こうした藩の奨励政策もあって明治初期に最盛期を迎えたといわれる当地の三桠・楮栽培は、富士岡村に編入される神山・二子・竈、あるいは原里村神場、および印野村で盛んに生産された。竈村の自作地主勝又幸作(田2町5反、畑1町5反)の明治16年の日記には、「竹次郎神場畑二三桠伐二行ク」(正月26日)などの記述が数回見られ、畑での栽培がなされていたことがわかる。

楮もまた、新橋村で戸長を務めた高杉太一郎の日記では「楮苗大塚前畑へ二百本、湯沢へ百三拾本植付る」(明治13年4月21日)とあることから畑に栽培していたことがわかるが、竈村の勝又幸作日記には「若者楮伐リ二官林二行ク」(12月7日)などの記述がみられることから、畑での栽培のほか山林で自生しているか植え付けたものを伐採するケースも確認できる。

また当地では、神山・二子・竈・神場の各村で「半紙」の産額が見られるように、楮・三桠を原料にしたにした半紙も生産されていた。竈村の勝又幸作の明治10年代の日記には、11月から3月にかけて「三桠ノ皮ラムク」「楮ソギ」といった記述が確認できる。

また郵便局において受け付けた願書等を記録した「明治十一年分四小区郵便帳」には、「九月十八日 紙漉営業願 竈新田 横田清蔵」「九月二十四日 紙漉営業 勝又八郎」の記載が見られ¹⁷⁾、竈村等で紙漉業が開業されていたことが確認できる。

さらに印野村堀金の仲買商などは、付近で

採れた三桠の白皮を、駄馬にて小田原や遠く東京にまで出荷していたという。「駿河半紙」で名高い富士郡地方では、その地で産出する優良な三桠を使用していたため他からの移入を必要としなかったが、東京では「ホ口紙」という紙の原料に当地の三桠が使用されたため移出先となった。そのほか三島地方にも少量が出されたという(『組合町村誌』)。

これら三桠・楮の産額を、明治8年四小区の物産書で確認すると、三桠・楮中晒4771貫(1071円)、楮1万3515貫(274円)、駿河半紙6万800帖(378円)となり、その合計額は、1723円で、繭の83%に上っていたのである。

桑・繭・生糸

当地の養蚕業は、弘化年間に始まったとされるが、本格的に当地で蚕糸業の振興が図られるのは、輸出産業育成を目指す政府の方針のもとで明治6年静岡県蚕種製造規則・生糸製造取締規則が定められ、県の蚕種副総代役に新橋村の戸長高杉太一郎が命ぜられ、県下9組合の蚕種製造人世話役を指揮して、養蚕・製糸の品質規制と取締並びに指導育成が行なわれるようになってからであった¹⁸⁾。

高杉は、御厨上組合世話役の阿多野村遠藤庄九郎等と協力し、養蚕集談会を開いて養蚕技術の普及を図るとともに改良蚕種や桑苗の導入・配布をも行っていた。当時桑苗は、信州から「小牧」、山梨県郡内から「与平」、また伊豆方面からも丸葉で光沢のある品種がもたらされた。特に「与平」は、火山灰地のやせた土地でもよく育ち、葉は小さくぎざぎざして蚕の食いつきがよく、当地の春蚕用の桑として普及していった。

だがこの時期は、「桑園ト称スルモノナク桑樹八皆畑ノ間作及畦畔ニ採植セラレ肥料等

18) この時期の高杉太一郎を中心とした養蚕の普及事業については、『御殿場市史』第8巻738頁を参照した。

16) 『小山町史』第7巻近世通史編, 390頁。

17) 御殿場市史第五巻112・113頁

八殊更施スコトナク只畑ニ栽培栽培セル作物ノ肥料ヲ幾分利用セシムルニ過ギスシテ放任セシモノト云フモ過言ニアラズ」(『組合町村誌』)という状態にあった。また、竈村の勝又幸作の残した日記には、「官林へ桑伐りニ行ク」(明治16年6月4日)といった記述が頻りに現われることでもわかるように、桑は、畑の間作や畔とともに、官有地に編入された地域も含め入会山野に植え付けられたりあるいは自生するものを伐採して求めるところも少なくなかったようである。

蚕種は当初遠藤庄九郎や杉名沢村の根上庄平といった有力な養蚕家が蚕種製造も行っていたが、御殿場町北久原の蚕種製造家田代助次郎が、信州の蚕種家多田助一より購入した白龍種は当地に広く普及し、明治6年頃には横浜からイタリアに輸出される程であった。これは「其ノ後不正蚕種ノ販売アリシヨリ中止セラレタ」(『組合町村誌』)というが、信州産の品種はその後当地産の品種を圧倒して普及していったという。

産出した繭の販売先は、静岡・神奈川等の器械製糸家や地元の座繰り並びに手繰り製糸家であった。地元での器械製糸は明治17年の杉名沢製糸場を嚆矢としたが、いまだ緒に就いたばかりであり、それら当地で産出された生糸は、地元ばかりでなく甲州郡内地方や武州八王子といった絹織物地帯の原料糸の買い付け商人に購入されていったものも少なくないという。

「明治八年四の小区物産書上げ」では、繭110石5斗余・2085円、生糸75貫余・1507円、葉桑5万6855貫・599円に上っており、いまだ導入普及期にあるとはいえ、商品作物としての比重は大きなものであった。表1をみると、桑葉の生産では西南部の神山から竈に至る富士岡村の地域と高杉太郎の居村新橋村が最も多く、続いて山間部の印野村や畑地が開けた川島田・神場・一色といった原里・北

郷の諸村が続いている。

繭の産額は、多くても10貫台という低いレベルであるが、ほぼ桑の分布を踏襲し、広く村々に普及しつつあることがわかる。生糸はひとり御殿場村が65貫ととび抜けて多く、他はいまだ微々たる産額であった。当時は「多量ノ蚕種ヲ掃立シ得ザルヨリ一戸ニツキ半付一枚ノ四分ノ一枚位ヲ飼育シタルニ過ギズ」(『町村組合誌』)という。

新橋村の高杉太郎家では、すでに春蚕と夏蚕を行っており、明治13年の同人の日記では3月の桑苗買い付け、4月植付け、5月20日過ぎより掃立て、6月下旬に収繭、製糸場へ売却、8月10日夏蚕(史料では秋蚕とあり)掃立て、8月～9月桑摘み、9月下旬秋繭掃立てと、続く。また「生糸代金持参ニ付受取、預之生糸相渡ス(4月5日)とあることから、製糸も行い販売していた。当時高杉家のように秋蚕を行っていた農家はいまだ少なかったようで『町村組合誌』は「明治二十三年頃ヨリ秋蚕八始アリタリ」としている。

竈村の勝又幸作家では、明治16年から春蚕のみ確認できる。同家では、6月にはいり連日のように桑伐を行いながら、10日・11日、18日～20日に田植えを行い、23日に茄子植え、24日に麦刈りを済ませ、26日から7月3日にかけて春繭の掃立てを行なっていることが残された日記から確認できる。

犬栢、椿子、菜種

当地では、灯取りに使う油を、菜種とともに「へだま」と呼ばれる犬栢の実を蒸して絞って利用していた。椿の実も主として鬢付油用に供された。油類の中で一番比重の大きかったのは犬栢で、「明治8年四ノ小区物産書上げ」でも325石・742円と計上され、犬栢油の96石・1194円との合計値は、金額で1936円に達し、椿・三椏及び駿河半紙の合計値を若干上回るほどであった。またそれは菜種と種油の合計値544円、並びに椿子と鬢付油の合

計値71円余を大きく上回っている。

表1に見る各村の産出状況を見ると、菜種は、野方の印野村や神場村で栽培が盛んであったほかは、見るべきものがなかったし、樫実もごくわずかが計上されているにすぎない。これに対し、犬栢は各村4, 5石~10石以上を産出しており、家周りにも植えられて栽培され、用沢村の遠藤伍郎もその日記のなかに、晩秋から冬にかけて犬栢拾いや油絞りの記事が何度か登場する。

遠藤伍郎の『備忘』には、「自家所有物ノ油シメ明瞭記」として、「一シメを犬栢六升メトス 犬栢壹俵ヲ七シメトシ、再シメラ五シメトス」と、犬栢から絞る油の単位を記している。さらにその製造法として「引碓ニテ引き、夫レヲ搗碓ニテコズキ、カラヲ吹き又搗キ、トヲシニテトヲシ然レ後フカシタル」とされ、引碓で引き、搗碓でこずいてカラを取った後ふかしたものを絞って油を取る手順がわかる。伍郎は、明治18年には12月28日から30日まで「油シメ」を行っている。

また竈村の勝又幸作家では、甲州街道沿いに居を構えていたこともあり、耕作地主であるとともに、宿屋業や小商いも行っていたが、明治17年から「油屋小売商い」を始め、その勘定が断片的に日記に登場する。その8月26日の日記には、「油屋勘定」の「小売物品卸記」として、犬水油6斗、種油1石7斗5升、椿水油3升1合、石油2升8合が記されている。犬栢油は、6斗の内4斗が売り済み分となっており、これらに要した犬栢の実は3石5斗2升9合5夕、内1石2斗8升3合が不足分とされている。この不足分は近隣から購入し、自家で調達した犬栢と合わせて製油し、売却していたと判断できる。

茶生葉・製茶

当地では、昔より野生の茶を加工して飲用に用いることはなかったが、明治4年農商務省が、各戸長に茶の実を配布してその栽培の

普及を図ったところ、特に駒門村(富士岡地区)の小澤為作やその子理三郎は、茶園の造成、茶種・製茶法の改良にも乗り出して、茶栽培が盛んになっていったという(『組合町村誌』)。表1を見ると、茶生葉では神山・二子・竈という富士岡村に属する南の村々が100貫~600貫を記録しており、他村では唯一神場村が112貫を数えるに過ぎない。また、製茶では、やはり神山村が130貫、二子村が32貫を産するとともに御殿場村72貫、新橋村17貫と御殿場宿のエリアでも製茶が盛んであった。

しかし、当地の冷涼な気候では茶は二番茶までの摘芽がやっという制約を被って¹⁹⁾、大きく伸張することはできなかった。「明治8年四ノ小区物産書上げ」でも、生茶葉は1413貫・309円855、製茶は6貫400目・35円にしか達しておらず、椿・三椏や繭には遠く及ばなかった。

藁縄・苧・草鞋・蓑など

これらは、主として稲・麦の稈や竹類を用いて、冬季の農閑期に農民が製造したものである。前述のように用沢村の遠藤伍郎日記には、藁を用いてモッコ・「馬の白網」・「馬ノシヨイ縄」・草鞋・蓑・俵・縄などの作製が記されていたし、竈村の勝又幸雄日記にも、明治16年正月14日から18日まで連続して「竹治郎藁細工」の記述が現われる。「明治8年四ノ小区物産書上げ」をみると、藁筵1万5184枚・179円837、藁縄4801房・12円、草鞋3200足16円、蓑1913枚・189円042、箆13500枚・284円20が計上されている。これらのほとんどが自給目的に産出されていたと思われるので金額的には少額であるが、産出量は決して少ないとは言えない。

表1をみると、藁筵では、二子50枚、川島田252枚、一色1305枚、小山2940枚、草鞋で

19)『御殿場市史』第8巻, 740頁。

は新橋3200足、蓑では神山30枚、二子70枚、新橋866枚、神場72枚が、計上されている。勝又幸作日記で藁細工が確認された竈村が、まったくこれらの品々を掲載していないことからわかるように、実際には、ほとんどの村々で多かれ少なかれ冬季の副業としてこれらが産出されていたと考えてよからう。また養蚕の普及とともに、竹製の給桑籠や蓆・藁縄網などの蚕具も、農民自らが作成しなければならなかった。こうした品々も上記の数値には含まれていたのである。

用沢村の遠藤伍郎は、こうした藁細工の一つ俵網について、次のような注意書きを残している。

俵網ミノ記

- 一 四箇所各六寸五分位ノ間ニシテ両端シ
 八手一束半位七寸計リニシテ、縄ノ丈ケ
 八九ノ（ヒロ）ト期ス、然レトモ大小ハ
 適宜ニスベシ
 但シ、豆俵ハ厚ク大手振ニスベシ、米俵
 ハ丁寧ニ米ノ翻レヌ様注意シ、各網方ハ
 藁ノ穂ノ向ニ成リ表ヲ自己ニ対スル様ニ
 スベシ

ここでは、俵網の寸法、縄の長さ、また豆俵と米俵との網方の違いや注意すべき点を細かく記されており、俵作りという一見単純に見える作業にも、用途に適した品を作るための長年蓄積され伝承されてきた技能が必要であったことがわかる。

林産物

これまで、入会地など周辺山野が、蕎麦などの焼畑地として利用され、また楮や桑などの採取地としても機能してきたことを見てきた。ここではさらに当地の農民達が山野を活用してどのような多様な産物を得ていたかを検討しよう。

1. 山野肥料

まず当地の田畑農産物への肥料は、近畿など先進地域で近世から広く用いられてきた鯀や鰯などの魚肥、油粕などの金肥、さらに製造に手間がかかる堆肥などはいまだ用いられておらず、刈敷（青草）や干草と人糞尿・馬糞が中心であった。刈敷や干草は、入会地などの山野から供給された。明治10年代は、地租改正による入会山野の官民有区分が進められ、攪乱された山野の境界をめぐって村落間の争論が激化し、また官有地に編入された山野の引戻し運動も展開される状況にあった。

用沢村の遠藤伍郎も山野争論に関わるなか山野の境界を一つ一つ明記した上で、「野山草刈ノ記」として、刈敷に供する採草地として角取山・須走立山・上ノ原の3箇所を示し、たとえばその一つ角取山については、「是山ハ刈敷初メヨリ土用前朝草壹度ダケ、ソレヨリ何度ニテモ宜シ」と記している。伍郎は、5月の田植え前と7月から9月にかけて数回、山野へ草刈りに出向いている。こうして刈敷として刈り取った青草は、明治19年は合計144駄にのぼり、その各田畑への分配高も22箇所にわたって記録されている（『備忘』）。

また竈村の勝又幸作日記（明治16年）にも、5月には「西山刈敷始メニ付朝行ク」等の記述が現われる。これは田植えを前にして田に生草を敷きこむためのものである。そして7月から9月にかけて草刈の記述がふたたび増加し、合計22日間断続的に山に草刈に行っている。この時期に刈った草の大半は干草に供された。それらは、家畜小屋に稲藁とともに敷き込んで「ゲス」と呼ばれる肥料を作る分と、さらに馬の飼料として与えられ、残りが翌年の田植え前に生草といっしょに敷き込むために干草として保存された。馬は田畑の耕耘用と薪・桑・米俵など様々な物資の運搬手段として貴重であり、その飼料もまた山野が

支えていたのである。

そしてこうした平坦地に近い山野の緩斜面では、刈敷用の採草場が畑に転換され、稗・粟・黍・蕎麦等の穀類やイモ類・野菜・桑・楮等が栽培され、比較的離れた山では前述のように焼畑が行われた後に粟・蕎麦などが栽培されたのである。

2. 茅

屋根葺きや刈萱たわしに供する茅もまた山野が供給した。勝又幸作日記にも遠藤伍郎日記にも、12月に茅刈の記述が登場する。茅場は入会地内の決められた個所にあり、必要量を採取する。当地では、用沢村のように、村民が茅無尽を組んで家普請を20年～25年周期で順番に行う慣行を維持している村もあり、毎年各戸が茅や縄・米を普請する家に供給した。

3. 薪炭, 木材, 竹

燃料としての薪炭も個々の家が所有する山林や数か村入会う共有林を利用して得られた。共有林の場合には、「マキヤマ」と称して、11月頃に解禁され、家々がいっせいに入山して薪などの伐採を行った。解禁日や伐採量は村々の代表が協議して決め、その上で各戸が薪を平等に入手できるようにくじで刈る場所を決めたり、伐採した薪の山をくじによって分配するなどの工夫が図られた²⁰⁾。

こうした自給的な薪材確保のあり方とならんで、薪を売却して現金を得る場合もみられた。原里地区のマキヤマは、伐採道具や運搬手段等に制限は加えられたが、12月1日から翌年3月まで自由に入山できたことから、採取した薪を売って生活費に当てることも可能であったという。杉名沢村の根上耕一家は幕末から明治にかけて醤油業を営んでいたが、

付近の農民達はその燃料用として根上家に冬場よく薪を売っていたという²¹⁾。

さらに商家や都会へ商品として供給する薪や木材、すなわち「サイマキ」の生産も行われていたという。サイマキ伐採の元締め＝ヤマシは、薪炭問屋でありまた製材業者（原木屋＝ゲンボクヤ）であることもあったが、山林を購入し、伐採人夫＝キリコを雇って、サイマキを産出した。高根地区周辺の農家は冬場こうしたキリコになって現金収入を得る者が多かったという²²⁾。

しかしこのサイマキ生産が、明治初期の段階でどの程度にまで普及していたのか、またヤマシの実態を示す具体的な史料は提示できない。おそらく当地では、こうした商品販売としての木材切り出しが盛んになっていったのは、明治中後期の産業革命期に、木材需要が増大し、共有山林の伐採規定などが破られていき「競争的乱伐」と表現されるような事態になっていく時期であろうと推測される。

山野から伐り出される竹もまた多様に利用された。用沢の遠藤伍郎も9月から10月にかけて竹伐りを行っている。竹は家普請においても天井のスノコに用いたり、養蚕においては桑摘み用のショイ籠や給桑用のイザロ（箆）、蚕座紙を敷いた蚕箔の材料となった。また蓑作りではヘゴ（ヒゴ）に竹を用い、また簡単な獵ではカゴフセワナ（罟）や川漁に用いるウナギモジリやズガニミジリなども竹で作られた。表1でも、神山・神場・一色・小山の各村に竹の産額が現れている。

次に北駿一帯の山付の村々では藩政期以来炭焼きが盛んに行われ、自家用だけでなく城下町小田原に炭を売りに行くことが広く行われた。また幕府御林に設定された印野村、桑木村、柳島村、大御神村などの山林では、増

20) 『小山町史』第9巻, 民俗編, 246頁。

21) 『御殿場市史』別巻 考古・民俗編, 379頁。

22) 同上, 382頁～384頁。

大する江戸の炭需要に供するため「炭会所」の求めに応じて、幕末まで御用炭の焼き出しも盛んに行われ、その量は年々数千俵という膨大な高に上っていた²³⁾。

維新後はこうした御林炭の生産も中止され、地租改正による官有地の設定によって、炭焼きも一時制限を余儀なくされたように思われる。大御神村では、明治5年5月、官有林に編入され大洞山で、従来炭会所への炭の上納を行ってきたことから、炭焼きの継続を静岡県沼津出張所へ訴え、さらに同年7月には、同所において炭焼き跡地に犬栢・桑・茶を植えてきたことを挙げて、官有地の払下を願い出ている²⁴⁾。

「明治8年四ノ小区物産書上」において、薪炭の産額をみてみると、薪は17万5084貫・590円40銭、炭は2万5200貫・384円28銭となり、価額合計974円68銭は、繭の47%に止まっていた。ところが、明治41年5月19日の『静岡民友新聞』²⁵⁾には「小山地方の薪炭」として、次のような記事が確認できる。すなわち「駿東郡六合村小山地方は、従来多くの薪炭を産出し、東京・横浜・横須賀等其他各地へ搬出せしが、小山停車場設置以来は其額頗る莫大となり、為めに孰れの山も到る処伐採し尽し、現時は人遠く隔絶したる深山ならでは産出せざるに至りしより却って他より供給を仰ぎ居る有様にて、此処数年の後には薪炭の産出絶無とならん形勢なりと云ふ」と。

このように、炭焼が商品生産としての性格を強めて増大するのは、東海道線の開通によって都市部と直結して以降、とくに産業革命の進展で都市部の需要が著しく増大した日清日露戦後期であった。

4. 山菜および茸

用沢村の遠藤伍郎日記には、春はワラビ、秋はアケビなどの山菜・木の実の採取に出かけることがでてくるが、「明治8年四ノ小区物産書上」においても、蕨45貫、蒨50貫、乾椎茸79貫450目が記されている。茸では椎茸のほか、カシタケ・ソノタケ・チイタケ・アカハツ・ハツダケ・ホウキダケなどもとり、山菜等とともに副食に供された。

5. 猟と漁

「明治8年四ノ小区物産書上」を見ると、鹿11頭、兎70頭、雉440羽、鶉3300羽など、山での猟の獲物が記されている。遠藤伍郎日記においても、10月から11月にかけて「ヒバリ・モズ撃ち」「ヒヨドリ撃ち」といった稲収穫時の「害鳥」駆除と、「菜の鳥除け作り」というような菜栽培時の鳥除けに従事している記事が現われる。

当地のような中山間地の里山地帯は、人間と鳥獣とが互いにその領域をせめぎあうエリアに属していたため、一方で常に鳥獣からの被害を被り、田畑に侵入する鳥獣に対し、堀や柵を設けたり威し銃で威嚇するなど、常に農作物保護の対策を講じなければならなかったが、他方で、住民達は山野の野生動物を捕獲し、様々に利用してその恩恵に浴することができたのである²⁶⁾。

また表1では、小山村で野猪や鹿のほかに鮎1700尾、鰻2貫900目など川での漁からの収穫物も確認できるが、当地では、水量豊富な鮎沢川等でアユ・ヤマメ・ウグイ等の川漁が盛んに行われ、その漁法も釣り漁・釜漁・突き漁・網漁・築漁など多彩であった。明治7年9月には、竹之下村の農民が築漁設置の免許

23) 『小山町史』第9巻，民俗編，264頁。

24) 『小山町史』第4巻，159頁。

25) 『小山町史』第4巻，883頁。

26) 『小山町史』第9巻，民俗編，第5章「山と暮らし」第3節「野生生物との関わり」には、当地の野生生物の実態と人間との関わりが詳細に分析されている。

を県に願ひ出ていることが確認できる²⁷⁾。

おわりに

以上見てきたように、明治10年代の北駿地方は、富士山と箱根山の山麓に広がる広大な山林を保有し、冷涼な気温と火山灰土質、豊かな伏流水の存在という風土的特質に規定されて、田場所という水田が開けた地域と野方と呼ばれる畑作地帯を形成しつつ、全体として田・畑・山林を一体として組み込んだ多毛作地帯を形成し、多様な農産物と林産物、さらにそれらを原材料とした農産加工品の生産を展開していた。

今その全体の連関を示せば図1のようになる。

稲作はこうした風土のもとで反収は低く、また金肥の使用や塩水選・愛国品種の導入はいまだ見られず、馬耕も普及期にあったことから、反収の大きな伸びは見られなかった。しかし当地の気候にあった強健・優良な小文品種を育み、苗代・本田の耕作においても用排水の時期と量、天候と肥料との関係から推し量られた給水の量とタイミングの取り方、肥料ごとの施肥法など、農家に受け継がれた優れた耕作技能が見られた。米はまた酒作りにも供され、さらに藁は俵・蓆・草鞋・蓑・馬具・蚕具など様々なものに加工されて再利用された。

畑作では、穀類・根菜・蔬菜などのほか農産加工のための原材料も楮三椏・桑・茶なども含め火山灰の土質に適合して多様に栽培された。穀類では、麦のほか稗・粟・黍・蕎麦・大豆・小豆など、明治中後期以降は玉蜀黍や桑に取って代られていく作物が多量に栽培され、当地で「メシカバイ」と呼ばれる米の副食として多種多様な食文化を育み、稗な

どは馬糧としても貴重であった。特に稗・粟・黍などの食文化は現在ではすっかり衰退してほとんど日本の食卓から姿を消し、また麦や大豆類もほとんどが輸入に頼る現状を鑑みる時、それらがいきいきと地域内で多様に自給されていた時代がここに検出されるのである。

その栽培法では、山野での焼畑農業に供されるものも少なくなく、さらに豊富な富士の湧水も畑栽培に利用された。田の裏作としてのとう菜の水栽培は緒に就いたばかりであり、裏作としての「田麦」の栽培はいまだなされていなかったが、畑では稗や大豆の冬季裏作として灌水した麦栽培がなされ、さらにそれが後作の大豆や稗の栽培を助けるという当地の風土に見合った栽培法が展開された。

根菜・蔬菜類も、玉蜀黍や甘藷など19世紀初頭以降南部から伝播した作物が普及・定着しつつあったが、様々なより優良な品種や栽培法が伝わり高い生産性を獲得するのは明治中後期以降のことであった。また、玉蜀黍など商品作物としての性格の強いものや桑など養蚕という現金収入に直結する作物も、南部や北部の村々を中心に普及が進んでいたが、なお稗・粟・大豆などの作物を駆逐するには到底至らず、畑の有力作物の一つという地位に甘んじていたのであり、畑の耕地利用の多様性は依然として保たれていた。

そしていずれの作物にあっても、苗の仕立て方、柵切りの方法、施肥の仕方、後作との関連等々において、長年月にわたって当地の風土に適合する形で試行され蓄積されてきた技能知が農民の中に脈々と息づいていたことはすでに見てきたとおりである。

さらに米や畑作物及び様々な林産物を原材料とした農産加工業が、多様に展開された。米からは酒造・種々の藁細工、畑作物(一部山産物)からは味噌・醤油醸造(麦・大豆)・豆腐製造(大豆)・養蚕製糸(桑)・

27) 『小山町史』4巻161頁。

製紙（楮・三桠）・製油（犬栢・椿子・菜種）・製茶（生茶葉）・薪炭製造・竹細工など実に多くのものが営まれた。これらのうち醸造業など町場の商人が専門的に製造する部門も見られたが、酒造業を含めてほとんどのものが農民の副業として展開されていたのである。こうした意味において、まさに「百姓」の名にふさわしい多様な加工技能を農民達は身につけていたのであり、またそうした多様な技能を身につけていたからこそ、その後町場や都市に人口流出して様々な職業に転じた場合にも適応することができたのである。

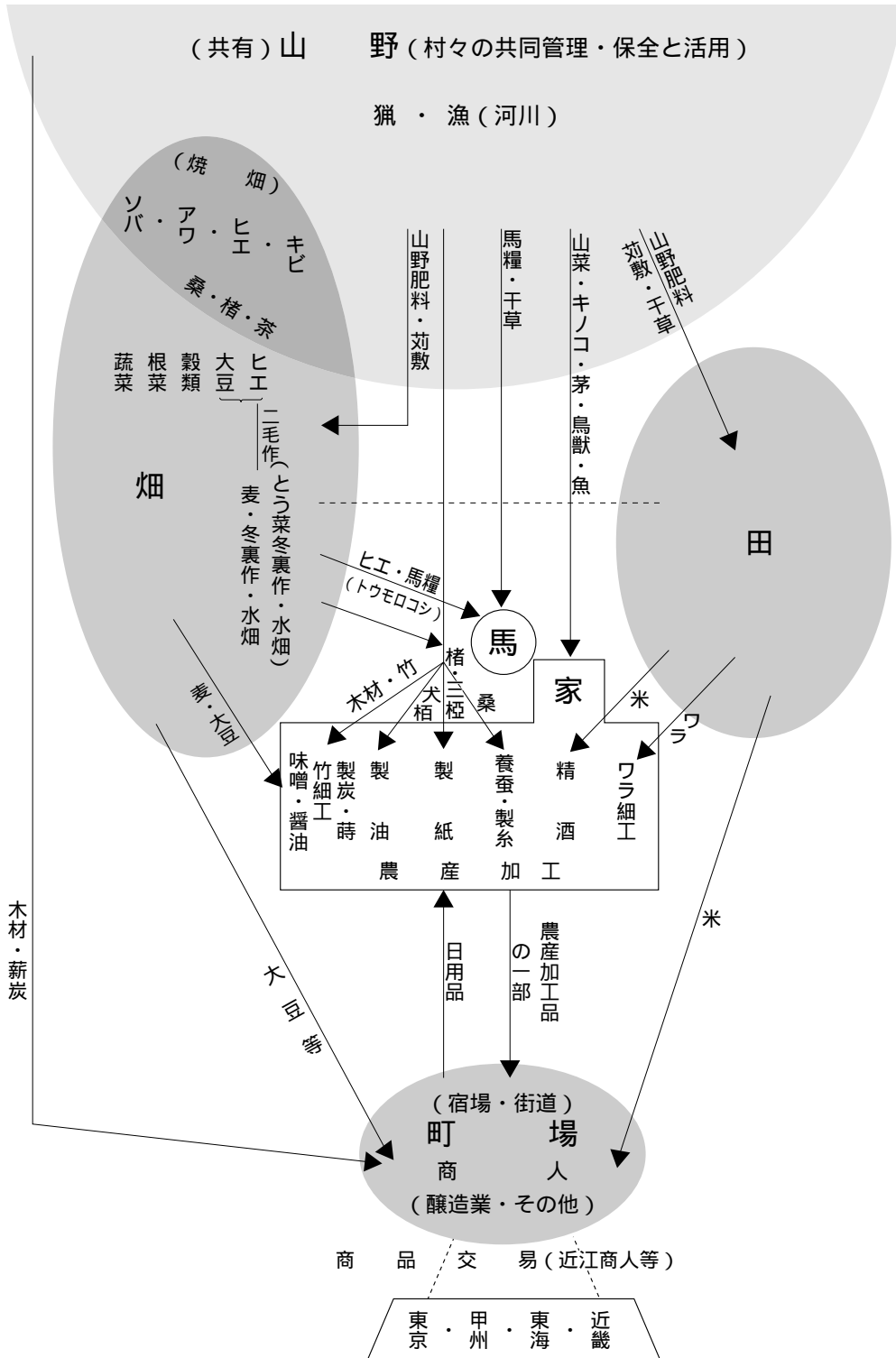
村むらが共有の入会地として保全していた山野もまた農村の生業と生活にとって不可欠の存在であった。田畑には生草・干草として肥料を供給し、干草は馬糧ともなった。さらに上に見たように様々な加工業の原材料も提供し、さらに薪炭・茅・木材・竹・山菜・茸

なども山野からの恵みであり、冬場の猟や河川での様々な漁も農山村の貴重な食糧源の一つであった。

こうした中山間農村地域の田・畑・山野を一体のものとした生産構造は、「半封建的」とか「半農奴制的」あるいは「前近代的」という言葉ではとうてい—就しえない豊穰さを内包していたのであり、当地の経済は、町場の商人層を媒介にして遠く近畿や甲州その他の地域からの諸商品の購入によって補完されつつ、地域において田・畑・山野と農産加工の内的連関を形成した自給的経済圏を形成していたといえよう。

本稿ではさらに、政府の経済政策や各産物の時間的変化、さらにそれらを踏まえた上での農民層分解や地主制の形成等についても触れる予定であったが紙幅の制約上果たせなかった。次稿以降の課題としたい。

図1 田・畑・山野 家 町場をめぐる関連図



CONNECTICUT AND ITS ENVIRONMENTAL POLICIES

Yoshiyuki Wada*

Abstract

This paper gives a case-study of one U.S. state's environmental policy. By comparing the state's characteristics and environmental policies in effect, we find that there is a strong relationship between each state's peculiar circumstances and the resulting policies. It is also shown that several departments are responsible for environmental programs.

1. INTRODUCTION

Global warming is one of the most widespread environmental problems in the world. Each country, however, shows different attitude toward this problem for various reasons. For each country has its own peculiar affairs in designing policies including environmental protection. This paper investigates how environmental policies are implemented in the U.S. by focusing on one U.S. state, Connecticut.

The U.S.A. is a polar nation with respect to environmental policy implementation reflecting unilateralism in the sense of pursuing its own benefits. Environmental policy is strongly dominated by economic policy. In the process of case study, it can be possible to know what the purpose of U. S. environmental policy is at state level, and who is in charge of each policy.

[3] discuss pollution control policies in the U.S., but their contribution is restricted to nation level and comprehensive.¹ At least at internationally recognized journal level, there is no literature which deals with state level environmental policies in the U.S. in a concrete manner. This paper can be regarded as complementing this defect in the literature. It is made clear that environmental policies in the state of Connecticut are organized by several departments in the form of programs. Its categorization deeply reflects surrounding circumstances in both economic and environmental or geographical senses.

The rest of this paper is organized as follows. Section II introduces what the state of Connecticut is. Subsequent section explains

1) In order to utilize page space efficiently, we show references by means of numbers inserted in brackets throughout the paper.

*The idea of this article was conceived while I stayed at the University of Connecticut during 2000-2001. I express my deep gratitude for both Shiga University and the University of Connecticut. And Meg Enkler provided important information concerned with deposit program to me. I also appreciate her good offices. Of course, I am solely responsible for errors, if any.

environmental policies in the state in detail. In the last section we conclude the paper.

. WHAT IS CONNECTICUT ?

In this section, we review what the state of Connecticut is, especially its peculiar features different from other states in the U.S. We shed light on the state from four aspects: history, geography, political concern as well as system, and economy. It is helpful to understand these respects in investigating environmental policies in Connecticut.

1 . HISTORY

Connecticut is one of the most historic states in the U. S. Its prime events after European people touched what is now called the state of Connecticut are summarized in Table 1 .As the table shows, the state of Connecticut is filled with the ' first's and ' innovative's. Among them the state's Fundamental Orders enacted in 1639 were the first written constitution drafted in the New World which were referred to in the process of drafting the Constitution of the United States ([4])² This fact is reflected in the official nickname of the state, the *Constitution State*, which was adopted by the Act of the Legislature 1959 ([12])³ On the other had, Connecticut boasts forerunners in civil right movements who contributed the emancipation of slaves such as Harriet B. Stowe (author of Uncle Tom's Cabin) ([4]) and Prudence Crandall who taught an

2) However, according to [5] , this assertion is said to be no better than an anecdote.

African-American child in spite of the opposition of neighbors (in 1832 in [6] while in 1833 according to [5]) .⁴ It might be possible to imagine that such a spirit has been inherited by the subsequent generations. Connecticut also has a long history on religion.[8]proved that Connecticut can be compared with Massachusetts with respect to record of churches in the 19th century.

Connecticut's history, however, is described as that of confrontations and wars just as the U.S. history as a whole. From the viewpoint of English settlers coming into Connecticut from Massachusetts, Puritans, they firstly dominated the Dutch by constructing towns called *colonies* gaining position as the representative European newcomers in the regions ([5]). Secondly, they brought the Native Indians, the Pequot tribe in particular, under their control after Wars of

3) The State of Connecticut has other unofficial nicknames such as *Provisions State* because of the tradition of contribution to the army since the Revolutionary War([2][4][5]), *Nutmeg State* which comes from a tale that early traders sold wooden nutmegs brought by sailors from Spice Islands ([4][5][6]), or the *Land of Steady Habits* which stems from a legend that " Connecticut's insurance companies have a reputation for always paying what they promise "[4][5]). Meanwhile, the name, Connecticut, originates from the Algonquian Indian word, *Quinnehtukqut* in [4] and [12] or *Quinnihitukqut* in [5], meaning " at the long tidal river " (in [5][6]) or " besides the long river " in [4] or " Long River Place " ([12]). The present capital is Hartford although both Hartford and New Heaven had been the capitals from 1703 to 1875 ([12]).

4) In 1995 she was honored as the official state heroin. Meanwhile the state adopted Nathan Hale, a patriot in the Independence War, as its official state hero in 1985([6]and[12]).

Pequot (1637) and King Philip (1675-76) ([4], [5], [6]). On the other hand, the Mohegan, another powerful native tribe, were friendly to the English. In the French and Indian War (1754-63), in which England and France fought over control of North America, the Colonists, people in the colonies, contributed to the victory of England ([4]). Only twelve years later, however, they turned their fire on England in the War of Independence or the Revolutionary War (1775-83) in pursuit of freedom, and they won ([4], [5]). Finally (except for wars in the 20th and subsequent centuries) they fought for justice in the form of abolition in the Civil War (1861-65), and they succeeded in releasing the slaves ([4], [5]).⁵

2 . GEOGRAPHY

Connecticut belongs to the New England which besides Connecticut consists of the states of Maine, Massachusetts, New Hampshire, Rhode Island, and Vermont ([4]). The state is adjacent to the states of New York in the west, Massachusetts in the north, Rhode Island in the east, and faces the Atlantic (Long Island Sound) in the south. Roughly speaking, it takes the shape of a rectangle with the east-to-west side by 90 miles (about 144 km) and the north-to-south side

by 55 miles (about 88km) which amounts to an area of 5,018 square miles (about 12,997 square kilometers), which ranks Connecticut as the 48th in the U.S. (preceding only the states of Delaware and Rhode Island). ([4], [5], and [12]) The highest point in the state is Mount Frissell in Salisbury (2,380 ft or about 714m), while the lowest point is Sea level along the Long Island Shore ([4], [5]). The Connecticut River runs through almost the central area of the state north to south, and drains into the Atlantic Ocean. The climate is relatively comfortable since the temperature in average ranges from 25 ° 30 ° F (about -5 ° -0 ° C) in winter to 70 ° 85 ° F (about 20 ° 25 ° C) in summer ([4], [5], and daily weather forecast). The population is 3,425,074 in 2001 according to [7] (29th in the U.S.). There seems to be a contrast within the state. On the one hand, densely populated and industrialized cities are observed. About 30 % of the whole population concentrates on city areas such as Bridgeport, Hartford, and New Haven ([4]). And the southwestern area in the state in effect plays a role of suburbs of New York City. On the other hand, there are many small colonial towns or villages, especially in the northern area of the state. The northeastern area is sometimes called "Quiet Corner" ([6]) by the Connecticutters, the people living in the state ([5]).

3 . POLITICAL CONCERN AND SYSTEM

As the state's official nickname shows, Connecticut's people traditionally have deep interest in politics and democracy. The

5) European American people, however, had a somewhat selfish idea at first. They believed that the African people who had begun to be brought into the colony as slaves in the early 1600s should not be slaves, but they hesitated to agree that the Africans have the same rights as themselves, which led to the objection against Prudence Crandall's idea explained above. ([5])

Charter Oak is said to be “ the most colorful symbol of Connecticut's love of freedom ”([5], [6]).When the British envoy tried to regain the charter in 1687 which guaranteed self-government of the colony, the settlers hid it behind an oak tree and succeeded in holding it. On the other hand, in 1787 when the U.S. Constitution was drafted, R. Sherman of Connecticut played an important role. He proposed a solution to the problem of how many lawmakers each state should send to the Congress. He asserted that each state send two in the Senate while principle of proportional representation be adopted in the Representatives. This is the famous “ Connecticut Compromise ”([4]). Nowadays the State of Connecticut sends 2 U. S. Senators and 6 U. S. Representatives and therefore has 8 Electoral votes, and its own parliament consists of 36 State Senators and 151 State Representatives ([4], [5]).

4 . ECONOMY

Industries in Connecticut have been various both in historical and contemporary contexts mainly thanks to its geographical variety. In the 19th century, cities located along the shoreline utilized their advantage of being faced to the Atlantic to a great extent. The City of New London at the west side of the mouth of the Thames River with its deepwater anchorages is famous for having boasted shipbuilding ([4]) and whaling ([6]) industries. Groton at the east side of the mouth of the same river, on the other hand, had a prosperous time by means of shipping, and it had a facility of building submarines including the

USS *Nautilus* ([4], [5], [6]).⁶ Likewise Essex near the mouth of the Connecticut River was a shipbuilding center while Mystic at the mouth of the Mystic River was famous for inshore fishing shipbuilding ([6]). Other than them, commodities such as clocks, hats, locks were main products in the 18th through early 20th centuries ([4]).⁷ Old Connecticuters also were active in sales business. The Yankee Peddlers in the 18th and 19th centuries, in particular, were famous for door to door sales and their wide business area around the nation by hawking Connecticut products including housewares goods such as needles and buttons in addition to the above goods packed in carts ([4], [5], [6]).⁸

At present electric products, chemicals, plastics, jet engines are among leading manufactured goods in the state ([5]).⁹ Several service industries have founded their roots in the state. In particular, many

6) Connecticuters also have a long tradition of submarine building. In 1775 D. Bushnell invented a primitive one called *American Turtle*, trying to make a contribution in the Revolutionary War. In 1900, a U. S. Navy submarine was launched for the first time, which led to the success of first nuclear submarine in 1954 . ([12])

7) The old Connecticuters exhibited their intelligence in inventing various products. For example, process of vulcanizing rubber by C. Goodyear in 1839 ([4], [6]), portable typewriter in 1843 ([12]), sewing machine by E. Howe in 1846 ([12]), Frisbee in 1920 ([12]), Polaroid camera in 1934 ([12]), and helicopter by I. Sikorsky in 1939 ([12]) have their origins in the state.

8) The word, “ *Yankee* ” has several meanings. It is a nickname for New Englanders (residents in New England) originating in Jan Kees, a Dutch nickname for Connecticut's English settlers ([4]), while according to [5], it means the descendants of New England's Puritans.

insurance companies have their headquarters within this state. About 150 headquarters of them are located in Connecticut, and 55 of which are located in Hartford ([4]). Therefore, Hartford is sometimes called the Insurance City ([5]). Agriculture or farming has been continued in this state even though its importance has greatly declined since the development of manufacturing sector. About 1% (3,500 families) of all of the workers in the state engage themselves in agriculture including broadleaf tobacco and dairy products such as egg and milk ([4], [5]). In addition, gambling or management of casinos is a peculiar source of income for the Native Americans. Since it is only them who can legitimately engage in this kind of activities, they have a monopolistic position and earn enormous revenue. Mashantucket is the most famous place of this kind in the state ([6]).¹⁰

As for living standard of the people in the state, the average income is \$28,000 which contributes to the fact that Connecticut is the first-ranked state in the nation with respect to per capita income ([4], [5], and [7]),¹¹ Connecticuters incur such taxes as 6% sales tax and 10% admissions tax.

9) Of 1.7 million workers, 34% (575,000) engage in service industry, 21% (360,000) in manufacturing, 12% (200,000) working for the government ([4], [5]).

10) Residents of Connecticut are composed as follows. European (mainly Italian, Irish, British): 87%, African: 8%, Hispanic: 6.5%, Asian: 2%, American Indian: 0.2% which are calculated based on [4] .

ENVIRONMENTAL POLICIES IN CONNECTICUT

In this section, we explore what kinds of environmental policies the state of Connecticut carries out. In examining them, it is proved that the policies reflect natural conditions within the state. First of all, we need to recognize that according to [2], environmental policies called Environmental Programs are implemented by several administrative organizations, not by a single department or bureau. And some programs are controlled by several authorities. Major organizations and their principal programs in charge are listed in Table 2 . The authorities include Departments of Economic Development, Motor Vehicle, and Transportation and even the University of Connecticut. This fact shows that environmental policies are not exclusively delegated to the Department of Environmental Protection, and that the policies are shared among the relevant bodies. It follows that this system has both merits and demerits. While the policies are expected to reflect peculiar features each program has, the overall responsibility becomes vague. How are possible obstacles resulting from inconsistencies among programs implemented by several authorities solved?

Table 3 shows what each program targets, or what subjects are included in which program. This table indicates that

11) In the latest statistics (Census) Connecticut is ranked the second-highest state following the state of New Jersey. In relation to this, the proportion of the population who graduated from college is 27% (5th in the nation) ([4], [11]).

environmental programs target a very wide range of subjects, aiming at both pollution control and environmental protection.

Among them, there exists a unique program called Environmental Equity Program which is a deposit program for beverage containers and simply called "Bottle Bill" as its subjects imply.¹² This policy started over 20 years ago in order to reduce litter and to promote recycling.¹³ The program is compulsorily run by distributors and retailers. The mechanism is as follows. Retailers collect deposit from consumers (5 cents per container) when they sell related goods (bottles and cans) to them, and pay the deposit back out when consumers return them. The distributors collect deposit funds and reimburse retailers for what they must refund. Consumers have no obligation to return the goods. Therefore some deposits are never refunded because the empty cans get thrown out or put in municipal recycling bins. And the distributors keep these unclaimed deposits.

Although this program is fascinating in the sense that it has a function to make consumers have an incentive to return the goods, it also involves weak points. Firstly, as mentioned above, this program coexists with

municipal recycling service. On the one hand, this guarantees to consumers two ways to treat empty bottles and cans. On the other hand, the state must incur cost necessary in recycling process which can be saved if the deposit-refund system functions perfectly. Secondly, the law does not require retailers and distributors to report how many bottles or cans they receive for a certain term. And the authority has no data concerning the effect of this program. If government wishes to control pollution efficiently it is needed to collect these data regularly.

. CONCLUDING REMARKS

Connecticut and Shiga in Japan share many aspects in common. Geographically, there exists a large body of water in each area; the Connecticut River in Connecticut, Lake Biwa in Shiga. From a viewpoint of economy, both areas produced similar merchants. In Connecticut, the Yankee Peddlers were active in the 18-19 centuries as explained in the text, while in *Omi* (old name of Shiga) *Omi Shonin* (Omi Merchants) resounded their name throughout the country in the *Edo* Era.¹⁴ It is very interesting that both people did business mainly by peddling during almost the same period. These historical backgrounds may be helpful in designing policies including environmental schemes.

This paper focused on environmental policies

14) The literature and WEB pages concerning Omi Merchants have been widely published and released. [9] and [10] are among them.

12) This paragraph owes intensively and exclusively to Meg Enkler.

13) As the name "Bottle Bill" indicates, this program is stipulated in Section 22a-243 in Chapter 446d Solid Waste Management of the Connecticut General Statutes. In the text, terms such as "beverage", "beverage container", "consumer", "dealer", "distributor", "manufacturer", "place of business of a dealer", "redemption center", "use of consumption", and "nonrefillable beverage container" are clearly defined.

in one state of the U.S., Connecticut. The investigation shows us that the policies are well arranged, but have some difficulties at the same time. Environmental policies are implemented not only by the Department of Environmental Protection but also by several other departments, which might bring about conflicts of interests among the bodies.

In the U.S. environmental policies are carried out at both federal and local levels in the sense of government. Then it is possible to have a case that the policies cannot be enforced efficiently.¹⁵ It will be required to empirically study such a problem by focusing on real cases.

REFERENCES

- [1] Baumol, W. J. and W. E. Oates (1988), *The Theory of Environmental Policy* (2nd ed.), Cambridge: Cambridge University Press.
- [2] CT Department of Environmental Protection, Environmental Geographic Information Center (2000), *A Listing of Environmental Programs of the Connecticut Department of Environmental Protection and Related Agencies*, D.E.P. Bulletin No. 13.
- [3] Davis, J. C. and J. Mazurek (1999), *Pollution Control in the United States-Evaluating the System*, Washington, D. C.: Resources for the Future.
- [4] Fradin, D. B. and J. B. Fradin (1997), *From Sea to Shining Sea Connecticut*, Chicago: Children Press.
- [5] Gelman, Amy (1991), *Hello U.S.A. Connecticut*, Minneapolis: Lerner Publications Company.
- [6] Harry N. Abrams, Inc., Publishers (2000), *Connecticut-The Spirit of America*, N.Y.
- [7] Morgan, K. O. and S. Morgan (eds.), *Connecticut in Perspective 2002* (13th ed.), Kansas: Morgan Quitno Corporation.
- [8] Olds, K. (1994), "Privatizing the Church: Disestablishment in Connecticut and Massachusetts", *Journal of Political Economy*, vol. 102, pp. 277-297.
- [9] Suenaga, K. (2000), *The Omi Merchants* (in Japanese), Tokyo: Chuo-Koron.
- [10] <http://www.biwa.ne.jp/> (Accessed September 30, 2003).
- [11] <http://www.census.gov/> (Accessed September 25, 2003).
- [12] <http://www.ct.gov/> (Accessed September 24, 2003).

15) [1] surveyed theoretical analysis of this problem.

Table 1 : Prime Events Occurred in Connecticut After Europeans Arrived There¹⁶

Year	Event
1614	Dutch explorer, A. Block sails up the Connecticut River. ¹⁷
1633	English Puritans from Massachusetts Bay Colony led by R. T. Hooker start their settlements. (Windsor, Wethersfield, and Hartford appear in 1633, 1634, and 1635, respectively. And they form the Connecticut Colony in 1636.)
1638	Another Puritans settle in New Heaven.
1639	The State's Fundamental Orders are drafted.
1662	King Charles gives the Charter to the Colony of Connecticut.
1701	Yale College (later Yale University) is established.
1764	Connecticut Courant (later Hartford Courant) , the oldest newspaper in America starts.
1784	The first law school in America is established by T. Reeve in Litchfield.
1788	Connecticut becomes the 5th State in the U. S. A. on January 9.
1792	Eli Whitney invents the cotton gin. ¹⁸
1795	Mutual Assurance Company (the first insurance company in America) is founded in Norwich
1835	Samuel Colt invents a pocket revolver, Colt Firearm.
1839	The slave ship, <i>Amistad</i> , arrives at New London.
1848	Slavery is outlawed within the state.
1861	Yale University awards the first Ph. D. degree in philosophy in the U.S.
1877	First telephone exchange in the world is established in New Heaven. ¹⁹
1954	First atomic-powered submarine, USS <i>Nautilus</i> , is launched in Groton.

16) This table is made up by summarizing literature in References.

17) According to [5] , this event happened in 1610.

18) According to [4] , Whitney invented the machinery in 1793 while [12] mentioned that it happened in 1794.

19) [12] reports that the establishment happened in Bridgeport.

20) These tables originate from [2] , and information in them is reorganized by the author of this paper.

Table 2: List of Environmental Programs in the state of Connecticut ²⁰

Organization	Environmental Program
Department of Agriculture	Farmland preservation, aquaculture (marine) , commercial fishing
Department of Economic Development	Supervision of tourism (including skiing, sleighing)
Department of Consumer Protection	Water conservation, urea formaldehyde, plumbing fixtures, well (drilling board)
Department of Motor Vehicle	Control of emissions, boating (registration)
Department of Public Health	Control of air pollution (asbestos and radon) , disposal (septic systems, sewage, and subsurface) , drinking water (quality and testing) , lead poisoning, bottle water, food protection, lyme disease, smoking regulations, well (maintaining)
Department of Transportation	Supervision of ferry crossing
U.S. Department of Labor	Control of indoor air pollution
University of Connecticut	Climate, global warming
U.S. Department of Agriculture (Soil Conservation Service)	Sediment and erosion control

Table 3: Environmental Programs and their Subjects²⁰

Program	Subject
Air management	Acid rain, air, asbestos, bubble policy, automobile emissions, burning, catalytic converter, chlorofluorocarbons, coal, continuous emission monitoring, data processing, fugitive dust, emissions testing, exhaust emissions, Freon, fumes, indirect source permit, federal and state legislation (clean air act, etc.) , notice of violation, odors, oxygenated gasoline, ozone, permits and licenses (boiler, point source) , public participation, radiation, sandblasting, state, sulfur contents in fuel, tax relief application, transportation, vapor recovery, wood burning stoves, X-ray equipment inspections
Boating safety	Boating, Long Island Sound, motorboat information, permits and licenses, young skipper instructions

Environmental equity program	Bottle bill, beverage container deposit law
Forestry	Arbor day, cordwood cutting permit, fire warden, firewood cutting, foliage information, forest, forester registration, gypsy and control, land, logging, lumber, northeastern forest fire protection commission, forest trees nursery, permits and licenses, pruning trees information, rural community fire protection, sawmill, seedling sales, state, tent caterpillars, timber sales (state and private land) , tree, urban forestry
Inland fisheries	Aquatic resources education, Atlantic salmon, scientific collector's permit, commercial fishing, fishing derby/tournament, all inquiries on fish, fisheries conservation management act, fisheries management, fishing, flood, fly fishing only areas, fish hatcheries, lakes and ponds, no kill fishing area, permits and licenses, private water registration act, pond public fishing, record fish, shad, spearfishing, sport fishing, stream fishing, striped bass, trout stocking, wildlife
Marine fisheries	American shad, anadromous fish restoration program, Atlantic salmon, blue crabs, commercial fishing, fishing, lobsters, marine resources, menhaden, whales
Inland water resource management	State building code, dam inspection and safety, diversion program, encroachment line program stream channel, erosion control, federal emergency management agency, flood, inland wetland commissions, federal and state legislation, low flow program, maps, marsh land, municipal, permit and licenses, rainfall, riparian rights, river levels, river management, river protection commissions, sediment and erosion control, stream, swamps, municipal training, water, disposal of water company land, water diversions
Law enforcement	Terrain vehicles regulations, boating, conservation, fishing, game, gun confiscation, hunting, jacklighting, law enforcement (natural resources) , poaching, snowmobiling, wildlife
Land acquisition and management	Land appraisals, easements, flood, gifts of land to the

	state, grants, land (public act 490) , leases, municipal, open space, outdoor recreation grants, property (DEP) , relocation assistance, states, survey
Licensing and revenue	Archery, hunting permit, bait store licenses, bow hunting permit, bus passes (DEP employees) , fishing, hunting, menhaden, permits and licenses, scuba diving
Long Island Sound programs	Beach and shore erosion, beach improvement, bypass channel, coastal, disposal, dock construction permit, dredging and marine construction in coastal areas, films, grants, harbor management planning, " land s end " -Long Island Sound Program newsletter, federal and state legislation, Long Island Sound, maps, marine resources, march land, municipal, navigable waters, navigation projects (dredging) , offshore oil and gas development, permits and licenses, seawalls, stream, structures and dredging in coastal areas, tidal wetlands and waters, water, wetland management, coastal zoning
Parks	Bus passes(state parks) , all inquires on camping, canoeing, C.A.R.E., Charter Oak Pass/Senior citizens Pass, concessions on state land, dog sledding on DEP land, dogs in state parks, equestrian trails, grass cutting on DEP land, handicapped access, hiking on state land, historic monuments and sites, horse, ice skating on state land, naturalist interpretation program, state land life guard, parks maintenance, metal detecting, motorcycle trails, museum exhibits and Gillette Castle and Dinosaur Park, Parks and recreational areas, permits and licenses, picnicking, recreation, scuba diving, ski touring, snowmobiling, state, swimming, trails on state land only, tubing on the Farmington River
Pesticide management	Alar, pesticide permit for algae control
Recycling	Automobile (oil and battery replacement) , used motor oil
Waste management	Abandoned waste sites, ash disposal, bees, biomedical

	<p>waste, bulky waste, chemical spill, collection of chemical liquids and hazardous waste and endangered species/ plants, commercial recycles, composting, delegation of authority to local governments, disposal, disposal area operator, energy, landfills engineering evaluations, explosions federal insecticide (fungicide and rodenticide act liaison) , garbage, gypsy moth control, hazardous materials (declarations relating to property transfers) , hazardous waste, control of hornets, household cleaners and hazardous waste, illegal chemical dumping, insect control, control of Japanese beetles, lakes and ponds, landfill (sanitary) , lawn and garden chemicals, leaf disposal, federal and state legislation, manifest system, medical waste, mercury, municipal, oil and solvents, oil spills, packaging, paper recycling, permits and licenses, pesticides, pollution prevention office, polychlorinated biphenyls, pesticides in pressure treated wood, public participation, publications, recycling, resource conservation and recovery (act of 1976) , resources recovery permit coordination, soil contamination, solid waste, solvents and oils, source separation, spill, storage tanks and underground for oil and gasoline and chemicals, termite control/complaints, toxic substances control act of 1976, transfer station permit, underground storage tanks, control of wasps, waste disposal sites for hazardous materials, waste oil disposal (storage) , waste reduction, wastewater, water weed control (pesticides)</p>
Water management	<p>Basin planning, car wash regulations, clean water act, construction grants and municipal sewer, discharges into surface water (sewers and groundwater) , disposal, contamination of drinking water, eutrophication of lakes, federal water pollution control act, grants, groundwater (aquifers) , groundwater quality samples, lakes and ponds, leaching fields (septic system) , federal and state legislation, licensed environmental professional, Long Island Sound, maps, municipal,</p>

	negative declaration, permits and licenses, phosphates, public participation, safe drinking water act of 1974, SARA, septic systems and sewage disposal (subsurface) , sewage treatment plants, sludge disposal, state, stream, superfund sites, transfer bill, wastewater, water, water quality, water sample, water softeners, water use
Wildlife	Non domestic animals, injured animals, archery information and wildlife issues, animal bag limits, bald eagle program, bat infestation, beaver/muskrat trapping, bluebird program, breeder & license game, scientific collector & permit, deer program, dog field trials, ducks, game, geese, hunter education, hunting, non harvested wildlife, nuisance wildlife, oil covered wildlife, osprey program, permits and licenses, pheasant program, pigeons as a nuisance, skunks as a nuisance, snakes, starling as a nuisance, target shooting, trapping, wild turkey program, waterfowl, wildlife, wood duck

ラムゼイの功利主義的至福と最適消費・資本蓄積理論

鈴木 康夫

序

ラムゼイ (F. Ramsey) は、早期にあって、単純な変分法による動学的最適化の手法を経済分析に導入した一人であり (Takayama [1985, p.412]), しかも彼によるそうした手法の適用は、経済学によく合った有用な仕方であったが、当時はあまり注目されず、むしろその影響は、数十年経ってから急激に現れ、その後現代に到るまで少しも失われていない。事実、彼の有名な「最適貯蓄理論」は、20世紀の後半で、動学的最適消費理論または最適資本蓄積理論から、Cass [1965] や、Koopmans [1965] 及び宇沢 [1965] によって最適経済成長理論に若干拡張されたが、この基本的な分析枠組みは Ramsey [1928] が導入したものと同一である (もちろん1970年代以降に発展した最適課税理論の確固とした先駆的業績である Ramsey [1927] もある。これは、最適貯蓄と関連が薄いのでここでは言及しないが、その研究も功利主義的である)。そして、最適経済成長理論に基づく Romer [1986] や Lucas [1988] などにより、新古典派の基本的な最適経済成長理論は (Burmeister and Dobell [1970]), 内生的経済成長理論へと発展してきている (Romer [1998, chap.2] や Jones [1998, chap.2], 吉川 [2000, 第2章] など)。

にもかかわらず、ラムゼイと後の研究者達

の分析ではいくつかの相違が見られ、特に、最も相違するのは、「至福」概念 (Ramsey [1928, p.545]) と社会的な効用割引率の有無であり、前者が、日常的な行動属性として効用割引を容認しながらも、完全予見のように理想的な合理的行動属性として効用割引を想定することには否定的で、至福概念を用いるのに対して (Ramsey [1928, pp.543-545]), 後者は、社会的な効用割引率を積極的に用いて、至福概念をほとんど全く用いない。通常、これらの違いが理論的枠組みとしてはほとんど重要でないと考えられている場合が多く (例えば、Stiglitz-Uzawa [1969] では、再度掲載されているラムゼイの論文の直前に書かれている、その「最適経済学の基礎」の部の序論 (pp.427-428) で至福を全く無視している)、中にはラムゼイの至福概念が、分析の簡略化などの単なる形式的な理由で排除されることもあるが、そうではないにしても、理論的に、あるいは、数学的分析処理の面から、むしろ不適切であると判断しているものも少なくない (例えば、von Weizacker [1965] や Chakravarty [1969, pp.84-86] は、生産関数の形しだいで、ラムゼイの定式化では最適解が存在しないことがあることを示している)。やや特定の題材に関連するいくつかの研究を除けばほとんどの場合、現代最適成長理論では、その概念が全く放棄されているが、多くの場合そうすることが当然であるかのよ

うになされているのであり、それについて理由が述べられるのは稀である（例えば、Arrow-Kurz [1970]、Jones [1975]、Dixit [1976, pp.99-123] や Blanchard-Fischer [1989, pp.38-41] など）。

しかしながら、ラムゼイの至福概念は、彼自身が論文で述べているように（Ramsey [1928, p.545]、明らかに重要な概念であり、決して形式的な定数ではない。至福概念は、動学的な最適化の定式化においてその目的汎関数の中に含まれているので、当然それは、動学的な経済状態に関する何らかの社会的な価値判断の一つの明確な表現である。一般に、価値判断の表現がいかなる物質的な存在に対してどのように依存しようとも、ここでの脈絡においては、その依存のあり方が、動学的に最適な道筋としての経済状態の時間経路を所定の制約条件の下で完全に決定する。したがって、至福概念は、その目的汎関数が極めて単純に定式化される特殊な場合を除けば（しかし、以下で示すが、彼自身の定式化は極めて単純なものであった）、最適な経済成長の経路を決定する際に基本的な役割を果たすだけでなく、同時にまた、彼の社会哲学の基本的な社会的倫理観を特徴づける根本的な概念でもある、と判断される。

このように、本稿の主な目的は、まず第1に、ラムゼイの至福概念のありのままの理論的な重要性を動学的に再評価することであり、第2に、彼の基本的なモデルの難点を克服する若干の拡張を検討して、拡張モデルの例を構築し、さらにそのモデル例にラムゼイ的分析を行うことで、至福概念の本来の重要性が一層反映されるように、動学的に意義深い理論的な例証を試みることにある。加えて、

ラムゼイの社会経済的な倫理観の象徴として彼の至福概念を捉え、彼の社会厚生哲学、あるいは経済福祉の社会哲学を明らかにすることが、第3のそれである。なお以下では、社会厚生ストックとしての動学的な目的汎関数を簡略して「社会厚生積分」と呼ぶこともある。

さらに、以下の数学的処理では、主に最適制御理論を用いるが、動学的最適化問題の設定の仕方は、ラムゼイ自身のそれとは異なり（Ramsey [1928, p.547]）、一般の慣例的な表現に従い、専ら最大化問題として定式化する（周知のように、こうした手法はArrow-Kurz [1970, pp.26-86] などによって標準化された）。もちろん、これによって論理的な不都合や、基本的な定式化の脈絡においてラムゼイ・モデルの誤った、または、筋違いな解釈が生じる余地はない。また、以下では、文脈の展開が必要を感じない限り、通常よく指摘される周知のことはできる限り言及しないよう努める。

ラムゼイの基本的な想定と 「至福」概念の定義

まず、議論の出発点として、問題にするラムゼイの至福概念そのものを考え、その基本的な理解と役割とを明らかにする必要がある。それゆえ、ラムゼイが至福概念をどのように捉えていたかということから考察を始める。このため、当該の第2節では、彼自身の記述の中に、彼自身の至福概念についての考え方を求めてみる。立ち入った、一層の詳細な哲学的な考察や数学的な定式化については、後の諸節で展開される。ここで検討するのは、主に動学的な観点から、彼の経済理論

的な枠組みにおいて至福概念がどのような基本的想定に基づいているのかということと、その本来の概念定義を明示することである。

ラムゼイは、至福概念の導入に先立ち、彼自身の論文の最初の頁(Ramsey [1928, p.543])の第I節第4段落で、彼がかかざる被積分関数の基本的な設定について次のように言っている。「おそらく、とりわけ一層強調されるべき点は、次のことである。すなわち、より早い時期に享受する満足の大きさと比較して、より遅い時期に享受する満足の大きさを、本来我々は割り引かないものだと想定されるが、しかるに、倫理的に擁護できず、単に想像力の脆弱さという性質からのみ生じるに過ぎないものであっても、それが、いわゆる習慣というものなのである」。つまり、日常とかけ離れた、ありのままの自然な存在としての人間なら、本来、合理的に行動するから、効用を時間について割り引くことはしないが、一度、将来にわたる雑多な要因に満ちた現実的な状況に置かれると、人間は将来を見通す能力の限界に直面し、実際には効用を時間的に割り引くという一般的な傾向がある、というのがその意味であろう。

これによれば、効用の時間割引という実際の習慣は、将来の状態に対する人間の想像力の弱さから生じるに過ぎないから、ラムゼイの基本モデルのように完全な市場の下では、合理的な経済主体が確定的な将来に対して、(つまり、非日常的な完全予見の理想状態の下では)効用を時間的に割り引くことがないということである。換言すれば、効用の時間割引という習慣は、一般の習慣がそうであるように、倫理的に肯定的な(あるいは同様に否定的な)理由を説明できないものであるが、

経済主体が直面する市場の状況や経済の環境しだいで、採用されるときもあればそうでないときもあると解釈される。したがって、この解釈の限りでは、一般の教科書や文献等での、ラムゼイ・モデルに関する簡略的な概説においてしばしば言及されるのとは異なり、ラムゼイは、効用の時間割引を原則として当然に禁ずべきものとは考えていないということになる。Arrow-Kurz [1970, p.12]や福尾 [1978, p.43: 注) 27]も、ラムゼイ自身が効用時間割引を肯定していたことがあるという示唆を行っている。また、事実、彼は、その第 節で(Ramsey [1928, pp.549-555]), 効用の時間割引を用いて特殊な場合の分析を展開した(分析における効用の時間割引の利用は、それに引き続き、その第 節でも行われている)。

こうした効用割引率についての解釈と、次に触れる至福概念の解釈を除けば、動学的最適化問題およびその目的汎関数としての設定については通常解説と全く同じである(解釈に難がない周知の詳細な基本設定については、例えば、武野・山崎 [1977, 第11章]及び時政 [1979, pp.146-147]や、手短なものではBrems [1986, pp.163-168]など)。ラムゼイの問題は、基本的には、1階微分方程式で表された生産・支出均等式に従う資本ストックを1状態変数として、消費フロー効用および労働不効用についての総効用の至福水準に対する不足分を無限計画期間内で累積したものを最小にしようという問題であり、形式的な違いを除けば、ラムゼイ以後に現れた、後の諸最適成長モデルとそう大きくは変わらない。いずれにしても、最適成長理論は、生産・支出均等式を動学的に解釈することから

出発するのであり、換言すれば、伝統的な実物体系の新古典派的保存則を動学的に定式化するとその最も顕著な特徴がある (Tu [1991, p.141] ではその状態方程式を「基本的な新古典派成長法則」と呼んでいる)。強いて言えば、後のそれらは、当然、形式面でしっかりした定式化をしているが、いくつかを除いてほとんどの場合、生産に投入された労働力の不効用を無視している。とはいえ、その無視の程度は、至福概念ほどではないが、単に、論文に登場する頻度からすれば、むしろそれ以上かもしれない。それでも、その無視に何らかの言及があるときには、多くの場合その扱いは至福概念よりも丁寧であり、しばしば、モデルの単純化という理由が不可避免的でさえあるかのように用意されているのが常である。

さて、次に至福概念の解釈についての吟味に移るが、概説を目的にした通常の研究の中でも特に詳しいものと比べてみると、以下の解釈内容はそれと微妙に相違するに過ぎない。それゆえ、以下の文脈は、他の概説にも見られる説明と重複を余儀なくされる。その概念を導入する前に、ラムゼイは、総消費 x の非逓増的な総効用から総労働 a の非逓減的な総不効用 V を差し引いたフロー水準差で「時間 1 単位当たりの純満足享受率」を定義し (Ramsey [1928, p.544]), これを動学的目的関数に含めることで動学的な経済における資本蓄積の行動要因と考えていた。さらに彼は次のように続ける。すなわち、総資本量 c が所与の値に固定されれば、総生産物を全て支出してその「純満足享受率」を「最大にする」ように社会が行動するので「結果的に得られる満足享受率 $U(x) - V(a)$ は

c のある関数となるだろう、そしてそれは、 c が増加するにつれて、ある点までは増加するだろう、なぜならより多くの資本を以てすれば、我々は一層大きな満足享受を得ることができるからである」(Ramsey [1928, p.544])。

この引用文で、すでにラムゼイは「至福」存在の想定を暗に示唆している。例えば資本の限界生産力が非負である場合には、前提から a の大きさが一定なので、資本ストックが一定となる黄金律状態では $x = f$ だが、制約条件から $f = x$ であるから、当然 $U = U(f) = U(x)$ となり、その引用文の資本蓄積行動を反映させて純満足享受率を微分すると単なる限界効用に等しくなるから、 $-\frac{U}{c} = \frac{dU}{df} \cdot -\frac{f}{c} > 0$ 。しかし、一般的な通常の想定では、少なくとも $-\frac{f}{c} < 0$ 、むしろ一般には $-\frac{f}{c} > 0$ と想定されるので、 $-\frac{U}{c} = 0$ となるためには $\frac{dU}{df} = 0$ でなければならないが、これは至福が存在すると想定することに等しい。すなわち、これは、純満足享受率、したがって効用には、何らかの上限が存在すると議論の始めから想定してかかることと同じなのである。長くなるが、次に、直接的に関係する部分を原論文の段落の配置に従って引用しておこう (Ramsey [1928, pp.544-545])。

「資本の量を以てする満足享受率のこの増加は、しかしながら、二つの理由のいずれかによって停止すると考えてよい。それらは、第 1 に、資本のさらに一層の増加が我々の所得や余暇のいずれをも増加させることができなくなる事態が起こるのであろうということであり、第 2 に、さもなければ、我々が満足享

受率の想像可能な最大値に到達し、もはやそれ以上の所得や余暇を用いる必要がなくなるであろうということである。いずれの場合においても、また経済的に『獲得可能な』最大の満足享受率が『想像可能な』最大率であろうとなかろうと、ある確かな有限量の資本が、経済的に『獲得可能な』それを、我々に与えるであろう。

他方、満足享受率というものは、資本が増加するにつれて、増大し、決して止むことがないという性質のものであるかもしれない。そうだとすると、次の2つの論理的可能性が存在する。すなわち、それらは、満足享受率が無限に増加するか、あるいは、それがある確定した有界な極限值へ漸的に接近していくだろうという二者択一的な2つの可能性である。これらの内で第1の可能性について言うと、経済的な要因だけでは、(上で想像可能な最大の満足享受率と呼んだ)確定した有界な値を超える大きさの満足享受率を我々に与えることが決してできないので、この理由から、その可能性を我々は退けるだろう。したがって、その第2の可能性が残り、この場合、満足享受率はある有界な極限值に接近することになるが、その極限值は想像可能な最大値に等しくなるかもしれないし、あるいはまた、そうでないかもしれない。この極限値を我々は獲得可能な最大満足享受率と呼ぶつもりだが、厳密に言うと、たとえその値が獲得されずに、それがただ、いつまでも接近されるだけだとしても、やはりそう呼ぶのである。

ここまでのところで、獲得可能な最大の満足享受率とか、あるいは、獲得可能な最大の効用率といくたびか呼んでいたものを、略し

て『至福』あるいは『 B 』と以下では呼称する。また、あらゆる場合において我々が知り得ることは、社会は、ある有限時間の後で至福に到達するためか、あるいは少なくとも、際限なくそれに接近するために、十分な貯蓄をしなければならないということである。というのは、このような仕方でのみ、至福に対する満足享受率の不足分の通時間的な合計量を有界な数量にできるからである。それゆえ、もし、至福に到達できるか、さもなくば、際限なくそれに接近することができるならば、そうすることは、他のいかなる一連の経過をもたらす行動よりも大いに一層望ましいであろう。しかも、こうしたことは、確かに可能でなければならない。なぜならば、毎年ごとにわずかな量を取り置くことで、我々は、我々の資本を、時間上で調整して、いかなる望ましい大きさにでも増加させることができるからである。」(なお、原論文の斜体表示は、ここでの引用文では二重鉤括弧にしてある。)

この引用文から明らかにわかることは、端的に言えば、次の2つである。すなわち、まず第1に、少なくとも「至福」と呼ばれる獲得可能な最大の満足享受率は、想像可能な最大の満足享受率以下の大きさでなければならず、しかも人間の満足感に対する経済的な可能性の限界が人間に属性として一般に内在していると想定できるならば、その獲得可能な最大の満足享受率は想像可能な最大の満足享受率よりも低い水準であるに違いないということである。第2に、獲得可能な最大の満足享受率を経済が達成することもあれば、あるいは、その水準に限りなく漸近するだけにとどまることもあるということである。換言す

れば、至福は経済にとって経済的に実行可能な最大の満足享受率のことなのであり、以下で見るように、無限計画においては、少なくとも最終的に、経済は至福状態に到るか、あるいは、それに限りなく近づく状態に到らなければならない。これらを要約すると、次のように2つの前提としてまとめることができる(以下では、それらを公準1および公準2と略称することもある)。

Ramseyの第1公準 純満足享受率 獲得可能な最大満足享受率 < 想像可能な最大満足享受率。

Ramseyの第2公準 時間 t につれて、純満足享受率($U - V$) 至福(B)。

これら2つの前提は、ラムゼイが彼の最適消費及び最適資本蓄積理論または最適貯蓄理論を定式化する上で極めて重要な役割を果たしている。特に、ラムゼイ自身の定式化は彼の問題設定からするとやや雑であり、この点に注意して彼の定式化を整理し、明確に再定式化するには、それらの前提が一層重要な働きをすることになる。これらについては、次の第3節と第4節で詳細に検討する。また、これら2つの前提は、さらに、ラムゼイの社会哲学を反映するものと理解でき、したがって、立ち入った社会哲学的な考察が可能で、いくつかの解釈的な含意を引き出すことができる。これについては下の、最終節である第5節で述べられる。

ラムゼイの基本的な最適

(消費-) 資本蓄積モデル

ここでは、ラムゼイの基本的な最適資本蓄積モデル (Ramsey [1928, pp.543-548]) を再定式化するが、周知の表現や記号法で記述する方が表現上の誤解を避けやすく、また一層読みやすいので、以下では周知の表現が用いられる。そこで、総消費量を C と表し、総資本ストックを K 、総労働力投入量を N と表示して、集計的総生産関数を $F(K, N)$ と表示する。ラムゼイの動学的な資本蓄積を表す状態方程式は、有界で非負値の各変数について次のように想定されている。なお、 $\frac{d}{dt}$ は時間微分(作用)を行なう意味の記号である。

$$(3.1) \quad \frac{dK}{dt} = F(K, N) - C, \\ 0 < -\frac{F}{K}, \quad -\frac{^2F}{K^2} < 0, \text{ and} \\ 0 < -\frac{F}{N}, \quad -\frac{^2F}{N^2} < 0.$$

ここで、総消費量 C がもたらす非負の心理的満足の度合いを U で表し、関数 $U(C)$ 、 $0 < -\frac{U}{C}$ 、 $-\frac{^2U}{C^2} < 0$ 、の存在が想定されている。また、総労働投入量 N で生じる労働の心理的苦痛の度合いを V とし、この関数関係 $V(N)$ 、 $0 < -\frac{V}{N}$ 、 $0 < -\frac{^2V}{N^2}$ 、も存在するものと想定されている。さらに、総効用水準または純効用水準は、それらの差である $U - V$ の水準で定義され、この上限値を(社会的な意味での)「至福」と定義し、 B で表示する。かくして、ラムゼイの時間積分は次のような定式化で表現できる。

$$(3.2) \quad \int_0^{\infty} -\{ U(C) - V(N) - B \} dt, \\ 0 \leq B = \text{const.}, \text{ s.t. (3.1)}$$

$$(3.3) \quad 0 < U - V - B, 0 < \frac{dU}{dC}, \\ \frac{d^2U}{dC^2} < 0, 0 < \frac{dV}{dN}, 0 < \frac{d^2V}{dN^2}.$$

この被積分関数 (3.2) は、独立変数の記号表現が若干異なることを除けば、ラムゼイ自身が定式化したものと同じである (Ramsey [1928, p.547])。また、この微分係数条件 (3.3) は、ほんのわずかに異なるが、ラムゼイ自身が用いたものとほぼ同様である (Ramsey [1928, p.544])。

総消費あるいは総貯蓄についてのラムゼイの基本的な動学的最適化問題は、簡潔な動学的定式化で表現される。つまり、彼の最適資本蓄積問題は、(3.2) で与えられる時間積分を最小化するように C と N の値の時間経路を決定することである (Ramsey [1928, p.547])。換言すれば、この問題は、(3.2) の時間積分に負の符号をつけたものを、全く同じ諸条件の下で最大化することに等しい。すなわち、最小化問題を形式上で最大化問題に書き換えるだけである。ここでは、通常よく用いられる最大化問題表現を定式化に採用するが、以下の考察の便宜のために、当該の最適化のために計画される終端時刻を T という記号で表し、自由度のある一般的な表現にしておく。

$$(3.4) \quad \text{Maximize}_{(C, N)} : \\ \int_0^T \{ U(C) - V(N) - B \} dt, \\ 0 \quad B = \text{const.}, \text{ s. t. (3.1).}$$

したがって、この (3.4) に基づき、動的最大化形式で、当該の動学的最適化のための必要条件が、下のように求められる。ただし、その必要条件の導出に用いられる次の H は、周知のように、随伴 (または補助) 変数 を

伴う「ハミルトニアン」である。

$$(3.5) \quad H = U(C) - V(N) - B + \\ \{ F(K, N) - C \},$$

この H を N と C について最大化することから 1 階及び 2 階の必要条件が導かれる。制御変数について H の強い凹性が認められるから、導かれる 1 階の必要条件が H 自身の最大化を特徴づけることがわかる。すなわち、この条件は、

$$(3.6) \quad -\frac{H}{C} = -\frac{U}{C} - \quad = 0, \text{ and,} \\ -\frac{H}{N} = -\frac{V}{N} + \frac{F}{N} = 0.$$

かくして、これらの 2 つの条件式を整理すれば、その 1 階の必要条件 (ラムゼイの第 1 の条件式) は、簡単に求められ、次の式で得られる (Ramsey [1928, p.546, equation (2)]).

$$(3.7) \quad \frac{dV}{dN} = -\frac{F}{N} \cdot \frac{dU}{dC}.$$

この必要条件の意味は次のようなものである。すなわち、これは、追加的な微小 1 単位の労働力投入量によって生じる限界不効用の大きさが、その同じ追加的微小 1 単位の同一の労働投入量で産出される限界生産物の量を消費に充てることで得られる限界効用の大きさに等しくならなければならないということである。半ば抽象的な意味で捉えれば、労働力の経済的意味の生産と支出の 2 面性に関係付けた経済心理的価値の合理的なバランスという限界的価値の保存則的性質 (単純化すれば、苦痛と快樂の限界的均等) が、その (1 階の) 必要条件で要求されているわけである

(Ramsey [1928, p.546,equation(2)]).

動学的最適化問題 (3.4) のための、(つまりその最大化の)ラムゼイの第2の条件式は、典型的な最適制御理論の脈絡に従えば、(支配的)時間変数について H が最大になるための必要条件である。この必要条件は、すぐ上の条件 (3.6) (と状態方程式) を考慮することから、単純化される (つまり、すぐ上のような静学的最適化条件が動学的にも最適化条件として有効であるためには、その1階必要条件が時間上でも整合的にハミルトニアンを最適化つまり最大化するべきである)。すなわち、その第2の条件式は、次のように、の時間微分係数と、状態変数 K についての H の偏微分係数に負の符号を付けたものが均等することである。

$$(3.8) \quad \frac{H}{t} = \frac{H}{N} \cdot \frac{N}{t} + \frac{H}{C} \cdot \frac{C}{t} + \frac{H}{K} \cdot \frac{K}{t} + \frac{H}{t} \cdot \frac{d}{dt} = 0 .$$

$$0 \cdot \frac{N}{t} + 0 \cdot \frac{C}{t} + \frac{H}{K} \cdot \frac{dK}{dt} + \frac{dH}{dt} \cdot \frac{d}{dt} = 0 .$$

$$(3.9) \quad \frac{d}{dt} = - \frac{H}{K} .$$

$$(3.10) \quad \frac{d \left(\frac{dU}{dC} \right)}{dt} = - \frac{H}{K} = - \frac{dU}{dC} \cdot \frac{F}{K} .$$

ここで、この動学的必要条件についてのラムゼイ自身の、経済理論的だが数学的には解説的な導出の仕方を確認しておこう。すなわち、合理的な消費者行動理論の考え方から当該の分析を論理的に出発させるとして、いま、例えば社会を構成する代表的個人としての典

型的な消費者について、時点 t と近接時点 $t + \Delta t$ の各々の時点での微小1単位の消費量 C を考えるとき、時点 t の C がもたらす限界効用の大きさと、一方、その C だけの財の量を時点 t で消費せずに貯蓄に回すことから、次の時点 $t + \Delta t$ において微小単位の財の量が得られるわけだが、この財の量を消費することでもたらされる限界効用の大きさとが、合理的には、異時点間でちょうど等しくなるように、 C の大きさが決定されるはずである。つまり、ある時点での限界効用が、貯蓄を通じて次の時点としての近接時点で得られる限界効用と均等することを、その動学的必要条件であるラムゼイの第2の条件式は要求している。

換言すれば、その動学的必要条件は、今期の消費と、貯蓄で代替的となる時期の消費を効用によって比較考量し、これらのどちらか一方だけがもはや有利とはなり得ないような状態で、最適な貯蓄が決定されるということである。一層明確に記述すれば、時点 t の C の実物量は、貯蓄されて時点 $t + \Delta t$ には利子率の分だけ大きくなるが、新古典派的な競争的市場想定の下では1単位の期間での利子率が資本の限界生産物に等しいので、その動学的必要条件は次の式で表現できる (Ramsey [1928, p.546,equation(3)]).

$$(3.11) \quad \left(\frac{dU}{dC} \right)_t \cdot C = \left(\frac{dU}{dC} \right)_{t+\Delta t} \{ (1 + \frac{F}{K} \cdot \Delta t) \cdot C \} .$$

この両辺を C で除して整理し、さらに極限作用を Δt の無限小操作によって施せば、少なくとも U の2階微分が連続であるものとして、(3.11) は次のような形に導かれる。

$$\begin{aligned} & \left(\frac{dU}{dC_{t+\tau}} - \frac{dU}{dC_t} \right) \frac{1}{t} = - \left(\frac{dU}{dC_{t+\tau}} \right) \cdot \frac{F}{K} . \\ & \lim_{t \rightarrow 0} \left\{ \frac{dU}{dC_{t+\tau}} - \frac{dU}{dC_t} \right\} \frac{1}{t} \\ & = \lim_{t \rightarrow 0} \left\{ - \left(\frac{dU}{dC_{t+\tau}} \right) \frac{F}{K} \right\} . \\ & = - \left\{ \lim_{t \rightarrow 0} \left(\frac{dU}{dC_{t+\tau}} \right) \right\} \frac{F}{K} . \\ (3.12) \quad & \frac{d \left(\frac{dU}{dC_t} \right)}{dt} = - \frac{dU}{dC_t} \cdot \frac{F}{K} . \\ & \left(\frac{d^2 U}{dC_t^2} \cdot \frac{dC_t}{dt} = - \frac{dU}{dC_t} \cdot \frac{F}{K} \right) \end{aligned}$$

この(3.12)は、(3.4)で定式化される場合の動学的最適化問題に関する、いわゆる変分法のオイラー方程式に等しい。このようにラムゼイの第2の条件である(3.12)は、経済学的な原理と論理的によく適合する形で粗雑ながら数学的に導出されている(Ramsey [1928, p.546, equation(3)]).

かくして、ラムゼイは、(3.12)から、動学的最適化(3.4)の最適解または最適経路としての動学的最適消費経路(または計画)のためには、経常的な消費の限界効用が資本利子率の時間率で低下するべきであるという動学的最適消費条件を導き、しかも、経常的な限界効用のこうした動学的な低下または遞減は、その最適解経路の下で、当該の経済がその至福状態に到達するまで持続されるべきであるということを主張している(Ramsey [1928, p.546]).

すなわち、この動学的最適消費経路の計画終端においては、次の条件が成立しなければならない。

$$(3.13) \quad U(C_T) - V(N_T) = B .$$

それゆえ、仮定から資本の限界生産力が正の値を常に持つために、その動学的最適消費の動学的過程では、 $t \rightarrow T$ で、経常的な消費は、経済がその至福状態に到達するまで、増加し続けなければならないことになる。その動学的最適消費の下での、継続的な消費増大と $\frac{dU}{dC}$ の継続的な低下による最終的な至福状態の達成という主張は、横断性条件と関係し、一層詳細な検討を必要とする。

ラムゼイの最適(消費-)資本蓄積モデルの拡張と至福状態の決定

ここまでの分析から、ラムゼイの動学的最適化問題の最適候補(経路)、つまり彼の最適資本蓄積問題(3.4)の最適資本蓄積経路ないし最適消費経路の候補は、(3.1)と、(3.6)または(3.7)と、(3.9)または(3.10)あるいは(3.12)を充たさなければならない。それゆえ、その最適候補は、主として(3.1)と(3.12)の動学的連立体系で導出され、消費と資本(ストック)の最適候補時間経路の形で表現される。さらに、これに従うように(3.7)から、労働力投入量の最適候補時間経路が得られる。しかしながら、その最適解のためには、当該の最適候補時間経路が次のような横断性条件を充たさなければならない。

$$(3.14) \quad \lim_{T \rightarrow \infty} \left\{ \left(\frac{dU}{dC_T} \right) \cdot K_T \right\} = 0, \text{ and, } \lim_{T \rightarrow \infty} \left\{ \left(\frac{dU}{dC_T} \right) \right\} = 0 .$$

また、一般に $\lim_{T \rightarrow \infty} \{ K_T \} > 0$ (むしろ > 0)と考えられるから、結局(3.14)は、次のようになる。

$$(3.15) \quad \lim_{T \rightarrow \infty} \left\{ \frac{dU}{dC_T} \right\} = 0 .$$

このままの形で横断性条件が設定されれば，周知のように，この(3.15)は(3.3)の微分係数に関する符号条件と矛盾する。そこで以下の考察では，技巧的な論理的工夫や解釈で補うことなどはせず，こうした矛盾を補正する最も簡単な部分的変更を加え，ラムゼイ・モデルの簡明な修正を試みる。

ここでの第1の修正は，(3.2)の目的被積分関数に関する基本的前提を少しだけ変更しようとするものである。にもかかわらず，こうした補正は，ラムゼイ自身の想定としてはわずかな修正であろう。すなわち， U を純な概念としてではなく，粗な概念として捉え直すことで再定義する。例えば，(3.2)または(3.4)の定式化を若干変更して，消費による消費廃棄物の発生及びこの後処理を個人の家庭的な活動で認めることと新たに想定し，同時に，これによって消費に伴う不効用または苦痛が生じるものと想定することである。さらに，こうした消費に伴う不効用の大きさが消費1単位当たりで一定値 > 0 を与えられているものとここでは仮定する。仮にもしも， N について何ら変更が生じないならば単純化され，(3.4)から(3.15)の主な数式表現は，その第1の修正で次のように変更される。

$$(3.16) \quad \text{Maximize}_{(C)} : \int_0^T \{ U(C) - C - V(N) - B \} dt , \\ 0 \leq C, B = \text{const.}, \text{ s.t. } (3.1) .$$

$$(3.17) \quad H = U(C) - C - V(N) - B + \{ F(K, N) - C \} ,$$

$$(3.18) \quad -\frac{H}{C} = -\frac{U}{C} - \dots = 0 ,$$

$$(3.19) \quad \frac{d}{dt} = -\frac{H}{K} : \\ \frac{d \left(\frac{dU}{dC} \right)}{dt} = - \left(\frac{dU}{dC} - \dots \right) \frac{F}{K} .$$

$$(3.20) \quad U(C_T) - C_T - V(N_T) = B , \\ \text{and, } \lim_{T \rightarrow \infty} \left\{ \frac{dU}{dC_T} \right\} = \dots .$$

したがって，この第1の修正と無変更の N 等の場合には， $\frac{dU}{dC_T}$ にのみ注目すると，最終的にも(3.3)と無矛盾に至福状態で $\frac{dU}{dC_T} = > 0$ が成立する。そして，この $\frac{dU}{dC_T} =$ によって決定される C_T の値に基づいて(3.20)の $U(C_T) - C_T - V(N_T) = B$ が成り立つように至福 B の値が与えられる，または，決定されていると考えるのである。このことは，本稿の前節で指摘した至福概念に関する理解に十分に適合するものと判断され，ラムゼイの功利主義的哲学を経済理論的によりよく反映していると言える。もちろん，(3.1)や(3.3)などで $U(C)$ や $F(K, N)$ が強い凹関数と想定されているから，当該の動学的最適化問題の周知の十分条件 (Mangasarian [1966]) を(3.18)と(3.19)と(3.20)が充たすのは明らかである。当然ながら，これらのことは， $t^* = T$ なる t^* に至福状態 $(C_T, K_T)_T$ に到達する場合にも，同様に成り立つものである。

さらに， C だけでなく N に粗概念の再定義を導入して質的な変更を考慮するような第2の修正を考えてみよう。ここでは，労働投入には最低でも何らかの労働の喜びや自己実現

の心理的な満足などが発生することを認め、これらに効用が生じると新たに想定することである。これについても、労働投入1単位当たりで生じる効用の大きさが小さい値 > 0 で一定に与えられているものところでは仮定する。第1及び第2の修正を2つとも同時に考慮すれば、(3.4) から (3.15) の主な数式表現は、(3.16) から (3.20) と同様にして次のように変更される。

(3.21) Maximize $_{(C, N)}$:

$$\int_0^T \{ U(C) - C + N - V(N) - B \} dt, \\ 0 (\quad , \quad , B) = \text{const.}, \text{ s.t. } (3.1).$$

$$(3.22) H = U(C) - C + N - V(N) \\ - B + \{ F(K, N) - C \},$$

$$(3.23) -\frac{H}{C} = -\frac{U}{C} - \quad = 0 \text{ and} \\ -\frac{H}{N} = -\frac{V}{N} + \frac{F}{N} = 0.$$

$$(3.24) -\quad + \frac{dV}{dN} = -\frac{F}{N} \cdot \left(\frac{dU}{dC} - \quad \right).$$

$$(3.25) \frac{d}{dt} = -\frac{H}{K} :$$

$$\frac{d\left(\frac{dU}{dC}\right)}{dt} = -\left(\frac{dU}{dC} - \quad\right) \frac{F}{K}.$$

$$(3.26) U(C_T) - C_T + N_T - V(N_T) = B, \\ \text{and, } \lim_T \left\{ \frac{dU}{dC_T} \right\} = \quad.$$

したがって、それらの第1の修正と第2の修正を同時に導入した場合には、やはり最終的にも(3.3)と無矛盾に、至福状態で $\frac{dU}{dC_T} = > 0$ かつ $\frac{dV}{dN_T} = > 0$ が共に成立する。そして、動学的均衡としての長期均衡について、 $\frac{dK}{dt} = 0$ から $F(K_T) = C_T$ 、及び

$d\left(\frac{dU}{dC_T}\right)/dt = 0$ から、 $\frac{dU}{dC_T} = \quad$ となり、この $\frac{dU}{dC_T} = \quad$ と $\frac{dV}{dN_T} = \quad$ によって決定される C_T と N_T の値に基づいて、(3.26) の $U(C_T) - C_T + N_T - V(N_T) = B$ が成り立つように至福 B の値が与えられる、または、決定されていると考えるのである。このことは、この場合には定式化の面でも一層そうであるが、本稿の前節で指摘した至福概念に関する理解にやはり十分に適合するというだけでなく、ラムゼイの功利主義的哲学を経済理論的によりよく反映しているのがわかる。ただし、同時に(3.26)は N_T を含むので、最適人口論的な含意を持つことに注意しなければならない。なお、主な諸関数について、適当に凹性や凸性が想定されているだけでなく、横断性条件からもわかるように、当該の動学的最適化のための周知の十分条件(Mangasarian [1966])が明らかに充たされている。当然ながら、これらのことも、 $t^* = T$ なる t^* に至福状態 $(C_T, K_T)_T$ に到達する場合にも、同様に成り立つものである。

「至福」の社会哲学的解釈と

それが意味する経済倫理

ここで、既に上の第二節で提示したラムゼイの前提に関する社会哲学的な解釈をまとめる。まず、その第1の前提(公準1:純満足享受率 \leq 獲得可能な最大満足享受率 $<$ 想像可能な最大満足享受率)についてであるが、これについては特にその前提の後半の記述に解釈的な含意を見出せる。すなわち、上の引用文にもあるように、経済的な要因だけでは想像可能な最大満足享受率を達成できないということは、経済的要因以外の他の要因によればその想像可能な最大値が達成できるとい

うことに違いない。なぜならば、もしも、そうした他の要因が存在しないならば、その「想像可能」な最大値はあり得ないのだから、当然に想像可能ではなく、「想像不可能」となるが、これは明らかに定義と矛盾する。さもなければ、「想像可能」という概念が、少なくとも「分析的に」誤って定義されているか、あるいは、「論理的な」定義を与えられていないか、つまり、非論理的に定義されているかであるが、これらはラムゼイの理論を根本的に否定することに等しい。それゆえ、我々は、経済的要因以外の何らかの他の要因が存在して、これによって、獲得可能な最大値で定義された至福水準以上の純満足享受率が得られ得ると考えるべきである。かくして、ラムゼイは、一般の人間活動の中で経済活動を明示的に捉え、その一般的な人間活動評価の基準を、経済活動という部分的に限定された人間活動の評価に適用した、と考えるのが自然である。

要するに、ラムゼイは、純満足享受率という単独の概念で、人間の生活活動を、個人だけでなく社会全体についても評価できるものと前提している。形式がどうであれ、議論の出発点から価値判断の基準として効用関数を用いるということは、倫理的にはまぎれもなく功利主義の立場をとることを意味するが、通常、現存する一般の経済学者は、確かに人間活動の大部分が経済的な要因と関連が深いと考えているけれども、個々の経済主体としての個人についてさえ、明確に関係するものについてのみ功利主義的な定式化の適用が可能であるに過ぎないと考えるのであって、経済的な要因以外の全ての人間活動を功利主義的な評価で完全に判断できるとは考えず、し

かもそれが同じ概念で完全に評価できると想定することは稀である。それゆえ、個々の経済主体に関する限りでも、一般の経済学者よりもはるかに強い功利主義の立場にラムゼイが立っていると判断される。まして、社会的な規模でも同じ想定を適用するわけだから、ラムゼイの立場は最も強い功利主義的立場の1つと見なされる。

また、その第1の前提の要約が明示するように、経済活動だけでは、経済的に定義された最大水準である「至福」を高々達成し得るに過ぎず、それより大きな満足を得るにはそれ以外の人間活動に因らなければならないとラムゼイは考えている。ラムゼイの文章では言及されていないけれども、おそらく、そうした経済的な要因以外の人間活動とは、関連はあっても経済的な要因との明確な関係で捉えられない感情的または精神的な活動や、純粋にそうした人間活動のことであろう。このようなラムゼイの一般的な立場を敢えて分類するとすれば、快樂以外の精神的なものも目的としての善と考える「理想主義的功利主義」(Raphael [1981, chap.4]; 邦訳, 第4章, 特にpp.73-85)の立場に含めるのが無難であろう。至福概念導入に伴うこうした立場上の背景を別にすれば、ラムゼイの定式化に現れた限りでは、彼の動学的目的関数に含まれ、目的対象の中心的な構成要因である消費の効用関数と労働の不効用関数の部分は、まさに「古典的」でもあり、ベンサム流の「快樂主義的功利主義」(Raphael [1981, chap.4]; 邦訳, 第4章, 特にpp.73-85)の典型的な1つの表現と見なすこともできる。

もっとも、彼の動学的目的関数である社会厚生積分が、それらの2つの関数と、問題

の至福から構成されているというのは自明であり、その値が定数であっても、至福水準の値を考慮して社会厚生の評価水準がそうした絶対的な値で算出されることになるから、その積分値は本質的には完全に「快樂主義的」というわけではない。というのは、上記のラムゼイの基本的な立場からすれば、至福水準の満足享受率という値は、社会厚生積分を定式化するときには、すでに「理想主義的功利主義」的に算定されているからである。つまり、ラムゼイの場合、経済問題としては、評価の対象が「快樂主義的」な活動あるいは行為に限定されているに過ぎないのである。すなわち、ラムゼイの考えでは、基本的に、一般の人間活動の評価は、「理想主義的功利主義」的であっても、その経済的な側面を問題にする場合には、経済的な人間活動に評価対象が限定されるので、「快樂主義的功利主義」的な人間活動のみを満足享受率の値で評価するが、その値は、あくまでも「理想主義的功利主義」の尺度をもって測定されているのでなければならない。

むしろ、至福を無視する他の多くの新古典派的な最適成長モデルは、周知のように、社会厚生積分が、主な構成要素である（社会的）効用関数に若干変更を加えたものを積分した形になるので、「快樂主義的功利主義」の立場にあると分類してよい。これらのことから判断して、社会的倫理を特徴付ける社会哲学の面では、人間の経済活動の評価に対象を限定すれば、通常最適成長理論に見られる新古典派の方が、ラムゼイよりはるかに強い実在論的立場であり、比較的唯物論的な色彩を帯びた立場と見ることができる。他方、一般的な人間活動の評価を対象とすれば、新古

典派の最適成長理論が経済学の限界を意識して経済活動のみを、適用が限定された価値観で評価しようとするのに対して、ラムゼイは、一般的な適用を前提した価値観を、部分的な人間活動としての経済活動という限定された評価対象に適用しているのである。つまり、その新古典派は、経済活動と非経済活動を共に必ずしも単一種類の価値基準で評価あるいは測定できるとは考えないが、経済活動に限っては快樂主義的な価値観が適用できると考えるのであって、一方、ラムゼイはそれらの活動を共に単一種類の価値基準で評価あるいは測定できると考えていて、しかも快樂主義的な経済活動に限っても理想主義的な価値観が適用できると考えているのである。要するに、消費の効用関数や労働の不効用関数を測る単位として、多くの新古典派モデルが用いるのは「快樂主義的功利主義」の単位であると考えられ、他方、ラムゼイは「理想主義的功利主義」のそれである。もしそうでないとするならば、社会厚生積分の定式化において、ラムゼイは、単位が全く異なるものを加え合わせて、しかも積分まですることになるが、これは当然無意味な計算である。

とはいえ、通常の新古典派モデルで効用にどんな単位が想定されているかについて言及されることは、全くないと言っていいほどなく、ほとんど関心を寄せられることもなく、単に形式的に仮想されているに過ぎない。この意味では、新古典派モデルの効用単位を「理想主義的功利主義」のそれで解釈することも不可能ではない。もし、こうした解釈が一度適用されれば、新古典派とラムゼイの違いを明瞭にすることは困難となる。だが、すでに上で触れたように、一般の経済学者が新

古典派的な定式化を用いる際に、ラムゼイのように社会的にも適用できる一般的な普遍的価値観を想定することはほとんどないのであって、少なくとも必ずしもラムゼイ寄りに想定するとは限らず、むしろそうした強い価値観の適用には極力消極的であり、高々部分的に限定して適用できる弱い価値観を好んで適用しがちで、多くは相対主義的な立場を堅持する傾向にある。いずれにしても、社会厚生についてのラムゼイの基本的な考えは、現代の経済学者とはかなりかけ離れていると判断される。

参 考 文 献

- 足立英之『マクロ動学の理論』（経済学叢書16）、有斐閣、1994年。
- 秋山裕『経済発展論入門』（経済学研究双書）、東洋経済新報社、1999年。
- Arrow, K. J. and M. Kurz, *Public Investment, the Rate of Return, and Optimal Fiscal Policy*, The Johns Hopkins Univ. Pr., 1970.
- Barro, R. J. and X. Sala-i-Martin, *Economic Growth*, McGraw-Hill, 1995. / 大住圭介 訳、『内生的経済成長論』（ ），九州大学出版会、1997年。
- Brems, H. J., *Pioneering Economic Theory*, The Johns Hopkins Univ. Pr., 1986. / 駄田井 正・他（共訳）『経済学の歴史 1630-1980 人物・理論・時代背景』多賀出版、1996年。
- Burmeister, E. and A. R. Dobell, *Mathematical Theories of Economic Growth*, The Macmillan Company, 1970/邦訳：佐藤隆三・大住英治（共訳）『テキストブック現代経済成長理論』勁草書房、1976。
- Cass, D., "Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation," *Review of Economic Studies*, vol.27, 1965 (pp.233-240).
- Cass, D., "Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation: A Turnpike Theorem," *Econometrica*, vol.34, 1966 (pp.833-850).
- 福尾洋一『最適経済成長理論』有斐閣、1978年。
- Jones, C. I., *Introduction to Economic Growth*, W.W.Norton, 1998/ 香西泰 訳『経済成長理論入門』日本経済新聞社、1999年。
- Jones, H. G., *An Introduction to Modern Theories of Economic Growth*, Thomas Nelson & Sons, Middlesex, 1975/ 松下勝弘 訳『現代経済成長理論』マクロウヒル好社、1980年。
- Kaldor, N., "A Model of Economic Growth," *Economic Journal*, vol. 67, December, 1957, reprinted in *Essays on Economic Stability and Growth*, 1960.
- Koopmans, T. C., "On the Concept of Optimal Growth," pp.225-300, in *The Econometric Approach to Development Planning*, Chicago: Rand McNally, 1965.
- Lucas, R. E., "On the Mechanics of Economic Development," *Journal of Monetary Economics*, vol. 22, July, 1988 (pp.3-42).
- Mangasarian, O. L., "Sufficient Conditions for the Optimal Control of Non-linear Systems", *SIAM Journal on Control*, vol.4, 1966 (pp.139-152).
- 二階堂副包「新古典派成長の病理」『季刊 理論経済学』Vol. , No.1, April, 1979 (pp.1-9).
- 大住圭介『長期経済計画の理論的研究』勁草書房、1985年。
- Ramsey, F. P., "A Mathematical Theory of Saving," *Economic Journal*, vol.38., December, 1928 (pp.543-559).
- Ramsey, F. P., "A Contribution to the Theory of Taxation," *Economic Journal*, vol.37, 1927 (pp.47-61).
- Robinson, J., *Essays in the Theory of Economic Growth*, London: Macmillan 1962 / 山田克巳 訳『経済成長論』東洋経済、昭和63年。
- Romer, D., *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill, 1996 / 堀雅博・他 訳『上級マクロ経済学』日本評論社、1998年。
- Romer, P. M., "Increasing Returns and Long-run Growth," *Journal of Political Economy*, vol.94, 1986 (pp.1002-1037).
- Romer, P. M., "Capital Accumulation in the Theory of Long-run Growth", in R. J. Barro, ed., *Modern Business Cycle Theory*, Oxford: Basil Blackwell, 1989.
- Romer, P. M., "Endogenous Technological Change," *Journal of Political Economy*, vol.98, 1990 (pp. S71-S102).
- 齊藤誠『新しいマクロ経済学』有斐閣、1996年。
- 佐藤隆三『経済成長の理論』（経済学全集）、勁草書房、1979（第3刷）。
- Sen, A. (ed), *Growth Economics*, (Penguin Modern Economics Readings), Penguin Books, 1970（特にpp.9-16）。
- 柴田章久「内生的経済成長理論」『季刊 理論経済学』Vol.44, No.5, 1993 (pp.385-401).
- Solow, R.M., "A Contribution to the Theory of Economic Growth," *Quarterly Journal of Economics* vol. LXX, February 1965 (pp.65-94); Reprinted in Stiglitz & Uzawa (eds) [1969] (pp.58-87).

- Solow, R.M., *Growth Theory*, Oxford Univ. Pr., 1970 / 福岡正夫 訳 『成長理論』岩波新書, 1971年。
- Solow, R.M., *Growth Theory*, 2nd, Oxford Univ. Pr., 2000 / 福岡正夫 訳 『成長理論 (第二版)』岩波新書, 2000年。
- Stein, J.L., *Money and Capacity Growth*, Columbia Univ. Pr., 1971 / 佐藤隆三 訳 『マネタリズムとケインジアン理論の統合』春秋社, 1981年。
- Stein, J.L. and K. Nagatani, "Stabilization Policy in a Growing Economy," *Review of Economic Studies* vol.31, Apr., 1969 (pp.165-183).
- Stiglitz, J.E., and H. Uzawa (eds), *Readings in the Modern Theory of Economic Growth*, The M. I. T. Press, 1969.
- 鈴木康夫 『ケインズ革命とマクロ経済学』昭和堂, 2003年: [2003 a]
- 鈴木康夫 「基本的な最適成長理論と完全雇用」『彦根論叢』(滋賀大学経済学会)第343号, 2003年 (pp. 51-68): [2003 b]
- Swan, T.W., "Economic Growth and Capital Accumulation," *Economic Record*, vol. XXXII, No.63, November 1956 (pp.334-61); Reprinted in Stiglitz & Uzawa (eds) [1969] (pp.88-115).
- Takayama, A., *Mathematical Economics*, 2nd, Cambridge Univ. Pr., 1985.
- 武野秀樹・山崎良也 (編) 『経済成長論』有斐閣, 1977年。
- 時政島 『最適成長論の基礎』ミネルヴァ書房, 1979年。
- Tu, P.N.V., *Introductory Optimization Dynamics*, 2nd, Springer-Verlag, 1991.
- Uzawa, H., "Optimum Technical Change in an Aggregate Model of Economic Growth," *International Economic Review*, vol.6, Jun., 1965 (pp.18-31).
- 吉川洋 『現代マクロ経済学』(現代経済学選書12) 創文社, 2000年。

平成14・15年度滋賀大学経済学部新入生の体力・運動能力測定値の推移について

- 全国平均の年次推移と比較して -

道 上 静 香
宮 本 神 孝
三 神 憲 一

目 的

近年の文部科学省「体力・運動能力調査報告書」⁶⁾⁷⁾⁸⁾によると、我が国の青少年の体力は、1980年以降、右肩下がりに低下している³⁾¹⁰⁾¹⁵⁾。山田¹⁵⁾は、このような青少年の体力低下の要因として、科学技術の進歩による社会的環境の変化、食生活や遊び内容に関する家庭での生活様式の変化、学校環境の変化といった、運動不足を引き起こす環境的要因を取り上げている。さらに、受験勉強も無視することのできない要因の1つであると述べている。

一般的に、運動不足は、体力の低下を引き起こすばかりでなく、身体面では、心臓病、脳卒中、あるいは高血圧などにみられる呼吸循環器系や血管系の老化現象の加速化、腰部の諸関節を正しい位置に保持するのに必要な腰椎周辺部の筋力低下に起因する腰痛症の増加、さらに、精神面では、精神不安やノイローゼなどの精神疾患の急増を引き起こす1つの健康阻害要因として取り上げられ、青少年の運動不足によるこのような弊害も懸念されている²⁾¹¹⁾。

我が国における大学生の形態及び体力測定値の推移に関する報告は、数多くみられ、学生の体力低下の現状が明らかにされている。そして、各大学における体育教育のあり方についての見直しが図られている¹⁾⁹⁾¹²⁾¹³⁾。

滋賀大学経済学部では、毎年、新入生に対

して、文部科学省スポーツ・青少年局に基づく形態および体力・運動能力測定を実施しているが、本学部学生の体力・運動能力に関する報告は、1972年に三神⁵⁾が学生の年齢別評価を行ってはいらぬものの、それ以降、本学部学生の体力水準を明らかにしたものは見当たらない。しかし、本学部学生の形態および体力・運動能力の測定結果を継続的に検討することは、学生の体力水準の現状を把握できるだけでなく、学生の健康状態や体力に則した本学部独自の質の高い体育授業を、学生に提供できるものと考えられる。

そこで、本研究では、平成14年度と平成15年度における滋賀大学経済学部新入生の体力・運動能力測定値を「平成13年度体力・運動能力調査報告書」⁶⁾に示された、同年代の全国平均の年次推移と比較することにより、本学部学生の体力水準の現状を明らかにするとともに、よりよい体育授業や学生の大学生活のあり方を検討し、本学体育における指導の際の基礎的資料を得ることを目的とした。

方 法

1 測定対象者

平成14年度については、平成14年度滋賀大学経済学部入学者545名（男子394名、女子151名）を対象とした。このうち、測定の出席者数は、在籍学生数の約97%にあたる530

名(男子380名,女子150名)であった。また,平成15年度については,平成15年度同学部入学者515名(男子347名,女子168名)と夜間主のスポーツ科学(選択科目)を履修している同年度入学者28名(男子22名,女子6名)を対象とした。このうち,測定の出席者数は,約98%にあたる533名(男子363名,女子170名)であった。

2 測定期間

2002年および2003年の6月において,体育の授業時間内に形態および体力・運動能力測定を実施した。

3 測定項目

形態測定では(1)身長(2)体重の2項目,体力・運動能力測定では(1)握力(2)上体起こし(3)長座体前屈(4)反復横とび(5)持久走(男子1500m,女子1000m),(6)50m走(7)立ち幅とび(8)ハンドボール投げの8項目とし,計10項目の測定を実施した。

体力・運動能力測定については,平成10年度に改訂された新体力テストの実施要項⁸⁾に基づいて行った。

4 統計処理

平成14年度と平成15年度における本学部学生のデータに関する統計的有意差の検定には,対応のあるt検定を用い,有意水準を5%以下とした。

結果および考察

1 形態測定について

身長

図1は,身長の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の身長は $172.6 \pm 5.67\text{cm}$,女子学生では $158.9 \pm 5.18\text{cm}$,平成15年度男子学生では $171.4 \pm 5.45\text{cm}$,女子学生では $158.9 \pm 5.14\text{cm}$ であった。男子学生の平成14年度と15年度の身長を比較すると,平成14年度の方が有意に大きかった($p < 0.01$)。

身長の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると,本学部の男子学生は,近年の全国平均よりもわずかに高値を示した。女子学生においては,近年の全国平均とほぼ同様の値を示した。

身長は,身体の長育の指標である。男子における身長の全国平均の年次推移をみると,年々増加傾向を示し,本学部男子学生は,近年の全国平均の年次推移よりも高値を示していた。このことは,本学部男子学生は,長軸方向への大型化を示しているといえる。

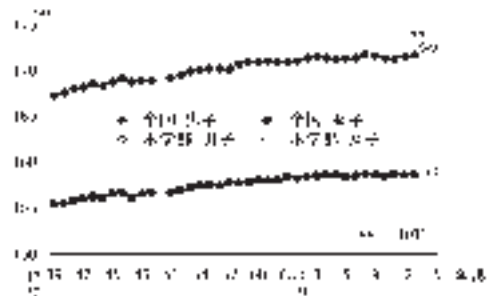


図1 身長の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

体重

図2は,体重の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の体重は $62.8 \pm 8.78\text{kg}$,女子学

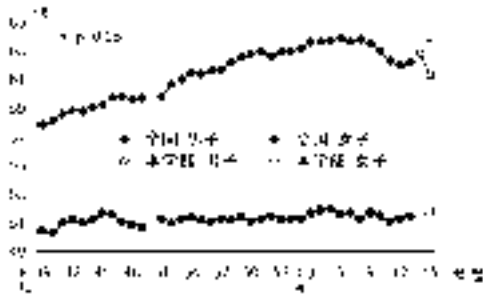


図2 体重の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

生では $51.9 \pm 8.10\text{kg}$ ，平成15年度男子学生では $61.4 \pm 8.50\text{kg}$ ，女子学生では $51.5 \pm 7.53\text{kg}$ であった。男子学生の平成14年度と15年度の体重を比較すると，平成14年度の方が有意に大きかった ($p < 0.05$)。

体重の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると，本学部の平成14年度男子学生は，平成10年度の全国平均 (63.0kg) とほぼ同様の値を示したが，平成15年度においては，全国平均の年次推移よりも低値を示した。女子学生においては，近年の全国平均とほぼ同様の値を示した。

体重は，身体の量育の指標であり，身長とともに身体の発育を総括する指標である。また，体重は，後天的な影響を受けやすく，栄養摂取状況等によって変化するため，健康状態を把握する指標の1つとして，重要視されている¹⁴⁾。男子における体重の全国平均の年次推移をみると，平成6年度 (63.9kg) を境に体重は減少傾向を示し，本学部男子学生は，近年の全国平均の年次推移よりも低値を示していた。このような本学部男子学生の体重の減少は，高校までの家庭による規則正しい食生活から，独り暮らしによる不規則な食生活への変容等が大きく影響しているものと推測される。また，三神⁵⁾は，本学部学生の形態は細身型傾向にあることを報告しているが，本研究の男子学生においても，同様の

結果を示した。

これらのことから，本学部男子学生の形態は，長軸方向への伸びは欧米化し，細身の体型にあり，女子学生では，全国平均とほぼ同様の形態であるといえよう。

2 体力・運動能力測定について

握力

図3は，握力の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の握力は $42.4 \pm 5.77\text{kg}$ ，女子学生では $26.1 \pm 4.07\text{kg}$ ，平成15年度男子学生では $42.4 \pm 6.00\text{kg}$ ，女子学生では $27.1 \pm 3.70\text{kg}$ であった。女子学生の平成14年度と15年度の握力を比較すると，平成15年度の方が有意に大きかった ($p < 0.05$)。

握力の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると，男女ともに，本学部学生の方が低値を示した。

握力は，背筋力や脚筋力等，他の筋力の測定値と比較的相関が高いため，全身の筋力の指標として用いられている¹⁴⁾。握力の全国平均の年次推移をみると，男女ともに，年々，低下傾向を示し，本学部学生の握力は，男女ともに，全国平均の年次推移と比較してもさらに低値を示していた。そして，本学部男女学生が示した握力の平均値は，「平成13年度

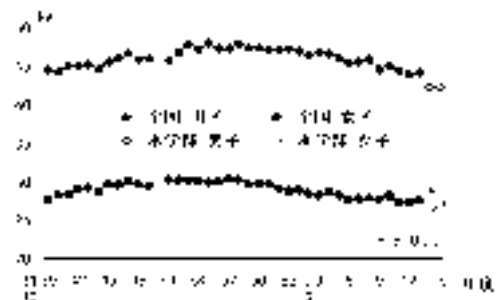


図3 握力の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

体力・運動能力調査報告書」⁶⁾によると、55～59歳の全国平均（男性44.52kg，女性26.9kg）に相当するものであった。

これらのことから、本学部学生の筋力はかなり低下していることは明白であり、筋力の回復及び向上に努めることは早急な課題といえよう。

上体起こし

図4は、上体起こしの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の上体起こしは28.0±5.51回，女子学生では19.4±4.85回，平成15年度男子学生では28.9±5.39回，女子学生では20.5±5.10回であった。男子学生の平成14年度と15年度の上体起こしを比較すると，平成15年度の方が有意に大きかった（ $p < 0.05$ ）。

上体起こしの全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると，男女ともに，本学部学生の方がわずかに高値を示した。

上体起こしは，主として筋持久力の指標であり，新体力テストの導入による新たな測定項目である。筋持久力は，男子では17歳頃（平成13年度平均29.0回）に，女子では14歳頃（平成13年度平均20.6回）にピークに達し，数年間，維持した後，低下を示すといわれている⁶⁾。本学部学生の上体起こしは，男女ともに，全国平均の年次推移よりもわずかに

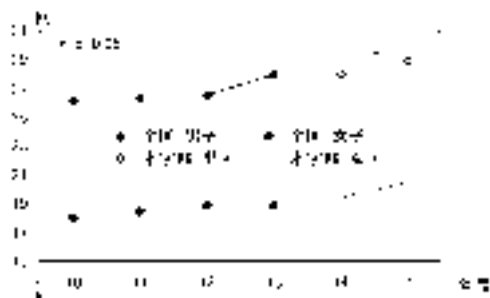


図4 上体起こしの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

高値を示し，ピーク値とほぼ同様の値を示していることから，本学部学生において，筋の持久的能力は，維持されているといえよう。

長座体前屈

図5は，長座体前屈の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の長座体前屈は47.0±9.97cm，女子学生では45.3±8.85cm，平成15年度男子学生では48.4±8.88cm，女子学生では46.4±8.31cmであった。本学部学生の平成14年度と15年度の長座体前屈を比較すると，男女ともに，有意差はみられなかった。

長座体前屈の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると，男女ともに，本学部学生の方がわずかに高値の傾向を示した。長座体前屈は，柔軟性の指標であり，新体力テストの導入による新たな測定項目である。柔軟性は，男女ともに17歳（平成13年度男子平均48.8cm，女子平均46.7cm）でピークに達し，その後，緩やかな低下傾向を示すといわれている⁶⁾。本学部学生の長座体前屈は，男女ともに，全国平均の年次推移よりもわずかに高値の傾向を示し，ピーク値とほぼ同様の値を示していることから，本学部学生において，身体の柔軟性は，維持されているといえよう。

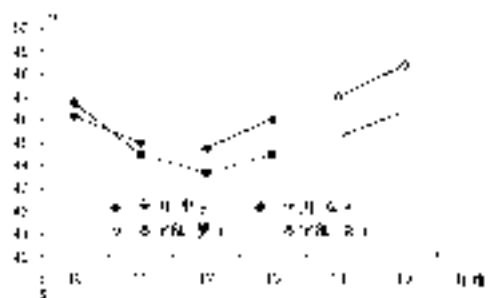


図5 長座体前屈の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

反復横とび

図6は、反復横とびの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の反復横とびは 51.9 ± 7.28 回、女子学生では 44.1 ± 5.33 回、平成15年度男子学生では 55.8 ± 6.94 回、女子学生では 45.9 ± 5.94 回であった。男子および女子学生の平成14年度と15年度の反復横とびを比較すると、男女ともに、平成15年度の方が有意に大きかった ($p < 0.001$)。

反復横とびにおける平成10年度以降の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると、男女ともに、ほぼ同様の値を示した。

反復横とびは、身体を左右に素早く移動する全身の敏捷性能力の指標である。反復横とびの全国平均の年次推移をみると、平成10年度から新体力テストの導入により、反復する幅が従来の120cmから100cmに短縮されたため、図からも明らかなように、10年度を境に、わずかに増加傾向にある。しかし、本学部学生は、男女ともに、近年の全国平均の年次推移とほぼ同様の値を示していたことから、本学部学生の敏捷性能力は、維持されているといえよう。



図6 反復横飛びの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

持久走

図7は、持久走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の持久走は 393.4 ± 52.22 秒、

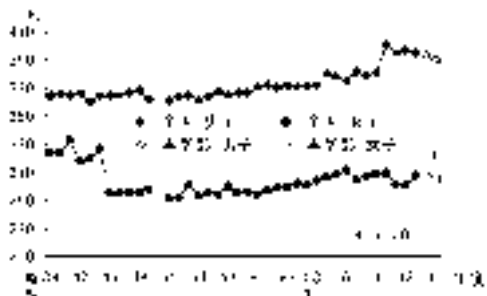


図7 持久走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

女子学生では 312.5 ± 28.25 秒、平成15年度男子学生では 390.0 ± 46.67 秒、女子学生では 305.0 ± 30.66 秒であった。女子学生の平成14年度と15年度の持久走を比較すると、平成15年度の方が有意に速かった ($p < 0.05$)。

持久走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると、男子学生では平成9年度以降の、女子学生では平成6年度以降の全国平均とほぼ同様の値を示した。

持久走は、全身持久的能力の指標である。持久走の全国平均の年次推移をみると、男子においては、平成9年度以降、急激な低下を示し、本学部男子学生においても同様の傾向を示している。一方、女子においては、昭和45年以降、緩やかな低下を示し、本学部女子学生においても同様の傾向を示している。このことから、本学部学生の持久的能力は、全国平均同様に、低下傾向にあるといえよう。

50m走

図8は、50m走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の50m走は 7.32 ± 0.48 秒、女子学生では 8.90 ± 0.61 秒、平成15年度男子学生では 7.26 ± 0.58 秒、女子学生では 8.88 ± 0.56 秒であった。本学部学生の平成14年度と15年度の50m走を比較すると、男女ともに、有意差はみられなかった。

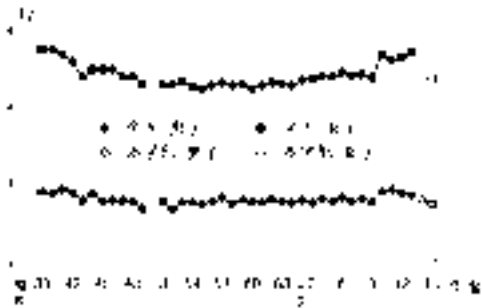


図8 50m走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

50m走の全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると、男女ともに、近年の全国平均の年次推移よりもわずかに高値を示した。

50m走は全身の筋パワーと走能力の指標である。50m走の全国平均の年次推移をみると、男女ともに、平成10年度以降、記録は低下傾向にあるが、本学部学生の50m走は、男女ともに、近年の全国平均の年次推移と比較しても高値を示している。このことから、本学部学生の全身の筋パワーや走能力は比較的、維持されているといえよう。

立ち幅とび

図9は、立ち幅とびの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生の立ち幅とびは223.2±18.73cm、女子学生では160.9±17.72cm、平成

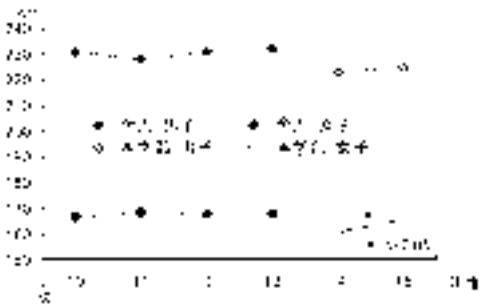


図9 立ち幅とびの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

15年度男子学生では224.9±20.07cm、女子学生では165.8±16.74cmであった。女子学生の平成14年度と15年度の立ち幅とびを比較すると、平成15年度の方が有意に大きかった (p < 0.05)。

立ち幅とびの全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると、男女ともに、本学部学生の方が低値を示した。

立ち幅とびは、下肢の筋パワーと跳能力の指標であり、新体力テストの導入による新たな測定項目である。本学部学生の立ち幅とびは、男女ともに、全国平均の年次推移と比較して、低値を示していることから、下肢の筋パワーや跳能力はかなり低下傾向にあるといえよう。

ハンドボール投げ

図10は、ハンドボール投げの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値を示したものである。平成14年度男子学生のハンドボール投げは27.9±5.27m、女子学生では13.8±3.64m、平成15年度男子学生では26.2±5.74m、女子学生では14.0±3.21mであった。男子学生の平成14年度と15年度のハンドボール投げを比較すると、平成14年度の方が有意に大きかった (p < 0.001)。

ハンドボール投げの全国平均の年次推移と本学部学生の平均を比較すると、平成14年度

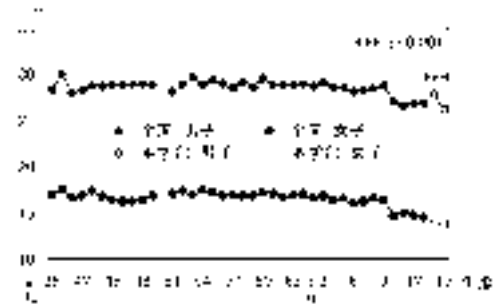


図10 ハンドボール投げの全国平均の年次推移と本学部学生の平均値

男子学生は、平成10年度の全国平均(27.4cm)とほぼ同様の値を示し、平成15年度男子学生および女子学生においては、平成10年度以降の全国平均よりも、わずかに低値を示した。

ハンドボール投げは、主として上肢の筋パワーと投能力の指標である。ハンドボール投げの全国平均の年次推移をみると、男女ともに、平成10年度以降、記録は低下傾向を示し、本学部学生のハンドボール投げは、全国平均の年次推移と比較してもさらに低値を示している。このことから、本学部学生の上肢の筋パワーや投能力は低下しているといえよう。

本学部学生において、全身の筋パワーに低下はみられないが、上肢や下肢の筋パワーに低下傾向が認められた。このことは、学生の身体が、非常にアンバランスな状態にあることが考えられる。また、握力の結果をみると、本学部学生の筋力は、かなりの低下を示していたことから、本学部学生の筋パワーの低下は、筋力の低下が1つの要因として考えられよう。さらに、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げは、走・跳・投の基礎的運動能力の指標であり、本学部学生において、走能力を除く基礎的運動能力の低下が認められた。基礎的運動能力は、神経-筋のコーディネーション能力が要求され、これらの能力は、神経系が最も発達する幼少期や児童期に身につけておかなければならない。道上ら⁴⁾は、本学部学生の過去の運動経験は必ずしも積極的ではなく、基礎的運動能力を身につけていると感じている学生が少ないことを報告している。このことは、本学部学生の基礎的運動能力の低下を直接的に示唆するものといえる。体育授業のみならず、課外活動の場を通して、基礎的運動能力を身につけることは、様々なスポーツを楽しむ能力の基礎を身につけるだけでなく、日常生活の中で生じる事故を未然に防ぐ上でも重要といえる。

これらのことから、本学部学生において、

筋力の向上とともに筋パワーおよび神経-筋のコーディネーション能力を向上させるための指導内容を考案する必要があるといえよう。

まとめ

本研究では、本学部新入生の2年間分の体力・運動能力測定値を全国平均の年次推移と比較・検討し、本学部学生の体力水準を把握するとともに、体育授業における指導の際の基礎的資料を得ることを目的とした。以下のような結果が得られた。

- 1) 本学部学生の身長は、男女ともに、全国平均の年次推移と同様の増加傾向を示し、特に男子学生において、長軸方向への大型化の傾向を示した。
- 2) 本学部学生の体重は、男子学生では、平成6年度以降の全国平均の年次推移と同様の減少傾向を示し、スリム化の傾向を、女子学生では全国平均の年次推移とほぼ同様の傾向を示した。
- 3) 本学部学生の筋力および上肢と下肢の筋パワーは、男女ともに、全国平均の年次推移よりも低値を示した。
- 4) 本学部学生の全身持久的能力は、男女ともに、近年の全国平均の年次推移とほぼ同様の低下傾向にあった。
- 5) 本学部学生の柔軟性、筋持久力、敏捷性および全身パワーは、男女ともに、全国平均の年次推移とほぼ同様の値、もしくはわずかな高値を示した。

これらのことから、本学部学生の体力・運動能力の現状は、アンバランスな状態にあり、新入生の体育授業においては、筋力および上肢や下肢の筋パワーと全身持久的能力の向上を目的としたトレーニング、および基礎的運動能力の向上を目的とした指導内容を提供することが急務であると考えられる。具体的には、体力・健康・運動の連関と必要性を、身

体活動を通して実践・認識させるとともに、現在、体育授業で取り組んでいる器具を用いた筋力トレーニングを継続して行うこと、全身持久的能力の獲得のために、楽しみながら継続して行える、ウォーキングやジョギング等の指導、基礎的運動能力を身につけるために、各種スポーツの機会の提供と基本的技術や運動能力の獲得に焦点をあてた指導内容を作成することが重要であると考えられる。

本研究では、平成14年度、15年度滋賀大学経済学部新入生における2年間分の形態および体力・運動能力測定値を検討してきたが、より詳細に、本学部学生の体力水準を把握し、よりよい体育授業を提供していくためにも、今後、これらの測定値を継続して蓄積し、検討していくことが重要になるといえる。また、形態および体力・運動能力の測定結果は、学生の日常生活のあり方が大きく反映すると考えられることから、本学部学生の食生活や日常生活についての調査もまた、今後、同時に行っていく必要がある。

謝 辞

本研究は、平成15年度財陵水学術後援会からの研究助成を受けて行われたものである。ここに深く感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 八田秀雄(2002)「東京大学入学生の体力低下」『大学体育』74, 104-106.
- 2) 池上晴夫『運動生理学』朝倉書店, 1992.
- 3) 井上千枝子, 青山昌二(2002)「短大生の体力診断テスト分析からみた体力下降の実態」『大学体育』74, 107-111.
- 4) 道上静香, 宮本孝, 三神憲一(2002)「滋賀大学経済学部新入生の運動生活に関する研究」『滋賀大学経済学部研究年報』9, 89-99.
- 5) 三神憲一(1972)「年令別にみた本学部学生の体力、運動能力の現状と関連性について」『彦根論叢』28, 48-65.
- 6) 文部科学省スポーツ・青少年局編『平成13年度体力・運動能力調査報告書』, 2002.
- 7) 文部省体育局編『平成9年度体力・運動能力調査報告書』, 1998.
- 8) 文部省体育局編『平成10年度体力・運動能力調査報告書』, 1999.
- 9) 新名謙二(2002)「体力の縮小再生産への恐れ - お茶の水女子大学における10年間のデータより - 」『大学体育』74, 92-103.
- 10) 西嶋尚彦(2001)「青少年の体力低下要因とその対策 - 文部科学省スポーツテスト結果の推移から - 」, 『日本体育学会第52回大会号』, 126.
- 11) 小野三嗣『健康・体力づくり入門』大修館書店, 1982.
- 12) 進藤正雄(2003)「筑波大学正課体育受講者の体力・運動能力推定値の推移について」『大学体育研究』25, 39-47.
- 13) 社団法人全国大学体育連合研究部編『平成14年度体力測定結果調査報告書(国公立大学, 私立大学・短期大学) = 第12号 =』全国大学体育連合, 2003.
- 14) 東京都立大学体力標準値研究会編『新・日本人の体力標準値 2000』不昧堂出版, 2000.
- 15) 山田 茂(2002)「大学生の体力の現状と課題」『大学体育』74, 90-91.

文明社会論の展望：序論

柴山桂太

はじめに

われわれがこれから探究しようとするのは、社会をある特定の仕方です捉える理論についてである。それは現代の社会理論において明示的には体系化されていないが、しかし過去の社会理論の歴史の中で繰り返し論じられてきた。したがってその探究は、もっぱら思想と思想史の関心によって導かれることになるだろう。経済学の平面で、政治学の平面で、社会学の平面で、また哲学の平面で個別に論じられてきたものを、別の一つの平面へと移し替えることが、ここでの課題である。

本稿の課題は、「文明社会論」の検討である。文明社会論は、今日の社会理論が半ば忘却した分析枠組である。だが思想史の水脈の中に脈々と受け継がれてきた主題である。その出発点は、18世紀の啓蒙主義の中にみることができよう。われわれが目にするのは主にイギリスの「保守的啓蒙」(ポーコック)であるが、文明社会論は、ヒュームやスミス、バークらに始まる18世紀イギリスの社会思想の中で固有の仕方です設定され、展開されたものである。

文明社会論とは、商業社会の勃興や政治制度の発達、また習俗や作法の洗練など、生活の物心両面でのトータルな上昇を「未開状態」から「文明状態」への移行として捉えるアプローチであった。もちろん、後の批判者たちが言うように、啓蒙主義に特有の社会の進歩に対する楽観と期待がなかったわけではない。だがここでの「文明状態」が、衰亡への

虞れと共に語られるものでもあったことにも目を向けるべきだろう。文明の理念は、現実の制度を批判的に思考する足場でもあった。言い換えると、文明に注目する社会理論は、社会批評の土台でもあった。

社会批評を内包した文明社会論が華々しく論じられたのは、18世紀の黎明期よりも、20世紀の前半においてであった。この未曾有の転換期にあって文明社会論は、それ以前の思想伝統を継承しながらも、独自の展開を遂げたと考えることができる。しかし20世紀における文明社会論の展開は、いまだはっきりとした形では整理されていない。この時代の政治・経済・社会・文化の各方面で起こった思想の転換を、主としてイギリスの思想伝統を参照しながら、個別の局面から捉えるのではなく「文明論」の平面から捉えることが、われわれの主な関心である。

その序論をなす本稿は、この文明社会論という社会理論の一視角を、今日の社会理論に対する独自の貢献を果たしうるものとして対象化し、その主題と方法について概括的な検討を試みるものである。その際、扱う思想家をなるべく広く取って、この理論が持つ思想的な方位 - 社会集団に内在的に作用する、長期的で、かつ複数の力を「一般的に」記述し分析する方法の独自性 - をスケッチしてみたい。ここにはおそらく、今日の社会理論の多くが暗黙に前提としている「近代化論」とは色合いの異なる、もう一つの社会変動論が存在する。

以上の問題意識は、近年の思想史研究の成

果に強く示唆されたものであることをはじめに断っておきたい。とりわけこれまで「スコットランド歴史学派」と呼ばれてきた18世紀の啓蒙主義者たちが共有した問題関心を、文明社会の包括的な探究として定式化できるとする研究は数多くなされている¹。18世紀の商業社会の発展を背景とした「文明社会論」は、イングランドやフランスの啓蒙主義の流れと相互に影響を与え合いながら独自の形成を遂げたとされる。それらの研究の中で、この文明社会論には、後に通俗化することになる近代社会論（市民社会論、資本主義論、等々）とは異なった社会把握の主題と方法が伏在していることが明らかにされ始めている²。

こうした思想史の領域での問題提起を引き継いでいけば、文明社会の探究は決して18世紀にのみとどまるものではないのであって、19世紀においてもロマン派やあるいはJ.S.ミルのような思想家たちにも受け継がれていると見なすことができる。そして、その線は20世紀の思想家 - その中には、J.M.ケインズも含まれる - にまで引き延ばすことができるであろう。

1 さしあたり以下のものを参照せよ。佐々木武、「スコットランド学派」における「文明社会論の構成1）～(4)」、『国家学会雑誌』八五巻七・八号～八六巻一・二号、ホント・イグナティエフ編、水田洋・杉山忠平監訳『富と徳 スコットランド啓蒙における経済学の形成』、未来社、1990年。田中秀夫、『文明社会と公共精神』、昭和堂、1996年。

2 坂本達哉は、ヒュームをはじめとした十八世紀の思想家が「市民社会 civil society」ではなく「文明社会 civilized society」を用いた事に注意を促している。このことは、わが国での「市民社会」論がもつ偏向（私有財産、法の支配、自由と平等）を糺す上で重要だ。「十八世紀の「文明社会」は、階級的・身分的格差を含む階層社会として肯定的に理解されており、権利としての自由と平等を重視することはあっても、事実としてのそれを問題にはしなかった。」（坂本達哉、『ヒュームの文明社会』、創文社、1995年、372-3頁。）

文明社会論は、18世紀の啓蒙主義を起源として、その後の思想史に脈々と受け継がれてきた。近年の思想史研究が提示するこの仮説は、主として20世紀の文明社会論を検討しようとするわれわれの問題意識にとっても示唆的だ。起点に置かれるべきはD・ヒュームの思想である。一般的に古典的な思想家の読解は、解釈者が設定する主題に応じて多様な展開を見せるものであるが、本稿の課題はヒュームを習慣や慣習、作法など、広い意味での文化・文明を構成する諸力を独自のパースペクティブのもとに考察した思想家として捉えることにある。ヒュームの思想は社会の発展を、まさに文明社会論と呼びうる観点から体系的に記述するものとして再構成しうるはずであり、古典に閉じこめ得ない優れた現代性を持つ。われわれは何度も、ヒュームに立ち戻ることになるだろう。

・文明社会論の主題

本論で用いられる「文明」や「文明化」といった言葉が何を意味しているのかについて、あらかじめ説明しておきたい。「文明」は今日の社会理論の厳密な語法にはそぐわない曖昧な概念として退けられつつあるが、他方で日常的な言語ではきわめて頻繁に用いられるものである。例えば古代ギリシャ文明や地中海文明といった形で、ある特定の地域の長期的な歴史を指すものとして用いられる。また近年ハンチントンの「文明の衝突」が大きな反響を呼んでいるが、ここで用いられる文明は「複数形の文明」であり、主として言語と宗教の違いによって区分される地域の歴史的で文化的なもののことである³。

これら日常的な用法では、文明はある時代、またはある地域の文化の「状態」を弁別する標徴が指し示されているように思われる。ここで文明は、ある特定の地理的空間の中で育

まれた文化、経済、社会、精神の、すでに成立している全体的なありよう⁴を指す。これに対して本稿が目指すのは、諸文明の「状態」ではなく、「過程」である。文明は、いわゆる「文明論」として高所から眺めた場合には、それぞれ弁別される特殊性を持つものであるが、その中で生活する人間にとって特殊性はきわめて「自然」である。これに対して「文明社会論」の分析枠組が目指すのは、そうした「自然」の中で生じる人間の経済的・文化的活動の連続と革新の過程である。強いて、比喩用いるなら、「文明論」が文明を集会的な人格として扱い、その特徴を比較の中から明らかにしようとするのに対して、「文明社会論」は集合的な人格の生成と発展とを、その中で働く意識的かつ無意識的な作用の働きを分析することを通じて明らかにしようとする。言い換えると「文明社会論」は、ある社会が過去からの連続の中で変化していく動的な側面を過程の内在的な分析枠組として一般化されうるのであり、そこで「文明／文明化」は、社会の経済的・社会的にさまざま

まな仕組みが形成され、また当の社会にとって（基本的には）望ましい方向で変化していく過程を指すものとして用いられる⁵。

こうした動態の過程を分析するにあたっては、当然ながらさまざまな要因を取り扱うことが求められるであろう。ここで経済は、主要な要因であるのは間違いのないとしても、それはあくまでも数ある要因の一つであって、たとえば、古代ギリシャや古代ローマの高度な文明的達成が、単に経済の要因のみで説明されることがないのと同様である。文明の生成と発展は、経済を含めたさまざまな政治・社会・文化に見られる諸力との合成と分離によって説明される⁶。

ところで、こうした社会の動態を記述する枠組としては「近代化」を用いるのが通常のやり方である。だが「近代化」が、あくまでも「近代」という時代に特徴的な社会の変化を記述する説明体系であるのに対して、われわれがここで言う「文明化」は必ずしもそうした時代の限定を持たない。「文明化」はど

3 サミュエル・ハンチントン、鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年、52-64頁。ブローデルは、西洋において文明という語が単数形から複数形へと移行したのは1819年頃だとしている。フェルナン・ブローデル、松本雅弘訳『文明の文法』、みすず書房、1995年、35頁。ハンチントンが文明の「衝突」と表現するものを、ブローデルはより周到に文明の「選択」と表現しているのが興味深い。文明は隣接する文明と共存しているが、そこに働くのは受容と拒否の、時に平和的で時に暴力的な「選択」なのである。

4 ブローデルはレヴィ＝ストロースの概念を借用しつつ、それを「構造」と呼んでいる。前掲書58-59頁。構造とは、さまざまな出来事や人間活動の背後にある、「意識的であると同時に無意識的な、壮大な恒久性あるいは半恒久性」であり、長期的な持続の中で見いだせる思考様式である。また経済という視点から見た場合には、それは「日常性の構造」と呼ばれ、経済生活のもっとも長期的で持続的な層を形成するものと位置づけられる。ブローデル、金塚貞文訳、『歴史入門』太田出版、1995年。

5 この点、福沢諭吉による以下の定義は、われわれが考える文明についての明確な定義となっている。福沢は、「制度と云い文学と云い、商売と云い工業と云い、戦争と云い政法と云う」も、それらは文明という「劇場」にあっての「役者」、「海」にあっての「河」に過ぎないとし、文明を次のように定義する。「文明とは人の安楽と品位の進歩を云うなり。又この人の安楽と品位とを得せしむるものは人の智徳なるが故に、文明とは結局、人の智徳の進歩と云いて可なり」。福沢諭吉『文明論之概略』慶応義塾大学出版会、2002年、57-62頁。

6 ホワイトヘッドは文明の興亡を、四つの視点から説明しようとする。すなわち、「人口」「宗教」「商業」「技術」である。これら四つは、相互に関係しつつ文明の推進力となる。また社会がより文明的な社会へと向かうためには、ある種の超越的な「理想」、人々の物質的必要を満たす「経済」、および社会集団の階層を調停する「政治」、そして暴力によるのではない形で人間交際を整序する「説得」への信頼、が必要であるとされる。ホワイトヘッド、山本誠作、菱木政晴訳『觀念の冒険』松籟社、1982年、101頁、106頁。

の時代においても、またどの地域においても生じうるプロセスであり、必ずしも「近代」社会にのみ固有の社会の働きと考える必要はない。それは古代ギリシャ社会でも進行したし、古代ローマでも進行した。また「近代化」が時にヨーロッパという地域の経験を範型化し、またその進歩を単一化して捉えてしまう傾向があるのに対して、「文明化」は、すくなくとも理念的には、どの地域においても生じうる過程であると考えることができる⁷。したがって「文明化」は、ある地理的・時代的な限定の中で働く社会発展を分析するための枠組であると捉えておきたい⁸。

こうしたものとしての文明社会論は、先にも述べたように18世紀の「保守的啓蒙」の中で萌芽的な形で現れたと考えることができる。商業社会が姿を現したとはいえ、その発展の速度は20世紀などよりも遙かに緩慢であったこの時代、思想家の主題となったのは、自らが享受する文明的な生活が、いったいどのような要因によって成り立っているのか、にあった。だがそれ以上に注目すべきは、その考察にあたって頻繁に古代ギリシャや古代ローマが引き合いに出されたという点であり、それは歴史学的関心によってではなく、古代の文明の発展と衰退を参照しつつ現代の発展と衰退を説明するという現実的で理論的な関

心によってであった。そのことは「古代 - 近代論争」がさまざまになされたことや、またローマはなぜ衰退したのかについてのモンテスキューやギボンたちの著作などによく現れている。近年の思想史研究が明らかにしているように、18世紀の文明社会論の大きな課題は、商業社会の発展や統治機構の整備を、それ以前の社会とは質的に異なったものとして捉えるのではなく、それ以前の社会が辿った過程との同一と差異によって捉えることにあった。つまり文明社会論は、過去を通して現在を、現在を通して過去を捉えるという近世以来の歴史記述 (historiography) のスタイルの中で形成されたものであり、そこで「文明化」は社会発展の単一的で不可逆なプロセスではなく、かつてのローマ帝国がそうであったように、繁栄と衰退とを繰り返し、経済的・政治的な諸力のバランスの如何によっては崩壊するプロセスとして捉えられていたのである。彼らの関心は、いつ崩れるとも知れない商業社会を維持する諸力の分析にあった。

以上はごく大雑把な説明ではあるが、ここから「文明社会」論に固有の主題と方法について、まず次のことを確認しておきたい：文明社会論は、社会の発展を一方向に進む不可逆な「離陸」(ロストウ) 過程として分析するのではなく、物質生活と精神生活の両面で進行し、繁栄と衰退とをもたらず多様な諸力の合成過程として分析するものである。以下では、ヒュームやスミスに注目しながら、彼らが文明の推進力として見たものが何であったのか、概観してみたい。

- 1 . 商業、産業、および技芸への注目

文明社会の推進力としてヒュームやスミスがまず重視したのが「商業」の発展である。ここで「商業」とは、商人を担い手とした取

7 福沢諭吉が述べているように、文明化は日本においても存在したと考えることができよう。福沢、前掲書、第九章を参照。その際、福沢は日本においては人間交際における権力の偏重が社会の結合を弱めており、それが文明の発展を阻害していると述べている。

8 いわゆる「未開社会」と呼ばれる人類学が対象とする地域においても、それが固有の経済的・社会的仕組みを長期的に生成し、維持する限りは、文明社会論の枠組で議論されうるだろう。「未開社会」は前近代的な社会であるわけではなく、それ自体一つの社会であり、固有の結合形式(とりわけ婚姻形式)と象徴体系(とりわけ神話)、および長期におけるそれらのその洗練化の過程を持つものなのである。

引や交易を意味するだけではなく、職人や農民による技術や産業の発達を含む広義の生産・交換活動であるとして考えられている。産業の発達によって生活に必要な財貨が潤沢に生産され、そして都市と農村の、また外国との取引・交易の活発化によって広く社会に行き渡るようになる。文明社会とは、したがって何よりも「商業社会」であった。

もちろん、そうした経済生活の改善は、他のさまざまな面での生活の改善と連動している。技術の発達、すなわち生産方式の発明と改良は、例えば学問や知的交流の発展と切り離して考えることはできない。貿易の発達は、航海術の発達に伴うものだし、また貨幣を流通・管理する統治術の発達を伴わなければならない。ジャーナリズムを媒介する世論の発達は、人々の政治や道徳、趣味についての判断や嗜好を集合させ、相互に高めあうことになるであろう⁹。商業の発展は、社会全般が文明化されたことの結果であり、また原因でもある。

『国富論』に見られるスミスの経済理論は、まさにこうした彼の広範な文明社会への考察の中から生まれたものである。スミスにとって文明社会とは、人々が相互に無関係に生活する原始的社会ではなく、人々の関係が大規模に発達または組織化された社会である。従って文明化は、単に富裕の拡大として捉えられるのみならず、それに見合った法や統治の形態の進歩としても捉えられていた¹⁰。

スミスにとって商業社会は、自由と財産に

9 このことを例えばヒュームは次のように表現する。「天文学に無知な国民のもとで、あるいは倫理学を無視する国民のもとで、一卷きの羊毛服地が完成の域にまで仕上げられるなどということは、合理的に考える限り、期待すべくもない。時代精神は技芸 (arts) の全分野に対して作用する。」Hume, "Political Essays" (Cambridge, 1994), p.107. 小松茂夫訳、『市民の国について(上)』、岩波書店、34頁。

対する安全が保障され、富裕が社会の隅々まで行き渡る、いわゆる「自然的自由の体系」が実現している状態をさす。同時にそれは、法や統治機構の整備、平和を維持するに十分な軍備、農作物の安定的な生産とそれを基礎とした製造業の発達、海外交易の発達などの結果でもある。経済生活の改善が、政治生活や文化生活の改善を伴う。では、そうした生活全体の上昇は、スミスにおいてどのような視座の下に捉えられているのか。ここではスミスの「交換」論にのみ焦点を当てて考察してみたい。

スミスは産業の発展を、分業の進展の結果として捉えた上で、その主たる要因を人間の「取引し交易し、交換しようとする」性向 (propensity, ないしは力 power) に求めている¹¹。それは犬のような他の動物社会には見いだせない、人間社会の主要な特質であると述べ、とりわけ文明化した人間社会における特質であるとする。

10 『国富論』において頻繁に参照される四段階論 (狩猟 農業 製造業 商業) は、生産力の段階 (事物の自然な順序) を指すのみならず、所有への強い利益関心がどのように統制化されるかをめぐる統治形態の段階 (『法学講義』) でもあり、情念を統制化する道徳形態の段階でもあった (『道徳感情論』)。こうした視点に立つスミス解釈の代表的なものとして、ウィンチ、永井義雄他訳、『アダム・スミスの政治学』、ミネルヴァ書房、1989年。ホーコンセン、永井義雄他訳、『立法者の科学』、ミネルヴァ書房、2001年。

11 Adam Smith, "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations", (Liberty Fund, 1981), p.25. 水田洋監訳、『国富論(一)』、岩波書店、2000年、37頁。ここでスミスはこうした「性向」を自然的本能に基づくのみならず、「話したり考えたりする能力 reason and speech」の結果であると述べているが、それ以上の説明はない。前掲書の編者は、これを『法学原理』における「説得の原理」と関係づけている。人間交際において暴力によるよりも説得による手段が発展することと、暴力によるよりも交換という手段によって商業が発展することの間には分かちがたい結びつきがあるということなのだろう。

それを彼は次のように説明している。動物と同様、人も生活するためには多数の生活物資を必要としているが、それらを面識ある家族や友人たちだけの間で調達することは難しい。だが文明社会においては、必要を満たす作法が独自に発展している。「彼がそのときに必要とするものの大部分は、他の人々の必要が満たされるやり方 mannerと同様に、話し合いや、交換や、購買によって満たされる¹²。」交換の水路が社会の隅々まで張り巡らされ、またその作法が文明化されている結果として、人間は目の前の自らの事業にのみ関心を集中することができる。これが有名な「自愛心」の議論である。ここで注目すべきは、この「自愛心」が彼の体系で置かれている位置である。彼は、人々がそれぞれの職業において発揮する「自己愛」を、分業の発達や交易体系の深化によって社会の経済生活が高度に結合された、あくまでも結果として語っている。

われわれが関心を持つのは、まさにこうした論点、「自愛心」の発揮が「文明化」の原因ではなく結果として語られている点である。文明以前の状態を指すものとして、スミスは犬の比喻を持ち出す。犬は決して協調しないという点をスミスは力説する。犬もまた「目の前の獲物を追いかけ」、ときに協調する場合もあるが、あくまで一時的な協調であるにすぎない。犬には個体相互の結合、つまり社会がない。他方で、人間が自愛心、つまり

「目の前の獲物を追いかけ」ることが可能なのは、社会が存在するからに他ならない。人間は社会を作り出す。自らの関心を目の前の事業に集中させ、事業の改善へ自らを駆り立てること、すなわち自己利益の追求は、文明が社会を経済的に高度に結びつけることの、あくまでも結果なのである。

自己利益の追求が、全体利益を高めるという有名な「見えざる手」の議論は、したがって社会を見る二つ視点の違いとして理解したほうが良い。ここでは「交換」についての個別的な視点と一般的な視点が共存している。前者の個別的な視点に立てば、「交換」はそれぞれの人間の個別的な必要を満たすために行われる。パン屋はパンを売り、そのお金で他の財貨を購う。他方で「交換」を一般的な観点から眺めるなら、交換は取引の水路を社会の隅々まで行き渡らせ、市場を拡大する原動力となる。この視点に立てば「交換」の力は、分業を押し進めると共にそれらを結びつける文明の推進力としても理解されるのだ。文明社会論の観点からわれわれが関心を持つのは、この一般的な観点から見た交換の役割である。

この点は例えばヒュームにとって次のように説明される。少し長くなるが引用しよう。「人間がその欠点を補い、同じ他の生物と等しい程度にまで高め、他の生物に勝ることさえできるのは、ひとえに社会のおかげである。社会によって人間のあらゆる弱さは補われる。この状況にあってもいろいろな要求は一瞬ごとに人間の上に積み重ねられるが、しかし人間の能力は、未開で孤独な状態で可能であるよりも、あらゆる点で人間を満足させ、幸福にする。各個人が別々に、ただ自分のためだけに労働するときは、彼の力は小さすぎて何らかの著しい仕事を遂行するに足りない。彼の労働は彼のさまざまな必要の全てを補うために用いられるので、どの個別の技芸

12 *ibid*, p.27. 邦訳38頁(ただし訳を変更)

13 ここに見られる二つの観点は、単なる方法論の違いではない。とりわけ一般的観点は、社会が文明状態を保つための、すなわち社会がより道徳的で政治的でありうるために必要な自己認識でもある。社会が高次に結びつけられる、という認識を欠けば、分業の高度な専門化は、腐敗を招くことになり、また国家を軍事的にも弱体化させる。一般的観点は、したがって人々が常に持たなければならない道徳的・政治的観点でもあるのである。

も完全の域に達することができない。また彼の力と、その首尾はいつも等しくないで、どんな小さな失敗も、破滅と不幸とを不可避に伴わざるを得ないだろう。これら三つの不便を救済するのは社会である。すなわち力の結合 the conjunction of forceによって、われわれの力は増大する。分業によってわれわれの能力は増大する。相互援助によってわれわれが運命や偶然にさらされることは少なくなる。このように力と能力と安全が加わるため、社会は有益なものとなるのである。¹⁴」

文明化の過程は、まさに人々の力を結合する過程である。文明は社会全体の「力と能力と安全」を高めることによって個別の利益をも高める。文明社会論の主題は、まさにこうした一般的観点によって見いだされる「力の結合」が、どのように生じるのか、またどのように維持されるのか、そしてそれは人間のどのような本性のもとで基礎づけられるのか、であるだろう。そして商業は、文明社会の「力と能力と安全」の向上をもたらず数ある制度の中で、最重要のものであった。

スミスが「交換性向」と呼んだのは、まさに交換によって社会を結合させる人間の力能であった。この交換性向を、スミスは動物には見られないものとしている。しかしながらすべての人間社会に見いだされるものと考えていたようにも思われない。上の引用でヒュームが述べているように、未開で孤独な社会においては、交換の力はまだ不十分にしか見いだされないであろう。法による所有の安定と正義が確立し、会話による人間交際が発展

し、教育と統治が整備された文明社会においてこそ、人々を結びつけ必要を満たすのを助ける交換の力はいっそう強まるのである。従って交換性向は、動物と人間を区別するだけではなく、人間の文明化の過程で連続的に高まる能力として捉えるのが妥当であろう。

以上の考察から、われわれはスミスの経済認識の背後にある、文明社会論に固有の主題を読みとることが許されよう。彼にとって商業社会の本質は、単に生活の財貨をより多く生産し分配すること（富の増大と分配）にのみあるのではなく、商業の発達が人間相互の結びつきを向上させ、高める「力」を増大させる点にもあった。

- 2. 作法と習慣、および世論への注目

「力の結合」に注目する文明社会論の主題は、スミスにおいてよりもヒュームにおいてよりはっきりと表明されている。彼は商業を、まさに人々を結びつける作用を持つゆえに肯定した。

ヒューム以前の世論の主流は、古典的な共和主義の考えに基づくものであり、商業の発達は人心を腐敗させ国家の力を弱めると主張されていた。具体的に言えば、奢侈の気風の蔓延によって、生活習慣の健全さや古典的美徳とされる「武勇」の徳が払底されることが危惧されたのである。だがそれに対してヒュームは、『政治論集』の中で商業社会を積極

14 David Hume, "A Treatise of Human Nature", (Oxford, 1978), p. 485. 大槻春彦訳、『人性論（四）』、岩波書店、1951年、57頁（ただし訳は変更）。この引用に続けて、しかしそうした社会の結合は、人為によって考案され維持されなければならない、と言われ、正義の必要性が語られる。なお、ここで人為（artificial）は設計（designed）とは異なる概念である。

15 これをポーコックは「市民的ヒューマニズム」から「商業的ヒューマニズム」への転換と捉えている。この図式で注目されるのは、所有と市民的な徳を強調する財産概念から、交換と情念の文明化を強調する財産概念への転換であり、農本的基础から商業的基础への転換である。こうした「商業的ヒューマニズム」の観点からすれば、文明社会において人々が所有しているのは、目の前の事物ではなく、事物を交換する想像的な規則である。ポーコック、田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房、1993年、第六章を参照。

的に擁護し、奢侈をも容認した¹⁵。

その理由を彼は、次の三点から説明する。まず第一に、産業は人間の幸福にとってもっとも重要な要素である活力をもたらすものである。「産業活動と諸技芸が栄えている時代には、人々は絶えず仕事に従事し、その報酬として、労働の果実がもたらす快のみならず、仕事それ自体をも楽しむ。精神は新しい活力を獲得し、その力と能力を増大する。そして実直な産業活動に精勤することによって自然な欲望を満足させるだけでなく、安易と怠惰に養われた際に通常生じる不自然な欲望の成長をもさまたげる。¹⁶」無為もまた幸福の一要素であるが、あくまでも活動としての休息としてのみ意味を持つ二次的な要素に過ぎない。産業の発展は生活における活動と無為のバランスを正しく是正する。

第二に、豊かになることで産業だけではなく学芸が発展する。「活発に活動するようになると...活動するだけでなく思索も行い、身体の快だけでなく精神の快も求めるようになる。¹⁷」技芸の発達には、単に産業の発展をもたらすだけでなく、他方で精神生活の向上、学問の発展をももたらす。

第三に、それらの結果、人々はますます社交的(sociable)になる。学問が豊かになり、会話しようとする欲求が高まる結果、人々は「都市に密集してきて、知識を得たり交換したり、自分たちの機知や教養を、また会話や暮らし、衣服や家具の趣味を人に見せたくな

る¹⁸」からである。その結果、クラブや協会など社交団体がいたるところに形成されるようになり、人々の交際が栄え、特に男女の社交が洗練されるようになる。

これら三つ、すなわち「産業活動」と「知識」と「人間性」は相互に結びついて、奢侈の時代を特徴づける。言い換えれば、商業による交換の文明化は、人間交際の文明化を、したがって振る舞いや情念の文明化を伴うのである。

ヒュームにとって文明化とは、商業の発展を基礎とした、人間生活のあらゆる面での改善を意味した。そうした生活のあらゆる面を指して、ヒュームは(諸国民の)「作法と習慣 manners and customs」と述べている。坂本達哉が述べているように、ヒュームにとって社会の核心は「作法と習慣」にあり、文明化はその洗練の過程でもあった¹⁹。文明は単に物質生活の向上だけではなく、精神生活(文化生活)の向上を、つまり会話の増大、男女交際の洗練、趣味の洗練や気質の穏健化、名誉の気風などをもたらすとされたのである。

「習慣」への注目は、彼の経験論哲学の主要な論点でもあった。ところで、一般的にヒュームの「習慣」への注目は、彼の自然主義や懐疑主義と結びつけて解釈されるのが常である。それは、ヒュームの哲学が、思考を理性の働きとしてではなくむしろ内なる「自然」の働きとして捉えていたことに由来する。例

16 'Political Essays', p.106. 邦訳は『市民の国について(上)』, 33頁。ここで活力(action)が重視されているのは重要である。ヒュームは人間を社会的で活動的な存在と捉えていた。活動こそ、無為をうち破り、社会相互を結びつける人間のもっとも基本的な能力なのである。そしてそうした活力を結合するために必要な制度への考察が、彼の社会論や政治論の主題となるのである。

17 *ibid.*, p.107. 邦訳34頁。

18 *ibid.*, p.107. 邦訳35頁。

19 坂本達哉, 前掲書。ヒュームの文明社会を「作法と慣習」概念に見た上で、その形成過程をヒュームのヨーロッパ体験などから跡づけている。また坂本は別のところで、ロックからヒュームへの社会思想の転換を、「市民社会」から「文明社会」の転換として捉える興味深い議論を展開している。坂本達哉「市民社会から文明社会へ」(『自由と秩序の経済思想史』, 名古屋大学出版会, 2002年, 第一章。)

えばヒュームは因果推論におけるア・プリオリな必然性の存在を認めず、ただそれを観察の繰り返しをもたらず観念の恒常的连接とのみ位置づけている。後のカントを震撼させたことで有名なこの考えに従えば、繰り返される経験の観察から、ごく自然に形作られる観念と観念の結びつき、つまり習慣が科学の法則を作り出すとされるのであり、こうした点が自然主義と懐疑主義の哲学と呼ばれるゆえんであろう。

哲学史の文脈では、ヒュームのこの知識の不完全さの議論は、後のカント以降の哲学の中に引き継がれ、場合によっては乗り越えられたものと考えられている。だが、以上にみた文明社会論の観点からヒュームの哲学を見た場合、その評価は異なってこざるを得ないであろう。ヒュームの習慣論は、彼の文明社会論の基礎哲学として読まれうるのであり、それは知識の不完全性を証明するためのものではなく、むしろ知識の社会性を証明するためのものとして評価できるのだ²⁰。自然主義と懐疑主義は、肯定的なものに読み替えられる。

その詳細な検討は続稿に委ねることにしたい。ここで性急に結論だけを述べるなら、彼の理論における主役は、知識を有した個人ではなく、個人が有する知識の方にある、ということだ。彼が「人間本性」の見地から解明しようとするのは、知識が社会の文明化の中で人々に継承され、同時に革新されていくプロセスである。ここに彼の哲学から道徳・政治、あるいは宗教に至る各方面で展開された

議論に通底する、基本的な人間像と社会像を見ることができる。

彼のパースペクティブでは、人間は習慣の中に生まれ落ちる。知的習慣であれ、道徳的習慣であれ、あるいは政治的習慣であれ、人間はまずそのなかに生まれ落ち、順応し、その上でそれを革新していく存在として捉えられるのだ。例えば彼は、政体の継承と革新について次のように述べているが、ここで述べられていることは、他のさまざまな習慣と制度についても当てはまるものであろう。

「人間の社会は変転つねならぬものであり、いまこの世から去るものがあるかと思えば、この世に生まれてくる人もあるのだから、政府の安定を維持するためには、新しい世代が確立された政体に順応し、父祖たちがそのまた父祖の足跡を踏んでかれらの世代に足跡を残しておいてくれた道を、ほぼ忠実に辿っていくことが必要である。人間のつくった制度にはすべて、なんらかの革新（innovations）が必ず生じるに違いないのであり、時代の啓蒙的な天才がこれを理性と自由と正義へと方向付ける場合には、しあわせである。」

後に詳しく見るように、ヒュームの哲学に見られる固有な方法とは、主体をあらかじめ自明の実体として見なすのではなく、「非人称」（ドゥルーズ）に働く観念や情念を連合し、また反省的に組み替える能力、言い換えれば、「習慣」における「順応」と「革新」のプロセスに注目するものであった。ヒュームにとって自明であったのは、「主体の実在」ではなく、「習慣の働き」の方であったのである。

そうした習慣は社会的なものであり、また同時に文化的なものである。例えば彼は次のように述べている。「同一種類のすべての鳥は、あらゆる時代と国とを通じて同じように

20 またこのことは、ヒュームについてのみ当てはまるのではなく、ベーコン、ロック以来のイギリス経験論に特徴的な考え方であると見なすことができよう。例えばロックにおいても、知識論という枠内では厳密な明証性を持たない曖昧な領域（信念、同意、意見などの蓋然知）は、道徳論や政治論においては慎慮の働く領域として積極的に捉え直され、また意見や信念の社会的で共同的な性質が強調されていた。

21 *ibid.*, p.319. 『市民の国について（下）』141頁。

彼らの巢をつくる。このことの中にわれわれは本能の力をみる。人間は時代と場所が異なると、違ったように家を作る。ここに我々は、理性と習慣の影響を知覚するのである。²² 習慣は、本能とは区別された第二の「自然」である。人間が異なった文化をつくるのも、この第二の「自然」のなせる業である。

このことは、身だしなみや振る舞いといった「社交や会話上の気楽さを目当てとしたものであって、道徳と縁の深いものでもない」習慣、すなわち作法についても当てはまる。ヒュームは社会における会話や礼節について何度も言及し、それら「作法」という生活技巧の革新と洗練を文明化の本質と捉えている。「人間は一般的に自尊心が強く利己的で、ともすれば他人の上に立ちたがる傾向にある」が、人間交際（*conversation*, *intersourse of minds*）における作法は「相手をなによりも先に立てる」振る舞いの規則として、「ともすればその人が疑心暗鬼になって抱きがちな想念とは正反対の想念を努めて表明することにより、そのような疑念を生じてくるのを予防する」感情の規則として作用する²³。振る舞いや会話における「作法」は、文明国において洗練の道を辿り、同時に、政治社会の基礎となる「社会の結合」を高めると主張されるのだ。

こうした「社会の結合」というのが、ヒューム文明論における核心をなす。道徳論において正義や誠実、忠誠といった「人為の徳」が賞賛に値するのは、まさにこうした社会的結合を高次に導くからであり、商業の発展も

また同様の観点から容認される。また逆に熱狂や迷信、党派の利己的な対立や暴力が批判されるのも、そうした結合を弱めるからに他ならない。ヒュームにとって文明は、知識（学問）や道徳、趣味や意見の洗練（*refinement*, *politeness*）であるが、それらをより原理的な水準で見れば、社会相互の「結合」の中で展開されるものなのである。前節で見たスミスと同様、ヒュームが依拠していた文明社会論に固有な主題もまたここにある。

・文明社会論の方法

ここまでの考察によって、われわれの探究の方向はいつそう明確に設定される。

スミスやヒュームが注目したのは、まずなによりも商業の発達をもたらす経済生活の上昇であったが、それは同時に人間の精神・文化生活の上昇でもあった。そうした生活の全般的な上昇は、より原理的な水準（一般的で反省的な観点）では、「社会の結合」の高次化として捉えることができる。「交換」や「作法と習慣」は、まさに人々を結合させる力である。また商業の発達に伴って活発になる「人間交際」や「会話」も、人々を結合させる力である。社会の結合は、人間にとって「自然」に存在する。商業と文化の発展、広く言えば生活における「技芸 *arts*」の発展は、まさに結合のさらなる増大であり、そのことによって生活はより文明化されていくとされるのである。われわれの探究は、まさにこれらの「力」とはいったいどのようなものか、それはどのように人間と社会において作用し、また規定されるのか、に向けられることになる。

ここで視点を大きく転換してみよう。上記に特徴づけた文明社会論の探究は、18世紀の啓蒙主義者にとってのみ重要な主題であった

22 David Hume, 'Enquiries concerning Human Understanding and Concerning the Principles of Morals', (Oxford, 1975), p.202. 渡部峻明訳、『道徳原理の研究』, 哲書房, 1993年, 44頁。

23 'Political Essays', pp.73-4. 『市民の国について(下)』, 253頁。すなわち礼儀は、情念がとみに抱きがちな優越心を、その反対物へと転じる情念規則である。

わけではない。以上までスマスとヒュームを対象に、文明の本質を「作法」「習慣」「会話」など社会を結合する諸力に見てきたのであるが、この主題はエリアスやオルテガ、あるいはタルドやオークショットなどの20世紀の文明社会論者にとっても探究された。その際、彼らが注意を払ったのは、それらを扱うに際しての方法である。18世紀とは異なり、すでに社会科学が高度に分化の兆しを見せつつあったこの時代にあつて、彼らは他とは区別される自らの方法に意識的であらざるをえなかった。文明の問いは、方法の自覚とともになされたのである。こうした方法への注目という観点から、これまでの考察を拡張していくことにしよう。

- 1. 生成と変化への注目

文明化を、ヨーロッパにおける作法の洗練の過程として跡づけた社会学者に、N・エリアスがいる。その問題意識と方法論は、これまで見てきたヒュームらの文明社会論と連続したものといえることができる。

『文明化の過程』からも明らかのように、エリアスは「文明化」を公共生活における「作法 manner」の洗練という観点から描き出している²⁴。礼儀作法は、いわゆる食事や儀礼における礼儀作法（マナー）などの狭い

行為のみではなく、生活のあらゆる局面において適用される振る舞いの規則である。それは一般的な社交や会話儀礼、または男女の交際や性、親子関係あるいは家族や学校における子供の教育、宗教儀式、地位の上下を伴う交際、文化や芸術の嗜好、学問の進展、あるいはスポーツにおけるフェア精神の形成、等々である。これらマナーは、不快や羞恥という情感の社会的編成が変化することによって洗練され、「文明化」されていく。それは心理的かつ道徳的に作用する社会的で感情的な規則であり、外的な強制と内的な制御の両面を持ったものとして - より厳密には外的な強制から内的な制御へと移行する洗練の過程として - 捉えることができるものだ。こうした生活形式の歴史的な変化を説明するのが、エリアスの「文明化」の理論である²⁵。

ここでエリアスの議論の大きな特質は、これら文明化が決して目的をもった過程とは捉えられないということである。なるほど文明化は野蛮的とされる状態からより文明的とされる状態への移行であり、その意味で作法は洗練される。だがここで「洗練」はおそらく周到に選ばれた言葉であつて、感情と規則の編成が時代と共に細かく差異化していく過程を指し示す。差異化の過程に、単一の目的があるわけではないことは、文明化の過程が地域によって異なることから明らかだ。また、その過程は特定の個人が操作しうるものではなく、人々はただそれを反省的に知ることが

24 語源的に見ても、文明は「礼儀」を意味する言葉から生まれた。'civilitas' が礼儀を意味するものから、生活の文明化一般を意味するものへと転換するメルクマールとしてエリアスが注目するのは、1530年に刊行されたエラスムスの『少年礼儀作法』である。これは当時のヨーロッパで爆発的に読まれ、おびただしい類書（いわゆる作法書）を生みだした。特にこうした作法書が当時の宮廷や中流知識人たちの間で広く読まれたという点が重要だ。すなわち、礼儀作法への自覚は、その担い手である政治的・知的エリートが自らを他の階層（および諸外国）から弁別するためのものとして生成したと見なすことができるからである。

25 こうしたエリアスの文明化論は、他方でホイジンガの文化史の系譜とも手を携えつつ、現代社会学にも大きな影響を与えている。例えば、人々の振る舞いを文化資本との関係において捉えるブルデューのハビトゥス論や、「感性の歴史」を考究するアナル派の議論などがそれである。ちなみにエリアスについて書かれた研究書としては以下の優れた業績があり、本稿も参考にした。奥村隆、『エリアス・暴力への問い』、劉草書房、2001年

できるのみである。こうしたエリアスの方法を特徴づけるのは、「作法」を生成的なものとして、つまりは相互依存の「編み合わせ」の生成過程として捉える点である。

ここでエリアスの方法論に注目してみよう。『諸個人の社会』の中で彼は、いわゆる方法論的な個人主義と全体主義の対立について言及し、そのどちらも社会の現実を捉えていないとして退けている。なるほど、確かに社会は個人の集まりによって形成されていることを誰も疑うことができない。他方で、ゲシュタルト理論が教えるように、全体は部分の総和とは別のものであり、全体はその各部分を考察しているだけでは決して解明することのできない固有の法則をもっていること、これもまた疑い得ない事実である。前者にとっては「個人が究極目的であり、諸個人が集まって社会を形成するのは、個人が幸福に暮らすための手段に過ぎない」し、後者にとっては「社会が究極目的であり、個人は手段に過ぎない」とされる。

これをエリアスは次のような仕方で調停する。なるほど方法的な個人主義は社会を個人の集合として捉える。だが、家は建材の集合に還元することができるだろうか。家は確かに、さまざまな建材の集合である。だが建材の石を一個一個取り出して観察してみても、家そのものを把握することはできない。音楽において旋律が音符の寄せ集めではなく、また言語が単なる単語の寄せ集めではないように、「家」や「旋律」や「言語」を成り立たしめているのは、「精神」の働きである。

他方でしかしながら、社会と「家」は異なると言うべきだ。現実の社会においては、下降と上昇が、戦争と平和が、好況と不況が常に入れ替わる。人間の生活は決して静的で調和的であるのではない。またそれは、「家」のように明確な輪郭をもった、目に見える構造物ではない。「諸個人を結びつけるのはセ

メントではない。たとえば大都市の通りを歩き交う人間の群れを考えてみればよい。ほとんどの人間は互いに面識がない。彼らは互いにほとんど関係がない。...この場合、その人間たちは全体の一部だと言えるだろうか。²⁶」したがって、方法論的全体主義のように単に有機的な全体だというだけでは、社会の動的で、かつ目に見えない関係のありようをうまく捉えることができないのである。

そこで彼が注目するのが、「相互依存」の関係である。確かに道行く人は誰も互いを知らないかもしれない。だが、彼らは仕事上のつながりや、あるいは情愛のつながりの中を生きている。行方不明になれば、誰かが捜すだろう。物故した知人もまた記憶に留め置かれる。そうした仕事や情愛の「目に見えない、多数の鎖」こそが相互依存の本質である。人間は、この相互依存の関係の中に生まれ落ち、幼いときからそれを変更したり、新たに作り出したり、取り壊したりすることを学ぶ。エリアスは、こうした相互依存という「関係の編み合わせ」という観点から社会を捉えようとするのである。

そこで注意すべき点は二つある。第一に、社会を形作るそれらのさまざまな関係は、個人の意志によって制御できるものではない、ということだ。関係は個人と個人の意志と行為の集合として分解しうるものではなく、あくまでもそれ自体として捉えなければならない。なるほど人間は、関係の編み合わせの中に生まれてくるが、思うようには操作できない。第二に、そうした関係は、時間を通じて絶えず変化し、同時にそれを統制する「作法」を作り出すことになるだろう。

こうした視点に立てば、いわゆる社会契約論は否定されることになる。社会の起源を裸

26 エリアス、宇京早苗訳、『諸個人の社会』法政大学出版局、2000年、21頁。

の個人と考えることはできない。「人間の存在の基本的条件の一つは、複数の人間が相互に関係し合って同時的に存在すること²⁷」なのであり、もし社会の起源を辿るとするならば、起源にあるのは裸の個人ではなく、やはり社会なのである。われわれは個人として生まれ落ちるのではなく、あくまで社会の中に生まれ落ちるのだ。

そこでわれわれの本能と意識は、12世紀の子供と20世紀の子供が異なるように、社会の関係構造のあり方に規定されている。ではそうした関係のネットワークはどのようなメカニズムで変化するのであろうか。彼はそれを次のように述べる。社会的なネットワークの生成と変化は、人間がその生得的な関係のネットワークからより強く脱却することを通じてである、と。「本能に拘束された」自己規制が、他と人間との関係の中で「精神的な」自己規制へと徐々に変化していくことによって、関係のネットワークは変化していく。作法は、そうした内的な自己規制の変化の過程である。これがエリアスの視座であった。

ここには人間社会を捉える上での確かな視座がある。ここでは個人をあらかじめ自明の実体として捉えた社会像ではなく、また静止状態にある体系として構成された社会像でもなく、社会的諸関係の生成と変化という観点から記述されているからだ。こうした諸関係をイメージするためには、会話を考えるのが適切であろう。ある人が話し別の人が答える会話の過程は、ただ交わされる言葉だけを客観的に記述しただけでは理解できない。会話が進むに連れて各々の意見が変化していき、「外的な」会話の内容がそれぞれの「内的な」意見形成に影響を与える、相互に折り合わされた考えの連なりが会話という行為であり、そこで人間の知的能力は、関係の中で自己統

御を果たすものとして捉えられるのだ。

こうした会話などに見られる、相互依存的で動的な思考や感情の連なり、そして社会の関係の中でより内的な自己規制を生み出すとする精神の働きに注目することが、生活形式の社会変動を記述する上での方法的基礎となる。近代化論が、社会変動をややもすると目的論的で段階論的に記述してしまうのに対して、エリアスは社会変動を生活形式の生成論的で連続的な変化の過程として考えたのである。こうしたアプローチをエリアスは、「図柄 figuration」の変化を捉えるものとして説明する。

「図柄の概念は、社交ダンスを引き合いに出すことによって容易に説明できる。事実社交ダンスは、人間によって形成される図柄という表現が、どのような意味で用いられているかを理解するのに、もっとも手近な実例である。…ダンスにおいて相互に依存し合う人間同士が描く動きの図柄を考えれば、おそらく国家、都市、家庭、あるいは資本主義制度、共産主義制度、封建制度を図柄として想像することは容易になるであろう²⁸。」

ダンスにおいて発生する動きは、まさにダンスに参加している人の中で生じるものであり、そこで個々人ができるのは、その全体の動きを読みながら、自らの動きを制御していくことである。これは社会のあらゆる制度が時間とともに変化する過程を描くのに当てはまる、とエリアスは考える。

こうした方法論のもとに描かれるのが作法の洗練である。作法の洗練は、さながら「図柄」の変化として記述する他ないものである。

28 エリアス、赤井慧爾他訳、『文明化の過程（上）』法政大学出版局、1977年、51頁。また同様の文脈で、なぜ「社会学の人間」や「経済学の間人」と単数形では言われるが、「社会学の間人たち」や「経済学の間人たち」と複数形では言われないのか、と指摘されている点も参照せよ。

27 エリアス、前掲書、31頁。

作法は振る舞いと感情の規則である。文明化は、人間が生まれ落ちた関係の編み合わせを反省し、さらに別のものへと作り替えていく連続的で生成的な、しかも目的論的ではない一連の「図柄」の過程として捉えられる。

- 2 . 反復と模倣への注目

このエリアスの視座は重要である。しばしば人間行為は個別主体の「目的 - 手段」の計画とその実現として描かれる。確かに、行為をそれ自体で孤立したものと見なせば、この想定は意味を持つ。水を飲むのは喉の乾きを潤すためである。このとき彼は、欲求に対してそれを充足する手段を選択したことになる。

だがエリアスの視点からすれば、行為は、その行為をとりまく一連の関係の中でのみ意味を持つ。ある人が水をのむという出来事は、前後の文脈の中で理解され、さまざまな観念と印象とを伴って知覚される。言い換えれば、水を飲むことは、本能（自然）の平面においては欲求の充足であるが、精神の平面においてはさまざまな意味をもった出来事として現れ、また解釈されるのである。（ただ喉が渴いていたのか、それとも少し間をおくことで息詰まった会話を好転させるきっかけが欲しかったのか、等々。）

さらに水を飲むことが、歴史の中で発展してきた作法として長期的な洗練を辿ってきたと見なすならば、水を飲む仕方において、人は作法を反復しながら同時に洗練させている。（手を使って、コップを使って、清潔なコップを使って、あるいは清潔で趣味の良いコップを使って、等々）こうした微視的・巨視的な生成変化を捉えるのが、エリアスの「過程社会学」であった。

こうした視点に従えば、ただ水を飲むという行為もまた、単に孤立した行為としてでは

なく、社会の関係の中に置かれて解釈される。このとき行為は、本能的な活動としてだけでなく、習慣的な活動へと捉え直される。

エリアスが習慣や作法の生成的な「過程」に注目したとすれば、オルテガが注目するのはこれらの儀礼的で反復的な性質である。例えば、寺院や教会で礼拝するときを考えてみよう。礼拝において、人は通常ある形式に従う。この行為を個人の内面のみを独立して切り取ってみよう。そうすると礼拝は、例えば「願い事をする」などの心的な願望を充足する手段である。だが、一般的な視点から捉えれば、礼拝はある一定の形式をもった社会的習慣の模倣であり反復である。なぜこの礼拝形式なのか、またなぜ礼拝が必要なのか、誰も十分には説明できないにもかかわらず、それを行っている。オルテガが注目するのは、行為のまさにこうした性質なのである。以下、『個人と社会』で展開される「挨拶」についての考察をしてみることにしよう。

オルテガもまた、習慣を固有の仕方では捉えようとする。ごく常識的に言えば、行為は通常、次のような仕方では捉えられる。行為は主体によって事物や他の主体へと働きかける意志的な実践である、と。この見方に従えば、社会とは突き詰めれば独立した一人の人間と他の人間の、個人と個人の、人格と人格の間で意志的に発せられる言葉や取り交わされる行為の総体である。そこで社会の関係はつきつめれば、個人と個人の敵対や協調の関係である。恋愛関係は、相互に情愛を持った個人同士が取り結ぶ関係であり、経済関係は相互の利益に配慮した個人間の関係である。われわれはこれら関係における自己のあり方を熟慮しながら、生活している。

だが行為には、それでは説明できない別の側面もある。例えば、規則に反して道を横切るとき警官が注意する場合はどうか。警官が歩行を阻むという行為は、単に警官の個人的

な動機から発するとのみ考えることはできない、とオルテガは言う。警官は交通法規に沿って決められた行為をできる限りもっとも機械的に遂行しているからである。

そのとき行動の責任主体は、警官個人であると同時に警官個人ではない。社会の規則、ここでは交通についての規則である。ではその規則は誰が決めたのか。ある者は「国家」であると答えるかもしれない。では「国家」とは具体的には誰のことか。見えるのはただ目の前の警察官である。「周囲を見渡してみても私は国家を見いださない。…国家とは誰か、あるいはなにものなのか。国家はどこにあるのか。どうか教えていただきたい。だが、それはむなししい願ひである。国家はつねに隠されており、どこにどのようにしているのかもわからない。われわれがそれに手を伸べようと思うとき、われわれの手が触れ、そしてぶつかるのはひとりの、あるいは数人の、あるいは多くの人間たちである。われわれが見るのは、この隠れた実体たる国家の名の下に支配する人たち、すなわち命令し、階級別に働く人たち、上から下、あるいは下から上、謙遜な警官から国家元首へとわれわれを引き渡すところの人たちである²⁹。」

「規則」も「国家」も、特定の誰かとして考えることはできない。ここに集団的・慣習的行為というものの捉え難さがある、とオルテガは言う。習慣となったことを行うのは、そう行われているからである。そう行っているのは誰か。人々である。では人々とは誰か。それは「すべての人であると同時に、特定のだれでもない人である³⁰。」このことは交通法規の事例だけに見いだされるものではなく、例えば服を着るという行為についても当てはまる。われわれが今あるように服を着て

いるのは、われわれの思いつきからでもなければ、純粋に個人的な意志の力でもなく、ある一定の形の衣服や衣装を着て歩くことが慣わしとなっているからである。もちろん、そこには趣味による選択の余地はあるが、しかし「基本線」としてはわれわれは服を着るという慣習に従っている。

ここでオルテガが注目するのは慣習である。警官が注意する場合にも、あるいはごく素朴に服を着る場合にも、それらの行為は、個別の局面で見れば意志的選択の結果である。だがこれらを、そうした個人の内発的な意志や動機には完全に還元できないのであって、このとき行為は、ただ習慣的な行為として説明される他ないものとしての性質を現す。

このことをオルテガは挨拶を例にさらに掘り下げて考察する。例えばパーティで握手を交わすときを考えてみよう。このとき握手を交わしたのは二人の個人である。だが、挨拶という行為は、個人が遂行した行為でありながら、個人が創造した行為ではない。なるほどそこには個人の裁量の余地がある。黙礼を好む人もいれば、握手を好む人もいるだろう。だが挨拶という行為がもつ儀礼的で形式的、かつ習慣的な性質は消えない。「われわれの挨拶の創造的かつ責任ある主体は、他者でも私でもないが、しかしその両者をつつみ、あたかもわれわれの上にあるような誰か、あるいはXである。ここには挨拶の基本線にそって私が付け加えたきわめてわずかな個人的変形、もしくはディテールがありうるに過ぎない³¹。」ディテールは「挨拶という粗布に加えられたきわめてわずかな刺繍」であるに過ぎないのだ。

ここからオルテガは、挨拶について以下四つの特徴を指摘している。第一に、それは私

29 オルテガ、マタイス他訳『個人と社会 人と人々について』白水社、1998年、221-2頁

30 オルテガ、前掲書、225頁。

31 オルテガ、前掲書、229頁。

がただ遂行する一つの行為である。第二に、しかしそれを遂行するのが私だとしても、それはわたしの頭に浮かんだことでもなく、あるいは私が考え出したものでもなく、もっぱら他の人たちからまねたり繰り返したりするものである。第三に、その行為の創造者は過去に特定の誰かが創造したのではなく、ただ歴史を通して反復されてきたものだ。そして第四に、挨拶は個々人の自発的で内発的な動機によってのみ説明することはできない。このようにオルテガは、挨拶という例によって、行為の「形式性」や「模倣性」、「反復性」や「機械性」という特質を指摘したのであった。

行為のそのような側面に注目すること、すなわち行為というものを「習慣」によって捉えることは、重大な人間像の転換を伴うことになるだろう。挨拶は、典型的な人々の間(inter homines)における行為である。挨拶を行うのは、単数形の「人」ではなく複数形の「人々」である。人間は、習慣を選択しているのではない。習慣を模倣し、また反復しているのである。「人々」の視点から見れば、人はただそれを反復しているとしか言いようがない。ここには、習慣を捉える固有の視座がある。オルテガが強調したのは、「人」として見た場合には、個人の内的な事情や意識に基づいて行為しているかもしれないが、「人々」として見た場合には、習慣を模倣し、また反復することで、習慣に参加している、ということであった。そして、それは単に挨拶だけに見られるものではなく、人間のあらゆる行為について当てはまるものである。

こうした視点に立てば、最初に述べた「動機」の問題もまた違った形で表現できるであろう。オルテガが指摘しているように、確かに私がどのような挨拶をするのか、はもっぱら私の選択の問題であって、たとえば私が握手という行為よりも黙礼という行為を選ぶということは十分にあり得る。また親愛にあふ

れた挨拶もあれば敵意に満ちた挨拶もある。だが行為を習慣として捉える立場からすれば、その主体は個人ではない。だが、それは個人の人格と動機を捨象することを意味しない。なぜなら人格や動機は、あくまでも「人々」の平面で読みとられるものだからである。

個人を主体として考察するアプローチからすれば、動機は行為の初動因として捉えられることになるだろう。だが「人々」を主体として考察するわれわれのアプローチからすれば、動機はその行為が背景とする全体的な状況の中で反省的に読みとられる。このことは、倫理の問題を考える上でも重要だ。動機の正しさや間違いを決めるのも、「人々」である。一層正確には、「人々」の中の個人 - オルテガの表現では「準 - 個人」 - と表現すべきであろう。

さて、以上の考察をまとめよう。エリアスもオルテガも、作法や習慣を社会的な関係の中から捉えるという方法の探究にきわめて自覚的に取り組んだ思想家である。分析の焦点は、個人でも全体でもなく、生成した反復される関係であり行為様式に当てられることになる。これは、それ以上別のものに還元できないものであり、例えばそれを個人の選択の結果として捉えることはできない。習慣も作法も、人間がすでにその中で生きる他ないものとして、内在的に捉えられている。人々を結びつけるそれらの力は、すでに存在するのである。

問題になるのは、個人ではなく「人々」である。行為はつねに社会的なものである。それは少人数の小さな社会(個別)から、大人数の大きな社会(一般)まで視点の大小を問わず変わらない。小さな社会であれ、大きな社会であれ、人間は社会の中で行為し、またその意味をあくまでもそこで生成される「関係」の中で読みとりながら、生活を造形して

いる。そのように表現できるであろう。

・ 言語行為の共同性

人間が関係の中であり、また習慣の中にある、というこれまでの考察は、言語行為についても拡張できるであろう。言語を話す、というのは典型的な習慣行為である。発話や言表は個人的な行為である以前に「人々」の行為であるからだ。なるほど人は、自由に話し、表現することができる。だがそれはあくまでも社会の中で行われるのであり、それが「世論」や「会話」を考察する出発点になる。

ここで再びヒュームに注目してみたい。ヒュームは、商業の発展は、知識の発達や交際の活発化をもたらすのみならず、その担い手としての「中産階級」の自由を高めると述べていた。「中産階級」こそ自由な政体の基礎を作る。「奢侈が商業と勤労とを育成するところでは、農民は土地の適切な耕作により富裕になり独立する一方、職人や商人はその財産の一部を獲得して公民的自由（public liberty）の最良かつもっとも堅固な基盤である、あの中産階級に権利と尊敬を引き寄せる。これらの人々は農民のように貧困と精神の貧しさから隷属に甘んじることなく、また領主のように他人を専制的に支配しようという欲望をもたないために、その欲望のために彼らの主権者の暴政に服従しようという気にならない。彼らは彼らの財産を保障し、貴族の専制と同様、君主の専制からも彼らを守る平等な法を熱望する³²。」

こうして商業社会においては、知識の発達と中産階級の勃興をもたらす。この知識と中産階級が結びつくとき、彼らは「公民的自由」の担い手に、つまり「世論 opinion」の担い

手となる。ヒュームにとって「世論」は政治においてもっとも重要な要因であるとされる。なぜなら、どんな専制政治といえども、人民の支持を得なければ成立し得ず、世論によって支持されなければならないからである。「政府が存立しうるのは、世論の上のみである。そしてこの格率は、もっとも自由で民主的な政府に適用されるばかりでなく、もっとも専制的で軍事的な政府についても適用される³³。」いかなる統治もまた、その国民の形成するさまざまな習慣によって規定されるというのがヒュームの基本認識であるが、その習慣はここでは「世論」として表現されている。とくに印刷の自由によって生じた意見の多様性は、自由な政体の基礎を作り出すであろう。そうした意見の担い手こそ、教育され、財産を有した中産階級である³⁴。商業の参加者は、文化の参加者であり、同時に世論の参加者でもある、という意味で政治の参加者でもあるのだ。

- 1 . 世論について

ここで18世紀において「世論」概念がどのような制度的基礎のもとに成り立つものであったのかを簡単に見ておくことにしよう。新聞史研究が一般に教えるところによれば、新

33 *ibid*, p.16 . 『市民の国について（上）』, 226頁。

34 ボーコックは、18世紀における世論の肯定を、流動財産の肯定と並行したものと捉えている。共和主義的な概念に従えば、市民的愛国心は土地の安定所有とセットになっていた。だが、18世紀になると、政治の軸をなすものが、市民的愛国心の保持から世論による支持へと切り替わり、財産保持から貨幣的交換へと切り替わる。18世紀思想においては「武器と土地」から「世論と信頼」への転換、という図が描ける、というのである。（ボーコック、前掲書、第六章）世論も貨幣も、投機的熱狂を引き起こすという意味で、時に不安化する。とすれば政治学の主題は、18世紀において「腐敗」から「熱狂」へと転換したのではないかと考えることもできよう。

32 'Political Essays', p.112 . 『市民の国について（下）』, 44頁。

聞における発行の自由は名誉革命体制のもとでの特許検閲法の廃止（1695年）をメルクマールとする³⁵。そうした印刷物の自由は意見の多様性を作り出し、言論の自由の制度的基礎を作り出すことになる。だが、もちろん世論は単にジャーナリズムの制度化によってのみ成り立つものではない。カフェを集まりの場とするサロンにおける親密的な社交は、活字の世界としてのジャーナリズムを補完する社交的な公共空間を作り出したし、また知識階級の国を越えた交通・文通の拡大は、「文芸共和国」という一つの理念を作り出した³⁶。世論は、新聞や雑誌、書物などのジャーナリズムに現れる公式の意見によってのみならず、社交や文通といった非公式な意見の交流によっても担われていたのである。

こうした世論の発達には、意見の多様性を生み出すとともに、人々が自らの意見を形成するに際して基礎となる情報を提供する。だが、もう少し微細に眺めるなら、世論＝意見とは、いったい何なのであろうか。それは誰がどのような形で作り出すものなのだろうか。

オルテガが挨拶を例に人間行為の習慣的性質を強調した点については先にみた。これにつづけてオルテガは、習慣の最たるもの、それは言語行為であると述べている。

「習慣とは、われわれに自由に道を横切らせないというような国家の習慣とか、国家が我々に義務づけるその他数え切れないほどの振る舞い、あるいは周囲世界からわれわれに押しつけられる衣服の面での規範ばかりでなく、もっと純粹に対 - 個人的関係、たとえば

母と子、恋人同士という関係の中にも習慣は介入している。というのは、互いを理解し合うためには言葉を使うほかなく、そして言語は言語の習慣の巨大な体系、慣用語と形式化された構文形式のレパートリーに他ならないからである。われわれには生まれたときから言語が課されており、そして人々の話を聞くことによって教えられるのである。しかし単語や構文形式はつねに意味、見解、意見をもっているがゆえに、人々の話は同時に人々の持っている意見の「世論」の体系である。すなわちそれは、われわれの中に浸透し、われわれの中に吹き込まれ、ほとんどわれわれを内部から満たし、そしてたえずわれわれを外部から圧迫するところの世論の巨大な総体と言える。³⁷」

儀礼や規則などの慣習が、われわれがただその中で生きる他ない社会の巨大な力であるのと同様に、言語と世論もまた、そうした力 - 「われわれの中に浸透し、われわれの中に吹き込まれ、ほとんどわれわれを内部から満たし、そしてたえず外部から圧迫する」 - である。親子や友人といったごく近い者同士の個別的な会話もまた世論というものとは無関係ではありえない。

ここで「会話」と「世論」の関係は複雑である。「会話」は「世論」を形作る要素であるが、しかしその原因というわけではない。つまりわれわれの個別の「会話」を足し合わせれば「世論」になる、というほど単純に考えることはできない。「会話」は「世論」によっても影響されるからだ。このことは、日々の「会話」が、新聞や雑誌などで流布される意見や判断、イメージといったものによってしばしば誘発され、また強く影響されることを考えれば明らかだろう。

このことは、例えばG・タルドなどが注目

35 芝田正夫『新聞の社会史』晃洋書房、2000年、79頁。とはいえ、この書の立場はむしろ、特許検閲法の廃止以降にも新聞の自由を制約する動きがさまざまに存在した点を論証することにある。

36 ハーバーマス、細谷真雄他訳、『公共性の構造転換』、未来社、1994年（第二版）。

37 オルテガ、前掲書、235頁。

している点である。タルドは、印刷術の成果としてのジャーナリズムの普及が人間を「群衆」から「公衆」に変えたと考える。「群衆」は政府に対して直接的に訴えるために集まる人々の集合であり、公道や公園を占拠し、時に暴力をちらつかせながら示威行動に及ぶ。だが、ジャーナリズムの普及は人々の行動様式を文明化する。かつてモンテスキューが鋭く洞察したように、世論は情念を穏和にする。興奮は冷静にとって変わる。人々は新聞を読むことによって、「群衆」ではなく、「公衆」の世論の中に身を置くようになった。

「文明社会に世論の流れが生まれるにつれ、肉体的な接触という条件はしだいに重要ではなくなる。世論という社会的潮流が生まれてかけめぐるのは、公道や広場などに集まった人々の間ではない。そしてこの社会的潮流こそ、いまやもっとも頑強な心や、もっとも抵抗しがちな理性さをもうちくさき、さらに議会や政府にせまって法律や政令を改廃させるほどに偉大な指導勢力である。³⁸」

公衆としての人間は、世論を媒介としながら個々の人間が相互面識なくして緊密に結合されている。そうした結合は同時に、絶対的な権力の支配を不可能にする。世論において形作られる意見や判断は、誰のものでもあると同時に誰のものでもないからだ。ここでは、いかなる権力者といえども、（原則的には）世論の中で評価される存在に過ぎず、また権力者の語る言葉や演説も、世論の流れに浮かぶ一つの言葉に過ぎない。ある特定の個人の意見は、その場面だけを切り取ってみれば会話の中で独自のニュアンスをもつものであるかも知れないが、公衆として見た場合には世論の流れの中の一つであるに過ぎない。われわれの個々の言語行為の集合が世論なのでは

なく、言語行為が世論のなかで起こるのだ。

ここで重要なのは、世論の流れの中で「現実 actualité」が作り出されるという点である。いったい現実の出来事とは何であろうか。新聞である事件を知るとき、厳密には何を知ったことになるのか。新聞はわれわれが直接見ることの出来ない出来事を伝える。だがメディアは透明な媒体ではなく、伝えることにおいてまさに現実を構成する。

この点はW・リップマンも考察している点である。リップマンは、新聞や雑誌は必ずしも情報を集め整理し配分するだけではなく、それによって不可避に「ステレオタイプ」を作り出すと述べた。新聞を読む公衆は、これらさまざまなステレオタイプを通して世界を眺めるのである。「われわれは事実を自分で見るより前に外界について教えられる。経験する前にほとんどの物事を想像する。そして教育によってはっきり自覚されない限り、こうして出来た先入観が知覚の全過程を深く支配する³⁹」ここで重要なのは、教育などによってステレオタイプを中立化したり、またあらたなステレオタイプに乗り換えたりすることはできても、ステレオタイプから完全に自由になることはできない、というリップマンの指摘である。

現実も、あるいはステレオタイプも、世論の中で生み出されるものである。従って印刷物は単に出来事や事件を再現するのではない。活字と写真、言葉とイメージは、公衆の間で文字通りの「現実」を作り出す。例えばシーザーについて生き生きと書かれた書物は、誰もシーザーの実像など知らないにもかかわらずシーザーという人物の「現実」を作り出す。世論は「現実」をさまざまに生みだし、そしてそのイメージを作り替えていく、

38 タルド、稲葉三千男訳『世論と群衆』未来社、12頁。

39 リップマン、掛川トミ子訳『世論（上）』、岩波書店、123-4頁。

「人々」の言語行為の過程である。人間は、その過程の中に深く巻き込まれている、という認識がここにはある。これが、文明社会の内にある人間が、「公衆」として結び合わされている、ということの意味である。

もちろん世論の流れを、記事の書き手、意見の発信者が作り出しているとも見ることができよう。だが、そうした記者も編集者も世論の流れから無関係でなく、むしろその流れの中にあることを考えれば、彼らの優位はあくまでも相対的なものにとどまる。世論の流れは、一面ではジャーナリズムのなかで作られると同時に、反面では「会話」の中で作られる。われわれは、「会話」での日常的な言語行為によって、つねに／すでに「世論」に参加しているのであり、したがって「会話」と「世論」は互いに互いを折り込み合う関係にあると言える。

- 2 . 会話について

こうした点を、文明論的に捉えた思想家がオークショットである。オークショットは「会話」をきわめて広く捉えており、言語によって結びつけられた人間相互の関係を包括する概念として用いている。そうしたものとして「会話」を考察するにあたって、オークショットはまずそれが目的を有した言葉の交換であるとする見方を退ける。「会話」は、弁証法の哲学に見られる真理をめざした議論や論争としてのみ捉えることはできないし、またあるいは暇つぶしや退屈しのぎを目的としたものとしてのみ捉えることもできない。前者にとって会話は、情報の収集や科学的な発見のための手段に過ぎず、後者にとって会話は安楽のための手段に過ぎない。だが「会話」はそうした目的のための手段ではない。「会話においては、参加者達は、研究や論争に関わるのではない。そこには、発見される

べき「真理」も、証明されるべき命題や、めざされるいかなる議論もない。彼らは互いに知識を伝達したり、説得したり、論駁したりすることに携わるのではなく、したがって彼らの発話の適切さは、彼らがみな一律の用語法で語るということに依存しているのでもない。⁴⁰⁾

では会話とは何か。オークショットは次のように述べる。「それは、臨機応変の知的冒険なのだ。会話においても、賭け事の場合と同様、勝ったりすったりすることにその意味があるのではなく、かけることそれ自体に意味があるのである。⁴¹⁾つまりは、会話は世界についての新しい発見などいかなる意味においてもその結果としてもたらされる利益を当て込んだ行為なのではなく、ただ参加する行為なのである。それは、多数の声が互いに異なりつつも、時に折り重なりながら進む発話の集蔵体なのだ。

こうした「会話の参加」の中にオークショットは文明化の本質を見る。「われわれが文明化された人間であるのは、自分自身と世界についての研究や蓄積された知識の相続人であることによるのではない。むしろ、原初の森の中で始まり、幾世紀もかかわって拡張され、徐々に分節化されていった会話という伝統の相続人であることによるのである。もちろん、議論や研究や知識は存在するが、これらが有益であるのは、それらがこの会話の中の言葉と見なされ得る限りのことである。⁴²⁾ここで会話が社会全体の相の下に捉えられていることに注意すべきだろう。個人と個人がさまざまな場面で会話することは、見方によれば、一つの完結した行為である。もしそれ

40 オークショット、田島正樹訳「人類の会話における詩の言葉」(『政治における合理主義』、劉草書房、1988年)、238頁。

41 オークショット、前掲書、239頁。

42 同上。

が意見の競い合いや論争であるならば、それは目的を持った会話だ。だが、オークションが捉えようとするのは、そうした個別の会話ではなく、会話群とでも言うべきものであって、多数の声の目的や終局を持たない終わりなき連なりである。そしてもし、そうした会話が特定で単一のドグマの中に回収されたり、また参加者達の不作法や傲慢によって一部の声がすべてを力で制するといったことが起こる場合には、会話の連続は断ち切れ、文明は野蛮に転化する。これがオークションの「会話」論である。

ここで注意すべきは、「会話」が特定の個人間で閉じるものとしてでも、特定の場所や、時代のみで閉じるものとしてでもなく持続的な連なりとして捉えられている点だ。文明とは「会話」への参加であるとオークションが言う時、会話を構成するのは現在の声だけではなく過去の声でもある。「会話」が結びつけるのは、決していまこの人間だけではなく、過去と、そしておそらく未来の人間をもであるだろう。彼が「会話」にみた文明の本質は、まさにこの点にある。「会話」がもたらすのは単なる社会の結合ではなく、社会の「持続的」結合であるのだ⁴³。

会話は現在の声だけではなく、過去の声をも含む。だが、われわれが過去の声と向き合うとはどういうことなのだろうか。ここでオークションが「詩」について述べていることは重要である。

オークションは「会話」をいくつかのタイプに類型化している。「科学」「実践(政治)」

43 また「会話」の伝統は、特定の空間で閉じたものと考えする必要はない。外国で書かれ、また発話された声も、それが自国の伝統の中に翻訳されて「会話」の中に現れることもあり得るからだ。すなわちここでは、必ずしも特定の国語による伝統を想定する必要はないのであって、ギリシャ語で書かれたプラトンの声も、伝承と翻訳を通じて各国の会話の中に現れるのである。

「歴史」「哲学」そして「詩」である。これらはそれぞれに特有のイディオムや語法をもったものとしてそれぞれ会話の伝統を作り出しているが、オークションが重視するのが「詩」である。「詩」つまり「詩的活動」はここでは広く芸術全般を指すものであり「絵を描くこと、彫刻すること、演じること、踊ること、歌うこと、文芸作品を創作すること、作曲すること」が含まれる。それは、科学的探求や政治的議論とは区別される、「鑑賞」や「愉悦」によって特徴づけられる想像作用(imagining)である。それはプラトンが考えるように天上のアイデアを現前させる行為でもなければ、ロマン派が考えるように内奥的な情緒の表出なのでもない。オークションにとって詩的活動とは、会話の中に新しいイメージ(例えば言語と言語の組み合わせ)を付け加えることにある。ここで詩人は、会話の持続に参加し、その想像作用によって新しいイメージ、新しい語法、新しいイディオムを生み出す、そうした「革新」をもたらす存在の代表である。ここで詩人の想像作用があくまでも「会話」の中で行われるという視点から重要だろう。詩人のインスピレーションから詩が生み出されるのではなく、会話の中で新しいイメージを生み出すことによって人は詩人に「なる」のだ。

このことは、詩人についてのみ当てはまるのではなく、人間の思考活動や言語活動一般に当てはまると考えるべきだろう。経験論哲学が教えるように、人間の思考は、それぞれの個人の内部で閉じるものではない。なぜなら、思考の素材となる観念やイメージは、あるいはその接続としての命題や規則もまた、すべて習慣と世論の中で与えられるものだからである。思考に必要な観念は、個人に先立って社会に存在する。そして人間は会話への参加によって、それら所与の観念や規則を革新していくのである。

こうしたオークショットの「会話」論の検討から、これまで「習慣」について述べてきたさまざまな特質をまた別の視点から述べ直すことができるであろう。これらは社会を単に結びつけるのみならず、社会を持続的にも結びつけるのであり、それは単なる反復、単なる模倣ではなく、想像作用によって公衆の中に新しい「現実」を作り出す不断の過程でもあるのだ。

・ 中間総括：文明社会の両義性

これまでの議論で、18世紀のスミスやヒューム、また20世紀のエリアス、オルテガ、オークショットなどを取り上げながら、われわれが探究する文明社会論について、おおよその概観を与えてきた。ここからわれわれは文明社会論の主題と方法とについて以下のように言うことができよう。

第一に、文明社会論がまずなによりも注目するのは「商業」の発展であるが、問題はその「商業」が他方で「作法と習慣」や「会話」（世論）といったものの働きを促進し、同時にそのことで「商業」もまた活性化されるという関係である。「商業」も「交換」によって推進されることを考えれば、「作法や習慣」「世論」といった他の力と同様、文明の推進力の一つである。作法も習慣も、あるいは会話も世論も、「社会をかくあらしめている」持続的で共同的な力である。社会が存在するとは、まさにこれらの力によって人々が高度に結びつけられているということなのであり、文明化とは、社会結合が高次化されていく過程なのである。文明社会論は、社会を結びつけるこうした複数の力、「人々」の複数の力能に注目する。

第二に、その探究にあたっては、そうした力の持つ生成的、反復的、持続的な性質に注目し、他の要素（例えば「個人」）に還元す

ることなく分析する方法が要請される。人間社会に働く力は、「それ自体」として捉えられなければならない。このアプローチに従えば、社会はこれらの力の集合であって、個人の集合ではない。人間は、持続的な作法や習慣の中に生まれ、順応し、それを革新するが、その過程を捉える上では、人間の心理的・精神的・想像的な働きに焦点が当てられる。人間はその中に生まれ落ちる「自然」（象徴体系）を反省によって組み替えていく。文明社会論はこのような方法的アプローチのもとで、生活の微視的・巨視的な関係を説明しようとするものである。

以上はあくまでも概観であり、いまだ説明を要する多くの論点が残されている。だが、そうした具体的な考察は、本稿に続く一連の考察において果たすことにして、ここでは最後に、次の重要な点について論じておきたい：そもそもなぜ、こうしたものが注目されなければならないのだろうか。そしてなぜそれは一般的な社会理論とは異なった方法でアプローチされなければならないのか。

これらの問いは、本稿の冒頭で確認した、文明社会の社会批評としての側面に関わるものである。これまで見たきたように、どの時代であれどの地域であれ、人間の住む所には社会が存在し、またその発展に際しては、結合を高次化する文明化の働きが見られると考えて良い。とりわけ商業が発達し、文化が発達した近代社会においては、人々はかつてない文明を享受していると言えよう。だが、そこで享受している文明なるものの本質はいったい何であるのか。われわれがこれまで見てきた議論に従えば、それは社会を結合させる力であり、人間の想像力の働きによって一般的に、また反省的に見いだされる力である。礼儀も習慣も、それ自体では決して見ることができないものの、しかし現実に作用する力として、事物そのものではなく、事物を象徴

的な仕方では捉える想像力の働きと不可分である。しかしながら文明の本質をこのように人間の想像作用の中に見ることは、同時に文明を実体のない、ある意味では虚構的で空想的な産物であると捉えることでもある。

歴史を振り返れば明らかなように、生活は容易に文明から転落する。享受していたはずの文明は、災害や戦争によって平和が破られたとき、いとも簡単に消え去ってしまう。内乱によって街が灰燼と化すとき、築き上げてきた作法の洗練はどこかへ吹き飛んでしまう。生活物資は、貨幣による交換といった迂遠な手段によってではなく、自力で手に入れなければならない。新聞を読む公衆の文明的な政治参加は、公道を占拠する群衆の直接行動に取って変わるだろう。会話の持続が断ち切れ、暴力による専制支配が現れたのは、歴史上一度や二度ではない。文明が消え去れば、われわれは再び野蛮な、それぞれが関係をもたない孤立した存在として、裸のままに世界に投げ出される。文明は、ケインズの比喩を借りれば「薄く、頼りにならない外皮⁴⁴」であるのだ。

このことは、これまでに述べた論者たちのすべてにとって、共通した認識であった。彼

らが文明に見たのはある種の両義性である。すなわち、「社会をかくあらしめている」力への注目、それが社会を結びつけ、生活をより文明的なものにしていく過程をただ分析するためだけでなく、それが容易に反転し、また場合によっては崩れ去ることをも洞察していた。

実際、習慣といい作法といい、また世論といい、実体として捉えることのできないものである。それらは、「人々」が作り出した。だが「人々」とは誰か。それは人間の想像的な結びつきのみを意味する。従ってその基礎は危うい。商業もそうした人々の想像的な結びつきの上に成り立つものである。文明の状態は、積み上げられた富ではなく、富を作り出す制度（労働と交換）によって測られる、というがスミスの洞察であった。だが制度はただそれ自体では人の胃を満たさない。文明は人間が物質的・精神的な必要を満たすのを助けはするが、直接それを満たすわけではないのである。

文明社会論の基礎にあるのは、まさに社会の＜脆さ＞の直視である。＜脆さ＞の痛覚こそが、文明社会論を固有の社会理論として特徴づけるもっとも重要な要素だと考えたい。習慣といい作法といい、また会話といい世論といい、または商業といい、それらは社会が平和的に維持され、安定的で堅固なものである限りにおいて働く力に過ぎない。文明は平和によって維持される。平和を破るのは戦争である。では何が戦争をもたらすのか。社会のさまざまな制度、精巧な結合様式 - すなわち文明 - の失調によってである。文明は、まさに自らの原因によって滅びるものでもある。

だからこそ、文明は単に観察されるのみならず、積極的に維持されなければならないのであって、ここに文明社会論が単なる社会理論であるのみならず社会批評でもある、とい

44 J.M.Keynes, 'My Early Brief', in The Collected Writings of John Maynard Keynes vol. X, p.447. この引用を含む『若き日の信条』は、ケインズの文明への両義的視点を示すものとして重要である。彼は、こうした「外皮」を少数の人によってうち立てられ、巧妙に維持されてきた規則や慣習であると述べ、先行者が案出した生活を秩序づける精緻な枠組とも述べている。またそのすぐ後の箇所では、それを「生活の型」とも呼び変えている。しかしそれらは、生活の盤石な基盤としてではなく、人間が秩序ある社会をつくりだす上で否応なく依存せざるを得ないものとして捉えられている点は、強調に値する。加えて強調すべきは、彼がこれを合理主義批判として述べている点である。文明は、個人が合理的だから維持されるわけでも、不合理だから滅びるのでもない。仮に個人が合理的であっても衰退する。

うことの真の意味がある。すなわち文明は、人々の道徳と精神とによって運用され、選択され、また考案されるものであり、したがって文明は高度に精神的であるのみならず、政治的な産物でもあるということの意味しよう。

以上から確認すべきは次のことである：文明化は社会の結合を高次化させる。しかしそれは維持されるための創意と考案とを絶えず必要とする、想像的で非実体的な、また歴史的で政治的な産物である。このような観点から、文明社会の諸力の分析を進める必要がある。最後に、これまでの考察から、今後のわれわれの議論で主題となる点について、二つほど述べておきたい。

本稿では複数の思想家に注目しながら、社会の結合を捉える方法的視点として、個別の主体を出発点とする観点を退け、あくまでも習慣をそれ自体固有の働きを持つ力として注目してきた。オルテガが言うように、習慣は誰か特定の人間の意志に還元することも、また社会を構成する人間の合意に基礎づけることもできない。「一つの習慣を設定するために社会の全ての人の意見の一致を見たことなど、いままで決してなかったのである。⁴⁵」習慣は非人称的で非人格的な力の働きであり、歴史的に見ればつねに生成変化する過程でもある。

また、とりわけ人間の言語行為に照準を合わせたとき、言語行為の素材としての「現実」は、まさに「人々」の中で作られる。会話への参加によって、世論へと巻き込まれることによって、それらの素材を組み合わせながら会話し、世論を形作るのである。これらの論点を、もう少し厳密に表現する必要がある。

ここで出発点となるのはヒュームの思想であるだろう。先にも述べたように、ヒュームは人間は習慣という「自然」の中に生まれ落ちるものとして捉えていた。ここで「自然」は、知的または道徳的なさまざまな規則の体系である。人間の知性と情念とは、それら社会の規則によって規定されるが、そうした規則はあくまでも反省の中で見いだされるものである。「物的活動であれ心的活動であれ、あらゆる活動の必然性は、適切に言えば行為者の性質ではなくて、諸活動について思案し、思考する側の性質である。⁴⁶」そしてそうした思考は、あくまでも人間の想像力の中で行われ、生気を与えられるものであるという点に注意が必要だろう。ヒュームの体系において想像力は、印象の喚起によって規則に生気を呼び起こすものであり、またでたらめな空想を生み出すと同時に、それを反省によって矯正する能力でもある。彼の哲学は、そうした知性や感情の規則が、人間の想像力の中で形作られ、また刷新される過程に注目する。この点は詳細な検討を必要とするが、しかしここで重要なのは、ヒュームが描き出す習慣や規則は、単に社会的に共有され洗練されていくものであるばかりでなく、その性質においては想像的であると同時に現実的なものである、と捉えられている点だ⁴⁷。

こうしたパースペクティブの下で分析の中心に置かれるのは習慣であるが、しかしかといって知的活動や言語行為における「個人性」をまったく否定するものではない、という点を確認しておこう。これまでの議論の中でわれわれの議論と異なるものとして区別してきたのは、個人を社会の構

45 オルテガ、前掲書、258頁。

46 'A Treatise of Human Nature', p.408. 『人生論(三)』194頁。

成主体としてア・プリアリに立てる社会理論の方法である。すでに述べたように、人間はすでにある社会の運動の中に生まれてくる。ここでわれわれはまずその習慣と作法とに順応し、そしてまたそれを革新する。そうした革新は、知的には新たな「信念」の形成として、また道徳的・政治的にはさまざまな制度の「考案」としてなされることになるだろう。そうした革新への注目が意味するのは、習慣の働きの中で、それを超出したところに生じる「主体化」の動きである。オークショットを参照しつつ述べたように、われわれは主体で「ある」のではなく、個別的なさまざまな事情に応じて主体に「なる」のである。

第二に、先に見た文明の衰退の問題がある。習慣が目に見えず、あくまでも想像と反省の働きの中でしか見いだせないという点に、文明の〈脆さ〉がある。すなわち、文明は単にその働きを解明するのみならず、その維持の手法が模索されなければならないのである。だがそれはいかにしてか。

この点に、文明社会論のもっとも大きな課題があるのはいうまでもない。その本格的な探究はここでの課題ではないが、これまでの考察から文明の衰退について以下三つの点で予示することができる。

第一に、文明の衰退は、まずなによりも

当の共同体において社会を結合する力が弱まることを意味するであろう。交換や作法、習慣や会話が、社会を結合させるという認識が見失われ、制度が本来の効力を失効するとき、それは文明の危機を意味する（結合の不調和）。第二に、人間がその中に生まれ落ちる習慣も作法も、順応だけでなく、つねに革新を必要とする。そうした革新を生み出せなくなったとき、文明は停滞し、やがて衰退することになるだろう。すなわち文明の活力の低下こそが、衰退の要因である（活力の滞留）。そして第三に、「国家」の衰退である。この第三の点について若干補足しておきたい。

再びヒュームに注目しよう。ヒュームにとって社会とは、人間が文明化の過程で作り出したさまざまな考案物の集合であった。だが、そうした文明が可能になるのは、あくまでも政治社会（国家）が十全に統治されているからである。彼は次のように述べている。

「政体（または統治形態 forms of government）は他の人為的な考案物とは様子がだいぶ異なる。というのは、ほかの人為的な考案物の場合なら、もっと正確で都合のよい考案が発見できれば、古い方を捨ててしまうことができ、またその考案の成功があやふやな場合だって、それを試してみることが平気でできるからである。しかし政体は一度確定されてしまうと、その確定されたという事実のために、他の政体に対して限りない強みを持つ。⁴⁸」

ヒュームは国家を、君主による国土の所有と捉えている。これはイギリス史についての彼なりの考察から導かれたものであるが、君主による国土の所有はまず略奪と先占によって始まり、時効の効果によって徐々に人民に定着していったものであるとされる。この見立ては、特段イギリスにの

47 ホワイトヘッドは、ヒュームのそうした問題提起を独自に継承しつつ、そうした人間の想像力の働きを「象徴作用 symbolism」と呼び変えている。人間の活動は、すべてそうした象徴体系の産出なのである。そしてホワイトヘッドは、そうした象徴体系の「理性の光に照らした」修正を伴わない限り、文明は衰退すると考えていた。ここにヒュームによって開始された経験論哲学のより精緻な展開をみるだけでなく、20世紀文明社会論の基礎認識を見ることができよう。ホワイトヘッド、市井三郎訳、『象徴作用』河出書房新社、1980年。

み見いだされるものではなく、封建制から君主制へと歩んだ歴史を持つ多くの国家について当てはまるものであろう。だがどのような形をとったものであるにせよ、すでに定着し信任を得てきた国制のあり方にこそ、文明社会にとってもっとも重要な安定の基礎が存在するとするヒュームの考えは重要である。商業の発展も、またそれに伴う文化の発展も、政府による社会の安定がなければ決して起こりえない。あらゆる人為的考案物の中で、国家は、社会結合を維持するためのもっとも重要なものであり、ヒュームはそれを「忠誠」という人為的義務の遵守によって - 今日の政治哲学の言葉で言えば、「帰属」 - 基礎づけようとした。

良く知られている通り、(自然からは生じないという意味での)人為的徳としてヒュームが挙げているのは「正義」「忠誠」「誠実」である。とりわけ彼が重視していたのは「忠誠」であるように思われる。「政治的支配の起源について」の中で彼は、政治社会のより高次の結合のためには「正義」が必要であるが、しかし「正義」は人間本性の近視眼的な視野のために往々にして破壊されがちであると述べている。すなわち「一般利益」を保障するものとしての権威(政府)の確立と、「忠誠」の人為義務が「正義」を強化するものとして必要とされるのである。

ここで「忠誠」が、別段権威に対する盲従を意味しないことは、彼が別のところで様々に展開している自由政体論などから明らかである。それはあくまでも人為であり、つまり社会を高次化するために案出された積極的な義務なのである。つまり、政府やその指導者に対する盲信ではなく、法に実

効性を与えるために必要な、一般的な視点から反省的に見いだされる義務なのである。ここに道徳論が、政治論へと転化するヒュームに独特な理路がある。

商業も、また学問の発展もさまざまな技芸の発展も、人々によって生み出され、維持され、改良されていくことで文明生活の繁栄をもたらす手段となる。だがそれらは、あくまでも国家という基本的な制度の安定によって政治的に維持されるものである。ここにヒュームが政治に与えた特権的な場所があり、またスミスが経済をあくまでも「立法者の科学」の体系の下に捉えようとした、真の意味があると言えよう。文明社会は、自然的に生み出される道徳的基礎の上だけでなく、政治的基礎の上に打ち立てられない限り、容易に朽ちゆくことになるのだ⁴⁹。

こうした文明の衰退要因への注目とは、18世紀の啓蒙主義の時代にあってもさまざまに考察の対象となったが、それが痛切な問いとして現れたのは、やはり野蛮な大戦争に直面した20世紀においてであった。エリヤスが文明化について論じたとき、彼が真に意図していたのは粗野な暴力から作法の洗練へと移行するはずの文明化の過程が、しかしながら暴力という本質を決して社会から追放できるわけではなく、時におどろくほどの野蛮さで文明の中心に噴出することへの警鐘であった。またここでオー

49 ヒュームの国際関係論もまた、同様の認識の上に形成されているように思われる。正義は国家内のみならず国家間にも必要であるとヒュームは言う(「政治社会について」)。経済的・文化的に広範に接触する国家同士の間には、国際法の規則が存在する。だが正義を補完する忠誠は国際社会には存在しない。高名なヒュームの勢力均衡論は、こうした正義を補完する代替的手段の模索として位置づけることができよう。国際社会(もちろん、彼にとってはヨーロッパであった)の「結合」もまた、政治論の隠されたテーマである。

48 'Political Essays', p.221. 『市民の国について(上)』, 186頁。

クショットが、会話を文明化の推進力と見なし、また潜在的で生成的な伝統と慣習の諸力を国家の基礎としながらも、他方で「万人が万人の敵である」自然状態の哲学者ホッブスへの共感を隠さず、いかなる文明社会といえども解消されることのない、人

間の本質的に孤独な「境涯」をホッブスの思想の中に読み込んだことを思い出しても良い。いずれにせよ文明社会論は、そのもっとも重要な点において政治社会（国家）論を必要とすると言えよう。

執筆者紹介(掲載順)

小川 功	滋賀大学経済学部	教授
筒井 正夫	滋賀大学経済学部	教授
和田 佳之	滋賀大学経済学部	助教授
鈴木 康夫	滋賀大学経済学部	助教授
道上 静香	滋賀大学経済学部	助教授
宮本 孝	滋賀大学経済学部	教授
三神 憲一	滋賀大学経済学部	教授
柴山 桂太	滋賀大学経済学部	講師